

令和元年度
福岡市包括外部監査の結果報告書

令和2年3月

福岡市包括外部監査人
公認会計士 吉村 祐二

目次

I 監査の概要	1
1 監査の種類	1
2 選定した特定の事件	1
(1) 監査のテーマ	1
(2) 監査の対象期間	1
3 特定の事件として選定した理由	1
4 監査の方法	2
(1) 監査対象部署等	2
(2) 監査の視点	2
① 学校教育に関する事業について	2
② 財産管理の状況について	2
③ 教職員の労務管理を踏まえた財務事務の執行状況について	2
(3) 監査の実施方法	2
5 監査の実施期間	2
6 監査実施者	2
7 利害関係	3
II 監査対象の概要	4
1 福岡市の状況	4
(1) 財政状況	4
(2) 人口推移	4
2 監査対象の概要	5
(1) 福岡市の教育について	5
① 福岡市の教育施策体系	5
② 新しいふくおかの教育計画(第1次福岡市教育振興基本計画)	5
(2) 予算及び決算	6
(3) 教育委員会について	7
① 教育委員会事務局組織機構・分掌事務(令和元年度)	7
(4) 市立学校の概況	9
① 小学校の概況	9
② 中学校の概況	16
③ 高等学校の概況	20
④ 特別支援学校の概況	21
(5) 公益財団法人福岡市学校給食公社について	23
① 概要	23

② 組織概要.....	23
III 監査の結果の概要.....	25
1 監査の結果の記載方法.....	25
2 指摘事項及び意見の件数.....	25
3 監査の視点と実施した監査及び結果の関連.....	26
IV 財務事務における監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見.....	29
1 学校教育に関する事業についての視点に関する監査結果.....	29
(1) 「第1次福岡市教育振興基本計画」における個別事業と成果及び契約事務について..	29
① 「第1次福岡市教育振興基本計画」の概要.....	29
② 「第1次福岡市教育振興基本計画」における個別事業と成果について.....	38
③ 監査手続の概要.....	38
④ 個別事業について.....	44
【基本的考え方1 たくましく生きる子どもの育成】.....	44
④-1-1 「学生サポーター」制度活用.....	44
④-1-2 「子どもと本をつなぐ学校図書館」推進事業.....	48
④-1-3 NPO との共働による不登校児童生徒の保護者支援事業.....	68
④-1-4 アントレプレナーシップ教育～ふくおか立志応援プロジェクト～.....	72
④-1-5 いじめ・不登校ひきこもり対策支援事業.....	76
④-1-6 いじめゼロプロジェクト.....	80
④-1-7 ことば響く街ふくおか推進事業.....	82
④-1-8 スクールカウンセラー等活用事業.....	84
④-1-9 スクールソーシャルワーカー活用事業.....	90
④-1-10 ネイティブスピーカー委託事業.....	100
④-1-11 医療的ケア支援体制整備.....	108
④-1-12 科学わくわくプラン.....	110
④-1-13 学校における人権教育研修.....	114
④-1-14 学校ネットパトロール事業.....	118
④-1-15 学校図書館支援センター事業.....	124
④-1-16 学力パワーアップ総合推進事業.....	128
④-1-17 教育相談機能の充実.....	152
④-1-18 子ども読書活動の推進.....	160
④-1-19 子ども日本語サポートプロジェクト.....	164
④-1-20 市立高校国際教育の推進.....	168
④-1-21 小学校外国語科支援事業.....	172
④-1-22 小学校外国語活動支援事業.....	178
④-1-23 職場体験学習事業.....	184

④-1-24 食育推進事業.....	186
④-1-25 進路実現・キャリア教育推進事業.....	190
④-1-26 生活習慣・学習定着度調査.....	194
④-1-27 体力向上推進事業.....	200
④-1-28 通級指導教室の整備.....	210
④-1-29 特色ある教育推進事業.....	212
④-1-30 特別支援学級の整備.....	220
④-1-31 特別支援学校就労支援事業.....	222
④-1-32 特別支援教育支援員等の配置.....	226
④-1-33 福岡・釜山教育交流事業.....	230
④-1-34 保幼小中連携の推進.....	232
④-1-35 魅力ある高校づくりの推進.....	236
【基本的考え方2 信頼される学校づくりの推進】.....	240
④-2-1 学校サポーター会議推進事業.....	240
④-2-2 学校公開週間推進事業.....	242
④-2-3 学校問題解決支援事業.....	244
【基本的考え方3 信頼に応え得る教員の養成】.....	248
④-3-1 教職員の指導力向上を図る研修.....	248
④-3-2 教職員メンタルヘルスマネジメント事業.....	252
④-3-3 多様な人材の確保.....	256
④-3-4 調査研究.....	258
④-3-5 派遣研修.....	262
【基本的考え方4 社会全体での子どもたちの育成】.....	264
④-4-1 家庭教育支援事業.....	264
④-4-2 子どもの安全対策.....	268
④-4-3 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業.....	270
④-4-4 地域の教育力育成・支援事業.....	274
【基本的考え方5 教育環境づくりの推進】.....	276
④-5-1 アイランドシティ地区小学校整備.....	276
④-5-2 学校規模適正化事業.....	278
④-5-3 学校給食センター再整備事業.....	280
④-5-4 学校施設空調整備事業.....	292
④-5-5 学校事務センター(共同学校事務室)設置事業.....	294
④-5-6 校舎及び附帯施設等整備.....	298
④-5-7 校舎増築.....	302
④-5-8 校務情報化推進事業.....	306

④-5-9 大規模改造.....	310
④-5-10 部活動支援.....	314
【全般・その他】.....	318
④-6-1 「新しいふくおかの教育計画」の推進.....	318
④-6-2 人権啓発地域推進組織育成.....	320
④-6-3 図書館資料収集等.....	322
⑤ 学校予算の執行について.....	325
(2) 共同学校事務室の運用について.....	328
① 共同学校事務室の概要.....	328
② 共同学校事務室の成果について.....	331
③ 監査手続と結果.....	331
2 財産管理の状況についての視点に関する監査結果.....	333
(1) 施設管理, 財産管理について.....	333
① 学校における財産管理の概要.....	333
② 対象となる財産.....	333
③ 物品の管理責任体系.....	334
④ 物品管理に関する具体的な事務手続き.....	335
⑤ 監査手続と結果.....	336
(2) 債権管理(未収金), 学校徴収金等の管理について.....	354
① 学校徴収金.....	354
② 学校給食費.....	366
3教職員の労務管理を踏まえた財務事務の執行状況についての視点に関する監査結果.....	371
(1) 学校における労務管理の状況.....	371
① 学校における労務管理の概要.....	371
② 教職員の人件費と労務管理.....	372
③ 教育委員会における人件費及び労務管理の状況.....	383
④ 監査手続と結果.....	399
V 市の学校教育全般に関する意見【総合意見】.....	405
1 教育委員会の学校現場サポートの強化について.....	405
(1) 学校と教育委員会の関係.....	405
(2) 学校現場単独では対応が難しい事象.....	406
(3) 職場としての学校の評価.....	407

I 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

(1) 監査のテーマ

福岡市学校教育に関する財務事務について

(2) 監査の対象期間

原則として平成 30 年度とし、必要と認めた場合、令和元年度及び平成 29 年度以前の過年度についても監査対象とした。

3 特定の事件として選定した理由

学校教育は将来の社会を担う子どもたちを育成するものであり、市民生活と密接に係っている。福岡市における教育費の令和元年度予算額は 1,223 億円であり、一般会計の約 14.2%を占めている。

福岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)では平成 12 年に策定した「教育改革プログラム」の成果と課題を踏まえ、平成 21 年6月に福岡市におけるはじめての教育振興基本計画となる「新しいふくおかの教育計画～『改革』と『共育創造』～」を策定し、学校だけでなく家庭、地域・企業等が一体となって多様な教育課題を克服し、福岡市の教育目標を達成するために様々な施策に取り組んできており、令和元年6月には「第2次福岡市教育振興基本計画」が策定された。

学校教育を取り巻く環境は、超スマート社会(Society5.0)の実現に向けた動きや働き方改革の推進など、社会が急速に変化する中で大きく変化しており、学校教育に関する事務も状況の変化に応じて適切に行われることが期待される。

そのような中、本市は市内に 144※の市立小学校、69 の市立中学校、4の市立高等学校、8の特別支援学校を抱え、学校事務の効率化と教員の負担軽減も大きな課題となっている。このため令和元年度より学校事務の一部を集約する「共同学校事務室」を全市展開する取り組みを開始しているが、このような取り組みを含めて、学校事務及びこれを支援し統括する教育委員会の財務事務に関し、内部統制の観点を含めて幅広く監査することは、その規模や重要性を踏まえると意義あることと考える。

これらに関する現状把握に基づく正確な課題認識を行い、その対応について効果的かつ効率的に実施しているかどうか検討することが有用であると考え、包括外部監査のテーマとすることが相当であると判断した。

※令和元年度開校の照葉北小学校は除く

4 監査の方法

(1) 監査対象部署等

	部局等
1	教育委員会
2	公益財団法人福岡市学校給食公社

(2) 監査の視点

監査実施にあたっては、主に次のような視点をもって監査を実施した。

① 学校教育に関する事業について

- ・ 「第1次福岡市教育振興基本計画」に基づく事業が実施され成果が得られているか
- ・ 契約事務が適切に行われているか
- ・ 「共同学校事務室」が適切に運用されているか

② 財産管理の状況について

- ・ 施設管理、財産管理は適切に行われているか
- ・ 債権管理(未収金)、学校徴収金等の管理は適切に行われているか

③ 教職員の労務管理を踏まえた財務事務の執行状況について

- ・ 「教職員の業務改善のための実施プログラム(平成 30 年3月)」が適切に運用されているか
- ・ 労務管理を踏まえた財務事務の執行が適切に行われているか
- ・ 教職員が適切に配置されているか、またそのための採用が計画的に行われているか

(3) 監査の実施方法

「(2)監査の視点」に基づき、次の手続を実施した。

- ・ 監査対象事業の概要把握
- ・ 監査対象事業の所管部局に対するヒアリング
- ・ 監査対象事業に関する資料の閲覧

5 監査の実施期間

令和元年 7 月 30 日から令和 2 年 2 月 28 日まで

6 監査実施者

包括外部監査人	吉村 祐二	公認会計士
補助者	内野 健志	公認会計士
同	西 秀雄	公認会計士
同	古賀 竜介	公認会計士
同	吉田 武司	公認会計士

同	稲吉 浩司	公認会計士
同	大隈 敦	公認会計士試験合格者
同	田中 峻太	公認会計士試験合格者
同	渡邊 洋祐	弁護士
同	近藤 郁子	

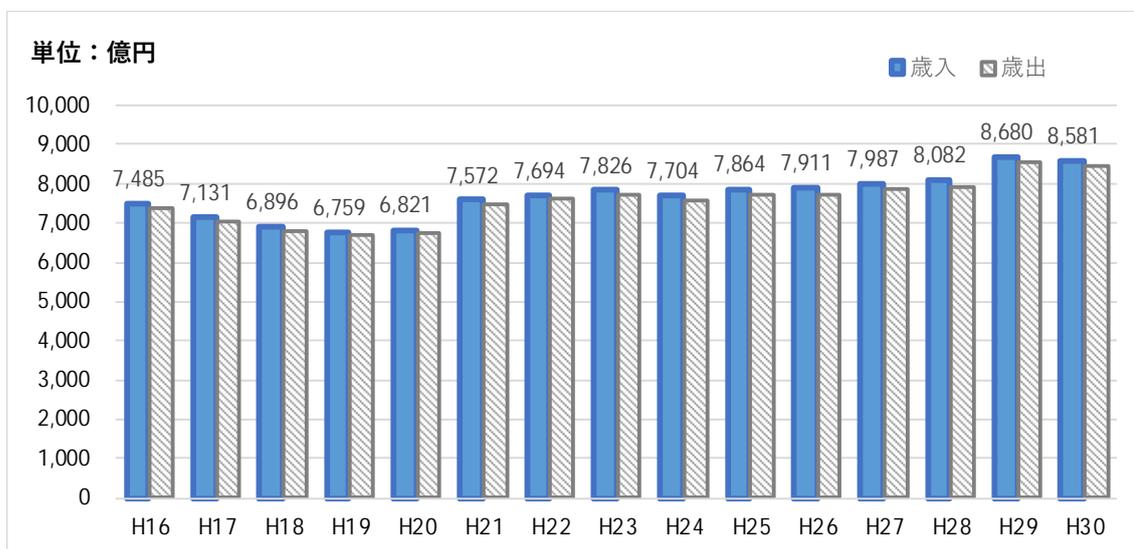
7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき事項はない。

II 監査対象の概要

1 福岡市の状況

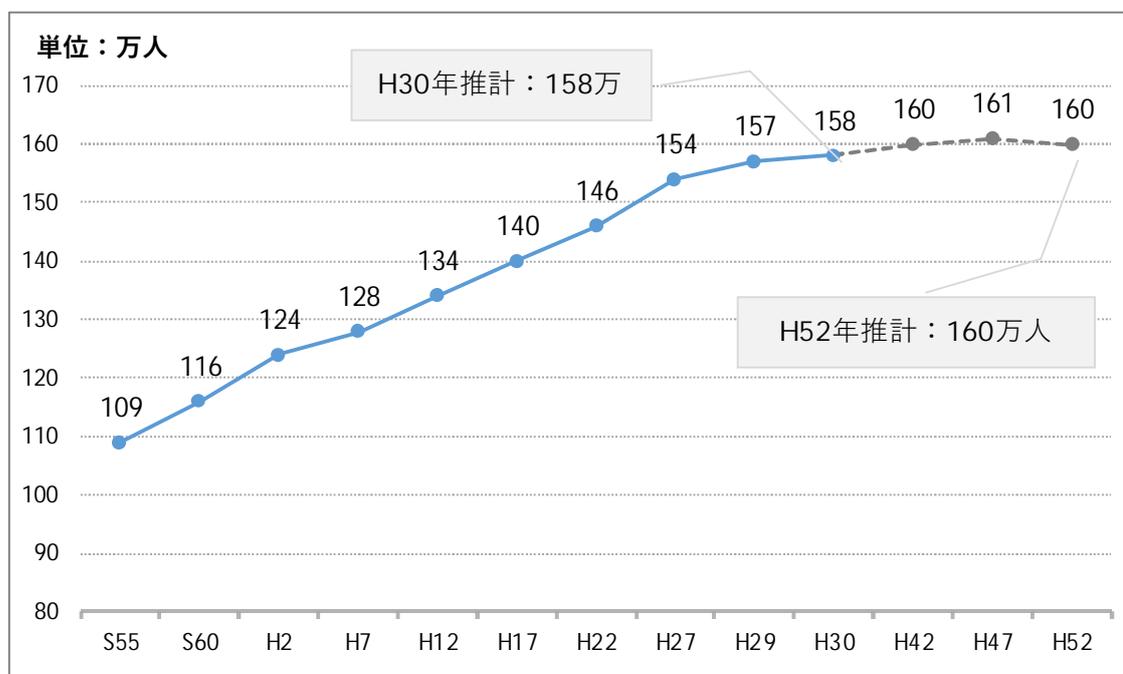
(1) 財政状況



(出典：平成 16～22 年「福岡県市町村別決算カード」，平成 23 年度～平成 30 年度「福岡市財政のあらまし」より)

(2) 人口推移

(市の総人口の推移)



(出典：「福岡市推計人口の推移(昭和 47 年～平成 29 年 各年 10 月 1 日現在)」および「福岡市 人口ビジョンにかかるデータの推移(R1年2月)」を基に監査人作成)

2 監査対象の概要

(1) 福岡市の教育について

① 福岡市の教育施策体系

市の教育施策は下記に記載の計画等に基づき実施されている。

福岡市の教育施策

新しいふくおかの教育計画(平成 21 年度～平成 30 年度)
第2次福岡市教育振興基本計画(令和元年度～令和6年度)
福岡市子ども読書活動推進計画
福岡市公立学校等施設整備計画
福岡市人権教育推進計画
福岡市特別支援教育推進プラン
教育委員会点検・評価報告書
福岡市立高等学校活性化に向けた取組方針
※参照 <https://www.city.fukuoka.lg.jp/kyoiku/06.html>

② 新しいふくおかの教育計画（第1次福岡市教育振興基本計画）

市は、平成 21 年度に教育基本法の改正に基づく教育振興基本計画として「新しいふくおかの教育計画」（第1次福岡市教育振興基本計画）を策定し、これに基づいた教育施策を実施している。

以下の基本的方針に基づき様々な事業施策が行われている。

[基本的考え方 1] たくましく生きる子どもの育成

取組の方向：教育の連携と充実

[基本的考え方 2] 信頼される学校づくりの推進

取組の方向：組織体制の充実と魅力ある学校づくり

[基本的考え方 3] 信頼に答え得る教員の養成

取組の方向：教員の資質や指導力の向上

[基本的考え方 4] 社会全体での子どもたちの育成

取組の方向：家庭教育支援と就学前教育の展開、地域・企業等における子育て支援の推進

[基本的考え方 5] 教育環境づくりの推進

取組の方向：教育委員会事務局の学校、家庭等への支援力の強化

(出典：「新しいふくおかの教育計画」より)

なお、「新しいふくおかの教育計画」終期後の令和元年度からは新しく策定された第2次教育振興基本計画に基づく教育施策が実施されている。

(2) 予算及び決算

令和元年度の市の教育費予算は約 1,223 億円であり、一般会計歳出予算の 14.2%を占める。(平成 30 年度の決算額は約 1,185 億円であり、一般会計歳出総額の 14.1%を占める。)

平成 29 年度より県費負担学校教職員の給与負担額の移譲があり、一般会計予算に占める教育費予算の割合が上昇している。

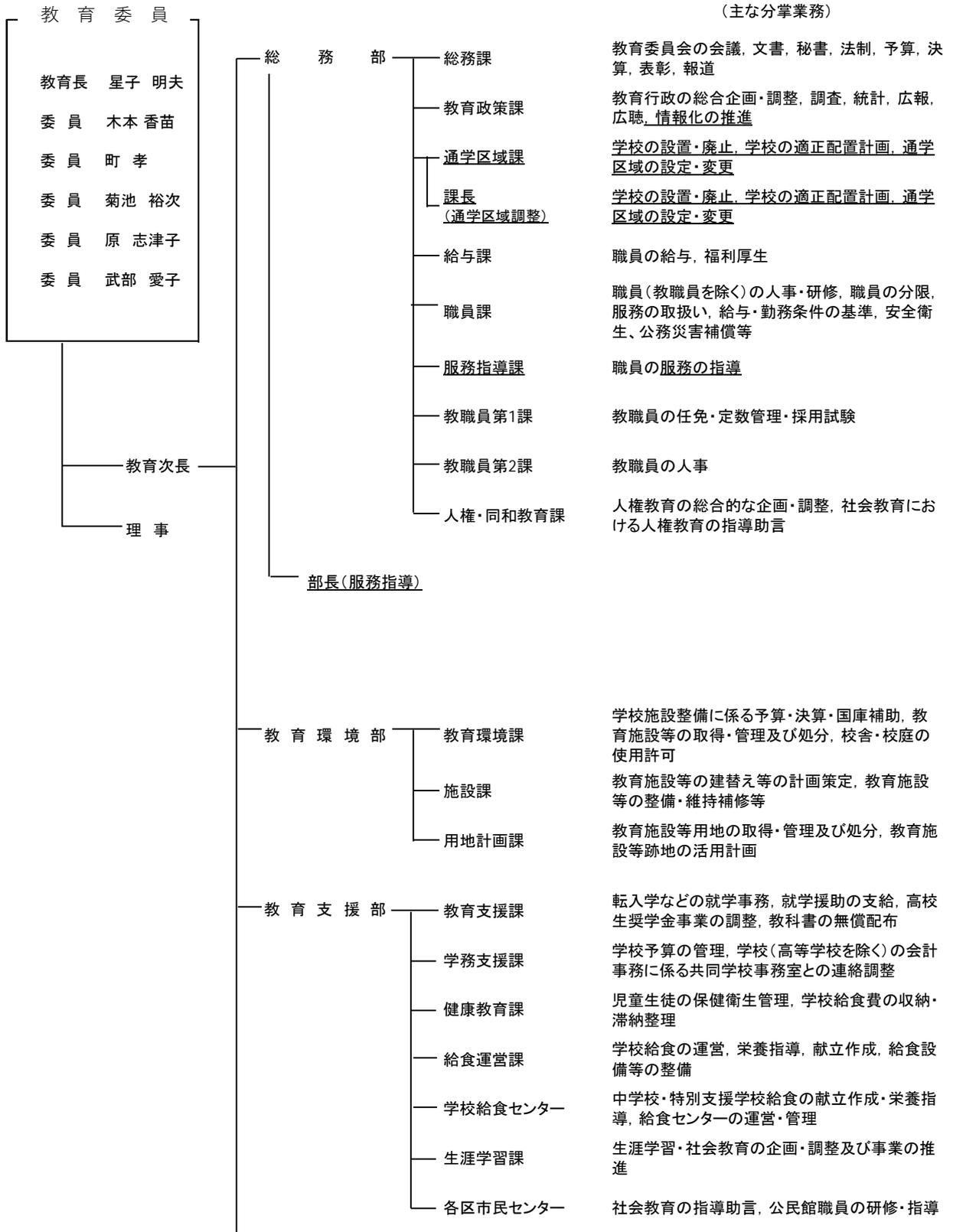
(決算額 単位:百万円)

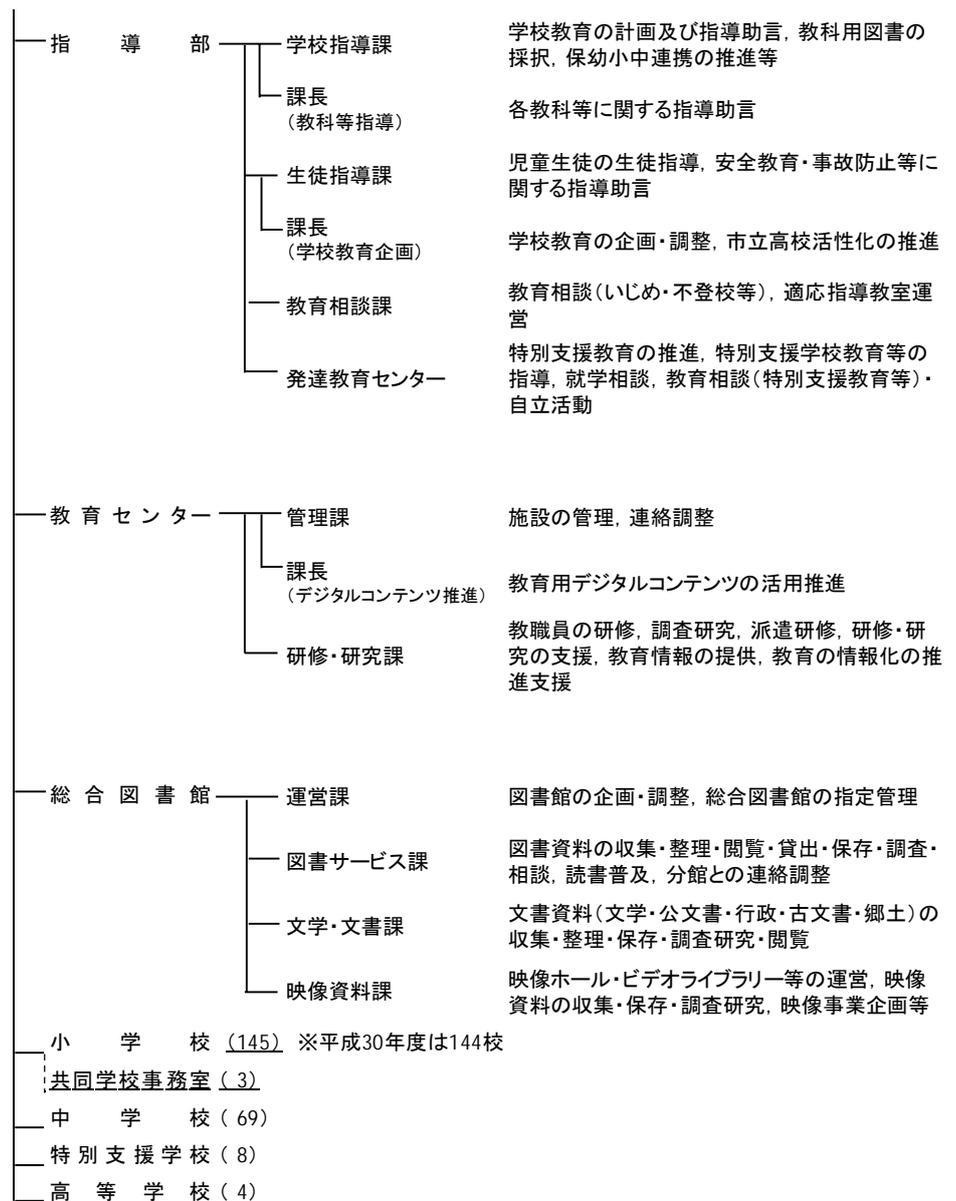
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
一般会計歳出総額	771,057	776,669	786,965	849,837	838,886
内 教育費	51,137	54,644	59,814	119,408	118,527
教育総務費	11,976	12,226	12,793	19,263	18,764
小・中学校管理費	-	-	-	-	74,377
小・中学校建設費	-	-	-	-	11,378
小学校費	20,452	23,958	25,227	52,994	-
中学校費	11,116	9,648	13,672	32,857	-
高等学校費	3,609	3,921	3,691	3,677	3,721
幼稚園費	287	269	284	256	165
特別支援学校費	1,927	2,515	2,500	8,745	8,429
社会教育費	1,768	2,103	1,643	1,613	1,692
一般会計歳出額に占める教育費	6.6%	7.0%	7.6%	14.1%	14.1%

(出典：福岡市決算書より監査人が集計)

(3) 教育委員会について

① 教育委員会事務局組織機構・分掌事務（令和元年度）





※ 下線部は令和元年度に新設や名称等の変更を行った組織です。

(出典：「平成31年度福岡市の教育施策」より)

(4) 市立学校の概況

① 小学校の概況

平成 30 年5月1日現在、福岡市立小学校は計 144 校が設置されている。その概況は下表のとおりである。なお、児童数欄の()内の数字は特別支援学級の児童数であり、合計人数に対する内数となっている。また複式学級とは、小学校では2つの学年を合わせた児童数が 16 人以下(1年生を含む場合は8人以下)で、例えば3年生と4年生で1つのクラスとなる場合の学級のことをいう。

	学級数			児童数				職員数	所在地
	合計	複式学級	特支学級	合計					
				計	※	男	女		
総合計	2,898	4	285	81,615	(1,615)	41,800	39,815	4,785	総合計 144 校 (平成 31 年 4 月 1 日開校の照葉北小学校含まない)

●東区

学校名	学級数			児童数				職員数	所在地
	合計	複式学級	特支学級	合計					
				計	※	男	女		
青葉	26		2	805	(11)	403	402	39	東区青葉三丁目9番1号
香椎	28		8	664	(44)	339	325	54	東区香椎駅前三丁目2番1号
香椎下原	28		4	760	(18)	396	364	41	東区下原一丁目4番1号
香椎浜	12		1	303	(6)	156	147	22	東区香椎浜二丁目2番2号
香椎東	27		2	837	(11)	442	395	42	東区香椎台一丁目9番1号
香住丘	28		2	905	(15)	424	481	42	東区香住ヶ丘三丁目10番1号
勝馬	4	2		26		13	13	9	東区大字勝馬1786番地
香陵	16		2	410	(9)	201	209	29	東区香椎浜四丁目3番2号
西戸崎	17		2	443	(10)	233	210	30	東区西戸崎六丁目3番1号
志賀島	4		1	8	(2)	1	7	8	東区大字志賀島1566番地1
城浜	8		2	86	(7)	43	43	22	東区城浜団地31番1号
多々良	23		3	682	(23)	349	333	38	東区多々良一丁目56番1号
千早	29		2	927	(11)	486	441	43	東区千早三丁目13番1号

学校名	学級数			児童数				職員数	所在地
	合計	複式 学級	特支 学級	合計					
				計	※	男	女		
千早西	15		3	392	(12)	199	193	26	東区香椎浜一丁目4番1号
照葉	41		4	1286	(27)	663	623	67	東区香椎照葉二丁目2番1号
照葉北	※平成31年4月1日開校								東区香椎照葉七丁目
名島	36		3	1130	(23)	555	575	56	東区名島五丁目5番1号
奈多	20		2	553	(9)	275	278	40	東区奈多団地40番1号
箱崎	22		3	596	(17)	280	316	35	東区箱崎二丁目2番45号
宮松	26		4	700	(29)	355	345	42	東区郷口町16番1号
八田	20		2	529	(16)	262	267	29	東区八田二丁目15番1号
東箱崎	13		1	308	(7)	142	166	25	東区箱崎五丁目11番20号
馬出	14		1	383	(6)	213	170	26	東区馬出一丁目12番27号
舞松原	24		3	633	(18)	318	315	36	東区舞松原五丁目19番1号
松島	34		3	1,073	(20)	549	524	54	東区松島一丁目39番1号
三苦	25		4	705	(17)	379	326	41	東区三苦七丁目2番1号
美和台	28		2	839	(11)	432	407	42	東区美和台二丁目25番1号
若宮	19		2	503	(10)	251	252	31	東区若宮三丁目12番1号
和白	25		2	698	(12)	346	352	39	東区塩浜一丁目6番1号
和白東	22		2	674	(11)	334	340	35	東区高美台二丁目8番1号
区合計	634	2	72	17,858	(412)	9,039	8,819	1043	合計 30校※

●博多区

学校名	学級数			児童数				職員数	所在地
	合計	複式 学級	特支 学級	合計					
				計	※	男	女		
板付	30		3	879	(17)	441	438	46	博多区麦野二丁目3番1号
板付北	14		1	356	(7)	165	191	25	博多区板付二丁目2番20号
堅粕	10		4	179	(27)	96	83	23	博多区博多駅東一丁目8番1号
三筑	22		1	660	(7)	330	330	36	博多区三筑二丁目9番1号
住吉	20		2	572	(10)	298	274	37	博多区美野島三丁目22番7号

学校名	学級数			児童数				職員数	所在地
	合計	複式 学級	特支 学級	合計					
				計	※	男	女		
千代	13		4	221	(18)	105	116	24	博多区東公園8番1号
月隈	17		2	471	(12)	256	215	30	博多区月隈三丁目30番1号
東光	11		1	234	(4)	126	108	18	博多区東比恵二丁目21番1号
那珂	31		3	957	(17)	493	464	46	博多区那珂三丁目10番1号
那珂南	22		2	615	(12)	339	276	33	博多区元町三丁目1番1号
博多	23		2	667	(12)	317	350	43	博多区奈良屋町1番38号
春住	23		3	600	(22)	298	302	33	博多区博多駅南五丁目3番1号
東住吉	7		1	180	(4)	96	84	23	博多区博多駅南二丁目6番1号
東月隈	19		2	532	(11)	266	266	33	博多区東月隈四丁目17番1号
東吉塚	17		1	516	(5)	258	258	37	博多区吉塚六丁目8番11号
席田	15		2	377	(12)	200	177	29	博多区空港前四丁目17番1号
弥生	13		1	366	(8)	177	189	32	博多区那珂四丁目9番1号
吉塚	20		4	494	(21)	256	238	33	博多区吉塚二丁目21番54号
区合計	327		39	8,876	(226)	4,517	4,359	581	合計 18校

●中央区

学校名	学級数			児童数				職員数	所在地
	合計	複式 学級	特支 学級	合計					
				計	※	男	女		
赤坂	19		1	479	(7)	257	222	32	中央区赤坂二丁目5番20号
小笹	25		1	824	(4)	437	387	47	中央区平和五丁目13番1号
草ヶ江	29		2	867	(9)	443	424	44	中央区草香江二丁目3番5号
警固	22		1	674	(6)	358	316	35	中央区警固一丁目11番1号
笹丘	22		1	668	(4)	356	312	35	中央区笹丘二丁目25番1号
高宮	16		1	398	(5)	212	186	27	中央区白金二丁目15番40号
当仁	20		4	514	(23)	243	271	29	中央区唐人町三丁目1番45号
春吉	7		1	159	(3)	86	73	29	中央区春吉一丁目17番38号
平尾	35		2	1095	(12)	560	535	56	中央区平尾三丁目29番1号

学校名	学級数			児童数				職員数	所在地
	合計	複式 学級	特支 学級	合計					
				計	※	男	女		
福浜	8		1	181	(4)	89	92	31	中央区福浜一丁目2番1号
舞鶴	21		1	668	(7)	323	345	41	中央区舞鶴二丁目6番1号
南当仁	25		2	701	(10)	373	328	38	中央区鳥飼二丁目4番61号
区合計	249		18	7,228	(94)	3,737	3,491	444	合計 12校

●南区

学校名	学級数			児童数				職員数	所在地
	合計	複式 学級	特支 学級	合計					
				計	※	男	女		
大池	18		1	499	(4)	254	245	29	南区多賀二丁目8番1号
大楠	13		1	347	(5)	167	180	24	南区大楠三丁目10番1号
日佐	18		2	444	(9)	243	201	29	南区横手三丁目42番1号
柏原	20		1	619	(7)	328	291	30	南区柏原五丁目21番1号
塩原	24		1	751	(6)	365	386	35	南区塩原一丁目27番1号
高木	17		1	451	(4)	235	216	30	南区高木三丁目11番1号
玉川	24		2	673	(14)	337	336	37	南区向野一丁目5番1号
筑紫丘	18		1	506	(6)	260	246	31	南区南大橋一丁目13番1号
鶴田	15		1	450	(5)	221	229	27	南区鶴田三丁目7番1号
長丘	26		2	765	(9)	382	383	37	南区長丘二丁目22番42号
長住	22		6	522	(32)	282	240	37	南区長住四丁目5番39号
西高宮	38		2	1163	(11)	579	584	55	南区平和一丁目6番55号
西長住	12		2	262	(10)	139	123	22	南区西長住一丁目9番20号
西花畑	25		2	768	(12)	399	369	35	南区桧原二丁目20番1号
野多目	28		4	739	(22)	365	374	40	南区野多目二丁目6番1号
花畑	20		4	507	(23)	257	250	32	南区花畑三丁目34番1号
東花畑	19		1	521	(5)	283	238	29	南区屋形原二丁目23番1号

学校名	学級数			児童数				職員数	所在地
	合計	複式 学級	特支 学級	合計					
				計	※	男	女		
東若久	19		2	505	(9)	291	214	28	南区若久三丁目37番1号
三宅	26		2	842	(13)	430	412	39	南区三宅二丁目23番1号
宮竹	28		3	824	(18)	447	377	41	南区井尻一丁目1番1号
弥永	13		1	302	(4)	156	146	23	南区弥永四丁目2番1号
弥永西	15		1	429	(7)	197	232	24	南区弥永二丁目10番1号
横手	17		1	494	(6)	260	234	28	南区横手四丁目22番1号
老司	18		2	490	(10)	267	223	32	南区老司三丁目2番1号
若久	21		1	644	(4)	341	303	34	南区若久一丁目12番1号
区合計	514		47	14,517	(255)	7,485	7,032	808	合計 25校

●城南区

学校名	学級数			児童数				職員数	所在地
	合計	複式 学級	特支 学級	合計					
				計	※	男	女		
片江	21		2	591	(16)	303	288	32	城南区片江四丁目5番1号
金山	13		1	311	(5)	160	151	25	城南区松山一丁目20番56号
城南	28		1	889	(8)	421	468	43	城南区茶山六丁目20番1号
田島	20		1	589	(7)	304	285	29	城南区田島三丁目20番1号
堤	19		2	531	(13)	285	246	30	城南区樋井川六丁目27番56号
堤丘	11		1	251	(7)	124	127	23	城南区堤一丁目16番1号
鳥飼	24		2	744	(16)	370	374	39	城南区鳥飼四丁目13番2号
長尾	24		1	673	(6)	338	335	35	城南区長尾五丁目1番1号
七隈	25		2	687	(10)	343	344	37	城南区七隈四丁目25番8号
別府	32		3	977	(20)	503	474	51	城南区別府六丁目9番1号
南片江	24		3	659	(15)	349	310	35	城南区南片江二丁目9番1号
区合計	241		19	6,902	(123)	3,500	3,402	379	合計 11校

●早良区

学校名	学級数			児童数				職員数	所在地
	合計	複式 学級	特支 学級	合計					
				計	※	男	女		
有住	9		1	222	(7)	112	110	17	早良区有田七丁目17番1号
有田	21		1	656	(3)	328	328	31	早良区有田八丁目17番1号
飯原	17		1	477	(2)	235	242	28	早良区原七丁目3番1号
飯倉	19		1	537	(7)	271	266	30	早良区飯倉七丁目30番9号
飯倉中央	13		1	314	(4)	163	151	22	早良区飯倉三丁目6番35号
入部	18		1	487	(7)	256	231	28	早良区東入部二丁目21番15号
内野	14		2	347	(14)	173	174	26	早良区内野八丁目15番1号
大原	16		2	414	(14)	211	203	25	早良区原三丁目8番10号
賀茂	22		3	627	(19)	307	320	37	早良区賀茂一丁目31番1号
小田部	27		3	805	(17)	410	395	43	早良区小田部六丁目4番1号
早良	8		1	193	(3)	101	92	18	早良区早良一丁目8番1号
四箇田	14		2	408	(12)	204	204	24	早良区四箇田団地56番1号
高取	37		1	1205	(7)	625	580	50	早良区昭代二丁目15番51号
田隈	16		2	439	(5)	208	231	37	早良区田隈二丁目7番1号
田村	23		2	616	(9)	302	314	35	早良区田村三丁目32番1号
西新	31		2	1,016	(12)	534	482	48	早良区西新六丁目4番1号
野芥	22		2	670	(11)	354	316	37	早良区野芥七丁目16番1号
原北	23		3	603	(18)	307	296	33	早良区南庄四丁目5番40号
原	28		5	719	(31)	395	324	51	早良区原二丁目5番1号
原西	23		3	701	(17)	378	323	35	早良区原五丁目16番10号
曲渕	5			30		17	13	10	早良区大字曲渕713番地1
室見	26		2	761	(10)	400	361	37	早良区室見三丁目3番1号
百道	22		1	681	(6)	362	319	34	早良区百道三丁目1番1号
百道浜	19		1	549	(7)	299	250	30	早良区百道浜四丁目24番1号
脇山	7		1	106	(5)	53	53	15	早良区大字脇山2558番地
区合計	480		44	13,583	(247)	7,005	6,578	781	合計 25校

●西区

	学級数			児童数				職員数	所在地
	合計	複式 学級	特支 学級	合計					
				計	※	男	女		
愛宕	23		1	708	(8)	341	367	38	西区愛宕四丁目15番1号
愛宕浜	16		1	444	(4)	240	204	29	西区愛宕浜四丁目42番1号
壱岐	32		3	985	(19)	526	459	62	西区拾六町三丁目21番1号
壱岐東	7		1	161	(5)	75	86	17	西区橋本一丁目14番1号
壱岐南	20		2	622	(13)	331	291	30	西区戸切二丁目17番1号
石丸	19		1	581	(4)	287	294	28	西区石丸三丁目9番25号
今宿	34		5	948	(31)	507	441	53	西区今宿東1丁目27番1号
今津	7		1	127	(2)	70	57	14	西区今津4808番地
内浜	29		2	871	(14)	437	434	45	西区姪の浜五丁目8番8号
小呂	3	2		10		5	5	9	西区大字小呂島285番地
金武	22		1	675	(2)	346	329	32	西区大字金武2028番地1
北崎	7		1	107	(1)	54	53	13	西区大字小田1385番地
玄界	6			23		15	8	12	西区大字玄界島239番地
玄洋	28		3	825	(18)	406	419	44	西区今宿3丁目38番1号
西都	30		2	874	(9)	452	422	47	西区女原北12番45号
下山門	23		5	622	(28)	304	318	34	西区下山門四丁目15番1号
城原	15		2	432	(13)	230	202	28	西区上山門一丁目27番1号
周船寺	21		2	633	(10)	320	313	31	西区周船寺一丁目22番39号
西陵	10		2	217	(12)	97	120	20	西区生の松原三丁目9番2号
能古	6			72		41	31	13	西区能古357番地
福重	15		2	396	(9)	185	211	26	西区福重四丁目25番1号
姪浜	31		2	967	(15)	507	460	48	西区姪の浜二丁目10番6号
姪北	23		5	526	(30)	294	232	37	西区姪の浜二丁目20番23号
元岡	26		2	825	(11)	447	378	39	西区太郎丸一丁目2番24号
区合計	453	2	46	12,651	258	6,517	6,134	749	合計 24校

② 中学校の概況

平成 30 年5月1日現在, 福岡市立中学校は計 69 校が設置されている。その概況は下表のとおりである。なお, 生徒数欄の () 内の数字は特別支援学級の生徒数であり, 合計人数に対する内数となっている。

●総合計

学校数	学級数		生徒数				職員数
	合計	特支学級	計	※	男	女	
69	1,102	120	35,182	(624)	18,242	16,940	2,463

●東区

学校名	学級数		生徒数				職員数	所在地
	合計	特支学級	合 計					
			計	※	男	女		
青葉	13	1	400	(5)	199	201	39	東区青葉三丁目7番1号
香椎第1	21	2	724	(12)	366	358	42	東区千早三丁目12番1号
香椎第3	21	2	738	(11)	392	346	41	東区香椎駅東三丁目33番1号
香椎第2	26	5	792	(27)	423	369	52	東区香住ヶ丘一丁目8番1号
志賀	8	1	212	(3)	110	102	21	東区大岳四丁目5番1号
城香	8	2	179	(4)	91	88	27	東区香椎浜二丁目2番1号
多々良	16	2	493	(10)	269	224	36	東区水谷一丁目18番1号
多々良中央	17	2	565	(12)	310	255	40	東区多々良一丁目51番1号
照葉	15	2	450	(6)	236	214	29	東区香椎照葉二丁目2番1号
箱崎	14	2	405	(9)	199	206	30	東区筥松四丁目21番22号
箱崎清松	19	2	660	(11)	351	309	42	東区松田二丁目3番1号
福岡	7	1	147	(7)	73	74	20	東区馬出三丁目11番1号
松崎	15	1	507	(6)	261	246	38	東区松崎一丁目52番1号
和白	27	3	878	(22)	431	447	53	東区三苫一丁目10番1号
和白丘	24	1	798	(6)	402	396	48	東区和白丘三丁目13番1号
区合計	251	29	7,948	151	4,113	3,835	558	合計 15 校

●博多区

学校名	学級数		生徒数				職員数	所在地
	合計	特支学級	合計					
			計	※	男	女		
板付	15	2	483	(13)	255	228	39	博多区井相田二丁目1番20号
三筑	17	2	507	(10)	263	244	36	博多区三筑一丁目10番1号
住吉	10	2	250	(3)	124	126	24	博多区美野島三丁目22番7号
千代	4	1	70	(5)	44	26	18	博多区千代四丁目17番47号
東光	7	1	161	(2)	91	70	26	博多区東光二丁目15番1号
那珂	19	1	686	(8)	347	339	43	博多区那珂二丁目18番1号
博多	9	1	281	(7)	153	128	26	博多区対馬小路13番40号
東住吉	12	3	296	(16)	154	142	25	博多区博多駅南二丁目5番1号
席田	17	3	545	(16)	285	260	40	博多区東平尾三丁目3番1号
吉塚	13	1	401	(8)	196	205	31	博多区吉塚五丁目10番6号
区合計	123	17	3,680	88	1,912	1,768	308	合計 10 校

●中央区

学校名	学級数		生徒数				職員数	所在地
	合計	特支学級	合計					
			計	※	男	女		
警固	13	1	387	(3)	203	184	26	中央区赤坂二丁目5番23号
当仁	16	1	530	(6)	270	260	31	中央区福浜二丁目7番1号
平尾	22	1	771	(7)	400	371	43	中央区平和五丁目11番1号
舞鶴	7	1	223	(4)	107	116	21	中央区舞鶴二丁目6番1号
友泉	25	2	834	(10)	442	392	49	中央区笹丘一丁目22番1号
区合計	83	6	2,745	30	1,422	1,323	170	合計 5 校

●南区

学校名	学級数		生徒数				職員数	所在地
	合計	特支学級	合計					
			計	※	男	女		
日佐	12	3	333	(14)	182	151	29	南区日佐三丁目7番1号
柏原	17	2	505	(9)	265	240	35	南区柏原一丁目8番1号
高宮	23	2	753	(11)	376	377	45	南区大楠三丁目11番1号
筑紫丘	14	2	415	(9)	219	196	28	南区筑紫丘二丁目28番1号

学校名	学級数		生徒数				職員数	所在地
	合計	特支学級	合計					
			計	※	男	女		
長丘	20	3	662	(15)	347	315	42	南区長丘二丁目26番1号
野間	15	1	521	(8)	261	260	39	南区筑紫丘二丁目2番1号
花畑	16	3	488	(21)	240	248	33	南区桧原二丁目21番1号
春吉	16	1	518	(4)	256	262	37	南区清水四丁目21番50号
三宅	22	3	707	(10)	368	339	43	南区大橋三丁目18番1号
宮竹	13	1	446	(7)	225	221	27	南区五十川一丁目4番1号
横手	15	1	478	(5)	244	234	39	南区横手四丁目16番1号
老司	14	2	433	(9)	220	213	29	南区老司三丁目37番1号
区合計	197	24	6,259	122	3,203	3,056	426	合計 12 校

●城南区

学校名	学級数		生徒数				職員数	所在地
	合計	特支学級	合計					
			計	※	男	女		
梅林	13	2	382	(7)	207	175	36	城南区梅林三丁目6番1号
片江	15	2	483	(10)	265	218	31	城南区南片江六丁目27番1号
城西	19	2	637	(9)	316	321	39	城南区鳥飼六丁目4番1号
城南	24	1	834	(6)	418	416	56	城南区茶山六丁目19番1号
長尾	13	1	440	(8)	228	212	39	城南区樋井川四丁目13番1号
区合計	84	8	2,776	40	1,434	1,342	201	合計5校

●早良区

学校名	学級数		生徒数				職員数	所在地
	合計	特支学級	合計					
			計	※	男	女		
金武	21	2	701	(11)	366	335	45	早良区四箇三丁目1番3号
早良	11	2	310	(11)	169	141	28	早良区内野七丁目1番1号
次郎丸	17	2	532	(10)	275	257	39	早良区次郎丸六丁目3番1号
高取	26	2	882	(10)	466	416	51	早良区原三丁目3番1号
田隈	22	1	775	(7)	368	407	45	早良区田村四丁目25番1号
西福岡	18	3	505	(16)	284	221	41	早良区小田部三丁目32番1号
原	17	1	599	(8)	325	274	34	早良区飯倉四丁目34番58号

学校名	学級数		生徒数				職員数	所在地
	合計	特支学級	合計					
			計	※	男	女		
原北	20	1	710	(6)	358	352	50	早良区小田部七丁目11番1号
原中央	16	2	544	(10)	294	250	31	早良区原一丁目36番1号
百道	25	2	877	(10)	440	437	53	早良区百道三丁目18番11号
区合計	193	18	6,435	99	3,345	3,090	417	合計 10 校

●西区

学校名	学級数		生徒数				職員数	所在地
	合計	特支学級	合計					
			計	※	男	女		
壱岐	19	4	584	(24)	313	271	42	西区拾六町二丁目16番1号
壱岐丘	10	1	269	(5)	149	120	23	西区羽根戸303番地1
内浜	24	2	845	(11)	475	370	46	西区内浜一丁目12番1号
小呂	1	0	1		1	0	7	西区大字小呂島285番地
北崎	4	1	44	(2)	26	18	15	西区大字小田1383番地
玄界	3	0	11		5	6	9	西区大字玄界島239番地
玄洋	25	2	863	(12)	445	418	50	西区横浜二丁目34番1号
下山門	20	2	599	(12)	290	309	37	西区下山門三丁目12番1号
西陵	10	1	295	(4)	156	139	28	西区生の松原三丁目9番1号
能古	4	1	53	(1)	25	28	14	西区能古357番地
姪浜	25	1	925	(8)	491	434	52	西区愛宕浜一丁目32番1号
元岡	26	3	850	(15)	437	413	60	西区大字田尻108番地
区合計	171	18	5,339	94	2,813	2,526	383	合計 12 校

③ 高等学校の概況

平成30年5月1日現在、福岡市立高等学校は計4校が設置されている。その概況は下表のとおりである。

●総合計

学校名	学級数	生徒数			職員数	所在地
	合計	合計				
		計	男	女		
総合計	93	3,653	1,561	2,092	316	総合計 4校

●南区

学校名	学級数	生徒数			職員数	所在地
	合計	合計				
		計	男	女		
福翔	24	946	483	463	87	南区野多目五丁目31番1号

●城南区

学校名	学級数	生徒数			職員数	所在地
	合計	合計				
		計	男	女		
博多工業	21	826	671	155	85	城南区東油山四丁目20番1号

●西区

学校名	学級数	生徒数			職員数	所在地
	合計	合計				
		計	男	女		
福岡女子	24	938	0	938	77	西区愛宕浜三丁目2番2号
福岡西陵	24	943	407	536	67	西区大字拾六町字広石
合計	48	1,881	407	1,474	144	合計 2校

④ 特別支援学校の概況

平成30年5月1日現在、福岡市立特別支援学校は計8校が設置されている。その概況は下表のとおりである。また、()内の数字は訪問学級の学級数、児童生徒数で内数となっている。

●総合計

学校名		学級数			児童・生徒数			職員数
		合計	単式学級	複式学級	合計			
					計	男	女	
総合計	計8校	384 (22)	373 (15)	11 (7)	1,566 (52)	1,020 (27)	546 (25)	865

●東区

学校名		学級数			児童・生徒数			職員数	所在地
		合計	単式学級	複式学級	合計				
					計	男	女		
東福岡	小学部	32	32	0	144	103	41	117	東区青葉三丁目8番1号
	中学部	16	16	0	59	44	15		
	高等部	15	15	0	88	59	29		
合計		63	63	0	291	206	85	117	

●博多区

学校名		学級数			児童・生徒数			職員数	所在地
		合計	単式学級	複式学級	合計				
					計	男	女		
南福岡	小学部	30 (4)	28 (2)	2 (2)	74 (10)	47 (8)	27 (2)	94	博多区西月隈五丁目6番1号
	中学部	11 (2)	10 (1)	1 (1)	30 (5)	17 (2)	13 (3)		
	高等部	15 (1)	15 (1)	0	36 (1)	20 (1)	16		
博多高等学園	高等部	12	12	0	119	70	49	121	博多区下呉服町10番40号
合計		68 (7)	65 (4)	3 (3)	259 (16)	154 (11)	105 (5)	215	

●中央区

学校名		学級数			児童・生徒数			職員数	所在地
		合計	単式学級	複式学級	合計				
					計	男	女		
福岡中央	小学部	25	25	0	94	66	28	125	中央区地行浜二丁目1番18号
	中学部	15	15	0	53	33	20		
	高等部	14	14	0	80	48	32		
合計		54	54	0	227	147	80	125	

●南区

学校名		学級数			児童・生徒数			職員数	所在地
		合計	単式 学級	複式 学級	合計				
					計	男	女		
若久	小学部	15	14	1	65	40	25	135	南区若久二丁目3番13号
	中学部	12	12		46	36	10		
	高等部	13	13		63	44	19		
屋形原	小学部	23 (2)	21 (2)	2	81 (4)	50 (2)	31 (2)	144	南区屋形原二丁目31番1号
	中学部	14 (3)	12 (2)	2 (1)	42 (7)	26	16 (7)		
	高等部	18 (5)	17 (4)	1 (1)	89 (13)	54 (5)	35 (8)		
合計		95 (10)	89 (8)	6 (2)	386 (24)	250 (7)	136 (17)	279	

●西区

学校名		学級数			児童・生徒数			職員数	所在地
		合計	単式 学級	複式 学級	合計				
					計	男	女		
生の松原	小学部	31	31		138	100	38	86	西区野方七丁目825番地
	中学部	18	18		68	40	28		
	高等部	17	17		107	65	42		
今津	小学部	23 (4)	22 (3)	1 (1)	58 (10)	37 (7)	21 (3)	43	西区大字今津5413番地
	中学部	9	9		18	11	7		
	高等部	6 (1)	5	1 (1)	14 (2)	10 (2)	4		
合計		104 (5)	102 (3)	2 (2)	403 (12)	263 (9)	140 (3)	129	

(5) 公益財団法人福岡市学校給食公社について

① 概要

【名称】公益財団法人 福岡市学校給食公社

【設立年月日】昭和 48 年2月 28 日(平成 25 年4月 1日公益財団法人移行)

【所在地】福岡市南区清水一丁目8番4号 【電話番号】092(555)2745

【基本財産(資本金)】10,000 千円(福岡市 5,000 千円 50%)

【使命(ミッション)】

児童及び生徒に栄養バランスのとれたおいしい給食を提供するため、安全かつ良質で低廉な学校給食物資の調達及び調理技術の向上に最善を尽くし、公共性を基本性格とする公益法人としての健全なる経営を目指す。

【目的】

学校給食の円滑な実施と運営を図り、もって児童及び生徒の心身の健全な発達に資するとともに、地域社会の食生活改善に寄与することを目的とする。

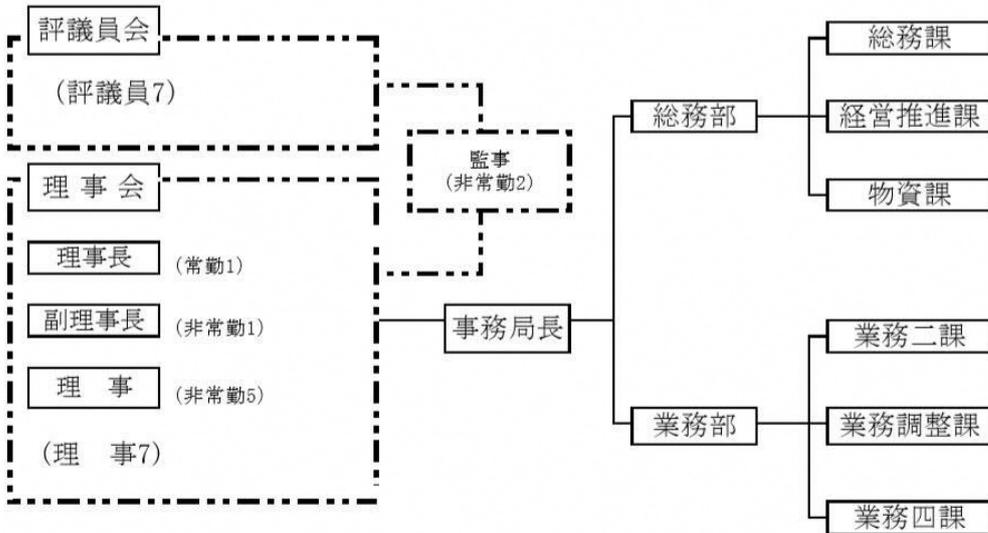
【事業】

- (1)学校給食用物資の調達及び配給に関する事業
- (2)学校給食の調理及び配送に関する事業
- (3)学校給食用物資の安全性の確保に関する事業
- (4)学校給食の実施上必要な講習会, 研究会等の開催に関する事業
- (5)学校給食を通じた食育の支援に関する事業
- (6)その他この法人の目的を達成するために必要な事業

【本市所管課】教育委員会給食運営課 092(711)4642

② 組織概要

(組織図)



(出典:公益財団法人 福岡市学校給食公社 HP より監査人加工)

(役職員・評議員数 (令和元年7月1日現在))

①役員・評議員数

区 分	理事	監事	評議員
常勤役員	1		
うち市OB	1		
うち市派遣			
非常勤役員	7	2	4
うち市OB			1
うち市職員	4	1	1
計	8	2	4

②職員数

区 分	職 員
常勤職員	10
うち市OB	4
うち市派遣	3
非常勤職員	
うち市OB	
計	10

(役職員の平均給与等 (平成30年度決算))

役員のうち 報酬対象者数	役員の平均報酬 (千円)	常勤職員数	常勤職員 の平均年齢	常勤職員の 平均年収(千円)	総人件費 (千円)
2	*	11	63.3	3,518	104,039

(出典:福岡市の主な出資法人の概要(令和元年版 福岡市)より)

III 監査の結果の概要

1 監査の結果の記載方法

本報告書においては、監査結果を「指摘事項」と「意見」に区分している。

「指摘事項」とは、合規性・正確性に問題があり、是正措置が必要であるとして記載するものである。

「意見」とは、合理性や能率性の観点から、監査の過程で、不合理若しくは不能率な事項を発見した場合に、組織運営の合理化に資するものとして記載するものである。

なお、「指摘事項」と「意見」が混同することのないよう、項目の文頭に【指摘事項】又は【意見】と記載している。

2 指摘事項及び意見の件数

1 学校教育に関する事業についての視点に関する監査結果	指摘	意見	合計
(1) 「第1次福岡市教育振興基本計画」における個別事業と成果及び契約事務について	4	35	39
(2) 共同学校事務室について	-	2	2
2 財産管理の視点に関する監査結果	指摘	意見	合計
(1) 施設管理, 財産管理について	3	6	9
(2) 債権管理(未収金), 学校徴収金等の管理について	1	1	2
3 教職員の労務管理を踏まえた財務事務の執行状況について	指摘	意見	合計
(1) 学校における労務管理の状況	-	4	4
合計	8	48	56

総合意見	意見	合計
教育委員会の学校現場サポートの強化について	1	1

3 監査の視点と実施した監査及び結果の関連

監査結果項目	意見/指摘	番号	内容
1 学校教育に関する事業についての視点に関する監査結果			
(1) 「第1次福岡市教育振興基本計画」における個別事業と成果及び契約事務について			
意見	意見IV-1-(1)-1	学生サポーター制度活用について	
意見	意見IV-1-(1)-2	学校図書館における標準冊数の未達成について	
意見	意見IV-1-(1)-3	図書廃棄(除籍)について	
意見	意見IV-1-(1)-4	学校司書の配置について	
意見	意見IV-1-(1)-5	スクールカウンセラーの勤続年数について	
意見	意見IV-1-(1)-6	スクールソーシャルワーカーの配置について	
指摘	指摘事項IV-1-(1)-1	提案競技資料の廃棄誤りについて	
意見	意見IV-1-(1)-7	ネイティブスピーカー派遣予定時間について	
意見	意見IV-1-(1)-8	特別支援学校と高等学校へのネイティブスピーカー派遣について	
意見	意見IV-1-(1)-9	学校ネットパトロール事業における目標未達成とその原因把握について	
意見	意見IV-1-(1)-10	ふれあい学び舎事業参加児童数について	
意見	意見IV-1-(1)-11	学習支援リーダーと学習支援員の従事時間について	
意見	意見IV-1-(1)-12	みんなの学習クラブを利用していない学校について	
意見	意見IV-1-(1)-13	中学校における「みんなの学習クラブ」利用方法の見直しについて	
意見	意見IV-1-(1)-14	成果指標の達成について	
意見	意見IV-1-(1)-15	教育カウンセラーの配置について	
指摘	指摘事項IV-1-(1)-2	役員名簿の入手漏れについて	
指摘	指摘事項IV-1-(1)-3	実績報告の合計誤りについて	
意見	意見IV-1-(1)-16	ゲストティーチャー派遣要綱の制定について	
意見	意見IV-1-(1)-17	食育推進事業の各校における実施状況について	
意見	意見IV-1-(1)-18	学習定着度調査項目について	
意見	意見IV-1-(1)-19	提案競技における財務諸表の評価について	
意見	意見IV-1-(1)-20	予算超過について	
意見	意見IV-1-(1)-21	計画書と報告書について	

監査結果項目	意見/指摘	番号	内容
	意見	意見IV-1-(1)-22	成果指標について
	意見	意見IV-1-(1)-23	知的障がい特別支援学校就労率の向上について
	意見	意見IV-1-(1)-24	特別支援教育支援員の配置について
	意見	意見IV-1-(1)-25	教職員の特別研修受講者について
	意見	意見IV-1-(1)-26	研修受講率について
	意見	意見IV-1-(1)-27	教職員の精神疾患による病気休職者数の増加について
	意見	意見IV-1-(1)-28	スクールガードの登録者について
	意見	意見IV-1-(1)-29	細菌検査の結果と対応の記載について
	意見	意見IV-1-(1)-30	PFI事業開始時に算定されたLCCの検証について
	意見	意見IV-1-(1)-31	生徒に対する給食アンケートの実施について
	指摘	指摘事項IV-1-(1)-4	特記仕様書の記載誤りについて
	意見	意見IV-1-(1)-32	教職員が使用するパソコン等情報機器のたな卸しについて
	意見	意見IV-1-(1)-33	教職員個人所有のパソコン持ち込みについて
	意見	意見IV-1-(1)-34	部活動指導員の活用について
	意見	意見IV-1-(1)-35	学校における予算編成事務手続きについて
(2) 共同学校事務室の運用について			
	意見	意見IV-1-(2)-1	共同学校事務室指導のフォローアップについて
	意見	意見IV-1-(2)-2	共同学校事務室へのさらなる移管について
2 財産管理の視点に関する監査結果			
(1) 施設管理, 財産管理について			
	意見	意見IV-2-(1)-1	備品の現物確認(点検)方法について
	指摘	指摘事項IV-2-(1)-1	薬品管理台帳による管理について
	意見	意見IV-2-(1)-2	長期間使用されていない薬品について
	意見	意見IV-2-(1)-3	薬品の管理方法について
	意見	意見IV-2-(1)-4	記録媒体の利用について
	指摘	指摘事項IV-2-(1)-2	記録媒体の管理について
	指摘	指摘事項IV-2-(1)-3	記録媒体の処分方法について
	意見	意見IV-2-(1)-5	親睦会費の管理について

監査結果項目	意見/指摘	番号	内容
	意見	意見IV-2-(1)-6	交通系 IC カードについて
(2) 債権管理(未収金), 学校徴収金等の管理について			
	意見	意見IV-2-(2)-1	学校徴収金の管理について
	指摘	指摘事項IV-2-(2)-1	修学旅行に関する旅行業者選定について
3 教職員の労務管理を踏まえた財務事務の執行状況について			
(1) 学校における労務管理の状況			
	意見	意見IV-3-(1)-1	学校外の勤務状況について
	意見	意見IV-3-(1)-2	自宅持ち帰り業務について
	意見	意見IV-3-(1)-3	地域等との関わり方について
	意見	意見IV-3-(1)-4	業務改善の取組みの徹底について

IV 財務事務における監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

1 学校教育に関する事業についての視点に関する監査結果

監査人は、以下の監査要点について監査を行った。

- 「第1次福岡市教育振興基本計画」に基づく事業が実施され成果が得られているか
- 契約事務が適切に行われているか
- 「共同学校事務局」が適切に運用されているか

(1) 「第1次福岡市教育振興基本計画」における個別事業と成果及び契約事務について

① 「第1次福岡市教育振興基本計画」の概要

a 計画策定の趣旨

市教育委員会は以下の趣旨に基づき「第1次福岡市教育振興基本計画」の策定を行って、教育施策を実施してきた。

計画策定の趣旨

教育の使命は、子どもたちの能力を伸ばし自己実現を促すとともに、人格の完成をめざし、共同体の一員として、社会を担う市民としての基本的資質を身につけさせることです。

そこで、福岡市教育委員会では、めざす子ども像を「基本的生活習慣を身につけ、自ら学ぶ意欲と志を持ち、心豊かにたくましく生きる子ども」とします。

このめざす子ども像を実現するため、あらゆる教育の場において、子どもの発達段階とニーズに応じることを基本とし、すべての福岡市立学校・園において特に重視する「教育の内容」と「教育の方法」を「公教育の福岡モデル」として掲げ、これを推進力として福岡市の教育改革に取り組んでいきます。

これまでも、福岡市教育委員会では、平成12年7月に策定した「教育改革プログラム」に基づき、21世紀を生きる子どもたちを健やかにはぐくむため、学校教育を中心として、家庭や地域と連携した教育環境の実現に向け教育改革に取り組んできました。

しかしながら、社会が変化する中、教育の課題は多様化し、市民や保護者の教育への関心と期待も一層高まっています。さらに、よりよい学校づくりへの参画など、子どもを中心とした視点による取り組みや、既存の制度や仕組みにとらわれない新たな枠組みでの取り組み

も求められています。このような状況に対応するため、教育委員会という組織自体の改革も必要となっています。

また、国においては、平成 18 年 12 月に「教育基本法」が制定後 60 年を経てはじめて改正されるとともに、平成 20 年 7 月には、教育分野における国のはじめての総合計画である「教育振興基本計画」がとりまとめられ、今後 10 年間にわたる国としてめざすべき教育の姿が示されました。

このような中、平成 20 年 6 月に策定した福岡市政全般にわたる政策推進の基本方針である「政策推進プラン(新・基本計画第 2 次実施計画)」では、特に力を入れていく施策として「教育力の向上」「自立し、たくましく生きる力の向上」など、教育をはじめとして、子どもたちを健やかにはぐくむための施策を数多く掲げ、これからの福岡市を支える重要な施策として位置づけています。

これは、福岡市の教育に自治都市・福岡を支える進取の精神と健やかな体、豊かな心を持った「人づくり」が求められているということでもあります。

未来の福岡市を麦える一人ひとりの子どもたちが、健やかに成長していくためには、これまでの取り組みを礎とし、学校はもとより、家庭、地域が一体となって取り組んでいくことが不可欠です。

学校、教員をはじめ、社会全体で子どもたちをより良くはぐくんでいくための、今後の福岡市の教育の道筋を明確に示す指針および実行計画として「新しいふくおかの教育計画 ～「改革」と「共育創造」～(以下「本計画」という。)」を策定します。

(出典:新しいふくおかの教育計画より抜粋)

b 計画の枠組み

「第1次福岡市教育振興基本計画」は教育基本法の改正により、地方公共団体に策定が求められているものであり、以下のような枠組みである。

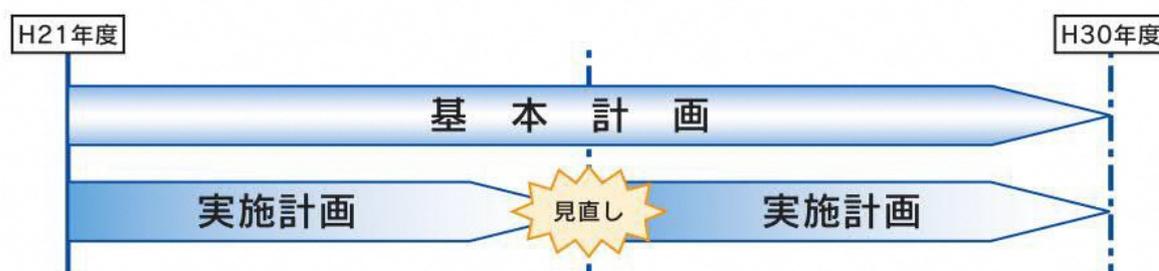
(2) 計画の範囲

小・中学校をはじめ、市立学校における取り組みを中心とし、子どもたちを共にはぐぐむ家庭・地域の取り組みも含めた、教育に関わる分野を範囲とします。

(3) 計画の期間

基本計画は、始期を平成21年度とし、その期間を概ね10年間とします。

実施計画は、基本計画のもとに重点的に取り組む具体的な事業計画を示すもので、始期を平成21年度とし、その期間を概ね5年間とします。



(4) 計画の評価

計画の進行管理を行うとともに、基本計画期間の中間時点で評価を行い、実施計画を見直します。

このため、可能な限り客観的な評価指標を設定します。

(出典:新しいふくおかの教育計画より抜粋)

c 教育に係る現状と課題

市において計画を策定するにあたり認識していた課題は以下のとおりである。

(子どもの課題)

基本的な生活習慣	<ul style="list-style-type: none">・ 基本的な生活習慣は、子どもたちが社会の中で生きていく基本となるものであり、家庭の役割として、子どもたちにしっかり身につけさせることが重要です。・ 全国学力・学習状況調査の結果からも、「朝食を毎日食べる」などの基本的な生活習慣が身につけている子どもほど正答率が高い傾向が見られ、学力向上に向けても、基本的な生活習慣の確立が重要です。
学力	<ul style="list-style-type: none">・ 基礎・基本となる知識や技能を確実に身につけるとともに、それを活用する能力を高めることが必要です。・ 学力低位層の底上げを図るとともに、学力向上のための具体的な取り組みが必要です。

学習意欲・学習習慣	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的に学習を行う態度や、家庭での学習習慣の定着が成績に結びついていると考えられ、家庭での学習習慣の確立に向けた取り組みが必要です。 ・学年が進行するに従って、学習意欲、学習習慣の低下が見られ、意欲を継続させる取り組みが必要です。
体力	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育の中で、さらに体力づくりができないか検討する必要があります。 ・部活動指導をより充実し、より多くの子どもたちが参加できるような環境づくりをする必要があります。
自尊心・向上心	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校から中学校への教育環境の変化に適応できないなどの理由から、自尊心や向上心が低下すると考えられます。社会で生きていく上では、成績のみが評価尺度ではなく、いろいろな形で自己実現することをキャリア教育などを通じて理解させ、生きる力をはぐくむことが必要です。
模範意識	<p>社会のルールを守るなどの模範意識を子どもに身につけさせるためには、家庭でのしつけが大切です。家庭や地域がそれぞれの役割に応じた取組を推進していくために、啓発活動等に取り組んで行く必要があります。</p>
非行・不良行為	<p>福岡市立中学校の生徒が起こす暴力行為は減少傾向にありますが、不良行為少年数は増加傾向を示しており、福岡市立中学校においても増加に転ずる可能性を否定できないため、これからも子どもたちが安全で安心して学習できる環境づくりや、子どもたちの健全育成に学校、保護者、地域、教育委員会が連携して取り組んでいく必要があります。</p>
いじめ・不登校	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ」は当事者にとって耐え難いものであり、容認できるものではありません。近年ではインターネットや携帯電話を使った新たな「いじめ」も発生しており、なぜ、「いじめ」が存在し、どうすれば減らしていけるのか、学校では、要因分析も踏まえ、効果的な発生防止策の実施が必要です。また、子どもたち自身にも考えさせていくことが必要です。 ・不登校については、学校生活に起因するもの、家庭生活に起因するもの、子ども自身に要因がある場合等、さまざまな原因が考えられます。不登校の要因を的確につかみ、最も効果的な対応策を見だし、助言・支援・指導を行っていくことが必要です。
特別支援教育	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある児童生徒の増加や障がいの重度・重複化が一層進行していることに対する教育環境の整備や教育内容・方法の工夫改善が必要です。 ・支援を要する子どもについては、保育所・幼稚園等の就学前の段階から小・中学校へ、子どもの学校・家庭での生活状況等の情報の引継ぎを的確に行い、保護者と教員・学校が情報共有し、切れ目のない対応が出来るよう、特別な配慮が必要です。 ・就学先の決定については、特別支援教育の理念を踏まえながら、保護者の意見、教育・医学等の専門的意見、学校や地域の状況等を総合的に判断し

	て、子ども自身にとってもっとも適切な学校を就学先として決定することが必要です。
--	---

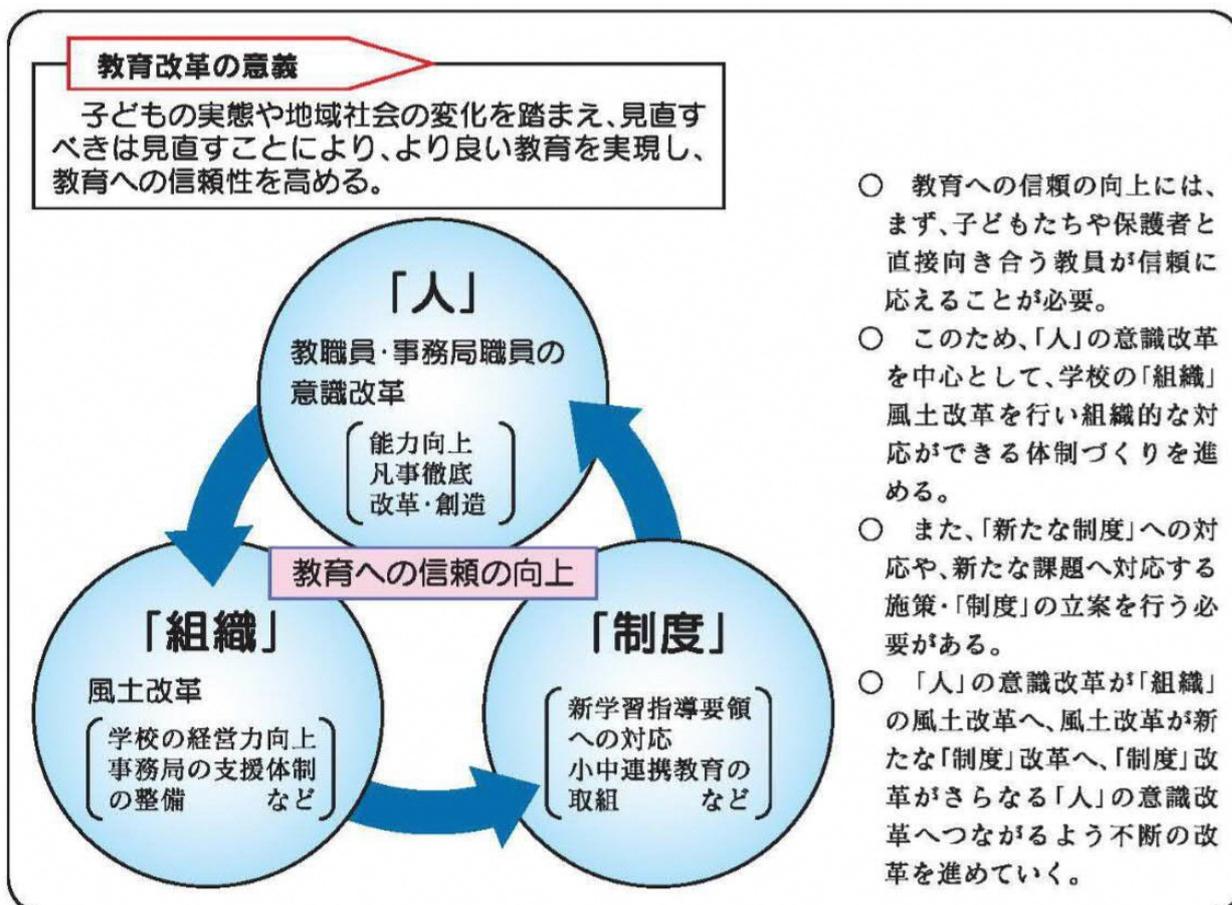
(子どもを取り巻く主体の課題)

教員	<ul style="list-style-type: none"> ・価値観が多様化し、社会が変化する中で、教員には高い資質・多様な能力が求められています。教員自らも教授法等の専門的知識に加え、社会性や課題対応能力を身につけ、児童生徒をはじめ、広く保護者や地域住民から信頼を得ることが必要です。 ・家庭や地域の変化や、保護者の教育に対する考え方の多様化などにより、教員の負担が増加し、教員本来の業務に集中できない環境が教員の多忙感を増大させている側面があり、教員が本来の業務に安心して集中できる環境づくりが急務です。また、併せて頑張る教員を適正に評価し、それに報いる評価制度の構築も必要です。
学校(組織として)	学校に寄せられる様々な要望・苦情に対して、初動対応をする教員を組織でバックアップする等、課題に適切に対応する「組織力」の強化が求められています。そのため、校長を中心とした対応ができるよう、校長のリーダーシップの向上や機能的な組織体制、連携し合う組織風土づくりが必要です。
学校(教育施設として)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の耐震化や大規模改修、建替えには多大な経費が必要となります。子どもたちの安全を守る耐震化を重点的に進めるとともに、アセットマネジメントにより、長期的な投資経費の縮減や平準化に取り組む必要があります。 ・小規模校においては、クラス替えが出来ないことで、人間関係が固定化し、積極性や向上心、コミュニケーション能力が育ちにくくなるとともに話し合い学習や班学習、体育で行う球技、音楽での合奏・合唱等では、子どもの数が少ないため実施が難しくなるなど、学習指導上の課題もあります。 ・大規模校については、同学年の結びつきが主となり、異学年との交流が少ない、施設見学等で受け入れが可能な施設が限定される等の課題があります。
家庭・地域	・地域に住む人々の意識や家族の姿が年々変わってきています。それぞれの校区の実情に応じ、地域の安全対策や子育て支援などに向けて、家庭・地域が連携して取り組んでいくことが一層求められます。
子どもを取り巻く社会環境	インターネットは適切な使い方をすれば、調べ学習などで活用できる有用な情報収集ツールです。子どもたちに適切な使用方法や危険性を知らせる情報モラル教育、メディアリテラシー教育を家庭とともに進めていくことが求められます。

(出典:新しいふくおかの教育計画より監査人が整理)

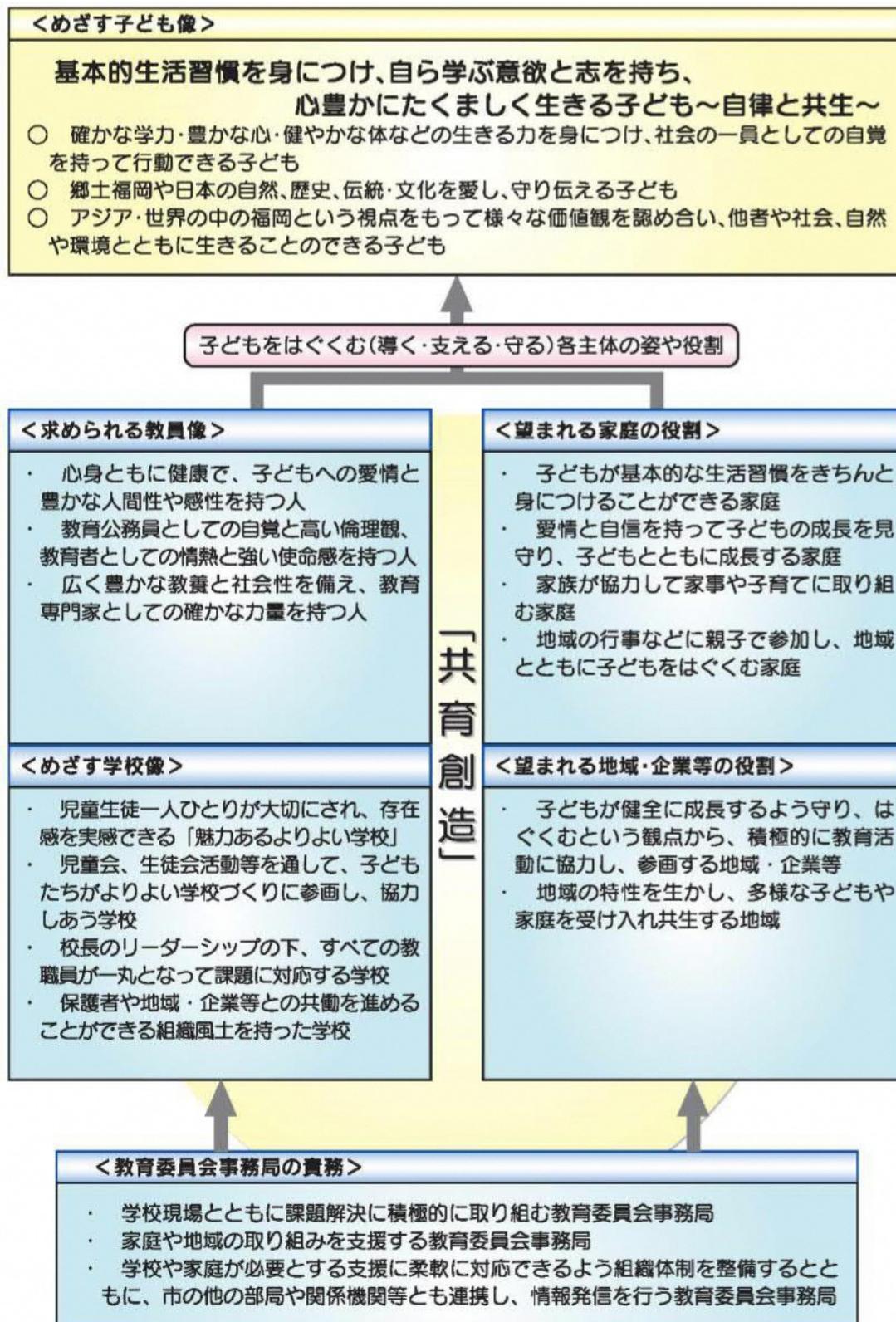
d 市の教育改革

今後 10 年を見据え様々な課題を解決し教育の目的を達成していくための「人」「制度」「組織」全般にわたる見直しと再構築が必要であるとして、市は教育改革を行うものとしている。



(出典:新しいふくおかの教育計画より抜粋)

また、市の教育改革が目指す姿はつぎのとおりである。



(出典:新しいふくおかの教育計画より抜粋)

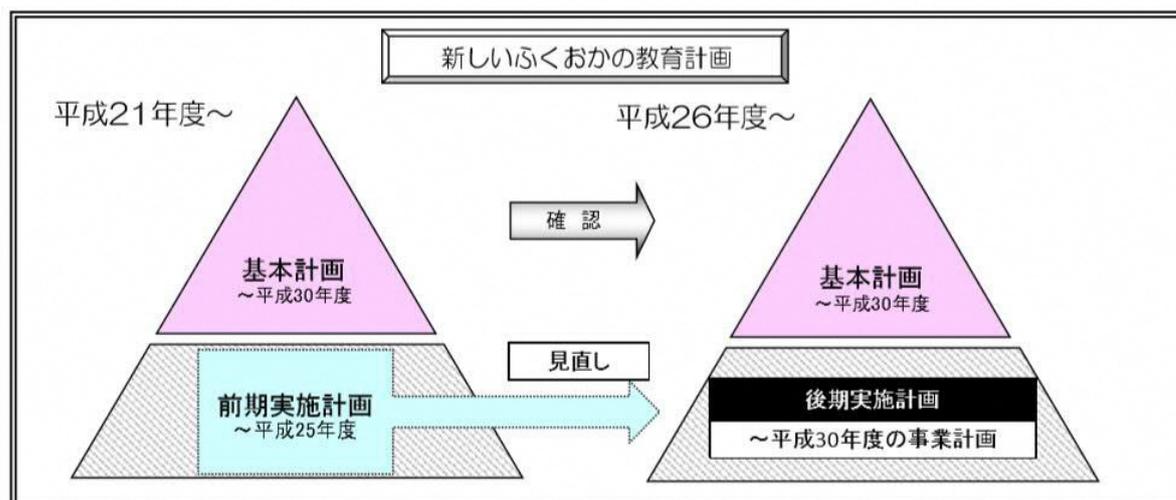
e 教育についての基本的考え方

市の教育改革がめざす姿を実現するために、5つの基本的な考え方と取組の方向性は以下のとおりである。

【基本的考え方 1】 たくましく生きる子どもの育成 取組の方向:教育の連携と充実
【基本的考え方 2】 信頼される学校づくりの推進 取組の方向:組織体制の充実と魅力ある学校づくり
【基本的考え方 3】 信頼に応え得る教員の養成 取組の方向:教員の資質や指導力の向上
【基本的考え方 4】 社会全体での子どもたちの育成 取組の方向:家庭教育支援と就学前教育の展開、地域・企業等における子育て支援の推進
【基本的考え方 5】 教育環境づくりの推進 取組の方向:教育委員会事務局の学校、家庭等への支援力の強化

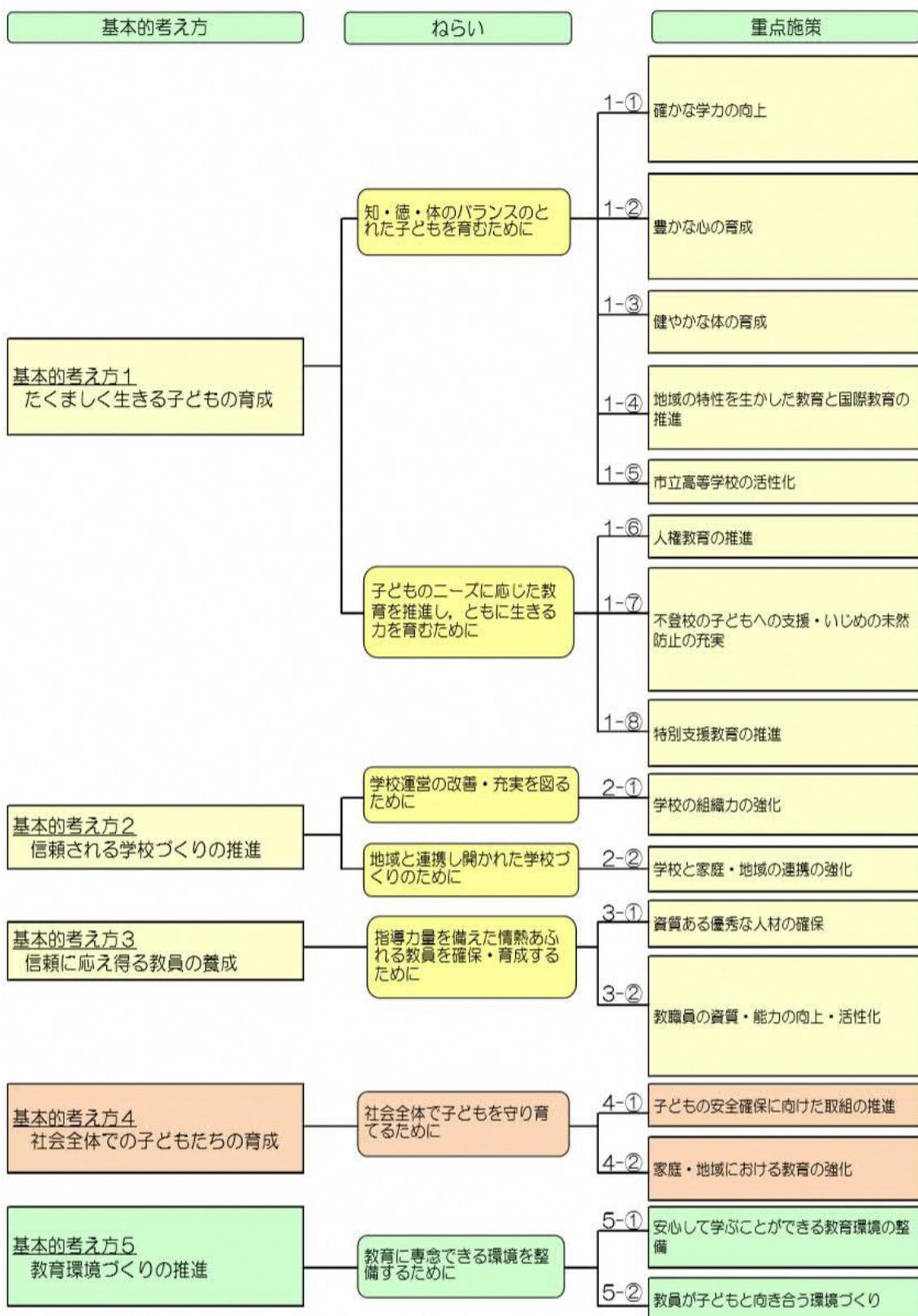
f 実施計画

「第1次福岡市教育振興基本計画」は平成21年からを始期として10年間とされており、その中の実施計画は前期実施計画と後期実施経過に分かれている。



(出典:新しいふくおか教育計画 後期実施計画 より抜粋)

監査対象とした平成 30 年を含む後期実施計画の体系は以下のとおりである。



(出典:新しいふくおかの教育計画 後期実施計画 より抜粋)

② 「第1次福岡市教育振興基本計画」における個別事業と成果について

第1次福岡市教育振興基本計画における主な個別事業について、経済性、効率性、有効性(3E)の視点、及び手続の法規準拠性の観点から監査を行った。第1次福岡市教育振興基本計画は、概ね計画どおりに進捗していたが、個別事業においては是正及び改善を要する事項があり、今後の対応が求められる。

現在、第2次教育振興基本計画が進捗しており、今回の監査による是正及び改善を踏まえた実施が望まれる。

③ 監査手続の概要

a 監査対象とした事業

監査は、「第1次福岡市教育振興基本計画」に基づく事業のうち市教育委員会が平成30年度に実施した主要な事業として位置付けた60の事業を対象とした。

No.	事業名	担当部署	決算額 (千円)
基本的な考え方1 たくましく生きる子どもの育成			
④-1-1	「学生サポーター」制度活用事業	教育支援課	235
④-1-2	「子どもと本をつなぐ学校図書館」推進事業	学校指導課, 教育支援課	37,099
④-1-3	NPOとの共働による不登校児童生徒の保護者支援事業	生涯学習課	1,221
④-1-4	アントレプレナーシップ教育	学校指導課	5,666
④-1-5	いじめ・不登校ひきこもり対策支援事業	生徒指導課	25,158
④-1-6	いじめゼロプロジェクト	生徒指導課	2,883
④-1-7	ことば響く街ふくおか推進事業	学校指導課	2,056
④-1-8	スクールカウンセラー活用事業	教育相談課	122,231
④-1-9	スクールソーシャルワーカー活用事業	教育相談課	276,835
④-1-10	ネイティブスピーカー委託事業	学校指導課	304,269
④-1-11	医療的ケア支援体制整備	発達教育センター	37,260
④-1-12	科学わくわくプラン	教育センター研修・研究課	538
④-1-13	学校における人権教育研修	人権・同和教育課, 教育支援課, 教育センター管理課	12,812
④-1-14	学校ネットパトロール事業	生徒指導課	5,573

No.	事業名	担当部署	決算額 (千円)
④-1-15	学校図書館支援センター事業	総合図書館 図書サービス課	12,191
④-1-16	学力パワーアップ総合推進事業	学校指導課	89,256
④-1-17	教育相談機能の充実	教育相談課	74,035
④-1-18	子ども読書活動の推進 ※1	生涯学習課	5,658
④-1-19	子ども日本語サポートプロジェクト	教育支援課	24,330
④-1-20	市立高校国際教育の推進	指導部学校教育企画担当	2,728
④-1-21	小学校外国語科支援事業	学校指導課	183,167
④-1-22	小学校外国語活動支援事業	学校指導課	20,175
④-1-23	職場体験学習事業	教育センター研修・研究課	234
④-1-24	食育推進事業	給食運営課	261
④-1-25	進路実現・キャリア教育推進事業	指導部学校教育企画担当	5,367
④-1-26	生活習慣・学習定着度調査	学校指導課	11,993
④-1-27	体力向上推進事業	教育センター研修・研究課	2,541
④-1-28	通級指導教室の整備	発達教育センター・教育環境課	10,891
④-1-29	特色ある教育推進事業	学校指導課	42,700
④-1-30	特別支援学級の整備	発達教育センター・教育環境課	116,601
④-1-31	特別支援学校就労支援事業	発達教育センター	9,725
④-1-32	特別支援教育支援員等の配置	発達教育センター	156,216
④-1-33	福岡・釜山教育交流事業	教育支援課	0
④-1-34	保幼小中連携の推進	学校指導課	94,090
④-1-35	魅力ある高校づくりの推進	指導部学校教育企画担当	6,243
基本的考え方2 信頼される学校づくりの推進			
④-2-1	学校サポーター会議推進事業	教育支援課	2,249
④-2-2	学校公開週間推進事業	教育支援課	27
④-2-3	学校問題解決支援事業 ※1	教育支援課	9,685

No.	事業名	担当部署	決算額 (千円)
基本的考え方3 信頼に応え得る教員の養成			
④-3-1	教職員の指導力向上を図る研修	教育センター研修・研究課	31,092
④-3-2	教職員メンタルヘルスマネジメント事業	職員課	9,180
④-3-3	多様な人材の確保	教職員第1課	17,515
④-3-4	調査研究	教育センター研修・研究課	12,995
④-3-5	派遣研修	教育センター研修・研究課	1,043
基本的考え方4 社会全体での子どもたちの育成			
④-4-1	家庭教育支援事業	生涯学習課	4,937
④-4-2	子どもの安全対策	学務支援課	4,680
④-4-3	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	生徒指導課	1,446
④-4-4	地域の教育力育成・支援事業	人権・同和教育課	8,701
(④-1-18)	子ども読書活動の推進	生涯学習課	-
基本的考え方5 教育環境づくりの推進			
④-5-1	アイランドシティ地区小学校整備	通学区域課, 教育環境課, 学務支援課, 給食運営課, 健康教育課	235,059
④-5-2	学校規模適正化事業	通学区域課, 教育環境課	354,081
④-5-3	学校給食センター再整備事業	教育支援部給食運営課	1,429,704
④-5-4	学校施設空調整備事業	施設課	272,553
④-5-5	学校事務センター設置事業	教職員第1課	11,585
④-5-6	校舎及び附帯施設等整備	施設課	2,749,390
④-5-7	校舎増築	施設課	4,566,089
④-5-8	校務情報化推進事業	教育政策課	716,416
④-5-9	大規模改造	施設課	1,956,532
④-5-10	部活動支援	生徒指導課	82,249

No.	事業名	担当部署	決算額 (千円)
(④-2-3)	学校問題解決支援事業	教育支援課	-
全般・その他			
④-6-1	「新しいふくおかの教育計画」の推進	教育政策課	2,372
④-6-2	人権啓発地域推進組織育成	人権・同和教育課	39,105
④-6-3	図書館資料収集等	総合図書館 図書サービス課, 文学・文書課, 映像資料課	158,519
			14,379,442

b 実施した監査手続

個別事業については、担当部署へのアンケートによって基礎情報を把握した上で、担当者へのヒアリングや関連する資料との整合性の確認、必要書類の閲覧照合などの監査手続を実施している。

なお、各事業において内容や特性が異なることから個別事業に対して実施した監査手続については各事業にそれぞれ記載を行っている。

【アンケートの様式（事業概要入力フォーマット）】

事業概要入力フォーマット

(1) 事業の概要

事業名			
事業目的			
事業内容			
担当部署			
事業の根拠 (法令, 条例, 規則, 要領等)			
「あたらしい福岡の 教育計画」おける 位置づけ	基本的考え方1	たくましく生きる子どもの育成(重点施策1-①~⑧)	
	基本的考え方2	信頼される学校づくりの推進(重点施策2-①~②)	
	基本的考え方3	信頼に応え得る教員の養成(重点施策3-①~②)	
	基本的考え方4	社会全体での子どもたちの育成(重点施策4-①~⑧)	
	基本的考え方5	教育環境づくりの推進(重点施策5-①~②)	
事業開始年度		事業終了年度	
事業実施方法	直営・委託	委託内容	

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

	予算額	決算額	増減額	増減理由
H27				
H28				
H29				
H30				
R1		—	—	—

(3) 事業費の内訳 (H30)

(単位：千円)

費目(節)	決算額	主な内容
報償費		

(4) 事業費の財源 (単位：千円)

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
国庫			
市(一般財源)			
市債			
その他			
合計			

(5) 事業効果とその推移

【効果指標の種類】

指標	指標の説明	指標の目標値
活動指標	指標事例数	
成果指標	〇〇数	

【指標の推移】

	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27				
H28				
H29				
H30				
R1				

(6) 職員等の配置実績

	職員等数	備考
H27		
H28		
H29		
H30		
R1		—

④ 個別事業について

【基本的考え方1 たくましく生きる子どもの育成】

④-1-1 「学生サポーター」制度活用

(1) 事業の概要

事業名	「学生サポーター」制度活用		
事業目的	<p>○福岡市の学校教育活性化のため、大学生とのふれあいにより豊かな心を育むとともに、よりきめ細かな指導に対応する。</p> <p>○大学の推進する地域連携や地域貢献の実現を図る。</p> <p>○大学生の資質や能力の向上を図る。</p>		
事業内容	本市教育委員会と協定を結んだ大学からの派遣計画書に基づき、派遣される大学生を「学生サポーター」として、福岡市立小・中・高・特別支援学校で受け入れ、教員の補助として授業や課外活動、休み時間など教育活動に参加してもらう。		
担当部署	教育支援課		
事業の根拠 (法令, 条例, 規則, 要領等)	なし(福岡市の教育改革プログラム「21世紀の福岡市らしい教育の推進」の一環)		
「あたらしい福岡の教育計画」おける位置づけ	基本的考え方1 たくましく生きる子どもの育成(重点施策1-①~⑧)		
事業開始年度	平成16年度	事業終了年度	
事業実施方法	直営	委託内容	

(2) 事業費の推移

(単位:千円)

	予算額	決算額	増減額	増減理由
H27	363	305	58	事業費の執行残
H28	366	254	112	同上
H29	331	316	15	同上
H30	283	235	48	同上
R1	283	—	—	—

(3) 事業費の内訳 (H30)

(単位:千円)

費目(節)	決算額	主な内容
役務費	235	災害補償及び賠償責任保険料

(4) 事業費の財源

(単位:千円)

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
国庫			
市(一般財源)	235		
市債			
その他			
合計	235		

(5) 事業効果とその推移

【効果指標の種類】

指標	指標の説明	指標の目標値
活動指標		
成果指標	派遣先学校数	

【指標の推移】

	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	100	86	△7	後期の説明会をする大学が減ったため
H28	100	114	19	説明会開催大学数を増やしたため
H29	115	122	7	同上
H30	125	113	△12	当事業を実施できなくなった大学などがあったため
R1				

(実施した手続)

(学生サポーターが教育活動に参加した時間数)

平成 27 年度から平成 30 年度までの各年度における「本市教育委員会と協定を結んだ大学の数」と「学生サポーターが教育活動に参加した時間数」は以下のとおりであった。

年度	本市教育委員会 と協定を結んだ 大学の数	学生サポーターが教育活動に参加した時間数					
		小	中	高	特	幼	計
27	18	12675.9	813		1140.85	942.5	15572.25
28	18	18211.9	1449.4	0	483	698	20842.3
29	18	11205.35	1701	0	444	308.7	13659.05
30	18	12956.5	1030.3	20.5	791.5	0	14798.8

(出典:教育委員会入手資料)

また「派遣された学生数」と「派遣された学校数」は以下のとおりであった。「派遣された学校」とは学生を受け入れた福岡市立小・中・高・特別支援学校の数である。受け入れ説明会の実施等により増加した平成 28 年度以降、派遣学生数は減少傾向にある。

派遣学生数（人） ※ 実績値				
	H27	H28	H29	H30
小	338	437	360	318
中	18	46	68	24
高	0	0	0	1
特	19	20	18	21
幼	15	21	11	0
全体	390	524	457	364

派遣学校数（校） ※ 実績値				
	H27	H28	H29	H30
小	70	86	86	86
中	10	21	25	12
高	0	0	0	1
特	3	4	5	6
幼	3	3	3	0
全体	86	114	119	105

(出典:教育委員会入手資料)

【意見Ⅳ-1-(1)-1】学生サポーター制度活用について

学生サポーター制度活用の目的は、

- i) 福岡市の学校教育活性化のため、大学生とのふれあいにより豊かな心を育むとともに、よりきめ細かな指導に対応する。
- ii) 大学の推進する地域連携や地域貢献の実現を図る。
- iii) 大学生の資質や能力の向上を図る。

ことが目的である。

市としては、当該事業の成果指標を派遣学校数としており、その数には大きな減少は見られないが、説明会開催大学数を増やした平成 28 年度を例外として、学生サポーター制度に参加する学生数は減少する傾向にある。

受け入れた学校も、小学校は 144 校のうち 86 校、中学校は 69 校のうち 12 校、高校は 1 校のみにとどまっている。

また成果指標として派遣学校数が挙げられているが、大学生を派遣することが当該事業の目的ではなく、学校教育活性化と大学生の資質や能力の向上にある。よって教員と大学生の両者に対するアンケートによる、学校教育活性化と大学生の資質や能力の向上度合いを測る指標とすることが望ましい。

(改善提案)

福岡市としては積極的に学生サポーター制度を活用し、派遣学生数と派遣学校数の増加に努められたい。

まずは学生サポーターに参加した大学生にアンケートを取るなど、大学生が学生サポーター制度に感じる不満がないか、改善点がないかを把握することについて検討されたい。

アンケートについては教員と大学生両方からとることが望ましい。教員からは学校教育がどのように活性化されたのか、学生サポーターが教員の過度な業務負担となっていない(「教員の補助」となっているか)かについて、大学生には学生サポーター制度へのアンケートのほか、自らの資質や能力の向上が実現できたかについてアンケートをとることが望ましい。

④-1-2 「子どもと本をつなぐ学校図書館」推進事業

(1) 事業の概要

事業名	「子どもと本をつなぐ学校図書館」推進事業		
事業目的	<p>学校司書の配置を拡充し、全ての小中学校において学校図書館の充実と読書活動の推進に取り組み確かな学力と豊かな心を育成。</p> <p>また、その取組の充実を図るために、学校司書を効果的に活用し、教科学習との関連を図る学校図書館教育の活性化に努め、子ども自身が自ら図書館に足を運び、読書を楽しむ環境づくりを目指す。</p>		
事業内容	43名の学校司書を市内の各小学校に配置し、児童生徒の読書への興味・関心、豊かな心、自ら学ぶ意欲を育むとともに、学校図書館の整備充実と学校図書館を利用した教科学習を推進する。		
担当部署	学校指導課, 教育支援課		
事業の根拠 (法令, 条例, 規則, 要領等)	学校図書館法, 福岡市立学校に勤務する学校司書就業要綱		
「あたらしい福岡の教育計画」おける位置づけ	基本的考え方1 たくましく生きる子どもの育成(重点施策1-①~⑧)		
事業開始年度	平成8年度	事業終了年度	
事業実施方法	直営・委託	委託内容	

(2) 事業費の推移

(単位: 千円)

	予算額	決算額	増減額	増減理由
H27	38,578	36,766	1,812	司書報酬(交通費加給金)の執行残
H28	38,487	37,011	1,476	同上
H29	38,545	36,871	1,674	同上
H30	38,545	37,099	1,446	同上
R1	50,784	—	—	—

(3) 事業費の内訳 (H30)

(単位: 千円)

費目(節)	決算額	主な内容
報酬	36,809	司書報酬
共済費	28	事業主負担分
報償費	12	ボランティア研修会講師謝礼
旅費	1	研修出張, 事後精算分
需用費	49	募集要項印刷料

費目(節)	決算額	主な内容
役務費	91	研修出張, ニモカ分
委託料	109	採用試験問題作成, 採点

(4) 事業費の財源

(単位:千円)

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
国庫	なし		
市(一般財源)	37,099		
市債	なし		
その他	なし		
合計	37,099		

(5) 事業効果とその推移

【効果指標の種類】

指標	指標の説明	指標の目標値
活動指標	小学生読書リーダー講習会の認定者数	200
成果指標	学校図書館利用状況及び読み上げ冊数(小学校)	16.0
	学校図書館利用状況及び読み上げ冊数(中学校)	3.0

【指標の推移】

	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	13.0(小)	13.5(小)	0.5(小)	
	3.3(中)	3.04(中)	△0.26(中)	
H28	13.0(小)	15.5(小)	2.5(小)	
	3.2(中)	3.4(中)	0.2(中)	
H29	13.0(小)	15.8(小)	2.8(小)	
	3.2(中)	2.8(中)	△0.4(中)	
H30	16.0(小)	15.8(小)	△0.2(小)	
	3.0(中)	2.8(中)	△0.2(中)	
R1	16.0(小)			
	3.0(中)			

(6) 職員等の配置実績

	職員等数	備考
H27	40	学校司書嘱託員 36 名, 教育支援課正規職員 1 名, 学校指導課正規職員 1 名, 学校図書館支援センター嘱託員 2 名
H28	40	同上
H29	40	同上
H30	40	同上
R1	48	—

(実施した手続)

a 小学校及び中学校における蔵書の状況について

文部科学省では,「学校図書館図書標準」という, 公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準を定めている。学校図書館図書標準のうち, 小学校と中学校を抽出して示すと以下のとおりである。

(小学校)

学級数	蔵書冊数
1	2,400
2	3,000
3～ 6	$3,000 + 520 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$5,080 + 480 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$7,960 + 400 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$10,360 + 200 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$12,760 + 120 \times (\text{学級数} - 30)$

(中学校)

学級数	蔵書冊数
1～ 2	4,800
3～ 6	$4,800 + 640 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$7,360 + 560 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$10,720 + 480 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$13,600 + 320 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$17,440 + 160 \times (\text{学級数} - 30)$

文部科学省では、学校図書館への司書教諭や学校司書の配置状況、図書の整備状況、読書活動の状況等を隔年で調査しており、最新の調査報告は平成 28 年度「学校図書館の現状に関する調査」である。

調査報告書の中で、学校図書館図書標準の達成状況は、「全市町村における学校図書館図書標準の達成状況」として、全国の市町村別に公表されている。

これを見ると、福岡市の小学校では、達成(100%)が122校、75～100%未満が21校、「各自治体において、学校図書館図書標準を達成している学校数が、当該自治体の全学校数に占める割合」は 85.3%であった。中学校では達成(100%)が 65 校、75～100%未満が4校、「各自治体において、学校図書館図書標準を達成している学校数が、当該自治体の全学校数に占める割合」は 94.2%であった。

「各自治体において、学校図書館図書標準を達成している学校数が、当該自治体の全学校数に占める割合」が小学校及び中学校とも 100%は、福岡市と同じ政令指定都市である北九州市のほか、福岡県内でも複数の自治体が達成していた。

当該調査は平成 28 年度の調査であることから、直近の状況を調査するため、平成 27 年度から平成 30 年度の学校図書館図書標準達成率を調査したところ、以下のとおりであった。なお、以下の表では、平成 27 年度から平成 30 年度まで 100%未満の達成率を出している学校のみを抽出している。

(小学校)

学校 番号	学校名	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
		達成率	達成率	達成率	達成率
14	馬出小学校	99.75%	95.63%	100.73%	109.7%
16	原小学校	97.60%	100.03%	101.56%	99.5%
18	吉塚小学校	95.29%	90.16%	98.43%	108.7%
22	高宮小学校	95.91%	92.20%	100.46%	100.8%
24	席田小学校	96.32%	90.17%	100.59%	101.0%
25	三宅小学校	86.79%	96.02%	100.35%	100.9%
26	花畑小学校	99.43%	104.55%	106.11%	100.0%
28	箱崎小学校	98.95%	102.37%	100.00%	102.3%
31	今宿小学校	122.84%	97.80%	96.41%	93.7%
39	日佐小学校	100.62%	102.79%	100.79%	99.3%
41	田隈小学校	101.87%	96.00%	102.83%	101.7%
42	香椎小学校	111.98%	100.81%	99.68%	100.0%
44	名島小学校	99.78%	101.33%	104.08%	107.8%
47	板付小学校	104.16%	98.00%	100.31%	96.2%

学校 番号	学校名	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
		達成率	達成率	達成率	達成率
49	那珂南小学校	104.73%	98.92%	102.87%	104.7%
50	香住丘小学校	101.16%	109.51%	104.43%	97.6%
55	若久小学校	98.90%	101.11%	100.05%	100.9%
68	千早小学校	96.78%	96.22%	97.29%	99.2%
85	西戸崎小学校	98.41%	105.43%	104.45%	107.8%
86	東花畑小学校	108.93%	104.61%	101.22%	99.8%
91	八田小学校	99.13%	99.44%	98.87%	102.3%
94	賀茂小学校	98.87%	101.55%	98.93%	99.3%
98	入部小学校	97.95%	100.25%	98.69%	103.4%
99	東月隈小学校	94.43%	99.89%	101.60%	103.7%
101	壺岐南小学校	99.00%	94.88%	100.16%	104.1%
103	片江小学校	100.52%	98.25%	97.80%	100.4%
118	愛宕小学校	96.93%	95.99%	100.46%	100.4%
121	飯原小学校	105.72%	112.70%	110.75%	99.2%
122	青葉小学校	99.97%	100.30%	101.23%	101.7%
125	高木小学校	104.17%	98.19%	100.99%	100.2%
132	香椎下原小学校	98.43%	101.19%	101.91%	100.3%
143	百道浜小学校	100.98%	95.37%	96.77%	96.8%
144	松島小学校	94.82%	96.07%	98.69%	103.6%
145	横手小学校	101.95%	96.28%	100.68%	101.5%
149	照葉小学校	95.15%	94.46%	99.37%	115.2%

(中学校)

学校 番号	学校名	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
		達成率	達成率	達成率	達成率
304	東光中学校	97.94%	107.27%	101.52%	101.9%
314	城西中学校	103.21%	99.39%	101.82%	105.7%
315	百道中学校	98.04%	103.65%	106.89%	110.5%
321	多々良中学校	99.21%	111.14%	114.56%	114.3%
344	席田中学校	141.95%	134.69%	99.15%	104.2%
351	田隈中学校	101.71%	97.81%	101.14%	110.0%
370	照葉中学校	97.43%	93.82%	98.22%	99.4%

【意見Ⅳ-1-(1)-2】学校図書館における標準冊数の未達成について

文部科学省では、「学校図書館図書標準」という、公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準冊数を定めている。

そこで福岡市の各小学校及び中学校の学校図書館図書標準の達成率を調査したところ、いずれの学校も90%を超えていたが、監査対象年度において100%を達成していないのは、小学校が10校、中学校が1校であった。そのうち、4年連続で未達成の小学校が1校、中学校が1校、3年連続で未達成の小学校が2校、2年連続で未達成の小学校が1校あった。

(改善提案)

除籍や児童学生数の増加により、一時的に蔵書数が学校図書館図書標準の100%未満となることはやむを得ないが、複数年継続して100%を達成していない状況も見受けられるため、各学校図書館の蔵書数が学校図書館図書標準の100%達成状況を維持できるように努められたい。

b 図書の廃棄（除籍）について

学校図書は情報が古くなったものについては廃棄し、新しい図書を購入することで、常時更新する必要がある。福岡市では、全国学校図書館協議会が示している「学校図書館図書廃棄規準」に準じて、廃棄を行っているとのことであった。

(学校図書館図書廃棄規準)

I 一般規準

次の各項のいずれかに該当する図書は廃棄の対象とする。

形態的にはまだ使用に耐えうるが、記述されている内容・資料・表記等が古くなり利用価値の失われた図書。

新しい学説や理論が採用されていない図書で、史的資料としても利用価値の失われた図書。

刊行後時間の経過とともにカラー図版資料の変色が著しいため、誤った情報を提供することが明白になった図書。

利用頻度の著しく低い複本で保存分を除いた図書。

II 種別規準

次の種別に属する図書は、一般規準に加えてそれぞれの種別ごとの各項に該当する場合、廃棄の対象とする。

百科事典・専門事典

1) 刊行後10年を経ているもので、補遺が刊行されていない図書。

ハンドブック・要覧

1) 新版が刊行され利用価値の失われた旧版図書。

伝記

- 1) 新資料の発見等により被伝者について評価が著しく変わった図書。

地図帳

- 1) 刊行後5年を経ているもので、記載地名等に変化が生じた図書。
- 2) 歴史地図帳は、刊行後 10 年を経ているもので、歴史学研究成果がとりいれられていない図書。

旅行案内書

- 1) 刊行後3年を経ているもので、現状にそぐわなくなった図書。

地誌

- 1) 刊行後5年を経ているもので、現状にそぐわなくなった図書。

法律書・法令書

- 1) 刊行後3年を経ているもので、主要な法律・法令の改正により現状にそぐわなくなった図書。

人権関係書

- 1) 記述内容に人権擁護上問題であることが明らかとなった図書。

政党関係書

- 1) 刊行後3年を経ているもので、政党の現状を理解するのにそぐわなくなった図書。

時事問題関係書

- 1) 刊行後3年を経ているもので、現状にそぐわなくなった図書。

学習参考書

- 1) 刊行後3年を経ているもので、学習の現状にそぐわなくなった図書。
- 2) 「学習指導要領」準拠図書で、「学習指導要領」の改訂により学習事項やその取り扱いが変わった図書。

就職・受験内容書

- 1) 刊行後2年を経ているもので、現状にそぐわなくなった図書。

技術書・実験書

- 1) 刊行後3年を経ているもので、技術・実験についての説明が古くなった図書。
- 2) 記述内容に安全上問題であることが明らかとなった図書。

公害・環境問題関係書

- 1) 刊行後5年を経ているもので、最近の研究結果がとりいれられていない図書。

料理・服飾関係書

- 1) 刊行後3年を経ているもので、新しい素材・技術・デザイン・流行等がとりいれられていない図書。

スポーツ関係書

- 1) 刊行後5年を経ているもので、新しい種目・ルール・技術・用具等がとりいれられていない図書。

<p>辞典</p> <p>1) 語義・語源・用例等の記述に重大な誤りが発見された図書。</p> <p>翻訳書・翻案書・抄訳書</p> <p>1) 刊行後に優れた翻訳書が出版された場合の旧翻訳書。</p> <p>2) より完全な翻訳書が出版された場合の旧翻案書・旧抄訳書。</p> <p>Ⅲ 廃棄の対象としない図書</p> <p>次の図書は原則として廃棄の対象としない。</p> <p>1) 年鑑 2) 白書 3) 郷土資料 4) 貴重書</p>
--

そこで、2年以上連続して除籍(廃棄)を実施していない各学校における除籍冊数を調査したところ、以下のとおりであった。

(小学校)

学校 番号	学校名	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	除籍なし連続 年数
		除籍冊数	除籍冊数	除籍冊数	除籍冊数	
2	当仁小学校	0	556	0	0	2
10	春吉小学校	0	0	290	0	2
17	長尾小学校	838	0	0	6	2
22	高宮小学校	0	390	0	0	2
35	鳥飼小学校	0	0	398	53	2
58	室見小学校	0	0	301	0	2
61	金武小学校	0	0	212	3	2
64	元岡小学校	0	0	652	0	2
66	玄界小学校	0	0	0	0	4
67	小呂小学校	0	0	0	39	3
80	城浜小学校	0	0	619	0	2
85	西戸崎小学校	331	80	0	0	2
95	脇山小学校	0	0	0	1	3
100	有田小学校	0	0	346	60	2
108	南片江小学校	665	23	0	0	2
109	大原小学校	0	0	22	878	2
111	弥永西小学校	0	0	3,232	100	2
113	四箇田小学校	1,525	0	0	375	2
125	高木小学校	0	0	52	0	2

学校 番号	学校名	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	除籍なし連続 年数
		除籍冊数	除籍冊数	除籍冊数	除籍冊数	
141	小田部小学校	0	0	0	469	3
142	香陵小学校	0	0	0	446	3
145	横手小学校	0	0	0	219	3
150	西都小学校	-	-	0	0	2

(中学校)

学校 番号	学校名	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	除籍なし連 続年数
		除籍冊数	除籍冊数	除籍冊数	除籍冊数	
308	春吉中学校	0	0	484	0	2
311	三宅中学校	319	499	0	0	2
312	警固中学校	0	186	0	0	2
318	玄洋中学校	611	925	0	0	2
320	香椎第一中学校	0	0	1348	663	2
321	多々良中学校	0	0	0	0	4
336	玄界中学校	0	0	0	0	4
339	小呂中学校	0	0	0	0	4
351	田隈中学校	0	854	0	0	2
370	照葉中学校	0	0	35	0	2

(特別支援, 高校)

学校 番号	学校名	H29 年度	H30 年度	除籍なし連続年数
		除籍冊数	除籍冊数	
3001	福岡中央特別支援学校	0	0	2
3007	今津特別支援学校	0	0	2
3008	博多高等学園	0	0	2

【意見IV-1-(1)-3】図書の廃棄(除籍)について

学校図書は情報が古くなったものについては一定のルールに基づいて廃棄し、新しい図書を購入することで、常時更新する必要がある。また紛失した図書についても除籍し、必要であれば新しい図書を購入しなければならない。

そこで各学校の平成 27 年度から監査対象年度までの除籍冊数を把握したところ、多くの学校で毎年度継続的に除籍が行われていたが、複数の学校において複数年にわたり除籍が行

われていなかった。

4年間連続して除籍がない小学校は1校、中学校は3校。3年間連続して除籍がない小学校が5校。2年間連続して除籍がない学校も散見された。そのような学校については、複数年に1回、まとめて大量の除籍が行われる傾向にあり、毎年度除籍の要否が検討されているのか疑問である。

(改善提案)

学校図書は情報が古くなった図書や紛失した図書を除籍し、新しい図書を購入することで、常時更新する必要がある。

除籍が複数年継続して行われていない学校においては蔵書の点検を行い、適切に除籍するよう指導されたい。

c 学校図書館利用状況及び読み上げ冊数

当事業では、学校図書館における図書の読み上げ冊数が成果指標とされている。これは各学校の児童生徒が各年度11月、1ヶ月間の間に読んだ本の冊数の平均値である。

監査対象年度における小学校の目標値は16.0冊で、実績は15.8冊、中学校の目標値は3.0冊で、実績は2.8冊である。

一方、公益社団法人全国学校図書館協議会は毎日新聞社と共同で、全国の小・中・高等学校の児童生徒の読書状況について毎年調査を行っている。

この「学校読書調査」の調査結果は公益社団法人全国学校図書館協議会のホームページに公表されているが、第65回の結果によれば、2019年5月、1ヶ月間の平均読書冊数は、小学生は11.3冊、中学生は4.7冊であった。

福岡市の調査時期は11月であり、「学校読書調査」の調査時期は5月であるから単純な比較は出来ないが、小学校の冊数は福岡市の児童が全国平均よりも多く、中学校の冊数は福岡市の生徒が全国平均よりも少ない状況であった。

d 学校司書の配置について

当事業の目的には、「学校司書の配置を拡充」することが掲げられている。学校司書とは、専ら学校図書館の職務に従事する学校事務職員である。

学校図書館には司書教諭、学校司書、司書が配置される。司書教諭は12学級以上の学校には必ず配置する必要があるが、学校司書は学校図書館法第6条第1項では置くように努めなければならないとされており、各自治体で配置の状況は異なる。

司書教諭、学校司書、司書それぞれの設置根拠、位置づけ(業務内容)、資格、給与等の負担、国による定数措置、勤務形態についてまとめたものが、文部科学省のホームページに載っているので転載すると以下のとおりである。

	司書教諭	学校司書	司書
設置根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館法第5条第1項, 附則 ・学校図書館法附則第二項の学校の規模を定める政令 ～12学級以上の学校には必ず置かなければならない。(11学級以下の学校については, 当分の間, 設置を猶予。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館法第6条第1項 ～置くよう努めなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館法第4条 ～必ず「置かなければならない」とまではされていない。
位置付け	<p>【業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館の専門的職務を掌る。 <p>【職種】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主幹教諭, 指導教諭又は教諭をもって充てる。《学校図書館法第5条第2項前段》 	<p>【業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専ら学校図書館の職務に従事する。 <p>【職種】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校事務職員《学教法第37条第1項・第14項等》(又は「その他必要な職員」《学教法第37条第2項等》)に相当。 	<p>【業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館の専門的事務に従事する。
資格(養成)	<ul style="list-style-type: none"> ・司書教諭の講習を修了した者《学校図書館法第5条・公費負担第2項後段》 <p>◎司書教諭講習 《学校図書館司書教諭講習規程》</p> <p>【受講資格】: 下の(1)又は(2)のいずれか</p> <p>(1) 教諭の免許状を有する者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資格について制度上の定めはない。 ～各地方公共団体における採用時には, それぞれの実情に応じ, 司書資格や司書教諭資格, 教諭免許状, 相当実務経験等の資格要件を定めて, 学校司書を募集。 ・国において, 学校司書としての資格の在り方, その 	<ul style="list-style-type: none"> ・下の(1)～(3)のいずれか《図書館法第5条第1～3項》 (1) 大学(短大を含む)で, 文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修し, 卒業した者 (2) 大学(短大を含む)又は高専を卒業した者で司書の講習を修了した者 (3) 3年以上司書補(相当, 同等以上と法令で定

	司書教諭	学校司書	司書
	<p>(2) 大学に2年以上在学する学生で 62 単位以上を修得した者</p> <p>【科目と単位】: 5科目 10 単位</p> <p>学校経営と学校図書館 (2)</p> <p>学校図書館とメディアの構成 (2)</p> <p>学習指導と学校図書館 (2)</p> <p>読書と豊かな人生 (2)</p> <p>情報メディアの活用 (2)</p> <p>※ () は単位数。</p> <p>○ 司書教諭講習相当科目大学の科目又は司書の講習の単位であって、司書教諭講習科目の単位に相当するものとして文部科学大臣が認めたものは、司書教諭講習科目の単位とみなす。</p>	<p>養成の在り方等について検討を行うこととされている。《学校図書館法附則》</p> <p>・学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施等に努めなければならない。《学校図書館法第6条第2項》</p>	<p>める職を含む)としての勤務を経験した者で司書の講習を修了した者</p> <p>● 司書の講習</p> <p>《図書館法第6条》</p> <p>◆ 甲群(必修: 11 科目 22 単位)</p> <p>生涯学習概論 (2)</p> <p>図書館概論 (2)</p> <p>図書館情報技術論 (2)</p> <p>図書館制度・経営論 (2)</p> <p>図書館サービス概論 (2)</p> <p>情報サービス論 (2)</p> <p>児童サービス論 (2)</p> <p>情報サービス演習 (2)</p> <p>図書館情報資源概論 (2)</p> <p>情報資源組織論 (2)</p> <p>情報資源組織演習 (2)</p> <p>◆ 乙群(選択: 下のうちから2科目2単位)</p> <p>図書館基礎特論 (1)</p> <p>図書館サービス特論 (1)</p> <p>図書館情報資源特論 (1)</p> <p>図書・図書館史 (1)</p> <p>図書館施設論 (1)</p> <p>図書館総合演習 (1)</p> <p>図書館実習 (1)</p> <p>※ () は単位数。</p>
給与等の負担	・公費負担	・公費負担(一部私費負担の場合もある。)	・公費負担

	司書教諭	学校司書	司書
国による 定数措置	<ul style="list-style-type: none"> ・教諭等について定数措置 ※ 司書教諭のための特別の定数措置はなし(司書教諭は教諭等の定数の中で配置)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校司書の配置について 地方財政措置 ・学校事務職員の複数配置により, 一定規模以上の学校(の一部)について定数措置。 ●学校事務職員の複数配置 《義務標準法第9条第3号, 高校標準法第12条第2号》 ・小学校:27 学級以上の学校※ 中学校:21 学級以上の学校※ 高等学校:収容定員 441 人(12 学級)以上の学校 ※小・中学校については, 大規模校における学校図書館担当事務職員の配置等が可能となるよう, 事務職員複数配置のための定数措置を行っているが, 当該定数が実際に学校図書館担当事務職員の定数として活用される例は極めて少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ※国は, 都道府県・市町村の人口規模に応じ, 公立図書館職員の給与費について地方財政措置
勤務形態	・常勤	・常勤又は非常勤	・常勤又は非常勤

(出典:文部科学省ホームページ)

監査対象年度の、福岡市における学校司書の配置状況は以下のとおりであった。学校司書 36 名が配置されており、1名当たり小学校2校が担当とされている。支援1と支援2は中学校であり、月に1日、年間で 12 日の支援を行うことになっている。小学校についてもすべての小学校に配置されておらず、配置率は 50%程度である。

(平成 30 年度学校司書配置図)

No	配置A-1	配置A-2	支援 1	支援 2
1	香陵小	香椎小	香椎第1中	多々良中
2	飯原小	飯倉小	原中	次郎丸中
3	七隈小	片江小	梅林中	片江中
4	西長住小	東若久小	長丘中	筑紫丘中
5	下山門小	福重小	下山門中	内浜中
6	三苫小	勝馬小	照葉中	志賀中
7	大原小	愛宕小	西陵中	
8	三宅小	玉川小	野間中	住吉中
9	玄洋小	今津小	北崎中	玄洋中
10	能古小	愛宕浜小	能古中	姪浜中
11	西陵小	今宿小	元岡中	
12	舞鶴小	福浜小	舞鶴中	警固中
13	有住小	小田部小	西福岡中	原北中
14	笹丘小	小笹小	友泉中	平尾中
15	赤坂小	住吉小	博多中	千代中
16	東吉塚小	松島小	城香中	松崎中
17	宮竹小	三筑小	宮竹中	三筑中
18	壱岐小	壱岐南小	壱岐中	壱岐丘中
19	百道小	姪北小	百道中	高取中
20	横手小	若久小	横手中	三宅中
21	田島小	城南小	城西中	城南中
22	東住吉小	那珂小	東住吉中	那珂中
23	当仁小	百道浜小	当仁中	原中央中
24	板付小	月隈小	板付中	
25	香住丘小	美和台小	香椎第2中	和白丘中
26	柏原小	堤小	長尾中	
27	和白小	香椎東小	和白中	香椎第3中
28	東光小	席田小	席田中	東光中

No	配置A-1	配置A-2	支援1	支援2
29	四箇田小	田村小	田隈中	
30	鶴田小	弥永西小	老司中	日佐中
31	香椎浜小	名島小	箱崎清松中	箱崎中
32	博多小	馬出小	吉塚中	福岡中
33	高宮小	平尾小	高宮中	春吉中
34	八田小	若宮小	多々良中央中	青葉中
35	西花畑小	花畑小	花畑中	柏原中
36	内野小	早良小	早良中	金武中

福岡市では、小学校段階において読書好きな児童を育成し、適切な読書習慣を身につけさせることで、生涯にわたる読書習慣を形成することを目的として、小学校における配置拡充を決定し、令和元年度からはほぼすべての小学校に学校司書を配置することとした。

配置状況の変化をまとめると以下のとおりである。

年度	配置対象	未配置校
平成27年度～平成30年度	学校司書36名を小学校半数(71校)に、隔年配置。近隣の中学校(全67校)を支援。	離島校(玄界小, 小呂小, 玄界中, 小呂中)
令和元年度	学校司書43名を小学校140校(97.2%), 中学校65校(94.2%)に配置。	離島校(玄界小, 小呂小, 玄界中, 小呂中)と 6学級以下の小規模校(勝馬小, 志賀島小, 千代中, 北崎中)

中学校は監査対象年度までは月一日の訪問であったが、令和元年度からは月2回の訪問となったため、支援から配置に変更された。

なお高校の学校図書館については、すでに各校1名ずつの学校司書が配置されており、特別支援学校の学校図書館には学校司書は配置されておらず、学校図書館支援センターで対応しているとのことであった。

令和元年度の学校司書は以下のように配置されているとのことであった。

(令和元年度学校司書配置図)

No.	A	B	C	D	a	b
1	飯原小	飯倉小	賀茂小		原中	次郎丸中
2	金山小	田隈小	七隈小		田隈中	梅林中

No.	A	B	C	D	a	b
3	東若久小	長丘小	筑紫丘小		長丘中	筑紫丘中
4	下山門小	内浜小	石丸小		下山門中	内浜中
5	香住丘小	千早小	和白東小		香椎第2中	和白丘中
6	大原小	小田部小	福重小	有田小		
7	若久小	大池小	住吉小		野間中	住吉中
8	玄洋小	今津小	北崎小	西都小		
9	愛宕浜小	姪浜小	百道小	能古小・中		
10	今宿小	周船寺小	元岡小		元岡中	玄洋中
11	舞鶴小	福浜小	警固小		舞鶴中	警固中
12	有住小	原西小	原北小		西福岡中	原北中
13	笹丘小	小笹小	西高宮小		友泉中	平尾中
14	高宮小	赤坂小	草ヶ江小	平尾小		
15	堅粕小	千代小	東吉塚小	箱崎小		
16	宮竹小	高木小	弥生小	板付北小		
17	壱岐小	壱岐南小	壱岐東小		壱岐中	壱岐丘中
18	日佐小	横手小	三宅小		横手中	三宅中
19	城南小	鳥飼小	別府小		城西中	城南中
20	東住吉小	博多小	春住小		東住吉中	博多中
21	高取小	原小	飯倉中央小		高取中	原中央中
22	塩原小	三筑小	那珂南小		宮竹中	三筑中
23	田島小	長尾小	西長住小	堤小		
24	和白小	香椎東小	奈多小		和白中	香椎第3中
25	東光小	席田小	東月隈小		席田中	東光中
26	四箇田小	早良小	野芥小	脇山小		
27	柏原小	鶴田小	西花畑小	長住小		
28	香椎浜小	名島小	城浜小		城香中	松崎中
29	馬出小	吉塚小	筥松小		吉塚中	福岡中
30	弥永西小	老司小	弥永小		老司中	日佐中
31	片江小	南片江小	堤丘小		長尾中	片江中
32	那珂小	板付小	月隈小		那珂中	板付中
33	百道浜小	室見小	愛宕小		早良中	金武中
34	南当仁小	西新小	当仁小		百道中	当仁中
35	東箱崎小	松島小	若宮小		箱崎清松 中	箱崎中

No.	A	B	C	D	a	b
36	玉川小	大楠小	春吉小		高宮中	春吉中
37	八田小	多々良小	青葉小		多々良中 央中	青葉中
38	花畑小	東花畑小	野多目小		花畑中	柏原中
39	入部小	田村小	金武小	内野小		
40	城原小	西陵小	姪北小		西陵中	姪浜中
41	三苦小	美和台小	香陵小	香椎下原小		
42	照葉北小	照葉小	西戸崎小		照葉中	志賀中
43	香椎小	千早西小	舞松原小		香椎第1中	多々良中

次に他の自治体における学校司書の配置状況についても質問した。

他自治体における学校司書の配置状況は以下のとおりであり、福岡市は令和元年度の配置見直しにより改善が図られている。

(令和元年度政令市学校司書配置状況)

	配置率(%)		状況等	勤務日数	1校あたりの配置日数
	小学校	中学校			
仙台市	100	100	司書教諭補助員という名称で1校につき2名ずつ配置	3日/週 2日/週	5日/週 175日/年
さいたま市	100	100	すべての学校に1名ずつ配置	4日/週 160日程度/年	4日/週 160日/年
千葉市	100	100	すべての学校に配置。170校に対して111名の司書がおり、2校を兼務している司書がいる	4日/週	2.6日/週 91日/年
川崎市	100	100	113校中28校には司書を1人配置 総括学校司書が21名おり、1人が8校程度担当し、全校をカバーしている	2日/週	配置校:2日/週 70日/年 その他:0.5日/週 17.5日/年
横浜市	100	100	すべての学校に1名ずつ配置 (今年度は7校未配置)	5日/週 175日程度/年	5日/週 175日/年

	配置率(%)		状況等	勤務日数	1校あたりの配置日数
	小学校	中学校			
			分校は兼務		
新潟市	100	100	すべての学校に1名ずつ配置	5日/週	5日/週 175日/年
浜松市	100	100	すべての学校に1名ずつ配置	授業日の中で、 教育委員会が定めた日 7時間 30分以内 /日 480時間以内/年	1.8日/週 64日/年
京都市	100	100	すべての学校に配置。小 159校、中 67校、義務教育学校 6校に150名		2.5日/週 87.5日/年
岡山市	100	100	児童支援施設に併設している1校を除いて全校に1名ずつ配置	5日/週	5日/週 175日/年
広島市	100	100	2中学校区(4~9校)に1名の割合で配置	5日/週 178.5日/年	0.8日/週 28日/年
熊本市	100	100	全小中学校に1名ずつ、司書業務補助員という名称で配置	5日/週	5日/週 175日/年
福岡市 (令和元年度より)	97.2	94.2	7学級以上の小中学校に43名配置 6学級以下の学校には支援センターの司書による支援	150日/年	1日/週 37日/年
相模原市	98.6	97.3	小中 109校に106名配置。学校に1名ずつ配置 残り3校には市立図書館が支援	2~3日程度/週 95日以内/年	2.5日/週 95日/年
静岡市	79.1	86	小中 125校中、105校に配置	学校規模に応じて 3~5日/週	4日/週 150日/年

	配置率(%)		状況等	勤務日数	1校あたりの配置日数
	小学校	中学校			
				125～175 日/年	
北九州市	79	72.7	中学校区に1名ずつ配置 司書が 50 名おり, 一人が3～4校を担当	5日/週	1.4 日/週 49 日/年
福岡市 (平成 30 年度まで)	50.3	年間 12 日 支援	小学校を2つに分け, 71 校を 36 人で担当している 中学校には年間 12 日で支援	150 日/年	小学校:1.7 日 /週 61 日/年 中学校:0.3 日 /週 12 日/年
神戸市	49.6	46.9	市内小中学校のうちの 120 校 に1名ずつ配置	200 日以内/年 7時間以内/日 35 時間以内/週 1,000 時間 ~ 1,100 時間/年	5.7 日/週 200 日/年
名古屋市	9.2	7.2	16 区あり, 各区2名ずつ配置 小中合わせて 32 校に配置	5日以内/週 6時間以内/日 20 時間以内/週 700 時間以内/年	3.3 日/週 116 日/年
堺市	4.3	100	全中学校の2校に1名の割合で 配置 小学校は拠点校5校に1名ず つ配置		中学校のみ 2.5 日/週 87.5 日/年
大阪市	0.3	0.8	一般の図書館からのボランティ アはいるが教育委員会としての 学校司書の配置はなし		
札幌市			47 名司書がおり, 一人が2校担 当	3～4日程度/週 15 時間程度/週 525 時間以内/年	2日/週 70 日/年

(出典：教育委員会提供資料により監査人が作成)

【意見Ⅳ-1-(1)-4】学校司書の配置について

監査対象年度における学校司書の配置数は36人、小学校への配置率は50%、中学校については月1日の支援という配置状況であった。

他の政令指定都市では配置率100%の事例もあることを考慮すると、十分な配置状況にはないと考えるが、令和元年度より学校司書を7人増員して43人とし、小学校140校(配置率97.2%)、中学校65校(配置率94.2%)に配置することとした。

しかしながら、中学校への配置は、以前の月1日の支援から月2日の配置に変更されたもので、「すべての学校に1名配置」という他市と比較して、福岡市では月2日で学校司書の業務が十分に果たせるとの合理的な説明がなかった。

また監査対象年度と比較して令和元年度の配置では、一人当たり小学校2校の担当が、小学校3校もしくは4校に増えている。そこに中学校が月2日の配置になったことを考慮すると、学校司書の勤務時間を増やすべきであるが、勤務時間に変更はなかった。よって1校当たりの学校司書の勤務時間は監査対象年度よりも減少していることとなり、学校司書の配置には改善の余地がある。

(改善提案)

当事業の成果指標である「学校図書館利用状況及び読み上げ冊数(中学校)」は平成27年度より目標を達成できておらず、全国平均よりも低い状況であり、中学校生徒の学校図書館利用の促進は重要な課題である。

しかし中学校への配置は月2日の配置であり、学校司書の業務が十分に効果を上げることが出来る日数か疑問である。成果指標の達成にはどの程度の配置人数が適切であるか検討されたい。

また、1校あたりの配置日数を他の政令指定都市と比較すると、他の政令指定都市では週2日～週5日であるのに対し、福岡市では週1日の配置となっている。

他市でも複数校を担当している学校司書はいるが、2校に1名配置という事例がほとんどであり、1人が小学校3校、中学校2校を担当する福岡市の学校司書の分担は他市と比較すると明らかに過重である。

5校を担当する学校司書よりも1校を担当する学校司書のほうが働き方としては望ましいし、その職務による学校図書館への効果も高くなると思われる。

学校司書の担当としては学校図書館の利用促進のため、学校図書館の充実のため、さらに学校司書を配置すること、1校当たりの配置時間数を増やすことについて検討されたい。

④-1-3 NPO との共働による不登校児童生徒の保護者支援事業

(1) 事業の概要

事業名	NPO との共働による不登校児童生徒の保護者支援事業		
事業目的	NPO と共働の不登校よりそいネット実行委員会により、不登校児童生徒の保護者を対象に、フォーラム、セミナー等の実施、ワンストップ問合せ窓口「不登校ほっとライン」の運営等を行い、保護者の孤立防止や、子どもにとっての家庭支援の一助とする。		
事業内容	(1) 啓発事業(不登校セミナー、不登校フォーラム等) (2) 不登校ほっとライン(問合せ電話) (3) 不登校よりそいネット連絡協議会(ネットワーク事業) (4) 学校支援事業(不登校保護者の会へのコーディネーター派遣) (5) 中間支援活動(地域の不登校保護者会活動団体の交流会)		
担当部署	生涯学習課		
事業の根拠 (法令, 条例, 規則, 要領等)	NPO との共働による不登校児童生徒の保護者支援事業に関する協定書		
「あたらしい福岡の教育計画」おける位置づけ	基本的考え方1 たくましく生きる子どもの育成(重点施策1-①~⑧)		
事業開始年度	平成 24 年度	事業終了年度	
事業実施方法	共働	委託内容	

(2) 事業費の推移

(単位: 千円)

	予算額	決算額	増減額	増減理由
H27	1,280	1,280	0	
H28	1,259	1,259	0	
H29	1,251	1,251	0	
H30	1,221	1,221	0	
R1	1,221	—	—	

(3) 事業費の内訳 (H30)

(単位: 千円)

費目(節)	決算額	主な内容
負担金	1,221	共働事業にかかる福岡市負担金

(4) 事業費の財源

(単位:千円)

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
国庫			
市 (一般財源)	1,221		NPO との共働による不登校児童生徒の保護者支援事業負担金
市債			
その他			
合計	1,221		

(5) 事業効果とその推移

【効果指標の種類】

指標	指標の説明	指標の目標値
活動指標	電話相談件数	400 件
成果指標	不登校セミナー参加者へのアンケート結果(大変参考になった・参考になった)の割合	90%

【指標の推移】 ← 成果指標

	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	90%	92.5%	2.5%	
H28	90%	83.6%	△6.4%	不登校の原因は様々であるのに、セミナー内容が毎回同じであったことが考えられる。H29からは各回テーマを変えて実施したため、満足度が上がっている。
H29	90%	88.8%	△1.2%	
H30	90%	89.3%	△0.7%	
R1	90%	—	—	

(実施した手続)

NPOとの協定書, 締結の伺い書, NPOの事業計画, 実績報告など, 監査対象年度における関連書類を入手し, 閲覧した。

a 電話相談件数

活動指標である電話相談について, 目標 400 件に対して実績は何件かヒアリングしたところ, 以下のとおりであった。

(各年度の目標は 400 件)

年度	H27	H28	H29	H30
件数	541 件	422 件	387 件	242 件

b 不登校セミナー、不登校フォーラム等への保護者等の参加者

当該事業では、不登校児童生徒の保護者を対象に不登校セミナー・不登校フォーラム等を実施している。そこで不登校セミナー・不登校フォーラムへの保護者等の参加者について、目標値と実績数をヒアリングしたところ以下のとおりであった。

(目標数)

- ・不登校セミナー 1 回あたり 40 人
- ・不登校フォーラム 200 人

事業	不登校セミナー				不登校フォーラム			
	H27	H28	H29	H30	H27	H28	H29	H30
人数 (回数)	158 人 (4回)	173 人 (6回)	341 人 (6回)	207 人 (5回)	191 人	184 人	188 人	145 人

相談件数や不登校セミナー・不登校フォーラムへの参加者について、平成 30 年度は平成 29 年度との比較で減少している。平成 30 年度の減少が一時的なものでなければ、共働事業の内容について検討し、よりよい事業へ改善していくべきである。

④-1-4 アントレプレナーシップ教育～ふくおか立志応援プロジェクト～

(1) 事業の概要

事業名	アントレプレナーシップ教育～ふくおか立志応援プロジェクト～		
事業目的	児童生徒が、自分の将来に夢や希望をもち新しいことにチャレンジしていく意欲を育成する。		
事業内容	【チャレンジマインド育成事業】 (小)CAPS, 夢の課外授業(中)起業家による社会人講話 【ふくおか立志応援文庫】 チャレンジマインド育成事業の事前, 事後学習用図書として活用		
担当部署	学校指導課		
事業の根拠 (法令, 条例, 規則, 要領等)	小学校学習指導要領(特別活動目標及び内容) 中学校学習指導要領(特別活動目標及び内容)		
「あたらしい福岡の教育計画」おける位置づけ	基本的考え方1 たくましく生きる子どもの育成(重点施策1-②)		
事業開始年度	平成 27 年度	事業終了年度	
事業実施方法	委託	委託内容	外部講師として起業家派遣

(2) 事業費の推移

(単位: 千円)

	予算額	決算額	増減額	増減理由
H27	10,855	9,858	△997	経費節減等
H28	18,251	16,631	△1,620	経費節減等
H29	14,004	13,122	△882	経費節減等
H30	5,488	5,666	178	
R1	5,478	—	—	—

(3) 事業費の内訳 (H30)

(単位: 千円)

費目(節)	決算額	主な内容
印刷消耗品費	278	CAPS インク代, ノート PC 用バッグ代
委託料	5,388	「中学校起業家による社会人講話」「夢の課外授業」で起業家とファシリテーターを派遣する業者への委託料

(4) 事業費の財源

(単位:千円)

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
国庫			
市(一般財源)	5,666		
市債			
その他			
合計	5,666		

(5) 事業効果とその推移**【効果指標の種類】**

指標	指標の説明	指標の目標値
活動指標	① 小中学校で、起業家による講話を実施する。(小学校143校, 中学校69校)	①23校
	② CAPSプログラム学習を, 全小学校で実施する。	②144校
成果指標	① 「将来の夢や目標をもっている」と答えた児童の割合 (全国学力学習状況調査)	①小学校 88.5%
	「将来の夢や目標をもっている」と答えた生徒の割合 (全国学力学習状況調査)	②中学校 76.5%

【指標の推移】

①	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	88.5	86.3	△2.2	
H28	88.5	85.7	△2.8	
H29	88.5	86.1	△2.4	
H30	88.5	85.5	△3.0	
R1	88.5	83.4	△5.1	

②	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	76.5	74.7	△1.8	
H28	76.5	74.1	△2.4	
H29	76.5	73.6	△2.9	
H30	76.5	76.4	△0.1	
R1	76.5	74.2	△2.3	

(実施した手続)

a 起業家による講話

業者委託により起業家とファシリテーターを派遣しているが、小中学校全校へ派遣するだけの起業家を確保できるわけではない。年間実施可能な最大の校数が 23 校であるため、3年間で市内中学校 69 校全てを対象に毎年23校ずつ実施している。

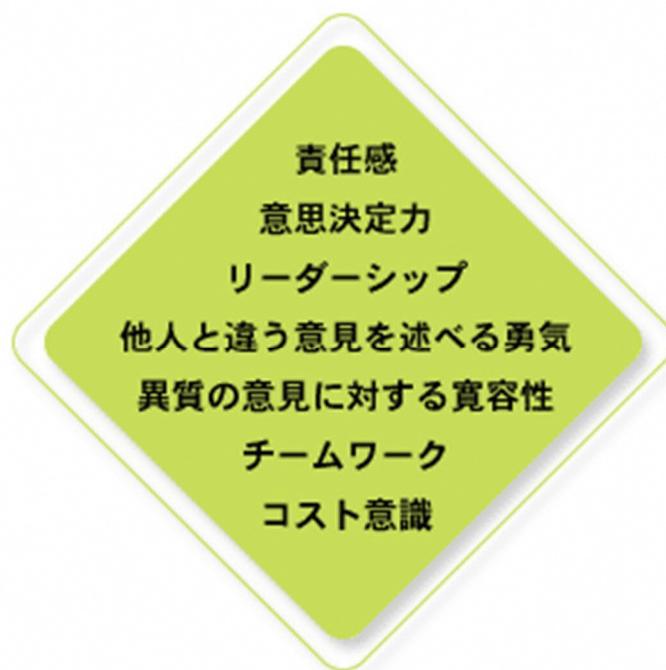
b CAPSプログラム学習

公益社団法人ジュニアアチーブメント日本が提供するプログラム「CAPS」※を利用して、全ての小学校でCAPSプログラム学習を実施している。

専用パソコンを各学校に貸し出して実施しているため、専用パソコンの管理方法、利用方法について確認したが、指摘すべき事項はなかった。

※CAPS(キャップス)は小・中学生用に開発された意思決定シミュレーション・プログラムで、ぼうし販売店の社長になって経営を体験し、その過程で下図のような資質を身に付け、将来「生きる力」を育てることを主たる目的とするもの。

(子どもたちに育んでほしい基本的資質)



(出典:公益社団法人ジュニア・アチーブメントジャパン HP より)

④-1-5 いじめ・不登校ひきこもり対策支援事業

(1) 事業の概要

事業名	いじめ・不登校ひきこもり対策支援事業		
事業目的	全国的に、不登校児童生徒数だけでなく、年間 30 日以上欠席がある長期欠席児童生徒数が増加傾向にあり、様々な理由に対応した支援が必要になる。引き続き事業を実施し、長期欠席児童生徒数減少と、不登校児童生徒の復帰率向上に向けて取組の充実を図ること		
事業内容	不登校に関する教職員研修、体験活動、学級集団アセスメント(Q-U アンケート)		
担当部署	生徒指導課		
事業の根拠 (法令、条例、規則、要領等)			
「あたらしい福岡の教育計画」おける位置づけ	基本的考え方1 たくましく生きる子どもの育成(重点施策1-⑥・⑦)		
事業開始年度	平成 21 年度	事業終了年度	
事業実施方法	直営	委託内容	

(2) 事業費の推移

(単位:千円)

	予算額	決算額	増減額	増減理由
H27	26,795	24,698	△2,097	児童生徒の欠席により Q-U アンケートの実施数が当初想定を下回ったことによる
H28	25,804	24,583	△1,221	児童生徒の欠席により Q-U アンケートの実施数が当初想定を下回ったことによる
H29	30,296	26,587	△3,709	不登校対応教員用の携帯電話のプランを見直したことによる
H30	25,998	25,159	△839	児童生徒の欠席により Q-U アンケートの実施数が当初想定を下回ったことによる
R1	31,178	—	—	—

(3) 事業費の内訳 (H30)

(単位:千円)

費目(節)	決算額	主な内容
報償費	63	研修会講師謝礼金等
旅費	51	研修会講師旅費
印刷消耗品費	23,941	Q-Uアンケート購入費

費目(節)	決算額	主な内容
役務費	980	不登校対応教員用携帯電話代
自動車借上料	124	体験活動バス代

(4) 事業費の財源

(単位:千円)

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
国庫	—	—	
市(一般財源)	25,159	—	
市債	—	—	
その他	—	—	
合計	25,159	—	

(5) 事業効果とその推移

【効果指標の種類】

指標	指標の説明	指標の目標値
活動指標	Q-U 校内研修実施率	100%
成果指標	不登校児童生徒の復帰率	65%

【指標の推移】

	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	—	43.2%	—	※目標値は不登校児童生徒数
H28	—	43.2%	—	※目標値は不登校児童生徒数
H29	65.0%	49.2%	△15.8%	不登校要因分析と支援が効果的だったため
H30	65.0%	44.8%	△20.2%	不登校の分類基準が変更になったため
R1	65.0%	—	—	—

(6) 職員等の配置実績

	職員等数	備考
H27	2	生徒指導課主事
H28	2	生徒指導課主事
H29	2	生徒指導課主事
H30	2	生徒指導課主事
R1	2	—

(実施した手続)

研修講師に対する報償費と、その旅費について検討した。

学級集団アセスメント(Q-U アンケート)の購入方法及びその内容について検討した。

a 学級集団アセスメント (Q-U アンケート) について

Q-U アンケートとは QUESTIONNAIRE—UTILITIES(楽しい学校生活を送るためのアンケート)の略である。アンケートへの回答を一定の図に落としこんで分析することで、学級集団の状態や、子ども一人一人の意欲・満足感などを測定できるとされる。

福岡市ではアンケートを小学校4年生～中学校3年生に年1回実施している。

福岡市が使用している Q-U アンケートの販売は、福岡市内の全中学校及び小学校の一部(東区・博多区・南区)と、福岡市内の小学校の一部(中央区・城南区・早良区・西区)とに分けられ、それぞれ一社ずつに排他的な権限をアンケート制作会社から付与されており、販売業者が限られているため特命随意契約により契約を行っている。

著作権の関係上、Q-U アンケートは一度購入したら継続して複数年使用することができないため、アンケートを実施するたびに購入している。

b 成果指標の設定について

当該事業では、不登校児童生徒の復帰率が成果目標として設定されており、実績の復帰率はアンケートに記載のとおりである。そこで、復帰率の定義や算定方法、実績の復帰率の算定根拠について質問したところ、回答は以下のとおりであった。

→復帰率は、不登校児童生徒のうち、復帰に至った児童生徒の割合であり、
(不登校児童生徒の中の復帰者数) ÷ (不登校児童生徒数) で求める。

	不登校児童生徒数	うち復帰者数
H27	896 名	387 名
H28	986 名	426 名
H29	801 名	394 名
H30	1,814 名	812 名

また、福岡市における「暴力行為発生件数(学校内)」と「不登校児童・学生数」と「いじめの発生件数」について、平成 27 年度から平成 30 年度までの推移を質問したところ、以下の回答を得た。いずれも市立の学校のデータである。

「暴力行為発生件数(学校内と学校外含む)」

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
小中高	112 件	113 件	103 件	162 件

「不登校児童・学生数」

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
小学校	129 人	148 人	162 人	522 人
中学校	767 人	838 人	639 人	1,292 人

「いじめの発生件数」

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
小中高	69 件	122 件	734 件	1,486 件

それぞれ増加している原因を質問したところ、以下のとおりであった。

i) 「暴力行為発生件数(学校内と学校外含む)」⇒把握していない。全国的に同様の傾向がある。

ii) 「不登校児童・学生数」⇒分類基準の変更による。

iii) 「いじめの発生件数」⇒平成 29 年 3 月に文部科学省が、「冷やかしやからかい」、「ケンカ」など、その場の指導で解決したものもいじめとして例示したことを受け、各学校が些細なことでもいじめとして捉え、対応した結果である。

とのことであった。

従来よりも、いじめの認知を詳細にすることで、いじめへの対応も可能になると思われるので、いじめの詳細な認知は維持しつつ、いじめの発生件数を減らしていくための対応を考えていくべきである。

④-1-6 いじめゼロプロジェクト

(1) 事業の概要

事業名	いじめゼロプロジェクト		
事業目的	児童生徒が主体となって、いじめが起こらない学級や学校をつくるという発想に立ち、未然防止、早期発見、即対応の取組を進めていく学校づくりを推進し、保護者・地域に啓発活動を行い、最終的には、福岡市からいじめをなくすよう取り組んでいく。		
事業内容	1 学期:「いじめゼロ取組月間」 夏休み:いじめゼロサミット 2 学期:「いじめゼロ実現プロジェクト」		
担当部署	生徒指導課		
事業の根拠 (法令, 条例, 規則, 要領等)	いじめ防止対策推進法		
「あたらしい福岡の教育計画」おける位置づけ	1-②豊かな心の育成 1-⑦いじめの未然防止の充実		
事業開始年度	平成 25 年度	事業終了年度	
事業実施方法	委託	委託内容	サミット企画運営

(2) 事業費の推移

(単位: 千円)

	予算額	決算額	増減額	増減理由
H27	5,018	4,953	△65	
H28	4,646	4,637	△9	
H29	4,485	4,142	△343	契約落差等
H30	4,150	2,883	△1,267	契約落差等
R1	2,850	—	—	—

(3) 事業費の内訳 (H30)

(単位: 千円)

費目(節)	決算額	主な内容
報償費	110	企画推進委員等への図書カード
委託料	2,773	いじめゼロサミット委託料

(4) 事業費の財源

(単位: 千円)

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
国庫	—	—	
市(一般財源)	2,883	—	

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
市債	—	—	
その他	—	—	
合計	2,883	—	

(5) 事業効果とその推移

【効果指標の種類】

指標	指標の説明	指標の目標値
活動指標	児童生徒が主体となったいじめ防止の取組が行う学校	児童生徒が主体となったいじめ防止の取組が行われた学校数
成果指標	全国学力・学習状況調査で「いじめはどんな理由があってもいけない」と回答	全国学力・学習状況調査で「いじめはどんな理由があってもいけない」と回答した小6と中3の児童生徒の割合

【指標の推移】

	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	212 校	212 校	100%	全学校実施できている
H28	212 校	212 校	100%	全学校実施できている
H29	213 校	213 校	100%	全学校実施できている
H30	213 校	213 校	100%	全学校実施できている
R1	213 校	—	—	

(実施した手続)

委託契約について、契約者選定の方法、契約書締結手続、委託金の支払い、完了検査手続等が適切に実施されているか検討した。

報償費は「企画推進委員等への図書カード」であるが、図書カード支給についての理由や承認手続について検討したが、指摘すべき事項はなかった。

④-1-7 ことば響く街ふくおか推進事業

(1) 事業の概要

事業名	ことば響く街ふくおか推進事業		
事業目的	児童生徒をとりまく言語環境を整備し、知的活動を支える論理や思考、コミュニケーションや感性・情緒の基盤としての国語の能力と豊かな人間関係を形成するために、言語活動の充実を図る。		
事業内容	音読・朗読ハンドブックの作成・配布		
担当部署	学校指導課		
事業の根拠 (法令, 条例, 規則, 要領等)			
「あたらしい福岡の教育計画」おける位置づけ	基本的考え方1 たくましく生きる子どもの育成(重点施策1-①②)		
事業開始年度	平成 21 年度	事業終了年度	
事業実施方法	委託	委託内容	ハンドブックの作成

(2) 事業費の推移

(単位: 千円)

	予算額	決算額	増減額	増減理由
H27	4,085	4,058	△27	
H28	3,679	4,156	477	ハンドブック増刷数が当初見込を上回ったため
H29	7,537	2,193	△5,344	ハンドブック作成に係る冊数及び発注単価の減
H30	2,240	2,056	△184	
R1	2,040	—	—	—

(3) 事業費の内訳 (H30)

(単位: 千円)

費目 (節)	決算額	主な内容
委託料	2,056	ハンドブック作成委託料

(4) 事業費の財源

(単位: 千円)

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
国庫	—	—	
市(一般財源)	2,030	—	
市債	—	—	

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
その他	26	—	ハンドブック販売
合計	2,056	—	

(5) 事業効果とその推移

【効果指標の種類】

指標	指標の説明	指標の目標値
活動指標	音読・朗読交流会の参加者数	280人
成果指標	ハンドブック活用率	90%

【指標の推移】

	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	90%	88.8%	△1.2%	
H28	90%	95.7%	5.7%	H27年度にハンドブックの活用をめざす研修会を行い、効果的な指導法を共有化したため。
H29	90%	84.0%	△6%	H29年度から、低学年用のみの配付にしたため
H30	90%	85.4%	△4.6%	
R1	90%	—	—	

(実施した手続)

音読・朗読交流会について平成27年度から平成30年度までの各年度における目標人数と実績の参加人数を把握した。

(音読・朗読交流会の参加目標人数と参加者数)

年度	H27	H28	H29	H30
目標人数	180	180	170	280
参加者数	198	169	267	270

委託契約については、委託契約に関連する書類を閲覧し、契約に関連する手続に問題はないか、ハンドブックの注文冊数が合理的に算定され、承認を受けているか、ハンドブックの残高が把握されているか確認したが、本事業について指摘すべき事項はなかった。

④-1-8 スクールカウンセラー等活用事業

(1) 事業の概要

事業名	スクールカウンセラー等活用事業		
事業目的	専門的な知識と経験を有するスクールカウンセラー(以下、SC という。)を小中学校・高等学校・特別支援学校に配置することにより、学校のカウンセリングの充実といじめや不登校等の問題に対する早期発見、早期対応や未然防止など支援体制の確立を図る。		
事業内容	SC を小呂・玄界小中学校を除く全ての小中学校・高等学校・特別支援学校に配置する。小呂・玄界小中学校には心の教室相談員を配置する。(※心の教室相談員活用事業)		
担当部署	教育相談課		
事業の根拠 (法令, 条例, 規則, 要領等)	子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成 25 年法律第 64 号) 子供の貧困対策に関する大綱(平成 26 年閣議決定) いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成 28 年法律第 105 号)		
「あたらしい福岡の教育計画」における位置づけ	基本的考え方1 たくましく生きる子どもの育成(重点施策1-⑦)		
事業開始年度	平成8年度	事業終了年度	
事業実施方法	直営	委託内容	

(2) 事業費の推移

(単位: 千円)

	予算額	決算額	増減額	増減理由
H27	107,387	108,090	703	
H28	107,142	106,478	△664	
H29	107,359	109,538	2,179	SC の追加配当を行ったため
H30	122,247	122,231	△16	
R1	122,194	—	—	—

(3) 事業費の内訳 (H30)

(単位: 千円)

費目(節)	決算額	主な内容
報酬	120,781	嘱託員(SC)の報酬
共済費	451	臨時職員・嘱託員の共済費
賃金	303	臨時職員の賃金

費目(節)	決算額	主な内容
旅費	13	会議時の交通費
報償費	570	相談員謝礼金
需用費	74	事務用品等
役務費	39	携帯電話料金

(4) 事業費の財源

(単位:千円)

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
国庫	39,922	1/3	教育支援体制整備事業費補助金
市(一般財源)	82,308		
市債			
その他	1		雇用保険料収入
合計	122,231		

(5) 事業効果とその推移

【効果指標の種類】

指標	指標の説明	指標の目標値
活動指標	SCの支援による 改善・復帰率	50%
成果指標	不登校児童生徒数(H30迄)	882人
	不登校児童生徒の学校復帰率(R1～)	65%

【指標の推移】

	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	885人	896人	11人	
H28	885人	986人	101人	
H29	822人	801人	△11人	
H30	822人	1,814人	992人	文科省の分類基準の変更による増
R1	65%	—	—	—

(6) 職員等の配置実績

	職員等数	備考
H27	60名	SC(嘱託員)54名, 教育相談課正規職員5名, 教育相談課臨時職員1名
H28	52名	SC(嘱託員)46名, 教育相談課正規職員5名, 教育相談課臨時職員1名
H29	52名	同上

	職員等数	備考
H30	52名	同上
R1	55名	SC（嘱託員）49名，教育相談課正規職員5名，教育相談課臨時職員1名

（実施した手続）

SCの配置方法が合理的であるか，選定方法は適切か，報酬や待遇はどのように決定されているか，配置予定に対して欠員は生じていないか，活動指標や成果指標が達成できているかについて検討した。

また事業費支出の一部について質問を実施した。

a SCとは

スクールソーシャルワーカーが生徒を取り巻く周りの環境を整える役割を担っているのに対し，SCは，児童生徒の心の問題や悩みに対して，臨床心理の専門的知識から対処をする役割を担っている。

SCの最も中心的な業務は面接相談であり，その対象者は児童生徒のみではなく，保護者や教職員も対象とする。

文部科学省のホームページでは，SCの業務を，面接相談（カウンセリングとコンサルテーション），協議（カンファレンス），研修講話，査定診断調査，予防的対応（ストレスチェックとストレスマネジメント），危機対応・危機管理に分けて説明しており，その業務はかなり広範囲にわたる。

まず相談面接にはカウンセリングとコンサルテーションがあるが，カウンセリングは心の問題や悩みを抱える児童生徒，保護者，教職員と1対1の面接を基本とする。心の問題や悩みは1回の面接で解決できるものではなく，通常は，一人の対象者に対して複数回の相談面接が長期に渡って行われることが多い。

コンサルテーションは，あるケースについて，その見方，取り扱い方，かかわり方，などを教職員と共に検討し，適格なコメント，アドバイスなどを行う。カウンセリングよりも指示的な意味合いが強い。

b SCの配置について

SCにおいては小学校児童数及び中学校生徒数を基に配置日数を決定し，SCごとの配置日数に大きな相違がないように，担当する小学校，中学校を決定している。SCの配置日数についての伺い書及びSC配置計画を入手した。

(小学校への配置日数基準)

児童数	配置日数	校
0～189人	10日	14
190～449人	13日	34
450～679人	15日	53
680～999人	17日	33
1,000人～	20日	8

(中学校への配置日数基準)

児童数	配置日数	校
0～99人	35日	3
100～399人	40日	14
400～509人	45日	14
510～599人	50日	11
600～749人	55日	11
750～909人	60日	10
910～999人	65日	4
1,000人～	70日	6

※高等学校4校と特別支援学校2校は配置日数70日である。

以上の配置日数基準に基づいて67の中学校と4つの高校と2つの特別支援学校で合計73の枠を設定し、中学校を拠点として、そこから小学校にも派遣されるように配置されている(例えば箱崎中学校に配置されたSCは箱崎小学校と東箱崎小学校にも派遣される)。

この73の枠に1名ずつのSCが配置されるわけではなく、さらに1中学校を担当するSCや2中学校を担当するSCなどに組み分けが行われる。

その結果、平成30年度におけるSCの担当中学校数は以下のとおりであった。

(平成 30 年度の SC の担当中学校数)

担当学校数	人数	学校数×人数
1校	23人	23校
2校	19人	38校
3校	4人	12校
計	46人	73校

73 校区すべての配置日数を合計すると 5,818 日であったため、それを 46 名で割ると一人当たり 126 日程度を 46 名の臨床心理士が SC として勤務することになる。

c SC の待遇について

SC となった臨床心理士は嘱託員として勤務することになる。そのため、「スクールカウンセラー就業要綱」を入手し、職務内容や報酬等が明記されていることを確認した。また報酬については、文部科学省「教育相談等に関する調査研究協力者会議（第 1 回）配布資料」の中にスクールカウンセラー等の報酬についての記載があり、参考にしているとのことであった。

【意見Ⅳ-1-(1)-5】スクールカウンセラーの勤続年数について

監査対象年度において、SC は福岡市による登録制ではなく、福岡県臨床心理士会に 46 名の臨床心理士を紹介してもらうことで確保している。

46 名の SC は嘱託員として勤務することになるが、「スクールカウンセラー就業要綱」によれば、1 年を超えない範囲で更新できるとされているが、複数年の継続した勤務は認められていない。

SC は臨床心理士などの資格が必要であり、平均で 126 日ほどの勤務が必要であるにもかかわらず、複数年の継続した勤務が認められないのであれば、近いうちに SC となる福岡市内の臨床心理士が不足する可能性がある。

この点について福岡市では、令和元年度より会計年度任用職員への制度変更（給与体系、処遇など）に伴い、SC の欠員がでないよう、関係課と協議中であるとのことであった。

(改善提案)

SC の人員は児童生徒数を基準として決められているが、対応する相談件数などが増加すれば、配置日数の増加が必要となる可能性がある。一人当たりの勤務日数を減らすか、複数年の継続勤務を認めるか、いくつかの対応が考えられるので、臨床心理士が SC として応募し、勤務しやすい制度を検討されたい。

d 当事業の活動指標について

活動指標として SC の支援による改善・復帰率が挙げられており、目標値は 50%となっているため、平成 27 年度から平成 30 年度までの各年度の実績値を質問したところ、平成27年度43%、平成 28 年度 53%、平成 29 年度 48%、平成 30 年度 50%とのことであった。

なお、「SC の支援による改善・復帰率」は、SC による面談を受けた児童生徒のうち、面談の結果、いじめや不登校の問題が解消し、週に1日でも定期的に登校できるようになったり、解消には至らないものの、生活リズムが整う、友達と交わることができるなど、好ましい変化が見られるようになったりした児童生徒の割合である。

④-1-9 スクールソーシャルワーカー活用事業

(1) 事業の概要

事業名	スクールソーシャルワーカー(以下、SSWという。)活用事業		
事業目的	複雑化・多様化している児童生徒の不登校等の課題に対応するため、教育と福祉の両面から、課題を抱える児童生徒の家庭や学校に働きかけ、関係機関と連携して児童生徒の課題の改善を図る。		
事業内容	いじめ、不登校等の課題の未然防止や早期発見、早期対応のため、拠点の小学校に配置し、巡回相談を行う。		
担当部署	教育相談課		
事業の根拠 (法令, 条例, 規則, 要領等)	子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成 25 年法律第 64 号) 子どもの貧困対策に関する大綱(平成 26 年閣議決定) いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成 28 年法律第 105 号)		
「あたらしい福岡の教育計画」における位置づけ	基本的考え方1 たくましく生きる子どもの育成(重点施策1-⑦)		
事業開始年度	平成 20 年度	事業終了年度	
事業実施方法	直営	委託内容	

(2) 事業費の推移

(単位: 千円)

	予算額	決算額	増減額	増減理由
H27	106,172	100,597	△5,575	
H28	106,084	99,502	△6,582	
H29	105,118	102,083	△3,035	
H30	298,422	276,835	△21,587	年度当初に人員を確保できなかったため
R1	267,568	—	—	—

(3) 事業費の内訳 (H30)

(単位: 千円)

費目(節)	決算額	主な内容
報酬	210,022	嘱託員(SSW)の報酬
共済費	63,139	臨時職員・嘱託員の共済費
賃金	202	臨時職員の賃金
報償費	236	研修講師謝礼金
旅費	2,393	出張等の交通費及び宿泊費

費目(節)	決算額	主な内容
需用費	51	事務用品等
役務費	397	携帯電話料
使用料及び賃借料	395	パソコンリース料

(4) 事業費の財源

(単位:千円)

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
国庫	74,678	1/3	教育支援体制整備事業費補助金
市(一般財源)	171,352		
市債			
その他	30,805		健康保険料・厚生年金保険料収入等
合計	276,835		

(5) 事業効果とその推移

【効果指標の種類】

指標	指標の説明	指標の目標値
活動指標	SSWによる介入率	30%
成果指標	不登校児童生徒数(H30迄)	882人
	不登校児童生徒の復帰率(R1～)	65%

【指標の推移】

	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	885人	896人	11人	
H28	885人	986人	101人	
H29	822人	801人	△11人	
H30	822人	1,814人	992人	文科省の分類基準の変更による増
R1	65%	—	—	—

(6) 職員等の配置実績

	職員等数	備考
H27	30名	SSWに(嘱託員)24名, 教育相談課正規職員5名, 教育相談課臨時職員1名
H28	30名	同上
H29	30名	同上

	職員等数	備考
H30	75名	SSW に(嘱託員)69名, 教育相談課正規職員5名, 教育相談課臨時職員1名
R1	75名	SSW に(嘱託員)62名, SSW(正規職員)7名, 教育相談課正規職員5名, 教育相談課臨時職員1名

(実施した手続)

a SSWとは

SSW は, 問題を抱えた児童生徒に対し, 児童生徒が置かれた環境へ働き掛けたり, 関係機関等とのネットワークを活用したりするなど, 多様な支援方法を用いて, 課題解決への対応を図る役割を担っており, 教育分野に関する知識に加えて, 社会福祉等の専門的な知識や技術を有する人材である。

児童生徒の抱える問題は, 児童生徒への対応のみで解決できるものばかりではなく, その家庭環境などにも大きな影響を受ける。その解決のため, 教育と福祉の専門的知識をいかし, 児童相談所や福祉事務所などの関係機関と協力して, 児童生徒を取り巻く環境を整えるために, 文部科学省では「スクールソーシャルワーカー活用事業」を推進している。

文部科学省が挙げる SSW の職務内容等は以下のとおりである。

- 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- 関係機関等とのネットワークの構築, 連携・調整
- 学校内におけるチーム体制の構築, 支援
- 保護者, 教職員等に対する支援・相談・情報提供
- 教職員等への研修活動 等

b 福岡市における SSW の増員

文部科学省では, 令和元年度までに SSW を全中学校区へ配置するとの目標を掲げており, 福岡市においても国の動きに先駆け, 全中学校区に配置するため, 大幅に増員している。

平成 29 年度までは 24 名だった SSW を, 平成 30 年度は, 69 の全ての中学校区に 1 名ずつ配置することとし, さらに令和元年度は, 69 名のうち 7 名を正規職員として採用し対応している。

また, 市立高等学校については, 週に一度の訪問を試行的に行い, 効果を確認している。

c SSW の配置について

平成 30 年度の SSW 配置校一覧は以下のとおりである。

(H30 年度 SSW 配置校一覧)

学 校 番 号	中学校ブロック 生徒数	小学校(拠 点校) 児童数	小学校 児童数	小学校 2 児童数	小学校 3 児童数	生徒児童合計
1	424	584	316			1,324
2	146	371				517
3	66	196				262
4	178	219	164			561
5	283	678				961
7	268	577	177			1,022
8	540	628	166	689		2,023
9	208	633				841
10	780	1138	404	329		2,651
11	730	794	719			2,243
12	389	659	475			1,523
13	560	671	509	188		1,928
14	650	820	763			2,233
15	945	666	561	952		3,124
16	492	671	235			1,398
17	969	722	438	520		2,649
18	861	910	808	119		2,698
19	49	66				115
20	736	876	381	404		2,397
21	516	592	504			1,612
22	289	574				863
23	487	690	473			1,650
24	902	1202	768			2,872
25	827	685	625	584		2,721
26	450	501	482			1,433
27	511	632	599			1,742
28	719	951	359			2,029
29	903	689	527	702		2,821
30	687	686	396	473		2,242

学校 番号	中学校ブロック 生徒数	小学校(拠 点校) 児童数	小学校 児童数	小学校 2 児童数	小学校 3 児童数	生徒児童合計
31	406	488	482			1,376
32	801	1004	882			2,687
33	841	851	640	756		3,088
34	46	105				151
35	809	839	1064			2,712
36	9	24				33
37	355	679	299			1,333
38	448	566	244			1,258
39	3	10				13
40	212	449	27	5		693
41	782	903	675			2,360
42	345	422	306			1,073
43	571	542	326	463		1,902
44	592	519	371	478		1,960
45	613	1003	169			1,785
46	305	357	182	96	32	972
47	564	547	677			1,788
48	692	795	621			2,108
49	691	730	508	269		2,198
50	303	420	220			943
51	794	670	427	610		2,501
52	772	858	665			2,295
53	885	859	418	953		3,115
54	454	499	445			1,398
55	545	626	584			1,755
56	737	839	746			2,322
57	531	610	486			1,627
58	183	286	114			583
59	501	609	558			1,668
60	273	606				879
61	494	830	363			1,687

学校番号	中学校ブロック 生徒数	小学校(拠点校) 児童数	小学校 児童数	小学校2 児童数	小学校3 児童数	生徒児童合計
62	643	621	583			1,847
63	461	834	454			1,749
64	437	486	434			1,357
65	572	700	408			1,680
66	414	789				1,203
67	517	656	480			1,653
68	506	1124				1,630
69	633	1063	666			2,362
70	410	1202				1,612

学校番号は70番までであるが、6番が欠番となっているため、69校区となる。それぞれの校区に一名のSSWが配置されている。

SSWは中学校区の小学校を拠点校とし、拠点校を中心に担当する中学校区の中学校と小学校を巡回している。

一週間の巡回はSSWによって異なるが、例を挙げると以下のようなになる。

(例) 1小1中の場合・・・拠点の小学校2日、巡回中学校2日

2小1中の場合・・・拠点の小学校2日、巡回小学校1日、巡回中学校1日

3小1中の場合・・・各校一日ずつ

※午前・午後に分けて、巡回できる回数を増やして対応するSSWもいる。

配置校一覧の一番右側の欄には、監査人が各校の児童及び生徒数を合計した数値を示している。各校区では児童生徒数にかなりのばらつきがある。

必ずしも相談件数や介入件数は児童生徒数と比例するものではないが、各校区の相談件数と介入件数についても把握した。

なお介入とは、SSWが支援を行う対象児童・生徒の課題に対して家庭訪問をしたり、電話で話したりして、第三者を介さず、家族支援を含む直接的に働きかけを行うものである。

相談を受けたSSWは、緊急性・重篤性・学校体制・保護者との関係など総合的に考慮し、SSWの役割の範疇で取り組めるものについて介入している。

なお、「介入した件数÷全体の相談件数」がSSWによる介入率であり、当該事業の活動指標となっており、30%という目標が設定されている。

平成 30 年度における SSW の相談件数及び介入件数には、中学校区において大きなばらつきがある。相談件数の相談件数の多い中学校区と少ない中学校区は以下のとおりである。

・相談件数が多い中学校区上位5校区

順位	相談件数	介入件数	介入率
1位	210	44	21%
2位	197	50	25%
3位	115	28	24%
4位	100	12	12%
5位	98	7	7%

・相談件数が少ない中学校区上位5校区

順位	相談件数	介入件数	介入率
1位	1	3	300%
2位	3	3	100%
3位	12	5	42%
4位	21	22	105%
5位	22	7	32%

(出典:教育委員会提供資料により監査人が作成)

【意見IV-1-(1)-6】スクールソーシャルワーカーの配置について

福岡市では平成 30 年度から、SSW を 69 の全ての中学校区に 1 名ずつ配置することとしている。

それぞれの中学校区には複数の小学校が SSW の担当小学校として割り当てられており、中学校区内の中学校及び小学校を巡回して相談等を受け付けている。

しかし、中学校区によって児童生徒数にはかなりのばらつきがあり、相談件数についても同様である。介入件数は配置された SSW の経験や能力によって差が出るため、介入件数も中学校区により大きく異なっている。

SSW は週 4 日勤務の月給制であるため、できる限り相談件数や介入件数に差が出ないような工夫をしなければ、中学校区によって対応に差がついたり、過重労働の原因となる可能性がある。

(改善提案)

SSW は児童生徒何名当たりの配置日数を決めて、どのように中学校区を分担するか

決定している。SSWによって相談件数や介入件数を同じにすることは困難であるが、1人1中学校区ではなく、複数中学校区を複数のSSWが担当、一つの中学校区を二人で担当といった、SSWの業務量平準化のための配置を検討することが望ましい。

d SSWの待遇について

福岡市のSSWは嘱託員であり、週4日勤務で週27.5時間の勤務時間が就業要綱で定められており、月給制である。現在のところ週5日を勤務するSSWはいない。

SSWの職務(資格は社会福祉士または精神保健福祉士とされている)、任用方法、報酬、勤務条件などについては「スクールソーシャルワーカー就業要綱」を入手し、検討した。

また報酬については他の自治体との比較を実施した。

e 不登校児童生徒数と不登校児童生徒の復帰率について

不登校児童生徒数と不登校児童生徒の復帰率が当該事業の成果指標となっているが、不登校児童生徒数と不登校児童生徒の復帰率を成果指標としているのは「スクールソーシャルワーカー活用事業」のみではない。「スクールカウンセラー等活用事業」や「教育相談機能の充実」でも成果指標として挙げられているが、事業の番号の関係上、当該事業において検討する。

まず、不登校児童生徒数が平成29年度の801人から平成30年度は1,814人に大幅に増加している。

これは不登校児童生徒についての文部科学省の分類基準に変更があったためで、基準変更前は、欠席理由が2つ以上あり、主たる理由が特定できないものを「その他」に分類するようになっていたが、長期欠席の状況の実態を把握・分析することで、効果的な不登校等の支援につなぐため、「主たる理由」を分析して「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」のいずれかを選択するようになった結果、「不登校」等に分類されたことにより、不登校児童生徒が大幅に増加したものである。

「不登校」・・・何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあること
「病気」・・・本人の心身の故障等(けがを含む)により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した児童生徒
「経済的理由」・・・家計が苦しくて教育費が出せないとか、児童生徒が働いて家計を助けなければならないなどの理由で長期欠席した児童生徒
「その他」・・・上記「病気」「経済的理由」「不登校」のいずれにも該当しない理由で長期欠席した児童生徒

従来は不登校児童生徒数を成果指標としていたが、文部科学省の分類基準が変更し

たことで、不登校児童生徒数では指標の単純比較が出来なくなったことや、不登校児童生徒の復帰率を成果指標とすることで、これまでのデータとの比較が可能となることから、令和元年度からは不登校児童生徒の復帰率を当該事業の成果指標としている。

④-1-10 ネイティブスピーカー委託事業

(1) 事業の概要

事業名	ネイティブスピーカー(以下、NSという。)委託事業		
事業目的	中学生・高校生が生きた英語を学び、英語教育の改善充実を図るため、民間委託により、NS(外国人英語指導講師)を市内の中・高・特別支援学校に配置する。		
事業内容	NSの配置, チャレンジテスト		
担当部署	学校指導課		
事業の根拠 (法令, 条例, 規則, 要領等)	学習指導要領		
「あたらしい福岡の教育計画」おける位置づけ	基本的考え方1 たくましく生きる子どもの育成(重点施策1-①④)		
事業開始年度	平成 23 年度	事業終了年度	
事業実施方法	委託	委託内容	NSの配置, 英検IBA

(2) 事業費の推移

(単位: 千円)

	予算額	決算額	増減額	増減理由
H27	321,947	321,173	△774	生徒欠席によるチャレンジテストに係る経費の残
H28	312,564	311,868	△696	生徒欠席によるチャレンジテストに係る経費の残
H29	312,344	311,730	△614	生徒欠席によるチャレンジテストに係る経費の残
H30	304,745	304,269	△476	生徒欠席によるチャレンジテストに係る経費の残
R1	287,039	—	—	—

(3) 事業費の内訳 (H30)

(単位: 千円)

費目(節)	決算額	主な内容
報償費	102	スピーチコンテスト図書カード代等
印刷消耗品費	5,623	英語チャレンジテスト代
委託料	298,544	NS業務委託料

(4) 事業費の財源

(単位: 千円)

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
国庫	—	—	
市(一般財源)	304,269	—	
市債	—	—	

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
その他	—	—	
合計	304,269	—	

(5) 事業効果とその推移

【効果指標の種類】

指標	指標の説明	指標の目標値
活動指標	スピーチコンテストへの参加校数	69校
成果指標	英語チャレンジテストにおける3年生 英検3級相当以上の生徒の割合	60%

【指標の推移】

	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	50%	38.2%	△11.8%	
H28	50%	65.2%	15.2%	英語能力判定テストが、英検 IBA となり、テスト内容の変更があったため。
H29	50%	66.2%	16.2%	
H30	60%	54.0%	△6%	英検 IBA の種類を変更したことにより、未習内容が含まれていたため。
R1	60%	—	—	

(実施した手続)

委託料が事業費のメインであるため、委託先の選定、契約手続、実績報告、支払手続等が適切に実施されているか検討した。

また、福岡市における英語の教員の英語力について、福岡市としての目標及び指標と、英語力の実態についても把握した。

a 福岡市における英語の教員の英語力

福岡市における英語の教員の英語力について、令和元年度より福岡市は目標と指標を設定している。

→福岡市の目標...中学校 40%, 高等学校 75%(令和元年度)

→福岡市の指標...CEFR B2 レベル相当以上(国の目標値と同じ)

※CEFR (Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment) 外国語の学習, 教授, 評価のためのヨーロッパ共通参照枠

CEFR は、語学シラバスやカリキュラムの手引きの作成、学習指導教材の編集、外国語運用能力の評価のために、包括的な基盤を提供するものとして、2001 年に欧州評議会が発表した言語習得力の評価基準である。

CEFR が示している6段階の共通参照レベルの記述は次のとおり。

熟練した 言語使用者	C2	聞いたり読んだりした、ほぼ全てのものを容易に理解することができる。いろいろな話し言葉や書き言葉から得た情報をまとめ、根拠も論点も一貫した方法で再構築できる。自然に、流暢かつ正確に自己表現ができる。
	C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長い文章を理解して、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流暢に、また自然に自己表現ができる。社会生活を営むため、また学問上や職業上の目的で、言葉を柔軟かつ効果的に用いることができる。複雑な話題について明確で、しっかりとした構成の、詳細な文章を作ることができる。
自立した 言語使用者	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、抽象的な話題でも具体的な話題でも、複雑な文章の主要な内容を理解できる。母語話者とはお互いに緊張しないで普通にやり取りができるくらい流暢かつ自然である。幅広い話題について、明確で詳細な文章を作ることができる。
	B1	仕事、学校、娯楽などで普段出会うような身近な話題について、標準的な話し方であれば、主要な点を理解できる。その言葉が話されている地域にいるときに起こりそうな、たいていの事態に対処することができる。身近な話題や個人的に関心のある話題について、筋の通った簡単な文章を作ることができる。
基礎段階の 言語使用者	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、地元の地理、仕事など、直接的関係がある領域に関しては、文やよく使われる表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄について、単純で直接的な情報交換に応じることができる。
	A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることができる。自分や他人を紹介ことができ、住んでいるところや、誰と知り合いであるか、持ち物などの個人的情報について、質問をしたり、答えたりすることができる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助けが得られるならば、簡単なやり取りをすることができる。

(出典：ブリティッシュ・カウンシル、ケンブリッジ大学英語検定機構)

福岡市の目標に対し、監査対象年度の英語の教員の英語力は以下のとおりである。この結果は文部科学省の「英語教育実施状況調査」の結果であり、福岡市の目標は達成されていない状況であり、更なる努力が求められる。

中学校...35.1% 高等学校...69.8%

b NS委託事業

平成 30 年度																				(単位：円)	
事業名	契約件名	委託内容		履行期間		委託料															
ネイティブスピーカー委託事業	ネイティブスピーカー（外国人英語指導講師）業務委託（西部ブロック）	中学校等での外国語指導講師による英語授業の実施		自：	平成30年4月2日	153,997,200															
				至：	平成31年3月31日																
	ネイティブスピーカー（外国人英語指導講師）業務委託（東部ブロック）	中学校等での外国語指導講師による英語授業の実施		自：	平成30年4月2日	144,547,200															
				至：	平成31年3月31日																

福岡市を西部ブロックと東部ブロックに分け、それぞれ平成 27 年度にプロポーザル方式で業者を選定し、随意契約を行っている。それ以降は選定委員会により前年度の業務を評価し、特に問題がなければ3年を限度に同じ業者に引き続き委託することとなっている。

【指摘事項Ⅳ-1-(1)-1】提案競技資料の廃棄誤りについて

福岡市では、NSを市内の中・高・特別支援学校に配置するため、福岡市を西部ブロックと東部ブロックに分け、それぞれ「ネイティブスピーカー（外国人英語指導講師）業務委託（西部ブロック）」と「ネイティブスピーカー（外国人英語指導講師）業務委託（東部ブロック）」として、平成 27 年度にプロポーザル方式で業者を選定し、随意契約を行っている。

プロポーザル方式の場合、業者登録を行っていない業者も提案できるため、業者の概要を把握する必要がある。

そこで福岡市では「公募により行う提案競技の参加資格における必須条件について（通知）」（財政局財政部契約監理課長）を定め、提案書等のほか、「役員名簿」と「直近の決算2年分の財務諸表の写し」を提出させることとなっている。

そこでプロポーザル方式のための提案書を閲覧したところ、いずれの提案書にも「役員名簿」と「直近の決算2年分の財務諸表の写し」がなかった。

その理由を質問したところ、当時は入手したものの、保存年限を誤り、既に文書を廃棄している、とのことであった。

(是正の方向性)

「役員名簿」と「直近の決算2年分の財務諸表の写し」は保存年限にわたり、適切に保存されたい。そもそも「役員名簿」と「直近の決算2年分の財務諸表の写し」はプロポーザルにおける判断材料の一つであり、提案書と一緒に綴じ込んで保管されたい。

c NS委託業務の業務実績

NS委託業務については、仕様書でNSの派遣予定時間が示されている。そこで予定どおりに派遣されているかどうか、東部及び西部の委託業者から提出された毎月の実績報告書を集計した。

i) NS委託業務（東部）の実績

(単位:時間)

	中学校	特別支援学校	高等学校	合計
4月	775	9	25	809
5月	1,674	10	67	1,751
6月	1,683	15	55	1,753
7月	1,206	24	30	1,260
8月	219	2	9	230
9月	1,586	7	47	1,640
10月	2,120	10	67	2,197
11月	1,826	18	0	1,844
12月	1,438	33	40	1,511
1月	1,683	8	51	1,742
2月	1,895	38	23	1,956
3月	1,313	6	20	1,339
実績合計	17,418	180	434	18,032
予定	19,285	1,270	840	21,395
予定未到達	1,867	1,090	406	3,363
予定達成率	90%	14%	52%	84%

(出典:教育委員会提供資料)

ii) NS 委託業務（西部）の実績

(単位:時間)

	中学校	特別支援学校	高等学校	合計
4月	710	0	111	821
5月	1,736	0	162	1,898
6月	1,803	0	152	1,955
7月	1,222	14	107	1,343
8月	204	0	23	227
9月	1,526	0	160	1,686
10月	2,192	0	161	2,353
11月	1,702	0	160	1,862
12月	1,341	12	33	1,386
1月	1,751	0	112	1,863
2月	1,653	3	101	1,757
3月	967	0	32	999
実績合計	16,807	29	1,314	18,150
予定	19,075	790	2,415	22,280
予定未到達	2,268	761	1,101	4,130
予定達成率	88%	4%	54%	81%

(出典:教育委員会提供資料)

【意見IV-1-(1)-7】ネイティブスピーカー派遣予定時間について

監査対象年度において、NS委託業務(東部ブロック)の中学校の実績派遣時間が 17,418 時間と、予定派遣時間 19,285 時間に対して少なくなっている。西部ブロックは実績が 16,807 時間と、こちらも目標 19,075 時間に対して少なくなっている。

原因について質問したところ、「NSの緊急帰国や体調不良による年度途中での交代が多く、後任NSが決まるまでに配置できていない学校があったこと、また、学校との調整がつかず、年度当初に予定していた曜日に配置できない時の補填が困難であったため。」とのことであった。

また特別支援学校と高等学校について、ほとんど派遣実績がないのは、特別支援学校及び高等学校においては、学校の要望に応じて実施することとなっているが、それぞれ派遣の要望が少なかったためである。

中学校においては学校からの希望制ではなく、予定時間がカリキュラムに組み込まれているのであるから当然に予定どおり派遣すべきであった。NSの緊急帰国や体調不良による年度途中での交代はありうるからこそ、そのような欠員の際の対応もプロポーザルの評価に組み込まれている。

NS委託業務については、単に派遣実績時間数に応じて支払を行う契約ではなく、配置計

画や派遣体制、学校との協議、目標達成努力等、総合的な運用も含めた業務を実施する契約となっている。

(改善提案)

特別支援学校と高等学校は学校側からの希望制であり、要望が少なかったという事情があるものの、委託料を支払う以上は、派遣実績を仕様に近づける必要がある。また過去から要望が少なかったのであるから、契約継続の際に委託料の試算に反映させ、委託料の積算見直しを含めて検討される必要があったものと思われる。

また中学校についてはプログラムに組み込まれている以上、予定とおりに派遣されるか、予定とおりに派遣される見込がないのであれば、契約内容やあり方などについて前例踏襲するのではなく、再考される必要があったと考えらえる。

NS委託業務は重点事業であり、仕様どおりの目安時間に沿った実績確保ができるように事務手続の進め方や、委託内容について、所要の見直し等をされたい。

【意見IV-1-(1)-8】特別支援学校と高等学校へのネイティブスピーカー派遣について

特別支援学校と高等学校へのNSは希望制であり、学校から要望があれば派遣されることになっている。

特別支援学校で外国語科の学習は、児童の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえて個別に指導計画を立てて行われている。外国語科の学習やNSの配置が必要かどうかは、学校の個々の状況を考慮して学校長が判断することが出来るように要請による派遣とされている。

また、高等学校においては、学科毎に履修すべき科目数及び単位数が異なるため、一律に「各学級に週1回」という配置形態は実態に合わないため、要望による派遣とされている。

学校から要望があった場合に派遣するのでは、業務を受託した業者も予定を立てるのが困難であるし、仕様書に記載する予定派遣時間を見積もるのも困難である。実際に特別支援学校へのNS派遣時間は東部が180時間、西部が29時間であるのに対し、仕様書の予定派遣時間は東部が1,270時間、西部は790時間であり、実績と合わない見積りとなっている。

(改善提案)

特別支援学校についてはNSの派遣の可否を再検討し、予定派遣時間を見直されたい。実情から、学校からの要望による派遣を変更することは出来ないと思われるため、NS委託業務から外し、代わりにゲストティーチャーを派遣することも考えられる。ゲストティーチャーの多くはNSであるし、時間単位での報償費が支払われるのであるから、学校からの要望による派遣にも対応ができるのではないかとと思われる。

高等学校は、学科毎に履修すべき科目数及び単位数が異なるのであるから、一律に「各学級に週1回」という配置で予定派遣時間を見積もる必要はない。その結果、現状では予定の

半分程度しか派遣されていないので, 学科ごとに派遣の可否を再検討し, 適切な予定派遣時間を見積もられたい。

④-1-11 医療的ケア支援体制整備

(1) 事業の概要

事業名	医療的ケア支援体制整備		
事業目的	小・中・特別支援学校に在籍する、医療的ケアが必要な児童生徒に対し、支援体制を整備し、教育環境の充実を図る。		
事業内容	(1) 学校看護師の配置 (2) 学校指導医の派遣 (3) 教員による医療的ケア (4) 特別支援学校専門医等相談会の開催		
担当部署	発達教育センター		
事業の根拠 (法令, 条例, 規則, 要領等)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年 12 月 20 日付け文部科学省初等中等教育局長通知「特別支援学校における医療的ケアの今後の対応について」 平成 31 年 3 月 20 日付け文部科学省初等中等教育局長通知「学校における医療的ケアの今後の対応について」 		
「あたらしい福岡の教育計画」における位置づけ	基本的考え方1 たくましく生きる子どもの育成(重点施策1-⑧)		
事業開始年度	平成 14 年度	事業終了年度	—
事業実施方法	直営(一部委託)	委託内容	—

(2) 事業費の推移

(単位: 千円)

	予算額	決算額	増減額	増減理由
H27	34,820	30,135	△4,685	
H28	39,198	34,965	△4,233	
H29	39,884	36,128	△3,756	
H30	42,549	37,260	△5,289	
R1	88,956	—	—	—

(3) 事業費の内訳 (H30)

(単位: 千円)

費目(節)	決算額	主な内容
報酬	26,015	学校看護師報酬
共済費	8,575	社会保険料
賃金	809	年休代替看護師賃金
報償費	1,809	学校指導医謝礼金
費用弁償	6	学校看護師旅費

費目(節)	決算額	主な内容
印刷消耗品費	15	事務費
役務費	31	文書料(医療的ケア研修に係る医師の指示書)

(4) 事業費の財源

(単位:千円)

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
国庫	9,992	1/3	教育支援体制整備事業補助金
市(一般財源)	23,132	—	
市債	—	—	
その他	4,136	—	社会保険料
合計	37,260	—	

(5) 事業効果とその推移

【効果指標の種類】該当しない

(6) 職員等の配置実績

	職員等数	備考
H27	20人	発達教育センター正規職員10人, 学校看護師(嘱託員)10人
H28	21人	発達教育センター正規職員10人, 学校看護師(嘱託員)11人
H29	21人	発達教育センター正規職員10人, 学校看護師(嘱託員)11人
H30	22人	発達教育センター正規職員10人, 学校看護師(嘱託員)12人
R1	32人	発達教育センター正規職員11人, 学校看護師(嘱託員)21人

(実施した手続)

看護師報酬の決定方法や待遇などについて、募集案内や就業要綱を入手し検討した。また適正な人員が配置されているか、残業の有無などを把握、検討した。

学校看護師の配置は「(6)職員等の配置実績」とおりであり、看護師一人あたりの担当児童生徒数が5人を超えると安全確保が適切に行われない可能性があるとして、医療的ケアが必要な児童生徒数に対応して配置されている。

また、残業実績はないとの回答であった。

④-1-12 科学わくわくプラン

(1) 事業の概要

事業名	科学わくわくプラン		
事業目的	児童生徒の科学への興味関心を高めるため、科学のおもしろさ、不思議さにふれる事業を展開し、理科に関する知識理解や思考力を高めることで、理科の学力向上につなげることをめざす。		
事業内容	(1) 専門家による出前授業 (2) 科学教室・天体観望会 (3) 科学わくわくコンテスト		
担当部署	教育センター研修・研究課		
事業の根拠 (法令, 条例, 規則, 要領等)			
「あたらしい福岡の教育計画」おける位置づけ	基本的考え方1 たくましく生きる子どもの育成(重点施策1-①~⑧)		
事業開始年度	平成 18 年度	事業終了年度	
事業実施方法	直営	委託内容	

(2) 事業費の推移

(単位: 千円)

	予算額	決算額	増減額	増減理由
H27	872	735	△137	予定より講師謝礼金の執行が少なかったもの
H28	680	575	△105	同上
H29	585	545	△ 40	予定より印消費の執行が少なかったもの
H30	585	538	△ 47	同上
R1	585	—	—	—

(3) 事業費の内訳 (H30)

(単位: 千円)

費目(節)	決算額	主な内容
報償費	432	出前授業 講師謝礼金
旅費	6	研修講師招聘旅費
印消費	100	コンテスト賞状等

(4) 事業費の財源

(単位:千円)

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
国庫	—	—	
市(一般財源)	538	100%	
市債	—	—	
その他	—	—	
合計	—	—	

(5) 事業効果とその推移

【効果指標の種類】

指標	指標の説明	指標の目標値
活動指標	① 出前授業の実施校数	① 30校
	② 科学わくわく教室の実施回数	② 1回
成果指標	① わくわくコンテスト出品作品数	① 25,000
	② 児童アンケートの満足度	② 90%

【指標の推移】

	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	①実施校 ②わくわく教室 ③出品数 -	① 34校 ② 1回 ③ 39,000点 -	① 4校 ② 0回 ③ 14,000点 -	各学校への案内, HP への掲載等による周知を徹底したことによる。
H28	①実施校 ②わくわく教室 ③出品数 ④アンケート満足度	① 42校 ② 1回 ③ 37,500点 ④ 95.2%	① 12校 ② 0回 ③ 12,500点 ④ 5.2%	同上
H29	①実施校 ②わくわく教室 ③出品数 ④アンケート満足度	① 42校 ② 1回 ③ 40,800点 ④ 98.5%	① 12校 ② 0回 ③ 15,800点 ④ 8.5%	同上
H30	①実施校 ②わくわく教室 ③出品数 ④アンケート満足度	① 41校 ② 1回 ③ 39,900点 ④ 98.4%	① 11校 ② 0回 ③ 14,900点 ④ 8.4%	同上
R1	—	—	—	—

(実施した手続)

当該事業の対象校数は 30 校～40 校で推移している。学校からの希望により行われる事業であること、また講師の確保が難しく、これ以上の事業拡大は検討を要するとのことであった。

講師は大学教授など5名。講師謝礼の単価が、講師の資格により異なっており、それぞれ講師謝礼基準に基づいているか確認したが、本事業については指摘すべき事項はなかった。

④-1-13 学校における人権教育研修

(1) 事業の概要

事業名	学校における人権教育研修		
事業目的	教職員相互による研修を支援し、教職員の人権問題に対する正しい理解・認識と人権意識の高揚を図る。		
事業内容	<p>①人権教育に関し、自主的に研究・実践を行っている研究団体の研究諸活動に対し助成を行う。</p> <p>②学校における人権教育のより一層の推進を図るため、新規採用職員及び各学校に「人権教育指導の手引き」「社会科部落問題学習指導事例集」を配布する。</p> <p>③教職員の人権問題に関する研修・実践のための研修費用を負担する。</p>		
担当部署	<p>①同和教育課</p> <p>②教育支援課</p> <p>③教育センター管理課</p>		
事業の根拠 (法令, 条例, 規則, 要領等)	<p>①教育公務員特例法第 22 条 教育公務員等の研修に関する規則第4条 福岡市人権教育研究団体研修費交付金交付要綱</p> <p>②なし</p> <p>③教育公務員特例法 第 21 条, 第 22 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第 58 条 教育公務員等の研修に関する規則 第1条, 第3条, 第4条</p>		
「あたらしい福岡の教育計画」における位置づけ	基本的考え方1 たくましく生きる子どもの育成(重点施策1-⑥)		
事業開始年度	昭和 44 年度	事業終了年度	—
事業実施方法	直営	委託内容	—

(2) 事業費の推移

(単位: 千円)

	予算額	決算額	増減額	増減理由
H27	24,778	20,283	△4,495	当初見込みより交付金が執行されなかったため
H28	25,280	23,441	△1,839	当初見込みより交付金が執行されなかったことや契約落差による
H29	22,426	21,033	△1,393	同上
H30	15,922	12,812	△3,110	同上

	予算額	決算額	増減額	増減理由
R1	15,737	—	—	—

(3) 事業費の内訳 (H30)

(単位: 千円)

費目(節)	決算額	主な内容
研修費等交付金	11,836	・団体に対する研修費等交付金 3,547 ・各学校で実施される人権教育研修に関する交付金 8,289
印刷消耗品費	974	人権教育指導資料刊行費
諸会議費負担金	2	会議出席にかかる負担金(参加料)

(4) 事業費の財源

(単位: 千円)

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
国庫	—	—	
市(一般財源)	12,812	—	
市債	—	—	
その他	—	—	
合計	12,812	—	

(5) 事業効果とその推移

【効果指標の種類】

指標	指標の説明	指標の目標値
活動指標	①交付団体数 ②なし ③予算に対する執行額	①5団体 ②なし ③100%
成果指標	全国学力・学習状況調査において、「自分にはよいところがあると思う」という設問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合	H30:小6児童 85%, 中3生徒 80% ※「新しいふくおかの教育計画後期実施計画」において平成30年度の目標値を設定おり、年度ごとの目標値は設定していない。 また、「第2次福岡市教育振興基本計画」において令和6年度に向けた目標値を設定している。 R6:小6児童 90%, 中3生徒 87%

【指標の推移】

(単位：%)

	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	—	小6 77.5 中3 71.2	—	—
H28	—	小6 76.8 中3 72.4	—	—
H29	—	小6 79.3 中3 73.5	—	—
H30	小6 85.0 中3 80.0	小6 85.3 中3 82.3	—	本事業をはじめ、学校の教育活動全体を通じた人権教育を組織的・計画的に推進したため。
R1	—	—	—	—

(実施した手続)

アンケートの回答を入手し公表情報との整合性を確認したが、特記すべき事項はなかった。

④-1-14 学校ネットパトロール事業

(1) 事業の概要

事業名	学校ネットパトロール事業		
事業目的	ネット上を監視し、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期発見を図る。 児童生徒や保護者への啓発、学校への広報を通じて、規範意識の向上を図る。		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ネット上の問題のある書き込み等の検知、対応 ・インターネットの正しい使い方に関する啓発 		
担当部署	生徒指導課		
事業の根拠 (法令, 条例, 規則, 要領等)			
「あたらしい福岡の教育計画」における位置づけ	基本的考え方1 たくましく生きる子どもの育成(重点施策1-②)		
事業開始年度	平成 21 年度	事業終了年度	—
事業実施方法	委託	委託内容	学校非公式サイト・SNS等の検索・監視及び結果報告、広報・啓発等の実施等

(2) 事業費の推移

(単位: 千円)

	予算額	決算額	増減額	増減理由
H27	6,562	6,966	404	
H28	6,862	6,445	△417	
H29	6,607	6,446	△161	委託契約落差
H30	5,650	5,573	△77	
R1	5,650	—	—	—

(3) 事業費の内訳 (H30)

(単位: 千円)

費目(節)	決算額	主な内容
委託料	5,573	学校ネットパトロール業務委託料

(4) 事業費の財源

(単位:千円)

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
国庫	—	—	
市(一般財源)	5,573	—	
市債	—	—	
その他	—	—	
合計	5,573	—	

(5) 事業効果とその推移**【効果指標の種類】**

指標	指標の説明	指標の目標値
活動指標	①学校非公式サイト, SNS等の検知件数	1,200 件以内
	②ホームページへの教職員・保護者向け啓発資料の掲載回数	12 回
成果指標	①情報モラル調査での学校ネットパトロールは役に立ったと回答した学校数	225 校
	②啓発資料を活用した学校数	225 校

【成果指標の推移①】

	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	224 校	166 校	△58	
H28	224 校	174 校	△50	
H29	225 校	174 校	△51	
H30	225 校	132 校	△93	認知件数が年々減少しており, 検知の少ない学校は, 指導する機会が少ないため, 「役に立った」と実感している学校数が目標に届いていないものと認識している。
R1	225 校	—	—	

【成果指標の推移②】

	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	224 校	94 校	△130	
H28	224 校	111 校	△113	

	目標値	実績値	増減値	増減理由
H29	225 校	115 校	△110	
H30	225 校	95 校	△130	認知件数が年々減少しており、検知の少ない学校は、指導する機会が少ないため、啓発資料が有効活用できている学校数が目標に届いていないものと認識している。
R1	225 校	—	—	

(実施した手続)

委託契約に関連する資料を入手し、業務委託先の選定、契約手続、完了検査、支払手続等が適切に実施されているか検討した。

a 学校非公式サイト、SNS等の検知件数について

教育委員会では検知件数に目標を設定し、検知件数が目標値を下回ることを活動指標としている。各年度の目標値と検知件数は以下のとおりであった。

年度	目標件数	検知件数
平成 27 年度	1,500 件	1,939 件
平成 28 年度	1,500 件	1,857 件
平成 29 年度	1,500 件	1,910 件
平成 30 年度	1,500 件	1,515 件
令和元年度	1,200 件	

監査対象年度までの検知件数の目標は 1,500 件であったが、監査対象年度における検知件数が 1,515 件に減少したため、令和元年度は目標を 1,200 件に変更しているとのことであった。

b 委託会社による検知結果の閲覧

平成 30 年度学校ネットパトロール業務委託の実績報告書を閲覧した。不適切なサイトへの書き込み件数、削除代行件数は以下のとおりであった。リスクレベル高のサイトへの投稿、削除代行件数はゼロ件であった。

	サイトへの投稿(書き込み件数)			削除代行件数
	リスクレベル高	リスクレベル中	リスクレベル小	
4月	0件	5件	116件	0件

	サイトへの投稿(書き込み件数)			削除代行件数
	リスクレベル高	リスクレベル中	リスクレベル小	
5月	0件	6件	133件	0件
6月	0件	6件	116件	0件
7月	0件	1件	134件	0件
8月	0件	7件	120件	0件
9月	0件	4件	124件	0件
10月	0件	7件	116件	0件
11月	0件	8件	113件	0件
12月	0件	5件	117件	0件
1月	0件	11件	109件	0件
2月	0件	2件	119件	0件
3月	0件	4件	132件	0件

c インターネットやSNSの利用に関する啓発資料の活用について

児童生徒や教職員、保護者向けの啓発資料は、すべての学校において活用しているとのことであった。

啓発資料は、児童生徒については日常の指導や情報モラル学習会での活用、教職員については校内研修会で活用し、保護者については学級懇談会やPTA研修会での活用をしているとのことであった。さらに、検出件数が多い学校では、検知された児童生徒に対して啓発資料を用いて直接指導するという活用もしているとのことであった。

【意見IV-1-(1)-9】学校ネットパトロール事業における目標未達成とその原因把握について

学校ネットパトロール事業における成果指標には①情報モラル調査での学校ネットパトロールは役に立ったと回答した学校数と②啓発資料を活用した学校数の二つがある。

①情報モラル調査での学校ネットパトロールは役に立ったと回答した学校数の目標値は225校に対して132校、②啓発資料を活用した学校数は225校に対して95校といずれも目標を大幅に下回る実績値であった。

その理由について質問したところ、市の見解は、①については「検知の少ない学校は、指導する機会が少ないため、「役に立った」とする学校数が目標に届かなかった。」、②については「検知の少ない学校は、指導する機会が少ないため、啓発資料を活用した学校数が目標に届かなかった。」とのことであった。

しかしながら、学校から回答を得る際に、学校ネットパトロール事業が「役に立った」と回答しなかった学校及び啓発資料を活用したと回答しなかった学校から、その理由を聞いておらず、学校ネットパトロール事業が役に立っていないもしくは啓発資料を活用していないと回答した

学校が多かった理由が、教育委員会の見解のとおりであるか不明である。

本来、検知の多寡とかかわりなく、学校の指導や啓発資料の活用は行わなければならないし、検知が少ないことで啓発資料を活用しないのであれば、将来的には検知が増える可能性がある。

(改善提案)

アンケート等で事業の目標に対して否定的な回答を得る場合には、その理由を明確にしなければ、回答結果に対応した対策を立てることができない。学校ネットパトロール事業が役に立っていると実感できていない、もしくは啓発資料を活用していないと回答した学校については、その理由を明記してもらい、具体的な対応に繋げることが望ましい。

特に啓発資料の活用については、検知の多寡にかかわらず活用すべきである。活用してない学校に対しては、活用するように教育委員会として指導するとともに、内容の見直し等も含めて検討されたい。

④-1-15 学校図書館支援センター事業

(1) 事業の概要

事業名	学校図書館支援センター事業		
事業目的	各学校の学校図書館を効果的に運用できるよう支援を実施する。		
事業内容	市立小中学校等の学校図書館及び学校における読書活動を支援		
担当部署	総合図書館 図書サービス課		
事業の根拠 (法令, 条例, 規則, 要領等)	学校図書館法, 学校図書館ガイドライン		
「あたらしい福岡の教育計画」における位置づけ	基本的考え方1 たくましく生きる子どもの育成(重点施策1-①~⑧)		
事業開始年度	平成26年度	事業終了年度	予定なし
事業実施方法	委託	委託内容	

(2) 事業費の推移

(単位:千円)

	予算額	決算額	増減額	増減理由
H27	14,895	12,458	△2,437	図書配送等経費が当初見込みを下回ったため
H28	14,305	13,273	△1,032	図書配送等経費が当初見込みを下回ったため
H29	15,499	14,606	△893	図書配送等経費が当初見込みを下回ったため
H30	12,896	12,191	△705	図書配送等経費が当初見込みを下回ったため
R1	11,090	—	—	—

(3) 事業費の内訳 (H30)

(単位:千円)

費目(節)	決算額	主な内容
報酬	8,228	読書相談員(司書)2名,学校図書館支援センター支援員
共済費	2,325	嘱託共済費
費用弁償(旅費)	69	研修等旅費(全国学校図書館研究大会)
印刷消耗品費	206	事務用品, 図書購入費等
役務費	1,331	配本車運行経費(運送業者), 学校訪問等市内旅費
委託料	32	支援用図書装備費

(4) 事業費の財源

(単位:千円)

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
国庫	—	—	
市(一般財源)	12,191	—	

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
市債	—	—	
その他	—	—	
合計	12,191	—	

(5) 事業効果とその推移

【効果指標の種類】

指標	指標の説明	指標の目標値
活動指標	指標事例数	
成果指標	下記のとおり	

【指標の推移】

	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	—	○小学校4～6年生を対象とした読書リーダー養成講座を実施。 ・実施校数 51校 ・認定数 195名	—	
H28	—	○支援実績 ・「学校図書館支援センターだより」の発行 3回 ・相談件数 103回 ・学校訪問件数 71校 72回 ・学習支援用図書貸出 貸出校 43校 貸出回数 93回 貸出冊数 2,727冊 ○「福岡市小学校読書リーダー養成講座」の実施 認定校 68校 認定者 229名	—	

	目標値	実績値	増減値	増減理由
H29	—	○支援実績 ・「学校図書館支援センターだより」の発行 3回 ・相談件数 108回 ・学校訪問件数 110校 111回 ・学習支援用図書貸出 貸出校 73校 貸出回数 165回 貸出冊数 6,028冊 ○「福岡市小学校読書リーダー養成講座」の実施。 認定校 78校 認定者 263名	—	
H30	—	○支援実績 ・「学校図書館支援センターだより」の発行 3回 ・相談件数 136回 ・学校訪問件数 40校 50回 ・学習支援用図書貸出 貸出校 61校 貸出回数 160回 貸出冊数 6,138冊 ○「福岡市小学校読書リーダー養成講座」の実施。 認定校 71校 認定者 231名	—	
R1	—	—	—	

(実施した手続)

読書相談員(司書)と学校図書館支援センター支援員の業務内容についてはアンケートの回答のとおりである。いずれも市の嘱託職員であり、月給制である。報酬や勤務条件等については、「読書相談員就業要綱」及び「学校図書館支援センター支援員就業要綱」を入手し把握した。

④-1-16 学力パワーアップ総合推進事業

(1) 事業の概要

事業名	学力パワーアップ総合推進事業		
事業目的	学力を高めるために、校長のリーダーシップのもと、各学校の課題に応じた学力向上のためのプランを作成し、学校が一体となった実効性のある組織的な取組の推進を図る。		
事業内容	<p>・各学校は、自校の学力の課題を踏まえて、6つの学力向上プラン(①理数系学力向上プラン ②思考力向上プラン ③国語力向上プラン ④コミュニケーション力向上プラン ⑤基礎・基本学力向上プラン ⑥学習意識・習慣向上プラン)からいずれかを選び、学力向上推進プランに基づく学力向上の取組を進める。</p> <p>・推進拠点校(モデル校)を設置し、情報交換や研修を通して、学力向上のための取組を推進する。</p>		
担当部署	学校指導課		
事業の根拠 (法令, 条例, 規則, 要領等)			
「あたらしい福岡の教育計画」おける位置づけ	基本的考え方1 たくましく生きる子どもの育成(重点施策1-①)		
事業開始年度	平成 20 年度	事業終了年度	
事業実施方法	直営	委託内容	

(2) 事業費の推移

(単位: 千円)

	予算額	決算額	増減額	増減理由
H27	4,200	4,103	△97	
H28	41,814	29,388	△12,426	ふれあい学び舎事業において人材の確保に時間を要したため
H29	81,179	52,609	△28,570	ふれあい学び舎事業において人材の確保に時間を要したため
H30	144,033	89,256	△54,777	ふれあい学び舎事業において人材の確保に時間を要したため
R1	123,537	—	—	—

(3) 事業費の内訳 (H30)

(単位:千円)

費目(節)	決算額	主な内容
共済費	5	
報償費	70,020	学習支援リーダー・学習支援員謝金
印刷消耗品費	11,259	教材購入等
役務費	304	学習支援リーダー・学習支援員の傷害・賠償保険料
委託料	7,668	デジタル教材整備費

(4) 事業費の財源

(単位:千円)

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
国庫	26,926	1/3	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金
市(一般財源)	62,330	—	
市債	—	—	
その他	—	—	
合計	89,256	—	

(5) 事業効果とその推移

【効果指標の種類】

指標	指標の説明	指標の目標値
活動指標	検証改善サイクルの確立(小中学校)	100%
	補充学習の推進(小中学校)	100%
成果指標	①学習定着度調査における正答率40%以上の児童の割合(小学校)	90%
	②学習定着度調査における正答率40%以上の生徒の割合(中学校)	88.5%

【指標の推移】

①	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	88.5%	93.7%	5.2%	
H28	88.5%	91.0%	2.5%	
H29	90.0%	84.3%	△5.7%	
H30	90.0%	85.6%	△4.4%	
R1	90.0%	—	—	

②	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	88.5%	82.7%	△5.8%	
H28	88.5%	82.5%	△6.0%	
H29	88.5%	82.9%	△5.6%	
H30	88.5%	83.7%	△4.8%	
R1	88.5%	—	—	

(実施した手続)

a ふれあい学び舎事業について

事業費の多くを報償費が占めているが、これはふれあい学び舎事業における学習支援リーダー・学習支援員への謝礼金である。ふれあい学び舎事業は学力パワーアップ総合推進事業の一環として、平成 28 年度から開始された事業であり、小学校3・4年生の算数を中心とした放課後補充学習会を実施し、児童の学習習慣を定着させるとともに、確かな学力の向上を目指した事業である。教育委員会では週2日程度、1日2～3時間程度の学習会を開催することを想定し、各学校に通知している。

この放課後補充学習会を実施し、児童達を指導するのが学習支援リーダーと学習支援員である。学習支援リーダーは、学校との打ち合わせ等、ふれあい学び舎の運営を主に担う役割であり、学習支援員は児童の指導を主に担うという役割である。また参加児童の安全確保の見地から、2人以上の複数体制で指導に臨むようにしている。したがって、参加児童が少なくとも、学習支援リーダーと学習支援員の2人以上で放課後補充学習会が行われる。

ふれあい学び舎事業については、予算の未執行額が多い。主な理由は学習支援リーダーと学習支援員が十分に確保できなかったためである。

ふれあい学び舎事業は平成 28 年度から開始された事業であるが、平成28年度～29年度までは、各学校で地域の方を中心に支援員を探していたために、人材確保に時間がかかった学校があった。

その対応として、平成 30 年度からは教育委員会が支援員の登録用のサイトを開設し、人材確保の支援を行っている。平成 30 年度はサイト開設の初年度ということもあり、登録者の人数が十分に確保できていないが、確保人数は年々増加する傾向にある。

(学習支援員の予定人数と確保人数)

	予定人数	確保人数	増減額
平成 28 年度	70 名	70 名	無し
平成 29 年度	210 名	168 名	△42 名
平成 30 年度	432 名	372 名	△60 名
令和元年度	467 名	427 名	△40 名

b 学習支援リーダーと学習支援員の資格、条件等について

(学習支援リーダーの応募資格)

- (1) 平成 31 年 4 月 1 日現在, 18 歳以上(高校生不可)
- (2) 平成 30 年度までに継続して1年間以上の, 児童生徒を対象とした学習指導経験がある人
- (3) 子どもの教育に関心を持ち, 学校と連携・協力して学習指導等の活動を行う意思のある人
- (4) 次に該当する人は, 応募できません。
①日本国憲法施行以後の日において, 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し, またはこれに加入した人

(学習支援員の応募資格)

- (1) 平成 31 年 4 月 1 日現在, 18 歳以上(高校生不可)
- (2) 子どもの教育に関心を持ち, 学校と連携・協力して学習指導等の活動を行う意思のある人
- (3) 次に該当する人は, 応募できません。
①日本国憲法施行以後の日において, 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し, またはこれに加入した人

学習支援リーダーと学習支援員の応募資格は以上のとおりである。学習支援リーダーと学習支援員の資格, 活動期間, 活動場所, 報償費や交通費(交通費などは支給されない旨)などの条件等については条例や要綱などで定められていないが, 「ふれあい学び舎事業学習支援リーダー・学習支援員募集要項」において明記されている。また自宅から学校までの往復および活動時間中の事故等による怪我や賠償責任についての保険に加入する旨も明記されていた。

c ふれあい学び舎事業の参加児童数について

ふれあい学び舎事業について, 監査対象年度における参加児童数(1回でも参加したことがある児童数)と学習支援リーダーと学習支援員の時間数をまとめると以下のとおりであった。

(ふれあい学び舎事業参加児童数と事業実施時間数)

学校 番号	学校名	参加児童 数	児童数 (H30.5.1)	学校別実施時間数			
		平成 30 年度		リーダ ー	支援員	支援員	合計
01	舞鶴小学校	31	668	54	49		103
02	当仁小学校	9	514	122	117	121	360
03	博多小学校	33	667	67	145		212
08	警固小学校	21	674	139	131	107	377
09	西新小学校	33	1,016	159	178		337
10	春吉小学校	7	159	163	60	61	284
11	住吉小学校	46	572	175	189		364
12	草ヶ江小学校	34	867	158	50	110	318
13	堅粕小学校	153	179	182	191		373
14	馬出小学校	52	383	190	45	144	379
15	千代小学校	203	221	180	168	168	516
16	原小学校	16	719	56	53	37	146
17	長尾小学校	59	673	221	92	88	401
18	吉塚小学校	20	494	239	234		473
19	東住吉小学校	24	180	120	117		237
20	筥松小学校	38	700	62	124	117	303
21	平尾小学校	75	1,095	112	103	110	325
22	高宮小学校	12	398	133	130		263
23	姪浜小学校	19	967	156	44	66	266
24	席田小学校	31	377	171	119	121	411
25	三宅小学校	27	842	162	40	58	260
26	花畑小学校	62	507	155	165	125	445
27	月隈小学校	33	471	78	68	33	179
28	箱崎小学校	33	596	117	85	43	245
29	壱岐小学校	12	985	70	52	51	173
30	能古小学校	21	72	86	83		169
31	今宿小学校	36	948	194	105	82	381
32	今津小学校	34	127	108	92	113	313
33	玉川小学校	21	673	179	185	171	535
34	高取小学校	39	1,205	187	149		336

学校 番号	学校名	参加児童 数	児童数 (H30.5.1)	学校別実施時間数			
		平成 30 年度		リーダ ー	支援員	支援員	合計
35	鳥飼小学校	25	744	96	91	91	278
36	西高宮小学校	46	1,163	64	35	28	127
37	赤坂小学校	26	479	78	74		152
38	百道小学校	38	681	162	166	141	469
39	日佐小学校	19	444	292	117	51	460
40	宮竹小学校	11	824	172	166		338
41	田隈小学校	36	439	168	171	135	474
42	香椎小学校	25	664	103	112	20	235
43	多々良小学校	16	682	129	135		264
44	名島小学校	29	1,130	136	132		268
45	大楠小学校	43	347	83	120	46	249
46	春住小学校	24	600	125	118	106	349
47	板付小学校	46	879	245	239		484
48	那珂小学校	29	957	99	50	46	195
49	那珂南小学校	15	615	231	116	114	461
50	香住丘小学校	27	905	174	177		351
51	東光小学校	18	234	252	246		498
52	南当仁小学校	26	701	259	113	141	513
53	東吉塚小学校	18	516	222	222		444
55	若久小学校	17	644	166	94	66	326
56	笹丘小学校	67	668	21	80	68	169
57	内浜小学校	17	871	97	58	98	253
58	室見小学校	11	761	157	151		308
59	別府小学校	32	977	178	169	167	514
60	和白小学校	53	698	179	142	16	337
61	金武小学校	30	675	112	58	94	264
63	周船寺小学校	23	633	100	71		171
64	元岡小学校	14	825	102	105		207
65	北崎小学校	44	107	89	196		285
66	玄界小学校	11	23	131	128		259
67	小呂小学校	10	10	164	154	138	456

学校 番号	学校名	参加児童 数	児童数 (H30.5.1)	学校別実施時間数			
		平成 30 年度		リーダ ー	支援員	支援員	合計
68	千早小学校	64	927	142	152	145	439
69	小笹小学校	33	824	93	172	72	337
70	七隈小学校	36	687	162	159	159	480
71	老司小学校	38	490	179	176		355
72	原西小学校	13	701	112	108		220
73	長住小学校	19	522	138	132		270
74	原北小学校	34	603	172	123		295
75	筑紫丘小学校	25	506	216	126	126	468
76	西花畑小学校	31	768	135	90	69	294
77	弥永小学校	13	302	102	103	103	308
78	堤小学校	21	531	161	264	144	569
79	飯倉小学校	24	537	168	157	142	467
80	城浜小学校	15	86	144	135		279
81	若宮小学校	69	503	183	178		361
82	城南小学校	27	889	166	177	182	525
83	勝馬小学校	25	26	125	116		241
84	志賀島小学校	7	8	194	213		407
85	西戸崎小学校	16	443	170	161		331
86	東花畑小学校	29	521	201	166	142	509
87	金山小学校	23	311	155	127	145	427
88	下山門小学校	33	622	166	71	85	322
89	長丘小学校	35	765	83	90	74	247
90	美和台小学校	31	839	176	104	104	384
91	八田小学校	24	529	148	108		256
92	板付北小学校	28	356	227	133	107	467
93	西長住小学校	50	262	49	42	35	126
94	賀茂小学校	25	627	223	218		441
95	脇山小学校	19	106	49	50		99
96	内野小学校	32	347	169	74	60	303
97	曲淵小学校	7	30	53	35	43	131
98	入部小学校	20	487	129	126		255

学校 番号	学校名	参加児童 数	児童数 (H30.5.1)	学校別実施時間数			
		平成 30 年度		リーダ ー	支援員	支援員	合計
99	東月隈小学校	35	532	80	80		160
100	有田小学校	12	656	167	122	110	399
101	壱岐南小学校	39	622	272	211		483
102	和白東小学校	28	674	171	99	84	354
103	片江小学校	50	591	186	162	156	504
104	野芥小学校	31	670	75	78		153
105	西陵小学校	49	217	130	88	22	240
106	舞松原小学校	40	633	107	101		208
107	福浜小学校	85	181	203	111	93	407
108	南片江小学校	7	659	229	120	109	458
109	大原小学校	29	414	275	229		504
110	香椎東小学校	30	837	127	118		245
111	弥永西小学校	32	429	97	214	163	474
112	東若久小学校	13	505	86	83	14	183
113	四箇田小学校	36	408	211	190		401
114	壱岐東小学校	32	161	136	71	67	274
115	石丸小学校	50	581	132	59	18	209
116	鶴田小学校	30	450	216	129	50	395
117	田島小学校	39	589	95	95	92	282
118	愛宕小学校	30	708	156	112	58	326
119	福重小学校	18	396	112	114		226
120	三筑小学校	27	660	210	212		422
121	飯原小学校	18	477	75	62	67	204
122	青葉小学校	51	805	111	101	99	311
123	奈多小学校	39	553	161	158		319
124	野多目小学校	22	739	168	72	48	288
125	高木小学校	18	451	40	167	70	277
126	堤丘小学校	18	251	172	153		325
127	有住小学校	16	222	108	102		210
128	城原小学校	44	432	129	129		258
129	香椎浜小学校	15	303	96	96	74	266

学校 番号	学校名	参加児童 数	児童数 (H30.5.1)	学校別実施時間数			
		平成 30 年度		リーダ ー	支援員	支援員	合計
130	大池小学校	13	499	145	140		285
131	早良小学校	19	193	57	77	72	206
132	香椎下原小学校	85	760	166	233	117	516
133	弥生小学校	126	366	81	81	58	220
134	塩原小学校	14	751	93	88	85	266
135	田村小学校	23	616	175	123	93	391
136	千早西小学校	41	392	133	123	117	373
137	東箱崎小学校	33	308	141	137	121	399
138	柏原小学校	40	619	214	100	122	436
139	飯倉中央小学校	19	314	145	111	138	394
140	玄洋小学校	14	825	135	129	72	336
141	小田部小学校	27	805	102	101		203
142	香陵小学校	28	410	113	114	104	331
143	百道浜小学校	43	549	164	132	102	398
144	松島小学校	22	1,073	277	166	76	519
145	横手小学校	39	494	176	161		337
146	三苫小学校	20	705	73	72		145
147	愛宕浜小学校	30	444	103	97		200
148	姪北小学校	43	526	119	88	100	307
149	照葉小学校	41	1,286	82	69		151
150	西都小学校	95	874	95	69		164
	合計	4,744	80,748	20,693	17,704	8,200	46,597

なお、参加児童数は1回でもふれあい学び舎事業に参加すればカウントされるため、毎回の学習会にどの程度の参加児童がいるのかは不明である。そのためには参加児童の延べ人数を把握しておくべきであるが、把握されていなかった。1回でも参加した児童数が表のとおりであれば、週2回開催される勉強会に参加する児童は、かなり少ない可能性があり、児童が集まらずに開催されなかった勉強会もあるのではないかとと思われる。

【意見Ⅳ-1-(1)-10】ふれあい学び舎事業参加児童数について

ふれあい学び舎事業(放課後補充学習会)について、各学校の参加児童数(1回でも参加したことがある児童数)を把握したところ、学校によって参加児童数に著しい偏りが見受けられた。

数百人の児童が勉強会に参加したことがあると回答した学校(最多は203名が参加した千代小学校)もあれば、数名の児童が参加したに留まった学校(最少は7名が参加した春吉小学校、志賀島小学校、南片江小学校、曲渕小学校)もあった。

一方で学習支援リーダーと学習支援員による事業実施時間数は参加した児童数と比例していない。放課後補充学習会は週2回程度開催されることとなっているが、参加児童数が1名でも開催されるので、参加児童数が少なくとも所定の報償費が支出されることになる。児童保護の観点から、放課後補充学習会は、少なくとも学習支援リーダー1名と学習支援員1名で開催されることとなっており、参加児童数が少ないことを理由に学習支援リーダーもしくは学習支援員どちらかが単独で開催することは出来ない。

参加者に著しい偏りがあれば、各学校によって児童の学力に大きな差が付きかねない。また、同じ事業費であるにもかかわらず、各学校によって事業の効果に著しい差が生じるのは望ましくない。

(改善提案)

教育委員会および参加児童数が少ない小学校は、放課後補充学習会に参加する児童を増やすための対応を取られたい。

現状、週2回の学習会が開催されることとなっているが、1回でも参加したことがあると回答した児童数はほとんどの学校で数十人程度であり、かなり少ない。今後も週2回の学習会を開催するのであれば、教育委員会と小学校から、保護者への放課後補充学習会についての周知に努め、児童にも積極的な参加を呼び掛けられたい。開催する場所についても、児童が参加しやすいように学校施設を利用することが望ましい。

また、現在は算数のみの学習会であることから、児童が希望する科目が他にあれば、その科目に変更することも視野に入れて、参加児童数の増加に努められたい。

現状では、参加した児童の延べ人数が集計されておらず、ふれあい学び舎事業の実態が不明であるので、延べ人数についても把握されたい。

【意見Ⅳ-1-(1)-11】学習支援リーダーと学習支援員の従事時間について

児童保護の観点から、放課後補充学習会は、少なくとも学習支援リーダー1名と学習支援員1名で開催されることとなっている。参加児童数が多い場合には、学習支援リーダー1名と2名の学習支援員によって開催されることもある。

また学習支援リーダーは学校との打ち合わせもあるので、学習支援員よりも従事時間が多いことが想定される。

しかしながら、学校によっては学習支援リーダーの従事時間が少ない学校が散見された。例えば、高木小学校では、学習支援員の従事時間が237時間であるのに対し、学習支援リーダーの従事時間は40時間である。また、筥松小学校では、学習支援員の従事時間が241時間であるのに対し、学習支援リーダーの従事時間は62時間であった。

いずれも理由としては「学習支援リーダーが体調不良により参加できていない時期」があるとのことであった。学習支援員の従事時間に対して極端に少ない従事時間を考慮すると、体調不良の期間がかなり長期に渡っている可能性も否定できない。体調不良で参加できない場合には、他の学習支援リーダーの応援を受けるか、どうしても体調不良の時期が長期間にわたるのであれば学習支援リーダーの交代も検討すべきである。

また学習支援リーダーと学習支援員の合計従事時間が少ない小学校も散見された。週2回の開催と準備時間も含めて1回当たり3時間の従事時間を想定しているとのことであるが、100時間程度の学校が散見された。

参加する児童が少ないことで開催できなかったことも考えられるが、95名の参加児童がいるにもかかわらず、従事時間は164時間となっている西都小学校の事例もある。一方で20名程度の参加児童数で400時間～500時間の学校もあり、現状では、学校によって放課後補充学習会の開催状況に大きなばらつきがあると思われる。

(改善提案)

学習支援員の従事時間に対して、学習支援リーダーの従事時間が少ない学校が散見された。そのような学校では、多くの学習会が学習支援員のみで開催されている可能性がある。学校との打ち合わせが適時に行われ、それが学習会に活かされているか、児童保護の観点から学習支援リーダーと学習支援員による複数名で開催されているか、実態を把握し、改善が必要な学習会があれば指導されたい。

また体調不良により、十分な時間を従事できない学習支援リーダーや学習支援員が居る場合には、他の学習支援リーダーや学習支援員の応援を求めることが出来る体制を構築しておくべきである。児童保護の観点から、放課後補充学習会は、少なくとも学習支援リーダー1名と学習支援員1名で開催されることについて特に留意されたい。

加えて福岡市が想定している開催回数と時間数を比較すると、かなり放課後補充学習会の従事時間が少ない小学校も散見される。参加児童が少なくないが、従事時間が少ない小学校もあるので、実態を把握し、適切に学習会が開催されているか確認されたい。

d 学力パワーアップ総合推進事業教材配備業務委託

当該業務委託は「みんなの学習クラブ」という学習教材の配備システムである。算数・数学については全ての小中学校において、国語については全ての小学校において、データによる共通教材を配備し、教員がダウンロードしてプリントアウトすることで、授業時間や補充的な学習の時間などで活用することができる。また放課後補充学習会でも使用す

ることが可能である。

児童生徒の学力向上を推進するために導入されたシステムであるが、小学校1年生から6年生までの算数教材、中学校1年生から3年生までの数学教材、小学校1年生から6年生までの国語教材を提供するシステムであり、教員の教材準備期間の短縮にも資するシステムであると思われる。

当該システムはプロポーザルによって一位となった業者により導入されたシステムであり、契約は以下の2つに分かれているが、同一業者がいずれも一位の業者となっており、同一業者によるシステムである。

平成30年度において契約が二つに分かれている経緯であるが、平成28年度に教材配備業務委託を算数・数学で開始し、当初契約において平成29年度以降は前年度の業績実績が優秀であったと認められ、かつ本事業の予算措置がなされた場合において最長平成30年度まで最優秀提案業者と委託契約を締結することができることとしているため、算数・数学については平成30年度まで最優秀提案業者と委託契約していたもので、新規にプロポーザルが行われたわけではない。

国語については、平成30年度に新規で追加したため、平成30年度にプロポーザルを行っている。結果として国語においても算数・数学の教材を提供してきた業者が一位となり学習教材を提供することとなった。

このような業務については科目ごとで契約を締結するのではなく、まとめて契約するほうが効率的である。そこで令和元年度の契約についてヒアリングしたところ、「令和元年度については、国語、算数・数学を合わせてプロポーザルを行った。」とのことであった。

平成30年度					(単位：円)	
事業名	契約件名	委託内容	履行期間		委託料	
学力パワーアップ総合推進事業	平成30年度学力パワーアップ総合推進事業教材配備業務委託(算・数)	算数・数学の学力課題に対応するための児童生徒用学習シートの配備	自：	平成30年4月1日	4,968,000	
			至：	平成31年3月31日		
	平成30年度学力パワーアップ総合推進事業教材配備業務委託(国語)	国語の学力課題に対応するための児童用学習シートの配備	自：	平成30年4月6日	2,700,000	
			至：	平成31年3月31日		

e みんなの学習クラブ活用状況

各小学校、各中学校のみんなの学習クラブ活用状況は、委託会社より毎年度入手している。そこで、監査対象年度における「福岡市みんなの学習クラブ活用状況」を入手した。そのうち、年間の活用状況を学校別にまとめた資料を掲示したものが以下の表である。

「福岡市みんなの学習クラブ活用状況」を閲覧したところ、活用している学校と活用していない学校に著しい差異が見受けられた。

(福岡市 みんなの学習クラブ 活用状況 (平成 30 年4月1日～平成 31 年3月 31 日))

No.	学校名	ログ イン	iプリ	定着・ 標準・ 発展	編集	トレ ーニ ング	単元 テスト	マルチ メ解説	印刷 枚数	合 計
1	青葉小学校	149	484	127	24	104	135	16	4977	1039
2	香椎小学校	31	65	0	3	19	20	1	202	139
3	香椎下原小学校	373	1117	5	13	15	26	2	4896	1551
4	香椎浜小学校	91	194	6	47	32	49	3	1321	422
5	香椎東小学校	50	96	0	1	13	17	0	330	177
6	香住丘小学校	105	320	2	29	119	38	5	3272	618
7	勝馬小学校	185	366	34	5	85	109	4	2240	788
8	香陵小学校	107	305	0	8	32	83	0	3109	535
9	西戸崎小学校	77	239	3	11	42	46	2	988	420
10	志賀島小学校	75	238	0	0	24	52	0	1023	389
11	城浜小学校	34	172	0	4	18	4	0	1267	232
12	多々良小学校	50	204	0	15	180	38	1	1036	488
13	千早小学校	38	23	0	73	9	20	3	246	166
14	千早西小学校	1	1	0	0	0	1	0	0	3
15	照葉小学校	261	365	7	273	257	40	4	1892	1207
16	名島小学校	5	1	0	0	1	0	0	0	7
17	奈多小学校	2	4	0	4	3	0	0	30	13
18	箱崎小学校	69	116	0	7	97	109	0	550	398
19	管松小学校	443	148	2	902	139	248	2	2211	1884
20	八田小学校	127	327	2	3	86	30	20	2156	595
21	東箱崎小学校	21	2	0	69	0	0	0	365	92
22	馬出小学校	238	651	26	17	205	68	11	3020	1216
23	舞松原小学校	26	58	0	8	9	21	5	337	127
24	松島小学校	96	163	1	74	97	55	2	860	488
25	三苦小学校	48	91	0	5	17	58	2	852	221
26	美和台小学校	87	277	0	21	28	45	5	2230	463
27	若宮小学校	7	9	0	1	5	1	2	3	25
28	和白小学校	55	80	0	3	23	3	1	520	165
29	和白東小学校	329	1017	38	125	226	195	11	7525	1941
30	板付小学校	99	180	20	11	45	85	1	1020	441

No.	学校名	ログイン	iプリ	定着・標準・発展	編集	トレーニング	単元テスト	マルチメ解説	印刷枚数	合計
31	板付北小学校	3	2	0	0	2	0	0	0	7
32	堅粕小学校	42	21	0	0	79	6	0	288	148
33	三筑小学校	5	0	0	0	0	0	0	0	5
34	住吉小学校	33	56	0	4	9	8	0	180	110
35	千代小学校	16	23	0	5	19	17	0	160	80
36	月隈小学校	60	189	0	3	12	14	1	805	279
37	東光小学校	209	206	0	106	326	268	0	1585	1115
38	那珂小学校	3	0	0	0	1	0	0	0	4
39	那珂南小学校	44	92	2	2	13	37	0	591	190
40	博多小学校	181	992	9	32	54	44	5	13515	1317
41	春住小学校	14	46	0	2	6	1	0	121	69
42	東住吉小学校	91	194	0	2	80	22	3	998	392
43	東月隈小学校	113	232	1	7	44	38	0	2128	435
44	東吉塚小学校	29	30	0	25	101	3	0	429	188
45	席田小学校	26	50	0	19	40	12	4	494	151
46	弥生小学校	153	383	53	2	20	6	1	2470	618
47	吉塚小学校	28	67	0	0	17	3	0	1530	115
48	赤坂小学校	180	525	20	11	63	111	3	3212	913
49	小笹小学校	1	2	0	0	3	2	0	0	8
50	草ヶ江小学校	146	479	50	3	65	43	3	4793	789
51	警固小学校	101	223	24	13	28	10	9	864	408
52	笹丘小学校	28	22	0	0	58	4	0	171	112
53	高宮小学校	132	198	4	14	62	36	10	984	456
54	当仁小学校	37	95	0	2	35	18	2	3311	189
55	春吉小学校	252	128	1	501	30	42	24	1044	978
56	平尾小学校	2	2	0	0	0	0	0	0	4
57	福浜小学校	14	32	0	9	9	16	1	180	81
58	舞鶴小学校	191	373	3	27	154	151	3	2709	902
59	南当仁小学校	177	510	59	82	43	12	3	2768	886
60	大池小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0
61	大楠小学校	3	5	0	0	0	0	0	0	8

No.	学校名	ログイン	iプリ	定着・標準・発展	編集	トレーニング	単元テスト	マルチメ解説	印刷枚数	合計
62	日佐小学校	118	332	5	0	21	13	0	525	489
63	柏原小学校	9	34	0	1	0	0	1	190	45
64	塩原小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0
65	高木小学校	125	108	5	773	309	46	11	1755	1377
66	玉川小学校	130	329	19	29	125	136	12	2849	780
67	筑紫丘小学校	98	284	0	1	6	115	0	1885	504
68	鶴田小学校	8	12	0	0	11	0	0	102	31
69	長丘小学校	28	59	0	3	12	4	11	96	117
70	長住小学校	25	383	0	0	17	2	3	2052	430
71	西高宮小学校	45	32	9	1	4	41	0	266	132
72	西長住小学校	104	298	0	6	54	96	1	1186	559
73	西花畑小学校	21	51	2	0	15	3	0	248	92
74	野多目小学校	22	54	0	3	18	33	0	476	130
75	花畑小学校	31	61	0	13	76	39	0	381	220
76	東花畑小学校	55	110	3	2	15	21	0	536	206
77	東若久小学校	5	21	0	1	2	1	0	19	30
78	三宅小学校	124	289	5	47	68	123	10	2498	666
79	宮竹小学校	227	317	12	11	326	84	10	1755	987
80	弥永小学校	130	283	4	4	85	173	1	1317	680
81	弥永西小学校	69	154	8	10	57	21	1	706	320
82	横手小学校	117	247	1	6	16	10	0	1243	397
83	老司小学校	87	225	21	0	26	16	4	1474	379
84	若久小学校	7	48	0	1	1	3	2	612	62
85	片江小学校	220	693	0	7	158	227	8	3485	1313
86	金山小学校	11	13	4	0	27	6	4	439	65
87	城南小学校	38	87	0	60	5	13	0	1137	203
88	田島小学校	64	116	60	11	35	28	0	1006	314
89	堤小学校	35	81	0	3	19	20	2	258	160
90	堤丘小学校	219	884	0	10	274	93	4	4074	1484
91	鳥飼小学校	50	101	28	14	18	20	3	840	234
92	長尾小学校	107	405	0	5	38	50	8	1888	613

No.	学校名	ログイン	iプリ	定着・標準・発展	編集	トレーニング	単元テスト	マルチメ解説	印刷枚数	合計
93	七隈小学校	119	371	3	51	43	45	3	1860	635
94	別府小学校	264	686	52	10	82	23	10	4009	1127
95	南片江小学校	49	98	0	1	32	12	2	503	194
96	有住小学校	1	1	3	0	0	0	0	18	5
97	有田小学校	37	10	0	9	69	1	5	174	131
98	飯原小学校	83	173	1	3	81	41	4	866	386
99	飯倉小学校	75	188	2	29	84	40	1	1553	419
100	飯倉中央小学校	88	52	0	3	33	520	0	1477	696
101	入部小学校	9	15	3	1	5	5	0	64	38
102	内野小学校	83	208	36	22	118	11	4	1099	482
103	大原小学校	95	368	20	3	8	106	3	2361	603
104	賀茂小学校	59	203	0	5	65	97	2	2006	431
105	小田部小学校	40	349	0	0	7	7	1	855	404
106	早良小学校	66	148	0	8	67	17	3	388	309
107	四箇田小学校	72	149	37	0	31	0	0	673	289
108	高取小学校	107	207	0	4	196	62	2	2478	578
109	田隈小学校	48	187	0	8	20	12	0	874	275
110	田村小学校	9	45	5	1	8	2	0	226	70
111	西新小学校	49	73	21	0	3	6	1	764	153
112	野芥小学校	6	13	0	0	2	0	0	14	21
113	原北小学校	18	53	35	14	3	3	0	847	126
114	原小学校	87	221	1	0	39	124	1	1882	473
115	原西小学校	58	143	0	12	22	68	0	1009	303
116	曲淵小学校	5	5	0	0	6	0	0	16	16
117	室見小学校	147	331	0	5	79	111	11	1742	684
118	百道小学校	38	61	0	6	73	298	0	1127	476
119	百道浜小学校	216	671	0	45	196	140	1	3238	1269
120	脇山小学校	13	29	1	0	8	26	0	183	77
121	愛宕小学校	22	96	23	0	0	0	0	1838	141
122	愛宕浜小学校	3	7	0	1	0	0	1	2	12
123	老岐小学校	15	7	0	0	34	6	2	37	64

No.	学校名	ログイン	iプリ	定着・標準・発展	編集	トレーニング	単元テスト	マルチメ解説	印刷枚数	合計
124	壱岐東小学校	78	231	3	2	28	30	0	1580	372
125	壱岐南小学校	2	3	3	1	4	4	0	120	17
126	石丸小学校	18	13	1	2	3	50	0	204	87
127	今宿小学校	8	7	0	0	3	0	0	117	18
128	今津小学校	18	2	0	0	2	362	0	971	384
129	内浜小学校	77	318	1	4	19	11	2	2260	432
130	小呂小学校	161	336	31	0	201	115	1	2169	845
131	金武小学校	36	128	0	0	18	7	1	877	190
132	北崎小学校	43	149	0	0	14	16	1	726	223
133	玄界小学校	59	21	0	1	126	5	0	499	212
134	玄洋小学校	1	1	0	0	6	2	1	0	11
135	下山門小学校	54	163	0	2	7	13	1	1532	240
136	城原小学校	91	235	2	5	19	36	0	730	388
137	周船寺小学校	17	9	1	1	27	6	1	52	62
138	西陵小学校	11	6	0	0	15	3	12	31	47
139	能古小学校	98	435	0	3	52	28	2	3180	618
140	福重小学校	133	331	0	64	29	55	7	1599	619
141	姪浜小学校	102	324	0	9	10	26	0	1107	471
142	姪北小学校	28	49	4	1	47	5	2	193	136
143	元岡小学校	51	83	0	23	32	5	0	1992	194
144	西都小学校	308	630	41	45	77	307	3	1989	1411
1	青葉中学校	8	1	0	1	0	1	5	0	16
2	香椎第1中学校	16	4	6	4	18	10	2	171	60
3	香椎第3中学校	2	0	0	0	0	0	0	0	2
4	香椎第2中学校	5	8	0	1	2	2	0	23	18
5	志賀中学校	55	28	1	16	40	24	49	79	213
6	城香中学校	2	0	0	0	0	0	0	0	2
7	多々良中学校	4	6	0	0	0	0	0	45	10
8	多々良中央中学校	10	18	0	4	6	0	0	8	38
9	照葉中学校	8	6	0	0	0	4	0	6	18

No.	学校名	ログイン	iプリ	定着・標準・発展	編集	トレーニング	単元テスト	マルチメ解説	印刷枚数	合計
10	箱崎中学校	47	90	0	22	8	10	7	369	184
11	箱崎清松中学校	63	140	0	11	8	30	0	565	252
12	福岡中学校	2	0	0	0	0	0	0	0	2
13	松崎中学校	78	2	0	194	9	11	0	650	294
14	和白中学校	68	180	2	5	28	30	24	952	337
15	和白丘中学校	2	0	0	0	0	0	0	0	2
16	板付中学校	4	1	0	1	2	0	0	0	8
17	三筑中学校	16	26	0	0	8	52	4	230	106
18	住吉中学校	2	0	0	0	0	0	0	0	2
19	千代中学校	4	1	0	1	0	1	0	0	7
20	東光中学校	20	4	0	2	66	1	4	60	97
21	那珂中学校	39	44	0	3	16	31	4	178	137
22	博多中学校	2	0	0	0	0	0	0	0	2
23	東住吉中学校	22	10	0	4	5	30	0	161	71
24	席田中学校	9	16	0	0	3	9	0	110	37
25	吉塚中学校	2	0	0	0	0	0	0	0	2
26	警固中学校	19	24	31	10	1	11	6	417	102
27	当仁中学校	95	22	1	148	39	8	3	521	316
28	平尾中学校	5	9	0	0	2	7	0	45	23
29	舞鶴中学校	3	2	1	0	0	0	0	5	6
30	友泉中学校	44	78	39	5	2	4	6	5248	178
31	日佐中学校	96	119	0	183	41	54	0	936	493
32	柏原中学校	2	0	0	0	0	0	0	0	2
33	高宮中学校	2	0	0	0	0	0	0	0	2
34	筑紫丘中学校	2	0	0	0	0	0	0	0	2
35	長丘中学校	2	0	0	0	0	0	0	0	2
36	野間中学校	2	0	0	0	0	0	0	0	2
37	花畑中学校	2	0	0	0	0	0	0	0	2
38	春吉中学校	112	154	0	16	22	16	174	325	494
39	三宅中学校	20	41	0	8	15	1	0	331	85
40	宮竹中学校	2	0	0	0	0	0	0	0	2
41	横手中学校	2	0	0	0	0	0	0	0	2

No.	学校名	ログイン	iプリ	定着・標準・発展	編集	トレーニング	単元テスト	マルチメ解説	印刷枚数	合計
42	老司中学校	2	0	0	0	0	0	0	0	2
43	梅林中学校	14	9	0	1	6	3	7	10	40
44	片江中学校	2	0	0	0	0	0	0	0	2
45	城西中学校	20	24	0	3	1	19	0	231	67
46	城南中学校	2	0	0	0	0	0	0	0	2
47	長尾中学校	39	38	0	2	38	45	2	418	164
48	金武中学校	28	58	0	2	3	4	0	83	95
49	早良中学校	8	2	0	0	1	2	5	0	18
50	次郎丸中学校	41	55	4	30	33	16	1	439	180
51	高取中学校	46	74	1	3	8	64	3	982	199
52	田隈中学校	83	105	0	69	99	83	12	790	451
53	西福岡中学校	2	0	0	0	0	0	0	0	2
54	原中学校	7	1	0	1	0	0	0	0	9
55	原北中学校	43	44	5	8	6	82	6	775	194
56	原中央中学校	2	0	0	0	0	0	0	0	2
57	百道中学校	2	0	0	0	0	0	0	0	2
58	壱岐中学校	5	0	0	0	0	0	2	0	7
59	壱岐丘中学校	3	0	0	0	0	1	0	0	4
60	内浜中学校	2	0	0	0	0	0	0	0	2
61	小呂中学校	199	209	194	16	5	143	3	2732	769
62	北崎中学校	16	46	0	1	1	24	0	529	88
63	玄界中学校	30	51	29	0	3	17	0	773	130
64	玄洋中学校	2	0	0	0	0	0	0	0	2
65	下山門中学校	92	90	1	44	97	73	61	1280	458
66	西陵中学校	14	4	1	3	6	11	2	63	41
67	能古中学校	217	753	13	105	86	256	8	9969	1438
68	姪浜中学校	2	0	0	0	0	0	0	0	2
69	元岡中学校	101	127	13	58	54	19	7	829	379

活用していない学校についてはその理由を調査しているとのことであったため、調査資料を入手した。調査資料には、活用状況について記載する欄があり、活用していない学校については理由欄にチェックをつけることになっていた。理由は「ログ

インや印刷などに手間がかかる」「教材の内容が指導に合致しない」「ネットにつながるパソコンの台数が少ない」「電子教材以外の教材を活用している」「その他」の5項目が予め記載され、いずれかにチェックを付けることとなっていた。

みんなの学習クラブを利用していない学校について、利用していない理由や利用を促進するための対策は、それぞれの学校で異なると思われるが、利用していない理由を選択するアンケートのみでは具体的な理由は不明であり、どのような対策を取ればいいのかを把握することは出来なかった。

まず「ログインや印刷などに手間がかかる」にチェックをした学校は小学校、中学校ともかなり多かった。みんなの学習クラブは学習シートがデータで配備され、いつでもインターネット回線によるダウンロードで利用可能となるのであるから、教員の業務効率化につながるものと思われる。そのシステムにとって「手間がかかる」との回答が多いのでは教員の業務効率化に繋がっていない可能性がある。印刷はどのような学習シートであっても準備する際には必要となるし、システムである以上、厳密なログイン方法を採用する必要があるが、システムの操作性や、ダウンロード時間、同時に利用できるユーザー数に問題はないか再検討する必要がある。

また中学校では「教材の内容が指導に合致していない」との回答が多かった。配備する学習シートの内容が指導に合致しておらず使用できないのであれば、みんなの学習クラブを導入した意味がない。早急に学習シートの内容を見直し、指導に合致するように速やかに対応するとともに、次回より、指導に合致していない学習シートが配備されないように対策を講じるべきである。

「電子教材以外の教材を活用している」という回答については、そもそもみんなの学習クラブを使用しないという表明である。システムの利便性や学習シートを見直しても、学校が電子教材を使用しないのであれば、今後も利用されない。「電子教材以外の教材を活用している」と回答した学校のうち、他の理由にもチェックが入っている学校については、当該理由により、やむを得ず「電子教材以外の教材を活用している」可能性もある。一方でいくつかの学校では「電子教材以外の教材を活用している」のみにチェックが入っていた。そのような学校では、なぜ「電子教材以外の教材を活用」しなければならないのか、電子教材にどのような問題点があるのか、しっかりヒアリングし、その理由を把握する必要がある。

また「その他」のみにチェックをしている学校も散見された（特に中学校）が、これでは利用しない理由は全く不明である。

【意見Ⅳ-1-(1)-12】みんなの学習クラブを利用していない学校について

みんなの学習クラブは、児童生徒の学力向上を推進するために導入された、学習教材の配備システムである。小学校1年生から6年生までの算数教材、中学校1年生から3年生までの数学教材、小学校1年生から6年生までの国語教材を提供するシステムであ

り、教員がダウンロードしてプリントアウトすることで、授業時間や補充的な学習の時間などで活用することが出来る。教員の教材準備期間の短縮にも資するシステムである。

しかし、委託業者からの報告書によれば、みんなの学習クラブを利用していない、もしくは、ほとんど利用していない小学校及び中学校が散見された。

大池小学校、塩原小学校では、システムへのログインそのものがなされていなかった。年間のログインの最多回数は管松小学校の 443 回であったが、ログイン 10 回以内の学校は小学校 23 校、中学校 38 校であった。また印刷して教材として使用しているかどうかは印刷回数として集計されるが、印刷回数が 0 回となっている小学校は 11 校、中学校は 31 校であった。これらの学校ではログイン実績はあるものの、教材としては活用していないことになる。特に中学校では 69 校のうち、31 校が教材を印刷していないので、活用していない割合が高いと言える。

また、活用していない学校に対しては、その理由を教育委員会が調査しているが、利用していない理由を選択式で回答するものであった。みんなの学習クラブを利用していない学校について、利用していない理由や利用を促進するための対策は、それぞれの学校で異なると思われるが、利用していない理由を選択するアンケートのみでは具体的な理由は不明であり、どのような対策を取ればいいのかを把握することは出来なかった。

(改善提案)

利用しない理由など、否定的な回答を想定したアンケートについては、理由を選択する方式だけではなく、具体的な理由を記述するように工夫されたい。具体的な理由を把握することで早期の対応も可能になるとと思われる。

システムの活用には学校における努力や環境作りが重要であるが、学校に対するアンケートを閲覧したところ、「教材の内容が指導に合致しない」という選択をした学校が散見された。利用していない、もしくは利用が少ない学校に対して、活用促進を求めるのはもちろんであるが、みんなの学習クラブで配備される教材内容を見直すなど、より活用してもらえる環境作りに努められたい。

f 中学校におけるみんなの学習クラブの利用について

中学校においては、みんなの学習クラブを利用していない学校が多く、さらに理由をヒアリングしたところ、中学校においては「別のソフトウェア」を使っているため、利用率が低いのではないかとのことであった。

中学校で利用している「別のソフトウェア」の概要は以下のとおりである。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">i) ソフトの名称...Studyaid D.B.ii) ソフトの導入時期...教育委員会としての予算ではなく、各学校が学校予算により導入しているため、ソフトの導入時期は各学校で様々である。iii) ソフトの機能...問題の検索・選択, 編集, 印刷機能 |
|---|

iv) ソフトの利用者と利用方法...利用者は数学の教員が中心である。利用方法は、パソコンにソフトをインストールして利用する。

v) 監査対象年度における利用実績...すべての中学校でインストールされ、利用されている。

別のソフトウェアを使っているのであれば、中学校では、みんなの学習クラブを導入する必要がなかったのではないかとと思われる。そこで「Studyaid D.B.」がどのような機能を持ったソフトウェアなのか、どのような点でみんなの学習クラブと異なるのか、質問したところ、以下の回答であった。

(福岡市の回答)

・「みんなの学習クラブ」と「Studyaid D.B.」は、どちらにも問題の検索・選択、編集、印刷機能があるが、想定されている主たる利用対象が異なる。「みんなの学習クラブ」の利用対象は児童生徒であり、自分の課題に合わせて自学等ができるようになっている。一方「Studyaid D.B.」の利用対象は教員であり、教材作成を行うためのソフトである。

【意見Ⅳ-1-(1)-13】中学校における「みんなの学習クラブ」利用方法の見直しについて

中学校では「みんなの学習クラブ」を利用している学校が少なかった。69校の中学校のうち、国語と数学を利用している中学校は24校のみで、24校にはアクセスしかしていなくともカウントしているので、実態として活用している中学校はさらに少ないと思われる。

利用していない理由は中学校によって色々と異なるが、別のソフトウェアとして「Studyaid D.B.」を導入していることも理由の一つとして挙げられる。

「みんなの学習クラブ」の利用対象は児童生徒であり、自分の課題に合わせて自学等ができるようになっている。一方「Studyaid D.B.」の利用対象は教員であり、教材作成を行うためのソフトである。

「みんなの学習クラブ」が有する問題の検索・選択、編集、印刷機能と同様の機能を有する別システムの使用を許容する状況では、導入した「みんなの学習クラブ」を十分に活用するよう要望することができない可能性がある。

(改善提案)

「みんなの学習クラブ」と「Studyaid D.B.」は想定されている利用対象が異なるものの、同じ機能を有している。それぞれの利用方法や利用実績を把握、再整理して、両方を使用していくのか、片方に整理するのか、教育現場の効率化に資する利用方法を検討されたい。

g 当事業の成果指標について

当事業の成果指標には学習定着度調査における正答率40%以上の児童生徒の割合が挙げられている。小学校の目標値は90%、中学校の目標は88.5%である。

目標に対する実績を比較するために平成27年度から平成30年度までの推移をアンケートより再掲すると以下ようになる。

【指標の推移】

①小学校	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	88.5%	93.7%	5.2%	
H28	88.5%	91.0%	2.5%	
H29	90.0%	84.3%	△5.7%	
H30	90.0%	85.6%	△4.4%	
R1	90.0%	—	—	
②中学校	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	88.5%	82.7%	△5.8%	
H28	88.5%	82.5%	△6.0%	
H29	88.5%	82.9%	△5.6%	
H30	88.5%	83.7%	△4.8%	
R1	88.5%	—	—	

小学校における成果指標の実績値が平成29年度より減少しているのは、「全国学力・学習状況調査や福岡県公立高校入試の問題において、思考力を問う問題や記述式の問題が増えてきたことをうけ、学習定着度調査においても、そのような問題を追加し、難易度が上がったため。」とのことであった。

小学校の成果指標を達成するための対応については、以下のとおりの回答であった。

- ・各学校が作成した学力向上推進プランをもとに、児童の学力を向上させるために全職員で共通理解・共通実践を行っている。
- ・教育委員会は各学校に対して、福岡市平均と比べて、「上回っている」「やや上回っている」「同程度である」「努力を要する」という4段階の教科別の結果や観点別、大問別の結果を明記した学校別シートを配付している。
- ・各学校は、学校別シートをもとに自校の課題を明確にし、学力向上のための取組を行っている。
- ・平成30年度に各学校へ学力向上のための授業改善の手引き（概略版）を配付し、今年度は小学校に詳細版を配付する予定である。

中学校においては成果目標を平成 27 年度より達成できていないため、その原因をヒアリングしたところ、小学校と同じ理由であり、「全国学力・学習状況調査や福岡県公立高校入試の問題において、思考力を問う問題や記述式の問題が増えてきたことをうけ、学習定着度調査においても、そのような問題を追加し、難易度が上がったため。」とのことであった。

しかし、小学校と異なり、中学校では平成 27 年度から平成 30 年度まで目標値を達成できておらず、80%前半の数値で推移してきており、原因分析としては不十分である。

なお、中学校の成果指標を達成するための対応については、以下のとおりの回答であった。

- ・各学校が作成した学力向上推進プランをもとに、生徒の学力を向上させるために全職員で共通理解・共通実践を行っている。
- ・教育委員会は各学校に対して、福岡市平均と比べて、「上回っている」「やや上回っている」「同程度である」「努力を要する」という 4 段階を明記した学校別シートを作成している。
- ・平成 30 年度に各学校へ学力向上のための授業改善の手引き（概略版）を配付し、令和 2 年度は中学校に詳細版を配付する予定である。

【意見Ⅳ-1-(1)-14】成果指標の達成について

当事業の成果指標には学習定着度調査における正答率 40%以上の児童生徒の割合が挙げられている。小学校の目標値は 90%、中学校の目標は 88.5%である。

しかし、いずれの成果指標も達成できておらず、特に中学校については平成 27 年度からほとんど成果指標の実績に向上が見られない。

当事業の「ふれあい学び舎事業」は小学校児童向けの事業であるし、「みんなの学習クラブ」についても中学校の利用率は低い。

（改善提案）

各学校では、自校の学力の課題を踏まえて、学力向上推進プランを作成し、学力向上のために努めてきたところではあるが、指標の向上が見られないことから、新たな対策事業について検討すべき時期であると思われる。

④-1-17 教育相談機能の充実

(1) 事業の概要

事業名	教育相談機能の充実		
事業目的	不登校児童生徒の支援として、適応指導教室の運営、電話や面接相談、大学生相談員の家庭への派遣等、子どもの状況に応じた支援を効果的に行う。また、不登校対応教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどと連携し、教育相談体制を強化することにより、児童生徒の学校復帰、社会的自立を促進する。		
事業内容	<p>こども総合相談センターの教育相談機能として、いじめ・不登校等の相談に、教育カウンセラーが専門的な立場から対応するなど、市民などからの電話相談及び面接を行う。(教育カウンセラー配置事業)</p> <p>不登校児童生徒の家庭に、心理学、教育学を学ぶ大学生、大学院生を派遣。話し相手・遊び相手として、一対一の関わりの中で対人関係の改善を図るなど、不登校児童生徒の学校復帰、社会的自立を支援する。(大学生相談員派遣事業)</p> <p>不登校児童生徒の学校生活への復帰支援のため、「はまかぜ学級」「まつ風学級」「すまいる学級」を設置し、学校と連携を図りつつ、個別カウンセリングや集団での活動等を組織的・計画的に行う。(適応指導教室運営経費)</p> <p>教育相談に関する一般事務費等(教育相談統括)</p>		
担当部署	教育相談課		
事業の根拠 (法令, 条例, 規則, 要領等)	いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成 28 年法律第 105 号)		
「あたらしい福岡の教育計画」おける位置づけ	基本的考え方1 たくましく生きる子どもの育成(重点施策1-⑦)		
事業開始年度	平成 15 年度	事業終了年度	
事業実施方法	直営	委託内容	

(2) 事業費の推移

(単位:千円)

	予算額	決算額	増減額	増減理由
H27	72,490	70,152	△2,338	
H28	72,234	70,104	△2,130	
H29	76,076	74,777	△1,299	
H30	74,413	74,035	△378	

	予算額	決算額	増減額	増減理由
R1	74,131	—	—	—

(3) 事業費の内訳 (H30)

(単位: 千円)

費目(節)	決算額	主な内容
報酬	53,432	嘱託員(指導員・教育カウンセラー等)の報酬
共済費	17,547	臨時職員・嘱託員の共済費
賃金	805	臨時職員の賃金
報償費	1,169	大学生相談員活動謝礼金及び研修会講師の謝礼金
旅費	167	遠足・出張等の交通費及び宿泊費
需用費	590	事務用品・備品修理・灯油代等
役務費	151	ボランティア保険料・携帯電話料・郵便料・運賃等
使用料及び賃借料	169	印刷機リース料・パソコンリース料
負担金補助及び交付金	5	協議会会費

(4) 事業費の財源

(単位: 千円)

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
国庫	—	—	
市(一般財源)	65,567	—	
市債	—	—	
その他	8,468	—	健康保険料・厚生年金保険料収入等
合計	74,035	—	

(5) 事業効果とその推移

【効果指標の種類】

指標	指標の説明	指標の目標値
活動指標	相談件数	8,000 件
成果指標	不登校児童生徒数(H30 迄)	882 人
	不登校児童生徒の復帰率(R1~)	65%

【指標の推移】

	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	885 人	896 人	11 人	
H28	885 人	986 人	101 人	
H29	822 人	801 人	△11 人	
H30	822 人	1,814 人	992 人	文科省の分類基準の変更による増
R1	65%	—	—	—

(6) 職員等の配置実績

	職員等数	備考
H27	25 名	教育カウンセラー(嘱託員)7名, 適応指導教室指導員(嘱託員)3名, 適応指導教室補助指導員(嘱託員)1名, 適応指導教室心理指導員(嘱託員)3名, 電話相談員(嘱託員)1名, 教育相談課正規職員9名, 教育相談課臨時職員1名
H28	25 名	同上
H29	26 名	教育カウンセラー(嘱託員)8名, 適応指導教室指導員(嘱託員)3名, 適応指導教室補助指導員(嘱託員)1名, 適応指導教室心理指導員(嘱託員)3名, 電話相談員(嘱託員)1名, 教育相談課正規職員9名, 教育相談課臨時職員1名
H30	26 名	同上
R1	26 名	同上

(実施した手続)

a 教育カウンセラー

福岡市が平成 17 年度から開始した事業(教育カウンセラー配置事業)であり, 教育カウンセラーは, 福岡市こども総合相談センターに寄せられるいじめや不登校等に関する相談に対し, 専門的な立場から電話相談や面接相談を行っている。

教育カウンセラーの選定・選任の基準は, 以下の要件を満たす者である。

1 臨床心理士の資格をもつ人
2 任用期間を通じて職務に従事できる人
次のいずれかに該当する人は応募できない
1 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
2 禁錮以上の刑に処せられ, その執行を終わるまで, 又はその執行を受けることがなくなるまでの人
3 福岡市職員として, 懲戒免職の処分を受け, その処分の日から2年を経過しない人

4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した人

スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーは、学校に配置され、担当校区における課題を抱えた児童生徒や家庭の支援を行っている。

教育カウンセラーは、福岡市こども総合相談センターに配置され、福岡市在住の児童生徒や保護者及び市内学校の教職員を対象に、不登校やいじめ等に関する相談を受け付けている。

b 教育カウンセラーの役割と待遇

教育カウンセラーは不登校やいじめ等に関する相談を受け付けている。相談は、電話相談以外に、面接相談(福岡市こども総合相談センターに児童生徒及び保護者が来所して面接を行うもの)がある。不登校やいじめ等に関する教育相談について専門的な立場から児童生徒や保護者に関わり、学校の教職員と連携も行うなど、教育カウンセラーは心理の側面から、児童生徒の学校復帰や社会的自立に向けた役割の一端を担っている。

教育カウンセラーは継続して最大5年間勤務することが可能であり、平均的な勤続年数は約 2.8 年となっている。継続して任用する期間が5年を超えることとなるときは、任用にあたって任用のための選考の手続きを経ることでそれ以上の勤務も可能となる。

教育カウンセラーは嘱託員として雇用されており、勤務日数は週4日勤務(27.5 時間)の月給制である。

c 相談件数について

平成 27 年度から平成 30 年度までの相談件数の目標と実績は以下のとおりである。

平成 27 年度は、目標 7,000 件に対して実績が 9,939 件。

平成 28 年度は、目標 7,000 件に対して実績が 10,678 件。

平成 29 年度は、目標 8,000 件に対して実績が 11,945 件(教育カウンセラー1名増)。

平成 30 年度は、目標 8,000 件に対して実績が 12,948 件。

相談件数は年々増加しており、目標に対して実績が大幅に上回っている状況にある。

d 教育カウンセラーの配置人数

平成 30 年度の相談件数目標は 8,000 件であり、教育カウンセラーは8名であることから一人当たり年間の相談件数は 1,000 件が想定されている。

教育カウンセラーの相談時間は、相談 1 件につき 50 分を基本としている。1日6時間30分から7時間の勤務であり、相談内容のパソコンへの入力作業があるため、教育カウンセラー1人が、1日に対応できる相談件数は5件程度である。この1日あたりの相談件数か

ら、1年間(約 200 日)の相談可能件数を 1,000 件と算出している。

教育カウンセラーに対する相談件数の目標を、平成28年度までは 7,000 件と想定していたため、それに対応して7名配置していた。しかし相談件数が年々増加していることを受け、平成 29 年度からは相談件数の目標を 8,000 件と想定し、教育カウンセラーを1名増員し、8名配置としている。

実際の相談件数は 12,948 件となっており、想定の 1.5 倍程度の相談件数となっていることから、教育カウンセラーと電話相談を受け付ける電話相談員の勤務日数を把握したところ、以下のとおりである。

〈教育カウンセラー〉

個人名の代わりに①～⑧とナンバリングした。

①201 日 ②194 日 ③201 日 ④193 日 ⑤200 日 ⑥193 日 ⑦195 日

⑧170 日(育休等任用代替)

〈電話相談員〉

1名で 244 日

電話相談員の勤務日数が多くなっているが、教育カウンセラーの日数は就業要綱どおり週4日の勤務日数であり、市が想定している勤務日数約 200 日の範囲内となっている。

また教育カウンセラーについては各人の毎月の残業時間を入手したところ以下のとおりであった。なお、個人名の代わりに①から⑧の数字で各教育カウンセラーを示している。

(教育カウンセラーの残業時間)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
①	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	2.0 時間
②	0.0	7.0	2.5	6.5	0.0	7.0	6	3.0	0.0	0.0	4.0	1.0	37.0 時間
③	0.0	2.0	3.0	6.0	2.0	7.0	1.0	6.0	4.0	8.0	4.0	1.0	44.0 時間
④	0.0	1.0	0.0	3.0	1.0	3.0	3.0	0.0	0.0	0.0	2.0	0.0	13.0 時間
⑤	1.0	3.0	2.0	0.0	6.0	4.0	2.5	5.5	2.0	2.0	3.0	2.0	34.0 時間
⑥	7.0	21	13	7.0	0.0	2.0	6.0	6.0	3.0	4.0	2.0	2.0	73.0 時間
⑦	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0 時間
⑧	0.0	0.0	1.0	1.0	0.5	0.5	2.0	2.0	1.0	0.5	0.0	0.0	8.5 時間
合計	8.0	34	21.5	23.5	10.0	23.5	21	22.5	10.0	14.5	15.0	7.0	211.5 時間

【意見Ⅳ-1-(1)-15】教育カウンセラーの配置について

教育カウンセラーの相談時間は、相談 1 件につき 50 分を基本としている。相談内容のパソコンへの入力作業があるため、教育カウンセラー1人が、1日に対応できる相談件数は5件程度である。この1日あたりの相談件数から、1年間(約 200 日)の相談可能件数を 1,000 件と算出している。

しかしながら、監査対象年度の相談件数は 12,948 件であり、一人当たりの相談件数は1,618 件と想定 of 1.6 倍ほどとなっている。

教育委員会の増員についての方針は、「一人当たりの相談可能件数が年間 1,500 件になった時、相談件数の推移や勤務状況など総合的に考えて、増員についての検討を行っていくこととしている。」とのことであったが、平成 29 年度においても一人当たりの相談件数は 1,493 件であり、平成 30 年において増員が必要ではなかったかと思われる。

また、相談可能件数が 1,000 件に対して、増員の検討が 1,500 件からというのは合理的ではない。監査対象年度における教育カウンセラーの残業時間、相談可能件数の想定に誤りがあるのか、1,500 件の相談件数から勤務実態としてオーバーワークとなっているのか、相談への適切な対応が出来なくなっているのか、またそのすべてが同時に発生している可能性がある。

(改善提案)

監査対象年度の教育カウンセラー一人当たりの相談件数は 1,618 件であり、教育カウンセラーの増員を検討されたい。

そもそも相談件数の想定 1,000 件と増員の検討基準となっている 1,500 件が教育カウンセラーの勤務実態と適合しているのか、再検討が望ましい。

想定 of 1.6 倍の相談件数を勤務時間の増加もなく対応しているのであれば、その実態は教育委員会が想定しているものと異なっている可能性がある。

e 「はまかぜ学級」「まつ風学級」「すまいる学級」の定員と実際の児童数

「はまかぜ学級」「まつ風学級」「すまいる学級」の定員は、はまかぜ学級 40 名、まつ風学級 20 名、すまいる学級 16 名となっている。

入級者は以下のとおりである。

平成 27 年度・・・はまかぜ学級 41 名、まつ風学級 24 名、すまいる学級 18 名

平成 28 年度・・・はまかぜ学級 41 名、まつ風学級 23 名、すまいる学級 18 名

平成 29 年度・・・はまかぜ学級 42 名、まつ風学級 24 名、すまいる学級 17 名

平成 30 年度・・・はまかぜ学級 40 名、まつ風学級 19 名、すまいる学級 18 名

定員と入級者に大きな乖離はなかった。

また、「はまかぜ学級」「まつ風学級」「すまいる学級」を担当する教員は以下のとおりである。

はまかぜ学級6名(指導主事2名 心理指導員1名 指導員2名 補助指導員1名)

まつ風学級3名(指導主事1名 心理指導員1名 指導員1名)

すまいる学級3名(指導主事1名 心理指導員1名 指導員1名)

④-1-18 子ども読書活動の推進

(1) 事業の概要

事業名	子ども読書活動の推進		
事業目的	子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで欠くことのできないものであることを鑑み、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備、機会の提供等を推進する。(子どもの読書活動の推進に関する法律第2条より)		
事業内容	(1) 福岡市子ども読書活動推進会議 (2) 福岡市子ども読書フォーラム (3) 公民館の子ども読書活動支援事業 (4) 発達段階における読書とメディアのよい関係づくり (5) 子ども読書活動推進に関する啓発 (6) 子ども読書活動推進員の配置		
担当部署	生涯学習課		
事業の根拠 (法令, 条例, 規則, 要領等)	子どもの読書活動の推進に関する法律		
「あたらしい福岡の教育計画」における位置づけ	基本的考え方1 たくましく生きる子どもの育成(重点施策1-①~⑧) 基本的考え方4 社会全体での子どもたちの育成(重点施策4-①~⑧)		
事業開始年度	平成 17 年度	事業終了年度	
事業実施方法	直営	委託内容	

(2) 事業費の推移

(単位: 千円)

	予算額	決算額	増減額	増減理由
H27	11,379	10,457	△922	委託料等残
H28	7,301	6,833	△468	印消費等残
H29	7,885	6,487	△1,398	委託料残
H30	6,443	5,658	△785	報償費, 委託料残
R1	6,223	—	—	—

(3) 事業費の内訳 (H30)

(単位: 千円)

費目(節)	決算額	主な内容
報酬	3,250	嘱託員分(子ども読書活動推進員1人)

費目(節)	決算額	主な内容
共済費	1,021	〃
報償費	367	講師謝礼金
印刷消耗品費	762	チラシ印刷等
役務費	178	郵送料
委託料	65	チラシデザイン
自動車借上料	15	子ども読書フォーラム用

(4) 事業費の財源

(単位: 千円)

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
国庫	—	—	
市(一般財源)	5,157	91.1%	
市債	—	—	
その他	501	8.9%	
合計	5,658	100%	

(5) 事業効果とその推移

【効果指標の種類】

指標	指標の説明	指標の目標値
活動指標	子ども読書フォーラム参加満足度	90%
成果指標	読書が好きな子どもの割合	90%

【指標の推移】

	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	90%	86.2%	△3.8%	読書が好きとの回答は、小学生が平均約90.4%と目標値を超えている一方、中学生が82.1%、高校生が82%と目標値に達していないため。
H28	90%	—	—	次回実績値は R3 年度実施予定の「子どもの読書に関する意識調査」結果による。
H29	90%	—	—	
H30	90%	—	—	
R1	90%	—	—	

(実施した手続)

子ども読書活動推進員は嘱託員であるため、就業要綱を入手し、報酬等、勤務時間などを把握し、その業務内容について質問した。

また活動指標、成果指標について質問を実施した。

a 子ども読書フォーラムについて

子ども読書フォーラムは、乳幼児から小・中・高校生、保護者、子ども読書ボランティア等誰でも参加可能なフォーラムであり、自由参加である。

平成27年度からの来場者数を質問したところ、以下のとおりであった。

開催年度	実施日	来場者実数	延べ来場者数
平成27年度	H27.11.28	460人	2,547人
平成28年度	H28.12.3	590人	2,967人
平成29年度	H29.12.2	636人	2,515人
平成30年度	H30.12.8	520人	2,866人

また、「子ども読書フォーラム参加満足度」が活動指標となっていたため、その実績についても質問したところ、以下のとおりであった。

子ども読書フォーラム参加満足度		
開催年度	目標	実績
平成27年度	90%	93.4%
平成28年度		95.5%
平成29年度		94.0%
平成30年度		92.0%

b 読書が好きな子どもの割合について

成果指標である「読書が好きな子どもの割合」は平成27年度以降記載されていない。

「読書が好きな子どもの割合」は「子どもの読書に関する意識調査」の読書の好き嫌いの設問に対し、好きと回答した割合である。「子どもの読書に関する意識調査」は、福岡市子ども読書活動推進計画の策定資料とするため、5～6年毎に実施される調査であり、次回は令和3年度を予定しているとのことであった。調査回数が増えると、調査対象学校の負担増となり、経費的にも難しいため毎年度実施されていない。

④-1-19 子ども日本語サポートプロジェクト

(1) 事業の概要

事業名	子ども日本語サポートプロジェクト		
事業目的	福岡市立小・中学校, 特別支援学校(小・中学部)に在籍する日本語指導が必要な児童生徒が, いちはやく日本の学校生活になじみ, 日本語での学習に取り組めるようになることを目的として, 日本語指導等のサポートを行う。		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語サポートセンター・拠点校及び配置校の運営 ・日本語指導員派遣事業 ・日本語が分からない保護者等への対応 		
担当部署	教育支援課		
事業の根拠 (法令, 条例, 規則, 要領等)	学校教育法施行規則, 学習指導要領総則		
「あたらしい福岡の教育計画」おける位置づけ	基本的考え方1 たくましく生きる子どもの育成(重点施策1-①~⑧)		
事業開始年度	平成 27 年度	事業終了年度	
事業実施方法	直営	委託内容	

(2) 事業費の推移

(単位: 千円)

	予算額	決算額	増減額	増減理由
H27	28,058	23,434	△4,624	日本語指導員への謝金支払が見込みより少なかった
H28	25,687	26,932	1,245	日本語指導員への謝金支払が見込みより多かった
H29	26,986	24,100	△2,886	日本語指導員への謝金支払が見込みより少なかった
H30	25,829	24,330	△1,499	日本語指導員への謝金支払が見込みより少なかった
R1	24,580	—	—	—

(3) 事業費の内訳 (H30)

(単位: 千円)

費目(節)	決算額	主な内容
共済費	3	臨時職員雇用保険料
賃金	268	臨時職員賃金
報償費	22,897	日本語指導員謝金
旅費	53	担当教員連絡会講師旅費
印刷消耗品費	725	日本語指導教材費
役務費	384	携帯電話通話料

(4) 事業費の財源 (H30)

(単位: 千円)

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
国庫	7,700	1/3	教育支援体制整備事業費補助金
市(一般財源)	16,629		
市債	—		
その他	1		雇用保険料本人負担分
合計	24,330		

(5) 事業効果とその推移

【効果指標の種類】

指標	指標の説明	指標の目標値
成果指標	日本語指導が必要な児童生徒が 日本語指導を受ける割合	100%

【指標の推移】

	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	100%	100% (287 人)	同水準	—
H28	100%	100% (324 人)	同水準	—
H29	100%	100% (317 人)	同水準	—
H30	100%	100% (311 人)	同水準	—
R1	100%	—	—	—

(実施した手続)

a 日本語指導員

日本語指導員に対する要件, 報酬金額, 勤務の条件, 募集の方法などについて明文化されているか検討した。そのため, 日本語指導員派遣要項を入手した。

日本語指導員は嘱託員ではなく, 謝礼金の支払い対象となる派遣指導者であるが, 日本語指導員派遣要綱には以下の記載が明記されていた。

- 1 派遣の目的
- 2 対象児童生徒
- 3 指導内容
- 4 指導方法
- 5 指導時間
- 6 指導謝礼
- 7 派遣に係る手続

また、日本語指導員の選定・選任の書類を入手した。

なお、平成 27 年度から平成 30 年度までの各年度における日本語指導員の人数は以下のとおりである。

- 【平成 27 年度】 141 名
- 【平成 28 年度】 100 名
- 【平成 29 年度】 109 名
- 【平成 30 年度】 114 名（いずれも各年度4月1日現在での登録数）

b 事業の成果

成果指標として「日本語指導が必要な児童生徒が日本語指導を受ける割合」が挙げられており、成果指標というよりも活動指標であるので、事業の成果について把握した。

平成 27 年度から平成 30 年度までの各年度における児童生徒一人当たりの日本語指導員によるサポート時間は以下のとおり。

- 【平成 27 年度】 7,735 時間(136 名の児童生徒に平均 57 時間指導)
- 【平成 28 年度】 9,566 時間(155 名の児童生徒に平均 62 時間指導)
- 【平成 29 年度】 8,510 時間(135 名の児童生徒に平均 63 時間指導)
- 【平成 30 年度】 8,447 時間(151 名の児童生徒に平均 56 時間指導)

※日本語指導員派遣要項で定める児童生徒1人当たりの指導時間上限は 96 時間

また成果指標として児童生徒の日本語習得成果を把握していないかヒアリングしたところ、日本語指導員の作成する個別の指導計画の指導目標が達成できた児童生徒の割合を把握しているとのことであった。平成 27 年度から平成 30 年度までの割合は以下のとおり。

※学校指導課所管

(日本語指導員の作成する個別の指導計画の指導目標が達成できた児童生徒の割合)

- 【平成 27 年度】 統計なし
- 【平成 28 年度】 統計なし
- 【平成 29 年度】 小学校:80% 中学校:77%
- 【平成 30 年度】 小学校:79% 中学校:76%

なお、日本語指導が必要な児童制度の日本語習得度は、「外国人児童生徒等に対する DLA」(文科省初等中等教育局国際教育課)と「ステップアップテスト」(福岡市小学校版, 中学校版)の二つのテストで把握しており、指導目標が達成できていない児童生徒については引き続き指導を行っていくとのことであった。

④-1-20 市立高校国際教育の推進

(1) 事業の概要

事業名	市立高校国際教育の推進		
事業目的	市立高校において、英語によるコミュニケーション能力や豊かな国際感覚などを育成するため、意欲ある生徒が積極的に海外にチャレンジできる機会を提供する。		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・釜山広域市で開催される「アジア・ユース・教育フォーラム」に市立高校生を派遣。 ・福岡女子高校国際教養科において、海外語学研修を教育課程(2年次)内に位置づけ、必修化。 		
担当部署	指導部学校教育企画担当		
事業の根拠 (法令, 条例, 規則, 要領等)	福岡市立高等学校活性化に向けた取組方針(第2次)		
「あたらしい福岡の教育計画」おける位置づけ	基本的考え方1 たくましく生きる子どもの育成(重点施策1-①~⑧)		
事業開始年度	不明	事業終了年度	平成 30 年度
事業実施方法	直営・委託	委託内容	福岡女子高校海外語学研修における現地で実施する英会話特別授業を正規のカリキュラムに位置づけ、業者委託により実施

(2) 事業費の推移

(単位: 千円)

	予算額	決算額	増減額	増減理由
H27	3,781	3,113	△668	旅費, 委託料差額
H28	3,546	2,398	△1,148	旅費, 委託料差額
H29	3,326	2,816	△510	旅費, 委託料差額
H30	3,081	2,728	△353	旅費, 委託料差額
R1	—	—	—	令和元年度から「魅力ある高校づくりの推進事業」に統合

(3) 事業費の内訳 (H30)

(単位: 千円)

費目(節)	決算額	主な内容
普通旅費	319	市立高等学校教職員の海外引率旅費

費目(節)	決算額	主な内容
委託料	2,409	福岡女子海外語学研修英会話特別授業実施委託

(4) 事業費の財源 (H30)

(単位：千円)

区分	決算額	割合	詳細(補助金名等)
国庫	0	—	
市(一般財源)	2,728	—	
市債	0	—	
その他	0	—	
合計	2,728	—	

(5) 事業効果とその推移

【効果指標の種類】

指標	指標の説明	指標の目標値
活動指標	アジア・ユース・教育フォーラムの報告会を実施した校数	4校
活動指標	英会話特別授業実施日数(福岡女子海外語学研修)	7日間 ※平成30年度終了
成果指標	福岡西陵高校の英検2級相当以上の英語力をもつ生徒数	50人
成果指標	福岡女子高校国際教養科英検2級以上取得生徒の割合(%) (卒業時)	60%

【指標の推移】

・アジア・ユース・教育フォーラムの報告会を実施した校数

	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	3	中止	中止	中東呼吸器症候群(MERS)の影響による派遣中止
H28	3	4	1	
H29	4	参加辞退	参加辞退	朝鮮半島の情勢悪化により参加辞退
H30	4	参加辞退	参加辞退	朝鮮半島の情勢悪化により参加辞退
R1	4	—	—	

・英会話特別授業実施日数(福岡女子海外語学研修)

	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	7	7	—	
H28	7	7	—	
H29	7	7	—	
H30	7	7	—	
R1	—	—	—	平成 30 年度で終了

・福岡西陵高校の英検 2 級相当以上の英語力をもつ生徒数

	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	50	23	△27	
H28	50	25	△25	
H29	50	57	7	
H30	50	120	70	
R1	50	—	—	

・福岡女子高校国際教養科英検 2 級以上取得生徒の割合 (%) (卒業時)

	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	90	54	△44	
H28	90	31	△59	
H29	40	55	15	
H30	57	76	19	
R1	60	—	—	

(実施した手続)

「アジア・ユース・教育フォーラム」への出席は 28 年度を除き実施されていないので、「福岡女子高校国際教養科における海外語学研修の推進」を検討の対象とした。

「福岡女子高校国際教養科における海外語学研修」は、「福岡市立高等学校活性化に向けた取組方針」に基づき、福岡女子高校国際教養科において、平成 25 年度から海外語学研修を教育課程(2年生)内に位置づけ、必修化したことから、英会話特別授業に係る経費のみを委託料として支出してきたが、取組方針が満了するため、平成 30 年度までで予算の計上を終了している。

平成 30 年度の海外語学研修への参加数は 33 人で、参加は原則必修(教育課程に位置づけ)であり、場所はアメリカ合衆国、アーバインでの滞在であり、当該事業における費用負担は期間中(13 泊 14 日間)のうち7日間とのことであった。

④-1-21 小学校外国語科支援事業

(1) 事業の概要

事業名	小学校外国語科支援事業		
事業目的	○コミュニケーションへの関心, 意欲, 態度を育成する。 ○聞く, 話す等の実践的コミュニケーション能力の基礎を養うために, ネイティブの発音に触れ, 慣れる機会を増やす。		
事業内容	ネイティブスピーカー(NS)の配置		
担当部署	学校指導課		
事業の根拠 (法令, 条例, 規則, 要領等)	新学習指導要領		
「あたらしい福岡の教育計画」おける位置づけ	基本的考え方1 たくましく生きる子どもの育成(重点施策1-①④)		
事業開始年度	平成 30 年度	事業終了年度	
事業実施方法	委託	委託内容	NSの配置

(2) 事業費の推移

(単位: 千円)

	予算額	決算額	増減額	増減理由
H27	—	—	—	—
H28	—	—	—	—
H29	—	—	—	—
H30	183,618	183,167	△451	契約落差
R1	183,601	—	—	—

(3) 事業費の内訳 (H30)

(単位: 千円)

費目(節)	決算額	主な内容
委託料	183,167	ネイティブスピーカー業務委託料

(4) 事業費の財源

(単位: 千円)

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
国庫	—	—	
市(一般財源)	183,166	—	
市債	—	—	
その他	1	—	収入証紙収入
合計	183,167	—	

(5) 事業効果とその推移

【効果指標の種類】

指標	指標の説明	指標の目標値
活動指標	校内研修会の実施校数	144 校
成果指標	①授業中、積極的に英語を聞こうと している児童の割合	80%
	②授業中、積極的に英語を話そうと している児童の割合	60%

【指標の推移】

①	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	—	—	—	
H28	—	—	—	
H29	—	—	—	
H30	80%	75%	△5%	
R1	80%	—	—	

【指標の推移】

②	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	—	—	—	
H28	—	—	—	
H29	—	—	—	
H30	60%	53%	△7%	
R1	60%	—	—	

(実施した手続)

委託料が事業費のメインであるため、委託先の選定、契約手続、実績報告、支払手続等が適切に実施されているか検討した。

a 平成 30 年度から開始した事業

平成 29 年度までは、小学校 5 年・6 年には外国語に堪能なゲストティーチャーを配置していたところ、平成 30 年度からはネイティブスピーカーを配置することとし、ネイティブスピーカーの派遣を業者に委託する当該事業が開始された。ゲストティーチャーの人数や実績を考慮すると、委託をせずにそのままゲストティーチャーを活用する方法もあったと

思われるが、変更の理由について質問したところ、教育委員会の回答は以下のとおりであった。

「ゲストティーチャーはあくまで「英語が堪能な人」であることに對し、ネイティブスピーカーは、「委託会社に所属し研修を受けた専門的な指導ができる人」である。小学校外国語科の教科化に備え、より高度な指導が求められることから、ゲストティーチャーでは対応が難しいと考えたため。(平成30年度より、学習指導要領の移行期間)」

b プロポーザルの実施について

平成30年度					(単位:円)				
事業名	契約件名	委託内容	履行期間		委託料				
小学校外国語科支援事業	小学校ネイティブスピーカー(外国人英語指導講師)業務委託(西部ブロック)	小学校での外国人指導講師による英語授業の実施	自:	平成30年4月2日	91,582,920				
			至:	平成31年3月31日					
	小学校ネイティブスピーカー(外国人英語指導講師)業務委託(東部ブロック)	小学校での外国人指導講師による英語授業の実施	自:	平成30年4月2日	91,584,000				
			至:	平成31年3月31日					

福岡市を西部ブロックと東部ブロックに分け、それぞれプロポーザル方式で業者を選定し、随意契約を行っている。

【指摘事項Ⅳ-1-(1)-2】役員名簿の入手漏れについて

福岡市では、ネイティブスピーカー(外国人英語指導講師)を市内の小学校(5年生と6年生を対象に)に配置するため、福岡市を西部ブロックと東部ブロックに分け、それぞれ「小学校ネイティブスピーカー(外国人英語指導講師)業務委託(西部ブロック)」と「小学校ネイティブスピーカー(外国人英語指導講師)業務委託(東部ブロック)」として、プロポーザル方式で業者を選定し、随意契約を行っている。

プロポーザル方式の場合、業者登録を行っていない業者も提案できるため、業者の概要を把握する必要がある。

そのため、福岡市では「公募により行う提案競技の参加資格における必須条件について(通知)」(財政局財政部契約監理課長)を定め、提案書等のほか、「役員名簿」と「直近の決算2年分の財務諸表の写し」を提出させることとなっている。

そこでプロポーザル方式のための提案書を閲覧したところ、いずれの提案書にも「役員名簿」がなかった。

その理由を質問したところ、役員名簿については入手していないとのことであった。

(是正の方向性)

「役員名簿」は提案業者の役員にどのような人物が就任しているかを把握し、発注する自治体と業者の間で利害関係に問題はないか、役員の素性に問題がないか等を確認するために

入手する重要な資料であり、もれなく入手されたい。「役員名簿」と「直近の決算 2 年分の財務諸表の写し」はプロポーザルにおける判断材料の一つであり、提案書と一緒に綴じ込んで保管されたい。

c 実績報告書のチェックについて

実績報告書については毎月入手されているが、年度をまとめた実績報告書は入手されていないため、毎月の実績報告書から監査対象年度における実績時間を集計したところ以下のとおりであった。

○小学校ネイティブスピーカー(外国人英語指導講師)委託業務(東部ブロック)

(単位:時間)

	小学校	特別支援学校	合計
4月	93	0	93
5月	1,395	0	1,395
6月	1,631		1,631
7月	981	0	981
8月	326		326
9月	1,473	0	1,473
10月	1,727	0	1,727
11月	1,755		1,755
12月	1,148	0	1,148
1月	1,533	0	1,533
2月	1,590	0	1,590
3月	629	0	629
実績合計	14,281	0	14,281
目標	13,930	150	14,080

○小学校ネイティブスピーカー(外国人英語指導講師)委託業務(西部ブロック)

(単位:時間)

	小学校	特別支援学校	合計
4月	27	0	58
5月	732	0	1,455
6月	902	0	1,702
7月	518	4	958

	小学校	特別支援学校	合計
8月	134	0	269
9月	797	0	1,531
10月	932	0	1,783
11月	927	0	1,778
12月	619	3	1,142
1月	728	0	1,439
2月	770	11	1,564
3月	356	0	696
実績合計	7,442	18	14,375
目標	14,000	130	14,130

小学校ネイティブスピーカー(外国人英語指導講師)委託業務(西部ブロック)において、小学校の7,442時間と特別支援学校の18時間を合計しても、合計欄の14,375時間と一致しないのは、実績報告において、総合計時間数を記載する欄の下に、小学校と特別支援学校の内訳を記載することになっており、実績報告の記載をそのまま上記の表に転記したためである。

【指摘事項Ⅳ-1-(1)-3】実績報告の合計誤りについて

小学校ネイティブスピーカー(外国人英語指導講師)委託業務の実績報告書は小学校別、特別支援学校別に実施日における実施時間数を記載し、実績時間を報告する書類である。学校別の記載のみでは、毎月の総合計時間数を手で集計しなければわからないため、総合計数を記載する欄があり、その内訳として小学校と特別支援学校の合計時間数を記載することとなっている。しかし、西部ブロックを担当する業者の実績報告書は内訳と合計が一致していなかった。

実績報告書は4月から3月まで毎月報告されているが、4月から3月までいずれも内訳と合計が一致していない。

実績報告書には業者の完了報告書が添付され、完了報告書には検査員と立会人による完了検査印が押印されている。また完了報告書には決裁権者までの承認印が押印されている。

小学校の実績時間と特別支援学校の実績時間が実績時間の総合計と一致しないのは報告書を見れば分かるが、一年間にわたって、受託業者より合計が合わない報告書が提出され、それが承認されたのは適切な完了検査と承認がなされていたとは言い難い。

また東部ブロックの実績報告の綴りには、平成30年8月と平成31年1月の実績報告書に別の業務(ネイティブスピーカー委託業務)の実績報告書が綴られていた。一方、ネイティブスピーカー委託業務の実績報告書には当該業務の報告書が綴られていた。単なる綴り込みミス

なのか、完了検査と承認が適切に行われていないのかは綴りを見るだけでは不明であるが、第三者によって、適切に完了検査と承認が行われていないのではないかと疑念を持たれないように正確に綴り込むべきである。

(是正の方向性)

不備のない実績報告書に基づき適切な完了検査を実施されたい。

また、関連書類の綴りには別事業の資料を綴り込まないように注意されたい。

④-1-22 小学校外国語活動支援事業

(1) 事業の概要

事業名	小学校外国語活動支援事業		
事業目的	全市の小学校3・4年生について、留学生や地域在住の英語を母語とする、または英語に堪能なゲストティーチャー(以下、GT という。)を招聘し、外国語活動を実施するとともに、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、外国の言語や文化についての体験的な理解を深め、積極的なコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、その能力の素地を養う。		
事業内容	GT の配置		
担当部署	学校指導課		
事業の根拠 (法令, 条例, 規則, 要領等)	新学習指導要領		
「あたらしい福岡の教育計画」おける位置づけ	基本的考え方1 たくましく生きる子どもの育成(重点施策1-①④)		
事業開始年度	平成 15 年度	事業終了年度	
事業実施方法	直営	委託内容	

(2) 事業費の推移

(単位: 千円)

	予算額	決算額	増減額	増減理由
H27	77,219	75,515	△1,704	GT の欠席等による報償費の残
H28	73,359	73,162	△197	GT の欠席等による報償費の残
H29	100,879	99,451	△1,428	GT の欠席等による報償費の残
H30	20,698	20,175	△523	当初の見込みより学級数が少なかったため
R1	33,943	—	—	—

(3) 事業費の内訳 (H30)

(単位: 千円)

費目(節)	決算額	主な内容
報償費	20,099	GT への謝金
役務費	76	GT の保険料

(4) 事業費の財源

(単位: 千円)

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
国庫	6,699	1/3	教育支援体制整備事業費補助金

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
市(一般財源)	13,476		
市債	—		
その他			
合計	20,175		

(5) 事業効果とその推移

【効果指標の種類】

指標	指標の説明	指標の目標値
活動指標	公開授業研修会の実施校数	144
成果指標	コミュニケーションへの関心・意欲の高まり	80%

【指標の推移】

	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	80%	73%	△7%	
H28	80%	68%	△2%	
H29	80%	73%	△7%	
H30	80%	79%	△1%	
R1	80%			

※平成 29 年度までは小5・6年に配置, 平成 30 年度から小3・4年に配置。

(実施した手続)

a 予算額及び決算額の減少について

当該事業は、福岡市内の小学校3・4年生について、留学生や地域在住の英語を母語とする、または英語に堪能なGTを招聘し、外国語活動を実施する事業である。当該事業は福岡市の全ての小学校144校で実施されている。

予算額及び決算額が平成30年度より大幅に減少している。これは平成29年度までは小学校5・6年にGTを配置していたものを、平成30年度から小学校3・4年に配置することとし、学年変更に伴って配置時間数とGTに支払う講師料を減少させたためである。

まず配置時間数については、平成29年度までは小学校5・6年にそれぞれ月35時間配置していたところ、平成30年度からは小学校3・4年にそれぞれ月8時間配置に変更している。

平成27年度から平成30年度までの各年度のGTの招聘時間は以下のとおりであり、平成30年度において大幅に減少している。

年度	招聘時間の合計
H27 年度	19,267 時間
H28 年度	19,216 時間
H29 年度	26,146 時間
H30 年度	7,230 時間

また講師料については 3,800 円から 2,800 円に変更している。講師料の決定方法をヒアリングしたところ、総務企画局研修企画課が示す「講師謝礼基準」をもとに算出したとのことであった。この基準が1時間単位での謝礼であることに対し、GTが45分(1単位時間)であることから、 $3,800 \text{ 円} \times 45 / 60 = 2,850 \text{ 円}$ 。また、他の政令都市で独自雇用をしている場合の報償費を調査し、調整した結果 2,800 円となっている。

推移をまとめると以下のとおりとなる。

年度	配置学年と配置時数		報償費
平成 27 年度	6年生 35 時間	5年生 15 時間	3800 円
平成 27 年度	6年生 35 時間	5年生 35 時間	3800 円
平成 29 年度	6年生 35 時間	5年生 35 時間	3800 円
平成 30 年度	4年生 8時間	3年生 8時間	2800 円

また、平成 27 年度から平成 30 年度までの各年度の GT の人数は以下のとおりである。

平成 27 年度	107 人
平成 28 年度	100 人
平成 29 年度	120 人
平成 30 年度	95 人

b 講師料の変更について

GT は、法律上は学校の教職員ではなく、依頼を受けて授業を支援する研修講師の立場であり、招聘時間に応じて講師料が支払われる。

GT 別に支払われた講師料については、担当部署で把握していないとのことであった。そこで招聘時間と GT の人数から、平成 29 年度の各 GT の報酬を試算した。

平成 29 年度の GT は 120 人、すべての GT が同じ招聘時間であると仮定する。招聘時間の合計は 26,146 時間であるため、一人当たり招聘時間を以下のように算定できる。

26,146 時間 ÷ 120 人 = 217.88 時間

平成 29 年度の講師料単価は 3,800 円であるため、一人当たりの収入は

217.88 時間 × 3,800 円 = 827,944 円

となる。

実際には GT によって招聘時間は異なり、複数の学校を受け持っている GT もいたとのことであるが、平均して年間 80 万程度の収入となり、講師料を生活の基盤としていた GT も居たと思われる。

平成 30 年度からは講師料が 3,800 円から 2,800 円へと大幅な値下げとなり、さらに外部業者への委託によりネイティブスピーカーが派遣されることで招聘時間も 26,146 時間から 7,230 時間に減少した。

平成 30 年度における一人当たり招聘時間を以下のように算定できる。

7,230 時間 ÷ 95 人 = 76.1 時間 (小数点2位以下は切り捨て)

平成29年度の講師料単価は 2,800 円であるため、一人当たりの収入は

76.1 時間 × 2,800 円 = 213,080 円

となる。各人の収入は平均して約 4 分の 1 に減少したことになる。

講師料単価の減少と招聘時間の削減が同時に行われたことにより、生活に困窮した GT も居るとと思われる。結果として GT は 120 人から 95 人に減少している。

しかし、福岡市に雇用されているわけではないため、講師料の値下げも招聘時間の削減も事前に GT には知らされなかった。福岡市にとっては、報償費の削減は予算の問題であるため、3月議会で予算が承認されるまでは GT に事前に説明することが出来ないとの判断であった。

事前に説明されていれば、生活のために色々な対策も取れたと思われるが、担当部署が各学校に制度説明を行ったのは新年度の4月であり、学校から GT に報償費や招聘時間の削減が説明されたのは、実際に授業への配置が始まる5月直前であったと思われる。

【意見Ⅳ-1-(1)-16】ゲストティーチャー派遣要綱の制定について

現在、GT については、要件、派遣内容(授業の支援内容)、講師料、派遣時間、募集や派遣についての方法などを定めた要綱がない。

講師料について特に定めたものがないため、平成 30 年度における講師料の大幅な値下げについては、担当部署における決裁が行われておらず、予算の問題として取り扱われ、議会

の予算承認をもって講師料の引き下げが決定されていた。

予算の問題として取り扱われることで、GT に対する事前相談は行われず、予算が議会で承認されるまでは外部に公表出来ないため、講師料の引き下げと招聘時間の削減を GT に知らされたのは、事業が開始される直前であった。

このような取扱いは、GT にとっては、生活基盤を揺るがす問題であったと思われる。

GT も、福岡市の英語教育を支える一員であり、講師料によって生活をしている市民もいると考えられることから、その要件、派遣内容(授業の支援内容)、講師料、派遣時間、募集や派遣についての方法などを明文化する必要がある、

一方、日本語指導員については、「日本語指導員派遣要綱」があり、以下のような項目が定められている。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 派遣の目的2 対象児童生徒3 指導内容4 指導方法5 指導時間6 指導謝礼7 派遣に係る手続 |
|--|

(改善提案)

GT 一人当たりの講師料は年平均 828 千円と生活基盤となる収入規模である。そのため、平成 30 年度の講師料減額のように、事業開始の直前に講師料や招聘時間の減少を知らされては、講師は生活を守るための活動が出来ない。

派遣に関連する要綱を定め、その変更等については GT の意向や経済状況を把握し、適時の情報開示により、事前に対象者の理解を得るように努められたい。

④-1-23 職場体験学習事業

(1) 事業の概要

事業名	職場体験学習事業		
事業目的	職場体験学習は、直接生徒が働く人と接したり直接体験したりすることを通して、勤労観・職業観を身に付けること、社会的なルールやマナーを学ぶこと等を目的とした体験学習活動である。		
事業内容	(1) 市立の全中学校で、学校や地域の実態に応じて期間を設定し、職場体験学習を実施。 (2) 職場体験学習の円滑な実施を図るため、関係機関との連携のもと、職場開拓や広報・啓発活動等の支援を実施。		
担当部署	教育センター研修・研究課		
事業の根拠 (法令, 条例, 規則, 要領等)			
「あたらしい福岡の教育計画」おける位置づけ	基本的考え方1 たくましく生きる子どもの育成(重点施策1-①~⑧)		
事業開始年度	平成 17 年度	事業終了年度	
事業実施方法	直営	委託内容	

(2) 事業費の推移

(単位: 千円)

	予算額	決算額	増減額	増減理由
H27	317	292	△25	賠償責任保険契約の契約落差
H28	317	262	△55	同上
H29	298	219	△79	同上
H30	284	234	△50	同上
R1	266	—	—	—

(3) 事業費の内訳 (H30)

(単位: 千円)

費目(節)	決算額	主な内容
役務費	234	賠償責任保険契約

(4) 事業費の財源

(単位:千円)

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
国庫	—	—	
市(一般財源)	234	—	
市債	—	—	
その他	—	—	
合計	234	—	

(5) 事業効果とその推移**【効果指標の種類】**

指標	指標の説明	指標の目標値
活動指標	職場体験学習の実施	100%
成果指標	担当者へのアンケート (意義ある教育活動との回答)	100%

【指標の推移】

	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	①実施率 100%	①100%	① 0%	—
	②アンケート 100%	②97.0%	② △3%	—
H28	①実施率 100%	①100%	① 0%	—
	②アンケート 100%	②97.0%	② △3%	—
H29	①実施率 100%	①100%	① 0%	—
	②アンケート 100%	②98.5%	② △1.5%	—
H30	①実施率 100%	①100%	① 0%	—
	②アンケート 100%	②98.5%	② △1.5%	—
R1	—	—	—	—

(実施した手続)

アンケートの回答を入手し公表情報との整合性を確認したが、特記すべき事項はなかった。

④-1-24 食育推進事業

(1) 事業の概要

事業名	食育推進事業		
事業目的	<p>平成 17 年に食育基本法が制定され、福岡市においても平成 28 年5月に第3次食育推進計画を策定し、学校をはじめ、家庭、地域での食育の推進に取り組んでいる。</p> <p>そこで、児童生徒・家庭・地域の学校給食、食への関心や理解を深め、子供たちに食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせるために、箸の持ち方教室や食育人形劇、料理講習会などの体験活動を中心とした事業を実施するもの。</p> <p>また、学校教職員を対象として、食育についての研修を実施し、学校全体での食育の推進を図る。</p>		
事業内容	<p>○児童生徒・家庭・地域の学校給食や食に関する関心と理解を深めるため、栄養教諭・学校栄養職員が中心となって、学校給食をテーマにした「食育推進事業」を各区、給食センターで実施する。</p> <p>【平成 30 年度取組実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養教諭等による配置校、担当校(1, 3, 5年)での食に関する指導の実施。 ・各区における取組(食育人形劇、箸の持ち方教室、料理講習会等) ・学校給食センター(学校給食コンテスト) <p>○「食育推進事業」の着実な推進を図るため、報告会を実施し、各区・給食センターでの事業について共通理解を図るために、報告書を作成し、全小中特別支援学校に配付する。</p>		
担当部署	給食運営課		
事業の根拠 (法令, 条例, 規則, 要領等)	食育基本法, 学校給食法, 食育推進基本計画, 学習指導要領総則		
「あたらしい福岡の教育計画」における位置づけ	基本的考え方1 たくましく生きる子どもの育成(重点施策1-①~⑧)		
事業開始年度	平成 21 年度	事業終了年度	未定
事業実施方法	直営	委託内容	

(2) 事業費の推移

(単位: 千円)

	予算額	決算額	増減額	増減理由
H27	354	241	△113	各区の事業実施に必要な経費が見込みを下回ったため

H28	297	197	△100	各区の事業実施に必要な経費が見込みを下回ったため
H29	306	112	△194	各区の事業実施及び食に関する指導体制整備に係る経費が見込みを下回ったため
H30	301	260	△41	各区の事業実施及び食に関する指導体制整備に係る経費が見込みを下回ったため
R1	301	—	—	—

(3) 事業費の内訳 (H30)

(単位: 千円)

費目(節)	決算額	主な内容
報償費	25	学校給食コンテスト審査員謝礼及び賞品
旅費	4	がめ煮に関するセミナー出席者(9名)旅費
印刷消耗品費	176	実践事例集印刷
役務費	6	学校給食コンテスト保険料
借損料	44	農水まつりテント借上料
諸会議費負担金	5	全国栄養教諭研究大会参加費

(4) 事業費の財源

(単位: 千円)

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
国庫	—	—	
市(一般財源)	260	—	
市債	—	—	
その他	—	—	
合計	260	—	

(5) 事業効果とその推移

【効果指標の種類】

指標	指標の説明	指標の目標値
活動指標	食に関する指導の実施	100%
成果指標		

※成果指標については設定が難しいため、設定しておりません。

【指標の推移】

	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	100%	97.9%	△2.1%	学校都合による

H28	100%	98.6%	△1.4%	学校都合による
H29	100%	100%	0.0%	
H30	100%	99.5%	△0.5%	学校都合による
R1	100%	—	—	—

(実施した手続)

a 食育推進事業の各校における実施状況について

活動指標として各校で食育推進事業が実施されることが挙げられており、すべての小学校、中学校、特別支援学校で実施されることを目標としているが、実際には一部の学校で実施されていなかった。

そこで、平成 27 年度から平成 30 年度までの各年度における実施していない学校数と、学校側の都合について具体的な内容を質問したところ以下のとおりであった。

<未実施学校数>

平成 27 年度(小学校3校)

平成 28 年度(小学校3校)

平成 29 年度(0校)

平成 30 年度(中学校1校)

<未実施理由>

- ・学校と栄養教諭の時間調整がうまくいかず、スケジュールを組めなかった。
- ・栄養教諭のコミュニケーションに課題が生じ、授業の実施が困難だった。
- ・学校の状況から生徒指導に多くの時間をとられ、食育に時間を割けなかった。

食育推進事業は教育委員会として推進しているものであり、食育基本法等で定められたものではないため、実施していない学校があることを理由にした罰則やペナルティなどはない。

教育委員会としては、実施できなかった理由を聞き取り、次年度の実施について口頭で指導するとともに、栄養教諭側に問題がある場合は担当を変更するなどの対応を行っている。

食育については学習指導要領の中でも、算数や国語などの教科と違い、授業時間が割り振られておらず、学級活動や児童会活動、クラブ活動、学校行事を含む特別活動の時間の中で年間指導計画に基づいて実施するが、栄養教諭の体調不良や学校事情等で、当初の計画どおりに実施できなかった場合、振り替えて実施することが難しい場合があるとのことであった。

【意見Ⅳ-1-(1)-17】食育推進事業の各校における実施状況について

福岡市では、児童生徒・家庭・地域の学校給食や食に関する関心と理解を深めるため、栄養教諭・学校栄養職員が中心となって、学校給食をテーマにした「食育推進事業」を各区、給食センターで実施している。

食育推進事業のうち、「栄養教諭等による配置校、担当校(1, 3, 5年)での食に関する指導の実施」については、当該事業の活動指標として、すべての小学校、中学校、特別支援学校で実施されることを目標としているが、実際には一部の学校で実施されていなかった。

(改善提案)

栄養教諭等による食に関する指導の実施は、当該事業の活動指標として位置付けられる重要な指導であり、すべての小学校、中学校、特別支援学校で漏れなく実施されたい。

④-1-25 進路実現・キャリア教育推進事業

(1) 事業の概要

事業名	進路実現・キャリア教育推進事業		
事業目的	生徒一人ひとりの進路希望を実現し、保護者や中学校の教員が安心して進学を勧める学校となるために、進学や就職の進路実績の向上に向けた取組を推進する。 さらに、明確な目的意識を持って学業に取り組み、主体的に自己の進路を選択・決定できる能力やしっかりとした勤労観、職業観を育成するため、各学校の特色や創意工夫を生かしたキャリア教育を推進する。		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・進路指導員の配置 ・各校の特色や創意工夫を生かした外部講師による講話等の実施 ・教員の研修派遣 ・生徒の進路先確保のための企業訪問 ・ジュニア・アチーブメント・プログラムの実施 		
担当部署	指導部学校教育企画担当		
事業の根拠 (法令, 条例, 規則, 要領等)	福岡市立高等学校活性化に向けた取組方針(第2次)		
「あたらしい福岡の教育計画」おける位置づけ	基本的考え方1 たくましく生きる子どもの育成(重点施策1-①~⑧)		
事業開始年度	不明	事業終了年度	—
事業実施方法	直営	委託内容	—

(2) 事業費の推移

(単位: 千円)

	予算額	決算額	増減額	増減理由
H27	6,427	5,604	△823	旅費, 報償費等差額
H28	5,588	5,480	△108	旅費, 報償費等差額
H29	5,355	5,208	△147	旅費, 報償費等差額
H30	5,265	5,367	102	旅費, 報償費等差額
R1	5,294	—	—	—

(3) 事業費の内訳 (H30)

(単位: 千円)

費目(節)	決算額	主な内容
報酬	2,846	進路指導員の報酬
共済費	911	進路指導員の報酬に係る社会保険料

費目(節)	決算額	主な内容
報償費	582	講習会等講師謝礼金
費用弁償	27	進路指導員 市内出張旅費
普通旅費	939	求人開拓, 進路指導等関連出張旅費
諸会議費負担金	62	民間教育機関主催セミナーへの参加料

(4) 事業費の財源 (H30)

(単位: 千円)

区分	決算額	割合	詳細(補助金名等)
国庫	957	1/3	教育支援体制整備事業費補助金
市(一般財源)	3,968		
市債	0		
その他	442		
合計	5,367		

(5) 事業効果とその推移

【効果指標の種類】

指標	指標の説明	指標の目標値
活動指標	派遣教員による校内研修会での報告回数	5回
成果指標	進路未定者数の減少(3月末)	7人

【指標の推移】

派遣教員による校内研修会での報告回数

	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	6	4	△2	
H28	6	5	△1	
H29	5	4	△1	専門技術者指導者研修への派遣取りやめ
H30	5	3	△2	
R1	5	—	—	

進路未定者数の減少 (3月末)

	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	12	14	2	
H28	12	30	18	
H29	12	38	26	
H30	12	10	△2	

	目標値	実績値	増減値	増減理由
R1	7	—	—	

(実施した手続)

進路指導員は1名であり、嘱託員である。進路指導員の要件、勤務条件、報酬金額などを把握するために進路指導員就業要綱を入手した。

進路指導員は、平成20年度から4校の拠点校として福岡女子高校に1名を配置しているものであり、他の高校へは必要に応じて相談等対応しているとのことであった。

④-1-26 生活習慣・学習定着度調査

(1) 事業の概要

事業名	生活習慣・学習定着度調査		
事業目的	前期(小1～4), 接続期(小5～中1), 後期(中2～中3)において, 各期間内で身につけさせたい学習内容や生活習慣等の定着状況の調査を実施し, 授業や生活指導等を改善し, 確実な定着を図る。		
事業内容	○生活習慣調査 実施学年:小4, 小6, 中1, 中3 ○学習定着度調査 実施学年(実施教科):小4, 小6(国語, 社会, 算数, 理科) 中1, 中3(国語, 社会, 数学, 理科, 英語) (上記実施学年は、平成23年の事業開始年度のもの)		
担当部署	教育委員会指導部学校指導課		
事業の根拠 (法令, 条例, 規則, 要領等)			
「あたらしい福岡の教育計画」おける位置づけ	基本的考え方1 たくましく生きる子どもの育成(重点施策1-①)		
事業開始年度	平成23年度	事業終了年度	
事業実施方法	委託	委託内容	問題作成, 採点, 集計等

(2) 事業費の推移

(単位:千円)

	予算額	決算額	増減額	増減理由
H27	27,360	22,680	△4,680	契約落差等
H28	21,915	18,020	△3,895	契約落差等
H29	20,286	17,832	△2,454	契約落差等
H30	12,000	11,993	△7	
R1	12,000	—	—	—

(3) 事業費の内訳 (H30)

(単位:千円)

費目(節)	決算額	主な内容
委託料	11,993	調査に係る委託料

(4) 事業費の財源

(単位:千円)

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
国庫	—	—	
市(一般財源)	11,993	—	
市債	—	—	
その他	—	—	
合計	11,993	—	

(5) 事業効果とその推移

【効果指標の種類】

指標	指標の説明	指標の目標値
活動指標	学校の教育目標やその達成に向けた方策について全教職員で共通理解している	全小中学校(213校)
	学力向上の取組を説明・公表している	全小中学校(213校)
成果指標	①自校の学力向上推進プランを基に授業改善に取り組んだ	全小中学校(213校)
	②国語や算数・数学の授業の内容が分かると思った児童生徒の割合	80%

【指標の推移】

①	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27				
H28	212校	212校	0校	
H29	213校	213校	0校	
H30	213校	213校	0校	
R1	213校	—	—	

②	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27				
H28	80.0%	73.7%	△6.3%	
H29	80.0%	78.6%	△1.4%	
H30	80.0%	78.8%	△1.2%	
R1	80.0%	—	—	

(実施した手続)

a 調査の概要

福岡市では、小学校児童及び中学校生徒を対象に、生活習慣調査と学習定着度調査を行っている。監査対象年度においては小学校4年生、5年生、中学校1年生、2年生を対象に調査を実施している。

調査内容であるが、学習定着度調査の内容は平成27年度から平成30年度までに以下のように変遷しており、調査科目の減少に伴い、委託料についても削減傾向にある。

①平成23～27年度

調査対象学年は小学校4年生と小学校6年生で、調査対象教科は「国語、社会、算数、理科」

調査対象学年は中学校1年生と中学校3年生で、調査対象教科は「国語、社会、数学、理科、英語」

②平成28～30年度の調査対象教科の合計は、8教科

調査対象学年は、小学校4年生と小学校5年生で、調査対象教科は「国語、算数」

調査対象学年は、中学校1年生と中学校2年生で、調査対象教科は「国語、数学」

b 生活習慣調査

生活習慣調査は、児童生徒の基本的な生活習慣などが、どれくらい身についているか把握するための調査であり、学校や家庭での生活のことや、学習に対する興味・関心に関連する質問に答えるものである。監査対象年度の調査票を閲覧したところ、小学校児童に対しては69項目の質問が、中学校生徒に対しても69項目の質問がなされており、基本的に両者は類似の質問がなされていた。

生活習慣調査の結果は、一人ひとりの児童生徒に対して、生活習慣や学習意欲などについてレーダーチャートとしてまとめられ、それぞれの質問項目の説明を付した「生活習慣調査個票」として各児童生徒に配付されていた。また配付する際には、個票の見方を記載した保護者配付用プリントもあわせて配付されていた。なお、レーダーチャートは福岡市平均のチャートと比較できるようになっている。レーダーチャートの評価項目は「早寝、早起き、朝ごはん、あいさつ、そうじ、自学、とも学、チャレンジ、立志、算数、国語、言語活動、学校生活、メディア、自尊感情」となっている。

児童生徒に配付される生活習慣調査個票は学校が児童生徒に対して生活改善を指導するためのツールとなっており、保護者懇談会において、個人個票をもとに、児童生徒の生活習慣や学習意欲について実態を共有し、改善に向けた指導を行っているとのことであった。

また教員の校内研修会において、生活習慣調査の結果を職員全体で共有し、自校の児童生徒の生活習慣や学習意欲になどについて分析し、指導に役立てているとのことであった。

c 学習定着度調査

学習定着度調査の結果は、各小学校及び中学校にフィードバックされ、全教職員で共有され、各小学校及び中学校が策定する学力向上推進プランに反映されるとのことであった。また、学力向上推進プランは学校だよりや学校ホームページで説明および公表しているとのことであった。

そこで、いくつかの小学校及び中学校をサンプリングし、学校ホームページを閲覧し、公表されていることを確認した。また学力向上推進プランについて、実際のプランを入手し、閲覧した。

【意見Ⅳ-1-(1)-18】学習定着度調査項目について

学習定着度調査は平成 23 年度から平成 27 年度までは、社会と理科も調査対象とされていたが、平成 28 年度以降は調査対象から外されている。

学習定着度調査の結果は、各小学校及び中学校にフィードバックされ、各小学校及び中学校が策定する学力向上推進プランに反映されるが、社会と理科が調査対象とされていないため、社会と理科の学力を向上させるためのプランが立てにくい状況となっている。

サンプルとして閲覧した学習向上推進プランにおいても、国語や算数については学習定着度調査の結果が「自校の学力実態」という項目で分析され、分析結果を受けて作成される「学校全体の取組」という項目においても、「日々の授業改善」や「授業を支える日常的な取組」といった内訳項目で、具体的な取組が記載されていたが、社会や理科についての取り組みについては記載がなされていなかった。

(改善提案)

基礎教育修了後の生活においても、社会や理科が国語や算数と同様に重要な科目であることは明らかであり、小学校から社会や理科についての学力向上を推進することは非常に有用かつ有意義である。

よって調査項目に社会や理科を含めることについて検討し、その結果を国語や算数と同様に学校の教職員にフィードバックし、社会や理科も含めた学力向上推進プランを策定し、社会や理科についても一層の学力向上に努められたい。

国語の問題は例えば小学校4年生で 21 問、算数では 30 問となっている。対象科目を増やすと費用の増額が懸念されるのであれば、各科目の問題数を減少させて他の科目に回したり、すでに過去に実施された問題を参考に、教育委員会が問題を作成したりすることで、費用の増額を抑える対応は可能であると思われる。

d 委託契約

委託契約については以下のとおりであり、経理関係書類を入手し、業者選定手続、契約手続、完了検査、支払手続等に問題はないか検討したが特に指摘すべき事項はなかった。

事業名	契約件名	委託内容	履行期間		委託料
生活習慣・学習定着度調査	平成30年度福岡市生活習慣・学習定着度調査委託	生活習慣等定着度調査の集計, 採点, 回収及び結果分析業務	自	平成30年4月2日	11,896,956
			: 至	平成31年2月28日	
	平成30年度福岡市生活習慣・学習定着度調査関係備品等仕分け梱包業務委託	生活習慣調査, 中学校学習定着度調査の実施に関わる関係備品の仕分け梱包業務	自	平成30年5月15日	95,559
			: 至	平成31年2月28日	

④-1-27 体力向上推進事業

(1) 事業の概要

事業名	体力向上推進事業		
事業目的	体育科・保健体育科学習の充実を図るとともに、運動・スポーツを楽しむきっかけづくりを通して、運動の習慣化、体力向上、豊かなスポーツライフの実現を目指す。		
事業内容	(1) 小学校体育科学習実技支援を行う実技指導員の派遣 (2) ダンス等の実技指導を行うスポーツ指導員の中学校への派遣 (3) 教員研修会の実施		
担当部署	教育センター研修・研究課		
事業の根拠 (法令, 条例, 規則, 要領等)			
「あたらしい福岡の教育計画」おける位置づけ	基本的考え方1 たくましく生きる子どもの育成(重点施策1-①~⑧)		
事業開始年度	平成 28 年度	事業終了年度	
事業実施方法	直営	委託内容	

(2) 事業費の推移

(単位: 千円)

	予算額	決算額	増減額	増減理由
H27	—	—	—	—
H28	5,341	4,634	△707	委託料の契約落差
H29	3,288	2,967	△321	講師謝礼, 講師招聘旅費の執行が予定より少なかったもの
H30	2,661	2,541	△120	委託料の契約落差
R1	2,445	—	—	—

(3) 事業費の内訳 (H30)

(単位: 千円)

費目(節)	決算額	主な内容
報償費	501	外部指導者派遣事業講師謝礼金
旅費	25	研修講師招聘旅費
役務費	17	スポーツ安全保険料
委託料	1,998	小学校体育科学習実技支援業務委託

(4) 事業費の財源

(単位:千円)

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
国庫	—	—	
市(一般財源)	2,541	—	
市債	—	—	
その他	—	—	
合計	2,541	—	

(5) 事業効果とその推移

【効果指標の種類】

指標	指標の説明	指標の目標値
活動指標	①新体力テスト小1から小2の8種目 完全実施率	① 100%
	②新体力テスト小3から中3の8種目 完全実施率	② 100%
成果指標	① T-SCORE 男女の平均値を 50 とし比較しやすくしたもの 【小学校5年】	① 50 (平均値)
	② T-SCORE 男女の平均値を 50 とし比較しやすくしたもの 【中学校2年】	② 50 (平均値)

【指標の推移】

	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	①小1から小2完全実施率	① 100%	—	
	②小3から中3完全実施率	② 100%	—	
	③T-SCORE 男女の平均値 【小学校5年】	③ 男子 49.90 女子 48.70	— —	
	④T-SCORE 男女の平均値 【中学校2年】	④ 男子 49.20 女子 48.8	— —	
H28	①小1から小2完全実施率	① 100%	—	
	②小3から中3完全実施率	② 100%	—	
	③T-SCORE 男女の平均値 【小学校5年】	③ 男子 50.60 女子 49.40	— —	
	④T-SCORE 男女の平均値 【中学校2年】	④ 男子 49.30 女子 48.50	— —	

H29	①小1から小2完全実施率	① 100%	—	
	②小3から中3完全実施率	② 100%	—	
	③T-SCORE 男女の平均値 【小学校5年】	③ 男子 50.50 女子 49.10	— —	
	④T-SCORE 男女の平均値 【中学校2年】	④ 男子 50.50 女子 49.90	— —	
H30	①小1から小2完全実施率	① 100%	—	
	②小3から中3完全実施率	② 100%	—	
	③T-SCORE 男女の平均値 【小学校5年】	③ 男子 50.80 女子 49.50	— —	
	④T-SCORE 男女の平均値 【中学校2年】	④ 男子 50.00 女子 50.00	— —	
R1	—	—	—	—

(実施した手続)

委託契約については経理関連書類、業務委託に関する結果報告書、小小学校体育科学習実技支援業務委託申請関連書類を入手し、委託先の選定手続、契約関連の手続、契約後の委託業務の実施状況などについて検討した。

a 委託業者の選定について

小学校体育科学習実技支援業務委託については、公募による提案競技が行われている。提案競技参加企業はA社1社のみであったが、選考委員会の審査・評価が行われ、各選考委員の評価合計の平均が 88.5 点、かつ賛成多数(賛成4名、反対0名)であったため、A社の提案が最優秀提案として決定された。

なお、原則として評価点が8割未満であれば受託候補として選定されていないこととなっている。

小学校体育科学習実技支援業務委託の提案競技評価表は以下のとおりである。

	項目	審査項目	配点
1	会社概要	<ul style="list-style-type: none"> ・スタッフ体制(組織, 内容, 役割分担等) ・公立学校における小学校体育科教育に対する企業理念 ・体育科教育全般に対する研究・取組 	10
2	本事業への理解度・実績	<ul style="list-style-type: none"> ・公立学校で指導する外部指導者等に対する理解度 ・学校への派遣実績 	10

	項目	審査項目	配点
3	実技指導員の採用基準・方法	・配置可能な実技指導員の人数・指導経験等 ・実技指導員の採用基準・採用方法等	10
4	実技指導員の研修	・実技指導員の研修内容・研修の組織体制 ・実技指導員の教育体制	10
5	服務等の管理体制	・実技指導員の服務状況の把握方法 ・実技指導員の労務管理・健康管理・勤務評価体制 ・学校からの要望・苦情の対応や教育委員会との連絡体制	10
6	危機管理体制	・トラブル・非常災害時等への対応 ・損害・傷害保険等への加入状況 ・欠員が生じたときの対応	10
7	実技指導員の効果的な活用提案	・実技指導員を活用した体育科授業の推進方策 「陸上運動」・「水泳」・「器械運動」・「ボール運動」	30
8	児童への安全対策	・体育科授業における児童への安全対策	10

また、小学校体育科学習実技支援業務委託に係る提案競技実施要領には、以下の資料を提出することとなっている。

- i) 提案競技参加申込書
- ii) 登記事項証明書
- iii) 市町村税を滞納していないことの証明書
- iv) 消費税及び地方消費税納税証明書
- v) 委任状
- vi) 誓約書
- vii) 役員名簿
- viii) 直近の決算2年度分の財務諸表の写し

提出資料には「viii) 直近の決算2年度分の財務諸表の写し」が含まれている。これは福岡市財政局の「公募により行う提案競技の参加資格における必須要件について(通知)」で提出を求めており、提案競技案件が登録業種(福岡市競争入札有資格名簿に登録されている申請区分業種)でない場合、提出資料として直近の決算2年分の財務諸表の写しを提案競技者は提出しなければならない。

そこでA社の財務諸表を閲覧したところ、以下のような貸借対照表、損益計算書が提出されていた。

(平成 28 年1月1日から平成 28 年 12 月 31 日までの決算報告書)

<貸借対照表>勘定科目は省略

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
		負債合計	2,201
		純資産合計	△1,080
資産合計	1,121	負債・純資産合計	1,121

<損益計算書>勘定科目は省略

(単位:百万円)

売上高	3,051
売上原価	2,091
売上総利益	960
販売費及び一般管理費	1,114
営業利益	△153
経常利益	△145
当期純利益	△1,306

※いずれも百万円未満は切り捨て

(平成 29 年1月1日から平成 29 年 12 月 31 日までの決算報告書)

<貸借対照表>勘定科目は省略

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
		負債合計	2,154
		純資産合計	△744
資産合計	1,410	負債・純資産合計	1,410

<損益計算書>勘定科目は省略

(単位:百万円)

売上高	4,844
売上原価	3,690
売上総利益	1,154
販売費及び一般管理費	1,131
営業利益	23
経常利益	34
当期純利益	336

※いずれも百万円未満は切り捨て

いずれの年度においても資産金額よりも負債金額が多額であり、いわゆる債務超過の状態となっている。また「平成 28 年1月1日から平成 28 年 12 月 31 日までの決算」では大幅な赤字であり、「平成 29 年1月1日から平成 29 年 12 月 31 日までの決算」では黒字に転換しているものの、債務超過を解消するには至っていない。

また「平成 28 年1月1日から平成 28 年 12 月 31 日までの決算」では多額の特別損失が、「平成 29 年1月1日から平成 29 年 12 月 31 日までの決算」では多額の特別利益が計上されており、通常ではない会計処理が行われた可能性がある。そして特別利益と特別損失を考慮せず、営業利益と経常利益の数値を見ると利益率は決して良くない企業である。

さらに詳細に分析するならば、流動比率は 50%程度であり、望ましいとされる 100%、健全とされる 200%の水準から比較すると、資金繰りがひっ迫している可能性がある。

流動比率とは企業の資金的な安全性を示す指標であり、

流動比率＝流動資産÷流動負債

の式で求められる比率。流動資産は1年内の短期間で現金化できる資産であり、流動負債は1年以内に返済しなければならない負債であり、流動比率は企業の資金的な支払い能力を示す指標である。

一般に 100%以上であれば、1年以内に支払不能になる可能性が低いことを意味している。

しかしながら、提案競技において、入手した財務諸表は評価の対象とはされておらず、追加の質問や資料も入手されていなかった。

提案競技における評価項目については、法令等で定められたものではなく、福岡市においても入手した財務諸表について、提案競技の評価項目とするルールは存在していない。しかし、提案競技に当たり、2年分の財務諸表を提出させる意義は、業績が著しく悪化している企業が提案し、受託事業者となったものの、年度途中で受託事業者が倒産し、業務の遂行が不可能となるリスクを低減させるためである。入手しながら全く財務諸表を評価しないのでは入手した意義が失われることになる。

b 提案競技に参加する企業の財務諸表評価について

企業の財務諸表を評価するには、様々な課題が挙げられる。

(財務諸表をどのような方法で評価するのか)

財務諸表の評価方法については、法令や基準等で定められたものはない。業界団体などによる指針なども存在しない。

評価方法の一つとして、財務諸表の数値を用いて財務諸表分析を行い、その結果を評価する方法がある。財務諸表の数値を使用し、一定の計算式に当てはめ、主にパーセンテージ

で分析結果とする方法である。しかしながら、パーセンテージで表される分析結果によって、どのように財務諸表を評価するのかについては決まった基準がなく、分析者の判断に委ねられることになる。

例えば自己資本比率が10%と算定されたA社と30%と算定されたB社があるとする。その結果、A社よりB社の自己資本比率が高いという評価は客観的に可能であるが、A社とB社が財務的に安全であるかどうかは分析者によって判断が異なる。

財務諸表分析にはいくつかの指標があり、分析しようとする目的によって以下のように分けることが出来る。

- ・収益性分析
- ・安全性分析
- ・生産性分析
- ・成長性分析

提案競技に参加する企業の財務諸表を評価するのであれば、その目的は安全性評価であると考えられる。よって安全性分析で使用される主な比率を挙げると以下ようになる。

i) 流動比率

$$\text{流動比率} = \text{流動資産} / \text{流動負債} \times 100(\%)$$

1年以内に支払期限の到来する流動負債を支払うことが出来るだけの流動資産を保有しているかどうか、短期的な支払能力を示す指標である。

一般的には 200%以上が望ましいとされている。

ii) 当座比率

$$\text{当座比率} = \text{当座資産} / \text{流動負債} \times 100(\%)$$

上記の流動資産は必ずしも短期間で換金できる資産ばかりではない。そこで短期間で換金性の高い当座資産(現金預金, 未収金, 受取手形, 市場性のある一時所有の有価証券, 短期貸付金など)での支払能力を示す指標。

一般的には 100%以上が望ましいとされている。

iii) 固定比率

$$\text{固定比率} = \text{固定資産} / \text{自己資本} \times 100(\%)$$

長期にわたって運用する資産について、どれだけ返済期限のない自己資本を財源としているかといった長期的な財務安全性を示す指標である。

一般的には 100 %以下であることが望ましいとされている。

iv) 固定長期適合率

$$\text{固定長期適合率} = \text{固定資産} / (\text{固定負債} + \text{自己資本}) \times 100(\%)$$

長期にわたって運用する資産について、どれだけ長期的な負債と返済期限のない自己資本

を財源としているかといった長期的な財務安全性を示す指標である。

一般的には 100 %以下であることが望ましいとされている。

v) 自己資本比率

自己資本比率 = 自己資本 / 総資本 × 100 (%)

資金調達を返済期限のない株主資本でどれだけ行っているか財務安全性を示す指標である。

これらの比率を算定し、その結果を考慮して、財務諸表を作成した企業の安全性を判断することになるが、判断の基準や定説はなく、分析者の判断に左右される。

(財務諸表分析による評価)

財務諸表分析によって企業の安全性を判断するのであれば、基準を予め作成し、公表する必要がある。

しかし、財務諸表分析の結果は、財務諸表を作成した企業の業種や、企業の決算期によって左右される。

例えば、製造業などの企業の流動比率は、小売・サービス業などの企業の流動比率より高い傾向にある。製造業では原材料を購入し、製造ラインで製品を製作し、販売するまでのプロセスが長期間となる。原材料の購入時点で支払いが発生し、それを製品の販売代金で回収するまで、工場の運転経費や人件費を支払う必要がある。そこで手元に資金を保有しておく必要があるため、流動資産が多く計上され、流動比率は高くなる傾向にある。

業種別の流動性比率ランキングなどを見ると、製造業では200%から300%以上の流動比率となる企業が多い。

一方、小売・サービス業は、商品の仕入や人件費の支払いから、商品の売上や役務の提供までのプロセスは短期間であり、製造業に比べれば手元に資金を保有しておく必要性は低い。その結果、流動性は低くなる傾向にある。

業種別の流動性比率ランキングなどを見ると、小売・サービス業では 100%から 300%までの流動比率となる企業が多い。

また、資金の支払いが集中する時期、資金の回収が集中する時期も、業種や企業によって様々であり、企業の決算期(企業の決算期は自治体と異なり、3月末である必要はない)によって財務諸表分析の結果は左右される。同じ業種であっても、資金の回収が集中する時期を決算期とした会社と資金の支払が集中する時期を決算期とした会社では、財務諸表分析の結果は異なってくる。

また、採用する会計基準によっても比率は左右されるため、この財務分析の結果が提案競技の評価に大きな影響を与える場合には、どのような評価基準を提案企業にとって公平ではないとの異論が出る可能性は高い。

(専門的な知識)

企業の財務諸表を評価するには、企業会計に関する専門的な知識が必要となる。また提案競技に参加する法人によって会計基準も異なる。一般企業の企業会計と、公益財団法人の企業会計は異なるし、学校法人であれば学校法人会計、独立行政法人であれば独立法人会計とそれぞれの会計基準の知識も必要となる。

複雑な分析や評価は、評価担当者が有する専門的な知識やノウハウによって左右され、結果として公平な提案競技の評価を阻害する可能性がある。また複雑な分析や評価を行うため、外部の専門家に委託するのであれば、その委託業者の選定作業が必要となり、委託費や事務作業に係る費用がかかることになり、結果として提案競技が避けられ、減少するようなことがあってはならない。

よって分析や評価についても、自治体職員が特に専門的な知識もなく実施することが出来るように簡便的なものでなくてはならない。

(財務諸表は適切に作成されているか)

適切な財務諸表分析は、提出された財務諸表が会計基準に則って適切に作成されていることが前提となる。適切に作成されていない財務諸表を分析し、提案競技の評価に加えるならば、かえって提案競技の公平な評価を妨げることになる。

提案企業に参加する企業が会計監査を受けている企業であれば、提出された財務諸表の数値をそのまま利用して、財務分析した結果を信用することが出来るが、監査を受けていない企業の財務諸表を分析するのであれば、財務諸表の内容を調査し、修正する必要があるか判断しなければならない。

例えば多額の特別利益や特別損失が計上されている損益計算書や、期間比較の結果、売上高や売上原価に著しい増減がある損益計算書は、適切に作成されたものかどうか判断する必要がある。

また貸借対照表においても、2会計期間による分析の結果、残高に変化のない流動資産や固定資産があれば、不良資産や償却漏れの可能性がある。

しかし、そのような判断や修正金額の算定には、会計に関する専門的な知識や経験が必要であり、例えば、公認会計士や税理士などの職業的専門家が行った場合であっても、その判断や修正金額は人によって異なる。

よって、公平性の観点から、提案競技において提出された財務諸表を修正する場合には、慎重に行うべきである。

(提出企業の財務諸表のみを評価すれば十分なのか)

業務を受託する企業の財務諸表を分析し、企業の財務安全性に問題があると判断しても、その企業は必ずしも倒産するわけではない。実際、当該事業の受託企業となったA社は2期連続の債務超過ではあったが、期中に倒産しておらず、最後まで事業を遂行し、完了検査も

受けている。

債務超過で赤字であるにも関わらず倒産しないという現象は、非上場企業では決して珍しいものではない。

例えば、経営者が多額の役員報酬をもらっている企業であれば、多額の役員報酬を支払った結果、企業は赤字が続いて債務超過になったとしても、経営者個人の資金には余裕があり、企業の返済については経営者が返済することで倒産に至らないケースがある。

また、企業に出資している親会社や企業が出資している子会社がある場合、親会社や子会社との間で、親会社や子会社に有利な取引を行った結果、企業の業績は悪化しても親会社や子会社も含めたグループ全体では業績は良好であり、債務超過や赤字の企業でもグループ全体が財政的な支援を行っているため、倒産には至らないケースがある。

そのため、金融機関が融資先を査定する場合、融資する企業の財務諸表のみではなく、経営者や親会社、子会社も含めたところで分析し、融資できるかどうかの判断を行う(これを自己査定という)。

自治体の場合、提案競技に参加する企業の経営者の財務状態を把握することは困難であり、親会社や子会社の財務諸表まで含めて分析するのは、行政事務の負担となる。

【意見Ⅳ-1-(1)-19】提案競技における財務諸表の評価について

福岡市では委託業務の相手先を選定するために提案競技を実施する際に、提案書を提出する業者の財務諸表を入手することとなっている。福岡市に業者登録をしていない業者も提案競技に参加することは可能であるため、提案する企業の概要を把握する必要があるためである。

当該事業においても提案競技を行っており、提案企業の財務諸表として、提案時における直近2会計年度の貸借対照表と損益計算書を入手しているが、提案業者が2期連続の債務超過であるにも関わらず、提案競技において何ら考慮されていなかった。

財務諸表を入手しても、それをどのような方法で提案競技の評価に反映させるのか、ルールが定められておらず、提案競技の評価対象にされていなかった。結果として債務超過の企業が、提案競技の最優秀企業として選定され、委託業務契約が締結された。

結果としては、当該業者は倒産しておらず、委託業務の遂行には支障はなく、完了検査も受けている。

(改善提案)

入手した財務諸表により業者の財政状況を評価し、財務的な観点から委託する業務を安定して遂行できる能力を有しているどうか判断されたい。

④-1-28 通級指導教室の整備

(1) 事業の概要

事業名	通級指導教室の整備		
事業目的	小・中学校及び市立高校の通常学級に在籍している軽度の障がいのある児童生徒が、主として各教科等の指導を通常学級で行いながら、通級による指導の時間だけ通級指導教室のある学校に移動して、当該児童生徒の障がいに応じた特別の指導を行う通級指導教室を整備して、障がいに基づく種々の困難の改善・克服を目指す。		
事業内容	通級指導教室の整備		
担当部署	発達教育センター・教育環境課		
事業の根拠 (法令, 条例, 規則, 要領等)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法施行規則第 140 号 ・平成 18 年 3 月 31 日付け初等中等教育局長通知「通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者, 情緒障害者, 学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について」 		
「あたらしい福岡の教育計画」おける位置づけ	基本的考え方1 たくましく生きる子どもの育成(重点施策1-⑧)		
事業開始年度	—	事業終了年度	—
事業実施方法	直営	委託内容	—

(2) 事業費の推移

(単位: 千円)

	予算額	決算額	増減額	増減理由
H27	37,025	25,215	△11,810	契約落差等による
H28	20,722	135,377	114,655	繰越予算があることによる
H29	16,430	15,060	△1,370	契約落差等による
H30	8,085	10,891	2,806	想定より工事費が上回ったことによる
R1	45,805	—	—	—

(3) 事業費の内訳 (H30)

(単位: 千円)

費目(節)	決算額	主な内容
印刷消耗品費	765	新設通級指導教室の運営事務費
委託料	8,702	通級指導教室新設に係る整備等
備品購入費	1,424	新設通級指導教室の初期整備(備品)

(4) 事業費の財源

(単位: 千円)

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
国庫	0		
市(一般財源)	10,891		
市債	0		
その他	0		
合計	10,891		

(5) 事業効果とその推移

【効果指標の種類】

該当しない

(実施した手続)

アンケートの回答を入手し公表情報との整合性を確認したが、特記すべき事項はなかった。

④-1-29 特色ある教育推進事業

(1) 事業の概要

事業名	特色ある教育推進事業		
事業目的	開かれた学校づくりの視点に立って、地域人材や社会施設の活用など地域と連携した特色ある教育活動を推進することにより、学校教育全体の活性化を図る。		
事業内容	各学校の「特色ある教育推進事業計画書」をもとに、予算を配分し特色ある教育活動を促す。		
担当部署	学校指導課		
事業の根拠 (法令, 条例, 規則, 要領等)	小学校学習指導要領, 中学校学習指導要領		
「あたらしい福岡の教育計画」おける位置づけ	基本的考え方1 たくましく生きる子どもの育成(重点施策1-④)		
事業開始年度	平成12年度	事業終了年度	
事業実施方法	直営	委託内容	

(2) 事業費の推移

(単位: 千円)

	予算額	決算額	増減額	増減理由
H27	14,353	29,130	14,777	各学校が地域と連携した教育活動を積極的に行ったことによる
H28	15,362	33,590	18,228	各学校が地域と連携した教育活動を積極的に行ったことによる
H29	16,448	32,341	15,893	各学校が地域と連携した教育活動を積極的に行ったことによる
H30	15,606	42,700	27,094	各学校が地域と連携した教育活動を積極的に行ったことによる
R1	18,027	—	—	—

(3) 事業費の内訳 (H30)

(単位: 千円)

費目(節)	決算額	主な内容
報償費	39,086	講師謝金
印刷消耗品費	1,173	画用紙代等
食糧費	1,192	講師お茶, 菓子代
役務費	153	ボランティア保険料等

費目(節)	決算額	主な内容
自動車借上料	559	特別支援学校バス借上等
借損料	214	施設入場料等
備品購入費	323	タブレットPC購入費等

(4) 事業費の財源 (単位:千円)

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
国庫	—	—	
市(一般財源)	42,700	—	
市債	—	—	
その他	—	—	
合計	42,700	—	

(5) 事業効果とその推移

【効果指標の種類】

指標	指標の説明	指標の目標値
活動指標	提出された計画書の数	100%
成果指標	提出された報告書の数	100%

【指標の推移】

	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	231	231	0	
H28	231	231	0	
H29	232	232	0	
H30	227	227	0	
R1	225	—	—	—

(実施した手続)

- a 毎年度における予算超過の状況確認

【意見Ⅳ-1-(1)-20】予算超過について

当該事業は、決算額が平成27年度から平成30年度まで大幅に予算超過となっている。予算超過の対応についてヒアリングしたところ、いずれも予算流用で対応しているとのことであった。

予算超過とならないように予算編成が行われなかった理由についてヒアリングしたところ、「子どもや地域の実態に応じた特色ある学校づくりを推進するため、各学校長の裁量により学校に配分された予算を組み替えて予算編成ができることとしているが、当初予算の見込みを上回る組み替えが行われたことにより、予算超過となったものである。」とのことであった。

事業費のほとんどを報償費が占めていることから、予算超過の主な原因は講師謝金であると思われる。そこで招致された講師人数について質問したところ、「各学校長の裁量により学校に配分された予算編成の枠の中で講師招聘しているので、各学校の講師の人数は把握していない。」とのことであった。

本来、学校に配分された予算を超過して歳出を行うのであれば、その原因についての報告があつて然るべきである。例えば予算を超過して講師謝金を支払うのであれば、その超過した原因として、どのような講師を呼び、どの程度の講師謝金を支払ったのか、把握しておくことが望ましい。

学校に配分された予算を超過しても、その原因を把握して次年度の予算に反映せず、毎年度流用で対応して予算超過が常態化するのには、予算執行の姿勢として適切であるとは言えない。

(改善提案)

学校に配分する予算を超過する場合には、その理由について報告させるように改め、学校の活動に必要な予算であれば、次年度の予算に反映させることが望ましい。

この点について、担当部署と協議したところ、以上の課題について解決を図るため、令和2年度予算からは、学校が計画している額を当初予算へ反映させたとのことであった。

b 当該事業における計画書と報告書について

予算超過となっている原因は、各学校から提出されている計画書の不備ではないかと思ひ、各学校の計画書を閲覧したが、そもそも予算について記載する計画書にはなっておらず、予算についての記載はほとんど見受けられなかった。

計画書の記載項目は以下のとおりである。

平成30年度 特色ある教育推進事業 事業計画書

事業推進のねらい							
分類	事業項目	活動内容	実施	学年	GT(延べ人数)	道徳教育との関連させた地域人材の活用	備考
1	国際理解	文化体験(外国語活動は除く)					
		外国語活動(1~4年)					※ GT支援事業(3・4年生)の8時間以外の報償費()円
		姉妹校交流					※ 国名()
		GTからの講話					
		その他 []					
2	福祉教育	車椅子体験					
		アイマスク体験					
		手話・点字体験					
		介護ボランティア					※ 介護福祉施設でのボランティア体験は下の欄に
		福祉施設体験					※ 福祉施設の種類 どちらかに○を(介護施設・その他:)
		高齢者・老人会との交流(福祉の視点で)					※昔の遊び等の交流は「6」の欄に記入
		その他 []					
3	環境教育	リサイクル					※GTについてあてはまるものに○()地域の方()環境局()その他
		クリーン活動					※GTについてあてはまるものに○()地域の方()環境局()その他
		花・野菜植え					※GTについてあてはまるものに○()地域の方()環境局()その他
		たい肥作り					※GTについてあてはまるものに○()地域の方()環境局()その他
		環境調査・保護					※GTについてあてはまるものに○()地域の方()環境局()その他
		講話・聞き取り					※GTについてあてはまるものに○()地域の方()環境局()その他
		飼育					※GTについてあてはまるものに○()地域の方()環境局()その他
		その他 []					※GTについてあてはまるものに○()地域の方()環境局()その他
4	情報教育	基本的な操作					
		情報活用・情報発信					
		情報ネットワーク活用					
		情報モラル					
		教科・総合関連					
		その他 []					
5	進路指導	学校体験					
		職場体験					
		生き方講話					
		施設訪問					
		その他 [キャリア教育]					

分類	事業項目	活動内容	実施	学年	GT(延べ人数)	道徳教育との関連させた地域人材の活用	備考
6	地域・伝統文化教育	昔の遊び					
		町の様子・歴史調べ					
		平和に関する学習					
		伝統芸能・行事					※内容()
		高齢者・老人会との交流 (地域・伝統文化教育の視点で)					
		その他 [グランドゴルフ交流]					
7	男女平等教育	体験型学習					
		はらっぱの活用					
		その他 []					
8	健康・安全教育	健康教育					
		安全教育					
		防犯教育					
		その他 []					
9	食に関する指導	給食に関すること					
		食習慣					
		その他 []					
10	勤労・生産的教育活動	米作り(田)					※GTについてあてはまるものに○ ()地域の方()JA()その他
		米作り(バケツ等)					※GTについてあてはまるものに○ ()地域の方()JA()その他
		花づくり					※GTについてあてはまるものに○ ()地域の方()JA()その他
		野菜作り					※GTについてあてはまるものに○ ()地域の方()JA()その他
		清掃活動					
		施設等見学訪問					※訪問先(地域の商店や食堂等)
		その他 []					
11	その他						

また計画書に対して報告書も入手し、閲覧した。

記載内容については計画書と同じである。ただし計画と実績が並ぶような報告書ではないため同じ学校の計画書と報告書を見比べないと、計画どおりに事業が実施されたかどうかは分からない。

計画書と報告書の入手は、学校でどのような特色ある教育推進事業を実施する計画であるか、また実施したかを把握するためのものであり、計画と実績を比較して、計画どおりに事業が実施されていない場合に、学校に対して指導や改善提案を行うことを想定しているわけではないとのことであった。

【意見Ⅳ-1-(1)-21】計画書と報告書について

特色ある教育推進事業では、各学校からどのような事業を行い、何名の講師を招致する予定なのかを詳細に記載する計画書が提出されており、事業終了後に実際にどのような事業を行った報告書を提出させている。

報告書については、各学校がどのような特色ある教育推進事業を実施したか把握するためには必要な書類であると思われるが、計画と実績を比較する様式にはなっておらず、計画どおりに事業が実施できたか確認できない。

計画書については予算を記載することになっていないため、予算編成の根拠資料として利用できない。

実際に計画書と報告書を比較しても計画どおりに行われている事業は多くはなく、学校の裁量により計画は変更され実施されており、計画書と異なることを理由に、学校に対して指導や改善提案は行われていない。

(改善提案)

計画書の作成には学校側で多くの時間がかかり事務負担となっている一方で、計画書の活用が十分に行われているとは言い難い。

事業効果の検証や将来の取組みに活用できるよう、計画書及び報告書の様式の改訂を検討するとともに、その内容を分析し学校現場へのフィードバックを行うことを検討されたい。

c 報酬の決定者とチェック者

各講師の謝礼金については、講師謝礼金の単価基準に基づいて各学校の学校長判断で決定しており、各共同学校事務室および会計室審査課がチェックしている。

d 成果指標について

【意見Ⅳ-1-(1)-22】成果指標について

特色ある教育推進事業では、活動指標として提出された計画書の数が、成果指標として提出された報告書の数が挙げられている。

確認したところ、計画書と報告書がすべての学校から提出されていたが、報告書の提出は業務として実施しなければならないもので、活動指標としてすべての学校に提出させるといった目標を設定することは考えられるが、特色ある教育推進事業の成果指標ではない。

(改善提案)

特色ある教育推進事業の成果を測定できるような何らかの成果指標を設定されたい。

各学校で特色ある教育推進事業を実施しており、色々な分野での活動があるため、市全体としての単一の成果指標の設定が困難であれば、各学校での自主的な成果指標の設定が望ましい。

各学校には、どのような学校にしたいのか、どのような教育をしたいのかといったビジョンがあり、そのビジョンを達成するために特色ある教育推進事業を実施するのであるから、そのようなビジョンを学校で設定することについて検討されたい。

④-1-30 特別支援学級の整備

(1) 事業の概要

事業名	特別支援学級の整備		
事業目的	障がいのある児童生徒に対し、少人数の学級できめ細かな教育を行うため、特別支援学級を整備して、障がいに基づく種々の困難の改善・克服を目指す。		
事業内容	(1)特別支援学級の設置・運営 (2)特別支援学級の施設整備		
担当部署	発達教育センター・教育環境課		
事業の根拠 (法令, 条例, 規則, 要領等)	・学校教育法第 81 条第 2 項 ・平成 25 年 10 月 4 日付け文部科学省初等中等教育長通知「障がいのある児童生徒に対する早期からの一貫した支援について」		
「あたらしい福岡の教育計画」おける位置づけ	基本的考え方1 たくましく生きる子どもの育成(重点施策1-⑧)		
事業開始年度	—	事業終了年度	—
事業実施方法	直営	委託内容	—

(2) 事業費の推移

(単位: 千円)

	予算額	決算額	増減額	増減理由
H27	17,288	16,867	△421	契約落差等による
H28	7,423	4,982	△2,441	契約落差等による
H29	27,862	76,772	△48,910	繰越予算があることによる
H30	191,159	116,968	△74,191	契約落差等による
R1	16,159	—	—	—

(3) 事業費の内訳 (H30)

(単位: 千円)

費目(節)	決算額	主な内容
報酬	58,639	特別支援学級嘱託員報酬
共済費	19,340	社会保険料
賃金	337	年休代替職員賃金
印刷消耗品費	2,220	新設特別支援学級の運営事務費
役務費	542	交通費等
委託料	30,009	特別支援学級新設に係る整備等
備品購入費	5,381	新設特別支援学級の初期整備(備品)

費目(節)	決算額	主な内容
諸会議負担金	500	

(4) 事業費の財源

(単位:千円)

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
国庫	0		
市(一般財源)	105,950		
市債	1,500	75%	学校建設債
その他	9,518		厚生年金保険料等
合計	116,968		

(5) 事業効果とその推移

【効果指標の種類】

該当しない

(実施した手続)

平成 30 年度決算において特別支援学級嘱託員報酬と共済費が 78 百万円程度計上されているが、当該事業の令和元年度予算は 16 百万円となっているため、特別支援学級嘱託員の報酬及び共済費の予算計上についてヒアリングしたところ、特別支援学校嘱託員は毎年配置されているもので、令和元年度予算における嘱託員報酬等は、特別支援学級嘱託員報酬事業として教育センター費で予算編成しているとのことであった。

④-1-31 特別支援学校就労支援事業

(1) 事業の概要

事業名	特別支援学校就労支援事業		
事業目的	企業・事業所、学校、関係機関、保護者等による連携を図るため「夢ふくおかネットワーク」を組織し、事業を展開することで、障がいの特性や障がい者の実習・就労に対する理解を広げ、特別支援学校生徒の企業・事業所への就労を促進する。		
事業内容	(1) 夢ふくおかネットワーク (2) 就職指導員の配置 (3) 職業技能指導者派遣 (4) 博多高等学園カフェ運営		
担当部署	発達教育センター		
事業の根拠 (法令、条例、規則、要領等)	平成 30 年4月2日付け厚生労働省職業安定局長通知「障害者の雇用を支える連携体制の構築・強化について」の改正について		
「あたらしい福岡の教育計画」おける位置づけ	基本的考え方1 たくましく生きる子どもの育成(重点施策1-⑧)		
事業開始年度	平成 24 年度	事業終了年度	—
事業実施方法	直営	委託内容	—

(2) 事業費の推移

(単位:千円)

	予算額	決算額	増減額	増減理由
H27	13,839	12,906	△933	
H28	13,221	12,280	△941	
H29	10,273	9,119	△1,154	
H30	10,264	9,725	△539	
R1	10,275	—	—	—

(3) 事業費の内訳 (H30)

(単位:千円)

費目(節)	決算額	主な内容
報酬	5,785	就職指導員報酬
共済費	1,909	社会保険料
報償費	1,347	講演会講師謝礼金, 職業技能者派遣謝礼金
印刷消耗品費	582	博多高等学園カフェ材料費
被服費	67	博多高等学園カフェ被服費

費目(節)	決算額	主な内容
役務費	25	就職指導員交通費
諸会議負担金	10	博多高等学園カフェ営業許可手続

(4) 事業費の財源

(単位:千円)

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
国庫	2,210	1/3	教育支援体制整備事業補助金
市(一般財源)	6,631		
市債			
その他	884		社会保険料
合計	9,725		

(5) 事業効果とその推移

【効果指標の種類】

指標	指標の説明	指標の目標値
活動指標	ネットワーク事業の参加者数	450 社
成果指標	知的障がい特別支援学校 就労率	30%

【指標の推移】

	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	30%	32.7%	2.7%	
H28	30%	25.8%	△4.2%	
H29	30%	35.1%	5.1%	
H30	30%	29.8%	△0.2%	
R1	30%	—	—	

(実施した手続)

a 夢福岡ネットワーク事業セミナー参加者

活動指標である夢福岡ネットワーク事業の参加者数について、平成 27 年度から平成 30 年度までの各年度の目標人数とセミナー参加者実績は以下のとおりであった。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
目標値	450 人	450 人	450 人	450 人
セミナー参加者実績	427 人	472 人	502 人	445 人

b 知的障がい特別支援学校就労率

知的障がい特別支援学校就労率の目標は 30%であり,その実績はアンケート記載のとおりである。平成 30 年度の実績は 29.8%とほぼ目標は達成している。

そこで,「知的障がい特別支援学校就労率」について全国平均,福岡県平均と比較したデータを入手したところ,結果は以下のとおりであった。なお,各年度の福岡市における卒業生数と就労者数も掲示している。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
全国平均	32.1%	32.9%	34.0%	34.9%
福岡県平均	35.8%	41.8%	44.9%	43.4%
福岡市	32.7%	25.8%	35.1%	29.8%
卒業生 (知的)	168 人	155 人	151 人	171 人
就労者数	55 人	40 人	53 人	51 人

福岡市の就労率は,全国平均と比べて大きな乖離はないが,平成 28 年度と平成 30 年度は大きく下回っている状況にある。福岡県平均と比較すると毎年度大きく下回っている状況にある。

福岡市としては,平成 31 年4月に市立知的障がい特別支援学校の高等部保護者(347 名回答/511 名中)に対する就労に関するアンケートを実施している。その結果によれば,企業就労するには「本人の意欲」や「職業準備性」「職業スキル」が不足している,課題があると回答が全体の約半数を占めているとのことであった。あわせて,卒業後にすぐにも就労させたいという保護者の希望が少ないこと,お子さんが企業で働くイメージができないと回答している保護者が多いことから,学校側の取組と保護者の意向が一致せず,結果として企業就労を希望する生徒が少なくなっていることが,就労率が低い結果につながっている可能性があるとのことであった。

また,最近は放課後等デイサービスの利用が多く,公共の交通機関を利用する機会が減少し,自力で通勤することが困難な生徒が多くなっていることから,職業準備性が不足していることも,就労率が低くなった要因として考えられるとのことであった。

【意見Ⅳ-1-(1)-23】知的障がい特別支援学校就労率の向上について

福岡市における,平成 30 年度の知的障がい特別支援学校就労率は 29.8%であったが,全国平均 34.9%,福岡県平均 43.4%に比べると低い水準にある。

(改善提案)

現在,福岡市では,知的障がい特別支援学校就労率の目標を 30%と設定しているが,全国

平均さらに福岡県平均を目指して、より高い目標を設定し、知的障がい生徒の就労率を高めるための施策を打ち出すことが望ましい。

④-1-32 特別支援教育支援員等の配置

(1) 事業の概要

事業名	特別支援教育支援員等の配置		
事業目的	小中学校等に在籍する配慮を要する児童生徒の学校生活や学習活動上のサポートなどを行うため、特別支援教育支援員(31年度から「学校生活支援員」へ名称変更)を配置し、校内での支援体制を充実する。 また、学校生活支援ボランティアを派遣する。		
事業内容	(1) 学校へ対象児童生徒の在籍調査を実施し、学校生活支援員を配置する。 (2) 学校生活支援ボランティアを派遣希望校へ派遣、ボランティア保険に加入して活動する。		
担当部署	発達教育センター		
事業の根拠 (法令, 条例, 規則, 要領等)	平成19年4月1日付け文部科学省初等中等教育長通知「特別支援教育の推進について」		
「あたらしい福岡の教育計画」おける位置づけ	基本的考え方1 たくましく生きる子どもの育成(重点施策1-⑧)		
事業開始年度	平成19年度	事業終了年度	—
事業実施方法	直営	委託内容	—

(2) 事業費の推移

(単位: 千円)

	予算額	決算額	増減額	増減理由
H27	163,638	148,764	△14,874	
H28	154,027	152,576	△1,451	
H29	174,604	158,083	△16,521	
H30	190,151	156,216	△33,935	
R1	189,852	—	—	—

(3) 事業費の内訳 (H30)

(単位: 千円)

費目(節)	決算額	主な内容
共済費	2,019	社会保険料
賃金	153,896	特別支援教育支援員賃金
印刷消耗品費	109	事務費
役務費	192	配置先決定のための調査に係る交通費(ICカード)

(4) 事業費の財源

(単位:千円)

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
国庫	0		
市(一般財源)	155,717		
市債	0		
その他	499		厚生年金保険料等
合計	156,216		

(5) 事業効果とその推移

【効果指標の種類】

指標	指標の説明	指標の目標値
活動指標	配置(校)率	100%
成果指標	配置校の満足度	70%

【指標の推移】

	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	100%	98%	△2%	
H28	70%	62%	△8%	
H29	70%	70%	—	
H30	70%	集計中	—	
R1	70%	—	—	

(6) 職員等の配置実績

	職員等数	備考
H27	180	発達教育センター正規職員 10 人, 特別支援教育支援員(臨時的任用職員) 170 人
H28	180	発達教育センター正規職員 10 人, 特別支援教育支援員(臨時的任用職員) 170 人
H29	195	発達教育センター正規職員 10 人, 特別支援教育支援員(臨時的任用職員) 185 人
H30	210	発達教育センター正規職員 10 人, 特別支援教育支援員(臨時的任用職員) 200 人
R1	224	発達教育センター正規職員 11 人, 特別支援教育支援員(臨時的任用職員) 213 人

(実施した手続)

ア) 予算の未執行について

平成 27 年度, 29 年度, 30 年度において, 予算の未執行が多額となった理由は, 「特別支援教育支援員について, 支援を要する児童生徒がいなかったり, 特別教育支援員の募集に対し適切な人材を確保できず計画どおりの任用ができなかったことなどにより, 任用しない期間が生じ不用額が出たもの。」とのことであった。

イ) 特別支援教育支援員について

「特別支援教育支援員配置要領」を入手し、勤務内容、報酬等について把握した。特別支援教育支援員は年度ごとの登録制となっており、登録年数に上限はない。

特別支援教育支援員は「地方公務員法」第 22 条第 2 項に基づく臨時的任用職員であり、その任用期間については、「臨時的任用職員の任免事務処理要領」にて、原則として 2ヶ月以内となっている。

福岡市の臨時的任用職員の取り扱いでは、一度任用実績があるものを再度任用する場合には、直近の任用した期間が 2ヶ月以上の場合には、直近の任用期間満了の日から少なくとも 2ヶ月、2ヶ月未満の場合には、少なくとも任用した期間を開けた後に任用を行うことが出来る、となっている。

よって、支援員を配置する対象となった児童に対し、一人の支援員が年間を通して配置されることが出来ない。

そこで平成 27 年度から監査対象年度まで、支援員を配置する対象となった児童に対し、実際に配置された支援員の数、そして学校からは支援員の配置についてどのような希望があったのか質問したところ、以下の回答であった。

	支援員を配置する対象となった児童数	学校からの支援員配置希望人数	学校からの希望に対し、実際に配置された支援員の人数。	特別支援教育支援員登録者数
平成 27 年度	228 人	285 人	228 人	不明
平成 28 年度	226 人	298 人	226 人	不明
平成 29 年度	231 人	308 人	231 人	415 人
平成 30 年度	235 人	301 人	235 人	411 人

【意見Ⅳ-1-(1)-24】特別支援教育支援員の配置について

特別支援教育支援員は「地方公務員法」第 22 条第 2 項に基づく臨時的任用職員であり、原則として 2ヶ月以内の任用期間となっている。そのため、支援員を配置する対象となった児童について 2ヶ月以上の支援が必要であると学校が判断した場合には、1人の児童に複数名の支援員の配置が希望されることとなる。

監査対象年度における支援員を配置する対象となった児童数は 235 人に対して、学校からの支援員配置希望人数は 301 人であり、学校の希望とおりに配置されていなかった。

その要因としては、実際の配置にあたり、対象となる児童生徒の保護者との支援内容に関する調整に時間を要したことによる機会の喪失、学校生活支援員に従事する人材不足が想定される。

当該事業のアンケートによれば、当該事業に対する配置校の満足度は 70%程度に留まっているが、学校からの希望とおりに配置が行われないことも一因であると考えられる。

(改善提案)

学校からの支援員配置希望に応じた配置を行うように努められたい。

④-1-33 福岡・釜山教育交流事業

(1) 事業の概要

事業名	福岡・釜山教育交流事業		
事業目的	福岡市・釜山広域市の両機関の相互理解・相互交流・情報交換の場を確保する。また相互交流を通じて両国の理解を深め、協力・友好関係を発展させる。		
事業内容	平成 21 年9月に釜山広域市と締結した教育交流に関する覚書に基づき、隔年で福岡市と釜山広域市の中学生 10 人と引率教員4人を相互派遣・受入し、交流を実施するもの。		
担当部署	教育支援課		
事業の根拠 (法令, 条例, 規則, 要領等)	教育交流に関する覚書		
「あたらしい福岡の教育計画」おける位置づけ	基本的考え方1 たくましく生きる子どもの育成(重点施策1-①~⑧)		
事業開始年度	平成 22 年度	事業終了年度	
事業実施方法	直営	委託内容	

(2) 事業費の推移

(単位: 千円)

	予算額	決算額	増減額	増減理由
H27	1,952	581	△1,371	福岡市からの派遣を見送ったため
H28	1,745	674	△1,071	副読本の増刷の中止による
H29	1,000	625	△375	主に宿泊地借上契約の契約落差による
H30	500	0	△500	福岡市からの派遣を見送ったため
R1	500	—	—	—

(3) 事業費の内訳 (H30)

(単位: 千円)

費目(節)	決算額	主な内容
旅費	0	派遣生徒・引率教員の旅費
役務費	0	海外旅行保険料
報償費	0	記念品代
使用料及び賃借料	0	海外携帯電話レンタル料

(4) 事業費の財源 (H30)

(単位: 千円)

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
国庫	—	—	
市(一般財源)	—	—	
市債	—	—	
その他	—	—	
合計	—	—	

(5) 事業効果とその推移

【効果指標の種類】

指標	指標の説明	指標の目標値
成果指標	派遣生徒, 受入校, 受入家庭の満足度(良い・非常に良いという回答率)(%)	90%
	発表会参加者の満足度(良い・非常に良いという回答率)(%) ※派遣時のみ	90% ※派遣時のみ

【指標の推移】

	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27(派遣)	90%	—	—	派遣見送り
	90%	—	—	
H28(派遣)	90%	100%	同水準	—
	90%	100%	同水準	
H29(受入)	90%	100%	同水準	—
	—	—	—	
H30(派遣)	90%	—	—	派遣見送り
	90%	—	—	
R1(派遣)	90%	—	—	—
	90%	—	—	

(実施した手続)

アンケートの回答を入手し公表情報との整合性を確認したが、特記すべき事項はなかった。

④-1-34 保幼小中連携の推進

(1) 事業の概要

事業名	保幼小中連携の推進		
事業目的	保育所(園), 幼稚園, 小学校, 中学校, 特別支援学校の教育内容・方法等を相互に理解し, 校種間の関係を密にして, 円滑な接続を図る。		
事業内容	福岡市保・幼・小・中連絡協議会, 小中連携担当者会の実施 等		
担当部署	学校指導課		
事業の根拠 (法令, 条例, 規則, 要領等)	幼稚園教育要領, 保育所保育指針, 幼保連携型認定こども園教育・保育要領, 小学校学習指導要領, 中学校学習指導要領		
「新しいふくおかの教育計画」における位置づけ	基本的考え方1 たくましく生きる子どもの育成(重点施策1-①, ②, ⑦)		
事業開始年度	平成 28 年度	事業終了年度	—
事業実施方法	直営(一部委託)	委託内容	研究記録作成, 園舎解体工事に係る実施設計

(2) 事業費の推移

(単位: 千円)

	予算額	決算額	増減額	増減理由
H27	—	—	—	
H28	12,778	6,322	△6,456	契約落差等
H29	7,539	5,019	△2,520	経費節減等
H30	114,624	94,090	△20,534	契約落差等
R1	25,165	—	—	—

(3) 事業費の内訳 (H30)

(単位: 千円)

費目(節)	決算額	主な内容
報償費	105	幼稚園跡地活用検討委員会の委員報酬
印刷消耗品費	861	幼稚園研究記録の印刷, 閉園式資料の印刷等
役務費	537	幼稚園閉園に係るピアノ運搬経費, 不動産鑑定
委託料	8,547	園舎解体工事に係る実施設計等
共済費	4	臨時職員雇用保険料
自動車借上料	43	園外保育バス代補助
工事請負費	83,993	園舎解体工事費

(4) 事業費の財源

(単位:千円)

区分	金額	割合	詳細 (補助金名等)
国庫	—	—	
市 (一般財源)	—	—	
市債	—	—	
その他	150,042	—	用地の売却収入等
合計	150,042	—	

(5) 事業効果とその推移**【効果指標の種類】**

指標	指標の説明	指標の目標値
① 連絡会等の実施	福岡市保・幼・小・中連絡協議会年3回実施。 小中連携教育担当者連絡会年1回実施。	100%
② 自主的な取組の推進	全中学校ブロックでの学習, 生活, 地域連携の取組みの実施。	100%

【指標の推移】

①	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	—	—	—	
H28	100%	100%	—	
H29	100%	100%	—	
H30	100%	100%	—	
R1	100%			

②	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	—	—	—	
H28	100%	100%	—	
H29	100%	100%	—	
H30	100%	100%	—	
R1	100%			

(実施した手続)

当該事業において、「保幼小中連携の推進」に関わる諸会議は以前から行われているが、庁舎内や福岡市教育センター等、市の施設を会場としていることや、活動費も発生しないことなどから、予算を上げておらず歳出も計上していない。

事業費の多くが解体工事にかかる工事請負費であることから、以下の任意に抽出した以下の契約について、契約関連書類を入手し、業者の選定、契約関連手続、完了検査、支払手続等について検討したが特に指摘すべき事項はなかった。

事業	契約金額(円)	件名	費目
保幼小中連携の推進	32,473,440	和白幼稚園園舎その他解体工事	工事請負費
保幼小中連携の推進	24,921,000	赤坂幼稚園園舎その他解体工事	工事請負費

なお、解体・閉鎖の対象となった幼稚園名は以下のとおり。

閉園:赤坂, 姪浜, 和白, 入部, 内野, 脇山, 雁の巣, 金武

解体:赤坂, 和白, 入部, 内野, 雁の巣

解体されていない3つの幼稚園の今後の活用予定及び時期は以下のとおり。

脇山:平成30年度から、併設された脇山小学校の多目的スペースとして活用している。

金武:令和2年度以降に内部改造を施し、併設された金武小学校の教室として活用を予定している。

姪浜:平成30年度に福岡市こども未来局へ所管替え。

(※こども未来局において既存園舎を改修・増築し、令和元年度から市立姪浜保育園の移転先として活用している。)

解体された5つの幼稚園の敷地について、今後の活用予定及び時期は以下のとおり。

赤坂:令和2年度から併設された赤坂小学校のグラウンドとして活用を予定している。

和白:平成30年度に民間事業者売却している。(※令和2年4月に認可保育所を開所予定)

入部:地域とも協議しながら跡地活用を検討。

内野:令和2年度に福岡市道路下水道局の工事ヤードでの一時使用后、令和3年度に民間事業者公募を予定している。

雁の巣:園舎解体後の令和元年度末に福岡市こども未来局へ所管替え。

(※こども未来局において児童発達支援センター設置に向け事業推進中)

④-1-35 魅力ある高校づくりの推進

(1) 事業の概要

事業名	魅力ある高校づくりの推進		
事業目的	「福岡市立高等学校活性化に向けた取組方針(第2次)」に基づき、各学校において特色ある取組を推進する。		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「福岡市立高等学校活性化に向けた取組方針(第2次)」に基づいた取組の推進 ・各学校において学校紹介パンフレット等を作成し、進路説明会や中学校訪問時に配布 ・市立高校合同紹介リーフレット等の作成・配布などにより、市立高校にかかる広報を強化 		
担当部署	指導部学校教育企画担当		
事業の根拠 (法令, 条例, 規則, 要領等)	福岡市立高等学校活性化に向けた取組方針(第2次)		
「あたらしい福岡の教育計画」おける位置づけ	基本的考え方1 たくましく生きる子どもの育成(重点施策1-①~⑧)		
事業開始年度	不明	事業終了年度	—
事業実施方法	直営	委託内容	—

(2) 事業費の推移

(単位: 千円)

	予算額	決算額	増減額	増減理由
H27	3,537	2,617	△920	報償費, 印刷消耗品費等差額
H28	6,863	5,975	△888	報償費, 旅費, 備品購入費等差額
H29	24,308	15,821	△8,487	委託料, 備品購入費等差額
H30	6,962	6,243	△719	印刷消耗品費, 委託料等差額
R1	8,755	—	—	—

(3) 事業費の内訳 (H30)

(単位: 千円)

費目(節)	決算額	主な内容
共済費	5	臨時職員の賃金に係る社会保険料
賃金	560	臨時職員の賃金
普通旅費	1,156	高等学校活性化推進事業 関連出張
印刷消耗品費	2,181	高校活性化推進事業関連事務用品購入 学校要覧, 学校案内, 合同紹介リーフレット作成

費目(節)	決算額	主な内容
役務費	130	バス, 地下鉄等交通費, 学校紹介リーフレット等発送
委託料	2,211	福岡西陵高校ネイティブスピーカー委託業務 学校要覧, 学校案内, 合同紹介リーフレット作成
自動車借上料	0	緊急時対応タクシー代 ※執行無し
備品購入費	0	一般事務用 ※執行無し
諸会議負担金	0	高校活性化推進事業 研修会等参加費 ※執行無し

(4) 事業費の財源(H30)

(単位: 千円)

区分	決算額	割合	詳細(補助金名等)
国庫	0		
市(一般財源)	6,243		
市債	0		
その他	9		
合計	6,243		

(5) 事業効果とその推移

【効果指標の種類】

指標	指標の説明	指標の目標値
活動指標	市立高校合同広報活動(仮)実行委員会の実施回数	5回
成果指標	博多工業高校におけるジュニアマイスター(ゴールド)取得者数	15人
	博多工業高校におけるジュニアマイスター(シルバー)取得者数	70人
	志願倍率の状況(全14学科中福岡県立高校の平均志願倍率を上回っている学科数)	10学科
	福岡西陵高校における英検2級相当以上の英語力をもつ生徒数	50人

【指標の推移】

市立高校合同広報活動(仮)実行委員会の実施回数

	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	5	8	3	

	目標値	実績値	増減値	増減理由
H28	5	6	1	
H29	5	3	△2	
H30	5	2	△3	
R1	5	—	—	

博多工業高校におけるジュニアマイスター（ゴールド）取得者数

	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	10	5	△5	
H28	10	14	4	
H29	15	13	△2	
H30	15	25	10	
R1	15	—	—	

博多工業高校におけるジュニアマイスター（シルバー）取得者数

	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	35	54	19	
H28	35	25	△10	
H29	50	25	△25	
H30	50	73	23	
R1	70	—	—	

志願倍率の状況（全14学科中福岡県立高校の平均志願倍率を上回っている学科数）

	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	9	7	△2	
H28	9	10	1	
H29	9	9		
H30	9	9		
R1	10	—	—	

福岡西陵高校における英検2級相当以上の英語力をもつ生徒数

	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	—	—	—	
H28	—	—	—	
H29	50	57	7	

	目標値	実績値	増減値	増減理由
H30	50	120	70	
R1	50	—	—	

(実施した手続)

普通旅費として 1,156 千円が計上されているため、出張命令簿、出張復命書等を入手し、出張命令と出張復命が適切に行われているか検討したが、特に指摘すべき事項はなかった。

【基本的考え方2 信頼される学校づくりの推進】

④-2-1 学校サポーター会議推進事業

(1) 事業の概要

事業名	学校サポーター会議推進事業		
事業目的	各学校に、国の学校評議員制度(学校教育法施行規則第49条)の福岡市版として「学校サポーター会議」を設置し、開かれた学校づくりを推進するとともに、学校教育の活性化を図る。		
事業内容	校長が、学校運営に関する意見や助言を得るために置くことができるものであり、学校の教育活動や学校行事、子ども達の生活の様子等について協議する。(小・中・特・高, 全学校に設置)		
担当部署	教育支援課		
事業の根拠 (法令, 条例, 規則, 要領等)	国の学校評議員制度(学校教育法施行規則第49条)		
「あたらしい福岡の教育計画」おける位置づけ	基本的考え方2 信頼される学校づくりの推進(重点施策2-①~②)		
事業開始年度	平成13年度	事業終了年度	
事業実施方法	直営	委託内容	

(2) 事業費の推移

(単位: 千円)

	予算額	決算額	増減額	増減理由
H27	3,297	2,426	△871	事業費の執行残
H28	3,226	2,291	△935	同上
H29	3,262	2,353	△909	同上
H30	3,233	2,249	△984	同上
R1	3,295	—	—	—

(3) 事業費の内訳 (H30)

(単位: 千円)

費目(節)	決算額	主な内容
報償費	10	
印刷消耗品費	7	
食糧費	2,227	茶菓子代
役務費	5	

(4) 事業費の財源

(単位:千円)

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
国庫			
市(一般財源)	2,249	100%	
市債			
その他			
合計	2,249	100%	

(5) 事業効果とその推移**【効果指標の種類】**

指標	指標の説明	指標の目標値
活動指標	—	—
成果指標	会議開催回数	全校において年3回程度開催する

【指標の推移】

	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	696回	640回	△56	年2回開催の学校が増えたため
H28	696回	636回	△60	同上
H29	699回	633回	△66	同上
H30	681回	607回	△74	幼稚園6園閉園のため
R1	—	607回	—	—

(実施した手続)

学校サポーター会議の内容について検討した。

学校サポーター会議のメンバーは一般的に自治協議会関係者、学識経験者、PTA役員・保護者等で構成され、一学期に1回を目途に開催される。学校サポーター会議では学校評価が行われ、その結果は各学校のホームページで公表されているとのことであったので、実際に公表されているか、複数の学校のホームページを閲覧し公表されていることを確認した。

また成果指標として会議開催回数が挙げられているが、開催した結果、どのような成果があったのかが重要である。教育委員会の回答では、「各学校からたくさんの成果が挙がっており、指標として表すことは難しい」とのことであった。

④-2-2 学校公開週間推進事業

(1) 事業の概要

事業名	学校公開週間推進事業		
事業目的	<p>○全市一斉に学校公開を行う期間を設定することによって、保護者や地域住民及び多くの市民に対して、気軽に学校を訪れ、普段の学校を見る機会を提供するとともに、学校教育に対する理解と関心を深めてもらう。</p> <p>○「地域と連携し開かれた学校づくりの推進」を図るために、学校・家庭・地域の三者が連携し、子どもたちを育てる機運を醸成する。</p> <p>○学校教育活動の実態を公開し、積極的な情報提供を行うとともに、学校に求められる説明責任を果たす一助とする。</p>		
事業内容	各学校の実態に合わせて期間中の特定の日または1週間を通してなど、公開日を設定し、保護者に限らず地域の方など多くの市民に授業や課外活動の様子を公開する。		
担当部署	教育支援課		
事業の根拠 (法令, 条例, 規則, 要領等)	国の「教育・文化週間」に合わせて実施		
「あたらしい福岡の教育計画」おける位置づけ	基本的考え方2 信頼される学校づくりの推進(重点施策2-①~②)		
事業開始年度	平成 16 年度	事業終了年度	
事業実施方法	直営	委託内容	

(2) 事業費の推移

(単位: 千円)

	予算額	決算額	増減額	増減理由
H27	29	16	△13	事業費の執行残
H28	27	14	△13	同上
H29	27	25	△2	同上
H30	27	27	0	同上
R1	25	—	—	—

(3) 事業費の内訳 (H30)

(単位: 千円)

費目(節)	決算額	主な内容
需用費	27	印刷消耗品費

(4) 事業費の財源**(単位: 千円)**

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
国庫			
市(一般財源)	27		
市債			
その他			
合計	27		

(5) 事業効果とその推移**【効果指標の種類】**

指標	指標の説明	指標の目標値
活動指標	—	—
成果指標	来校者数	成果を求める事業ではないため特に設定していない。

【指標の推移】**(単位: 人)**

	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	—	192,555	—	
H28	—	199,295	—	
H29	—	190,855	—	
H30	—	186,585	—	
R1	—	—	—	

(実施した手続)

アンケートの回答を入手し公表情報との整合性を確認したが、特記すべき事項はなかった。

④-2-3 学校問題解決支援事業

(1) 事業の概要

事業名	学校問題解決支援事業		
事業目的	保護者との問題発生の要因の解消や発生後の支援を強化することにより、教職員の負担軽減等を図り、児童生徒に対する学習指導の時間や児童生徒と接する時間を確保し、教育に専念できる環境づくりを行う。		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校保護者相談室 学校及び保護者からの学校や学級に関する様々な相談に2名の相談員が対応する。 ○ 学校問題法律相談 学校と保護者との間で発生した問題について、迅速的確な対応を支援するため、学校からの弁護士への相談を実施する。 		
担当部署	教育支援課		
事業の根拠 (法令, 条例, 規則, 要領等)	なし		
「あたらしい福岡の教育計画」おける位置づけ	基本的考え方2 信頼される学校づくりの推進(重点施策2-①～②) 基本的考え方5 教育環境づくりの推進(重点施策5-①～②)		
事業開始年度	平成 20 年度	事業終了年度	
事業実施方法	直営・委託	委託内容	学校問題法律相談

(2) 事業費の推移

(単位: 千円)

	予算額	決算額	増減額	増減理由
H27	9,891	9,605	△286	弁護士への法律相談件数が見込みより少なかった
H28	9,876	9,481	△395	弁護士への法律相談件数が見込みより少なかった
H29	10,643	10,799	156	訴訟にかかる弁護士費用を負担したため
H30	10,330	9,685	△645	弁護士への法律相談件数が見込みより少なかった
R1	10,220	—	—	—

(3) 事業費の内訳 (H30)

(単位: 千円)

費目(節)	決算額	主な内容
報酬	6,550	嘱託員報酬
共済費	2,063	嘱託員共済費

費目(節)	決算額	主な内容
印刷消耗品費	100	学校保護者相談室チラシ印刷料
委託料	972	弁護士相談委託料

(4) 事業費の財源 (H30)

(単位: 千円)

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
国庫	—	—	
市(一般財源)	8,717	—	
市債	—	—	
その他	968	—	社会保険料等本人負担分
合計	9,685	—	

(5) 事業効果とその推移

【効果指標の種類】

指標	指標の説明	指標の目標値
成果指標	事業対象の性質上、明確な結果が得られない案件が多いため、成果指標は未設定。	—

【指標の推移】

	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	—	—	—	—
H28	—	—	—	—
H29	—	—	—	—
H30	—	—	—	—
R1	—	—	—	—

(実施した手続)

嘱託員の業務内容や待遇、関連する規程等を入手するとともに、保護者に分かるように学校保護者相談室が福岡市のホームページで公表されていること、学校保護者相談室への相談件数について把握した。また弁護士への相談委託方法及び学校問題法律相談件数について把握したが、特に指摘すべき事項はなかった。

(学校保護者相談室相談件数)・・・2名の嘱託相談員への相談件数

【平成 27 年度】 659 件

【平成 28 年度】 414 件

【平成 29 年度】 346 件

【平成 30 年度】 344 件

(学校問題法律相談件数)・・・弁護士への相談件数

【平成 27 年度】 16 件

【平成 28 年度】 22 件

【平成 29 年度】 37 件

【平成 30 年度】 36 件

【基本的考え方3 信頼に応え得る教員の養成】

④-3-1 教職員の指導力向上を図る研修

(1) 事業の概要

事業名	教職員の指導力向上を図る研修		
事業目的	教職員の経験年数・職能・課題に応じた研修講座や研修指導員訪問、新たにオンライン研修などを実施することで、教職員の指導力向上を図る。		
事業内容	(1) 教職員の経験年数・職能・課題に応じた研修講座等の実施 (2) オンライン研修システム(小学校外国語)の実施 (3) 研修指導員訪問の実施		
担当部署	教育センター研修・研究課		
事業の根拠 (法令, 条例, 規則, 要領等)	教育基本法9条 教育公務員特例法 21 条, 23 条, 24 条, 25 条の2		
「あたらしい福岡の教育計画」おける位置づけ	基本的考え方3 信頼に応え得る教員の養成(重点施策3-①~②)		
事業開始年度		事業終了年度	
事業実施方法	直営	委託内容	

(2) 事業費の推移

(単位: 千円)

	予算額	決算額	増減額	増減理由
H27	33,595	32,156	△1,439	予定より報償費, 旅費の執行が少なかったもの
H28	32,918	31,762	△1,156	予定より報酬, 共済費, 報償費, 旅費の執行が少なかったもの
H29	32,933	30,589	△2,344	同上
H30	32,353	31,092	△1,261	予定より報酬, 共済費の執行が少なかったもの
R1	51,692	—	—	—

(3) 事業費の内訳 (H30)

(単位: 千円)

費目(節)	決算額	主な内容
報酬	19,289	嘱託員報酬
共済費	6,040	嘱託員共済費
報償費	2,153	研修講師謝礼
費用弁償旅費	11	非常勤講師研修旅費

費目(節)	決算額	主な内容
普通旅費	2,133	研修講師招聘旅費, 職員出張旅費
印消費	1,313	事務用品, コピー代等
食糧費	4	研修講師お茶代
役務費	149	郵便代

(4) 事業費の財源

(単位: 千円)

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
国庫	—	—	
市(一般財源)	31,092	—	
市債	—	—	
その他	—	—	
合計	31,092	—	

(5) 事業効果とその推移

【効果指標の種類】

指標	指標の説明	指標の目標値
活動指標	①研修講座出席率	92%
	②研修指導員学校訪問回数	232回
成果指標	③指導改善研修者数	0名
	④特別研修対象者数	0名

【指標の推移】

	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	①研修講座出席率	① 96.8%	① 4.8%	周知案内等の徹底による 研修講座出席率増, 効率的 な学校訪問による増。 不祥事等による特別研修 対象者の増。
	②研修指導員学校訪問回数	② 274回	② 42回	
	③指導改善研修者数	③ 0名	③ 0名	
	④特別研修対象者数	④ 15名	④ 15名	
H28	①研修講座出席率	① 95.8%	① 3.8%	同上
	②研修指導員学校訪問回数	② 275回	② 43回	
	③指導改善研修者数	③ 0名	③ 0名	
	④特別研修対象者数	④ 7名	④ 7名	
H29	①研修講座出席率	① 96.8%	① 4.8%	同上
	②研修指導員学校訪問回数	② 265回	② 33回	

	目標値	実績値	増減値	増減理由
	③指導改善研修者数	③ 0名	③ 0名	
	④特別研修対象者数	④ 10名	④ 10名	
H30	①研修講座出席率	① 97.2%	① 5.2%	同上
	②研修指導員学校訪問回数	② 241回	② 9回	
	③指導改善研修者数	③ 1名	③ 1名	
	④特別研修対象者数	④ 8名	④ 8名	
R1	—	—	—	—

(実施した手続)

a 教職員の研修について

教職員の研修には、経験年数研修、職能研修、課題研修がある。

経験年数研修(採用1～3年、6年目、11～13年目)とは、教職員の経験年数に応じて求められる資質・能力の向上を図る職階研修である。

経験年数に応じて研修日数が定められており、

採用 1年目 11日

採用 2年目 3日

採用 3年目 4日

採用 6年目 2日

採用 11～13年目 6日(養護教諭と高等学校教諭は4日)

となっている。また未修了者に対して補講を実施している。

職能研修とは、職務や職種に応じて求められる資質・能力の向上を図る研修であり、校長・教頭などの職務、養護教諭、栄養教諭などの職種の研修は、職階研修とされている。また、一部の研修について、希望者による選択研修としている。

課題研修とは、希望者が自己の課題に応じて選択する研修である。

b 指導改善研修と特別研修

(指導改善研修)

教員として資質・能力等に課題があるため、日常的に単独で児童等への指導を行うことができない教員を対象として、指導力の改善を図る研修である。

教育センターにおける1年間の研修、また学校と教育委員会が連携して研修の場を設け、学校体験研修や現場実践授業等を行うこととなっている。

指導改善研修は一方的な命令で行われるべきではなく、実施にあたって慎重かつ公平な判断のもと行われる必要がある。福岡市では、「福岡市立学校教員の指導改善研修

の実施等に関する要綱」を定め、要綱に基づいて研修が実施されることとなっていた。

(特別研修)

体罰など不祥事を起こした教員に対して、不祥事事案の振り返りを行い、対象者の状況に応じた実践的指導力等の向上を図る研修である。担当課長による指導講話、研修指導員による指導講話等が行われる。

なお、受講要件となる不祥事は「体罰」が主で、他には「情報漏洩」等がある。

【意見Ⅳ-1-(1)-25】教職員の特別研修受講者について

特別研修は体罰や情報漏洩など不祥事を起こした教員に対して、不祥事事案の振り返りを行い、対象者の状況に応じた実践的指導力等の向上を図る研修である。

特別研修対象者はゼロが目標であるが、平成27年度は15名、平成 28 年度は7名、平成29年度は10名、平成30年度は8名と、年度によっては二桁の特別研修対象者がおり、福岡市の教育にとって望ましい事態ではない。

(改善提案)

特別研修は体罰や情報漏洩等の不祥事を起こした教員に対して行われるもので、教員にとって基本的に守らなければならないルールが守られれば開催される必要のない研修である。

常日頃の研修、通知、指示、指導、コミュニケーションによって特別研修対象者をゼロとするよう努められたい。

④-3-2 教職員メンタルヘルスマネジメント事業

(1) 事業の概要

事業名	教職員メンタルヘルスマネジメント事業		
事業目的	教職員の心の健康の保持増進を図るとともに、病気休職者数の減少を目指すもの		
事業内容	①教職員自身によるストレスへの気づき, 対処法等を理解・実践するための予防的対策 ②心の健康問題を抱えた職員への早期の気づきや対応 ③心の病で病気休職した教職員が復職後, 再び病気休職を繰り返すことのないよう, 円滑に業務遂行能力の回復を図るための支援体制の整備		
担当部署	職員課		
事業の根拠 (法令, 条例, 規則, 要領等)	福岡市教育振興基本計画の「教職員の資質・能力の向上・活性化」の取組みの1つ		
「あたらしい福岡の教育計画」おける位置づけ	基本的考え方3 信頼に応え得る教員の養成(重点施策3-①~②)		
事業開始年度	平成 18 年度	事業終了年度	—
事業実施方法	直営	委託内容	—

(2) 事業費の推移

(単位: 千円)

	予算額	決算額	増減額	増減理由
H27	24,701	17,339	△7,362	非常勤講師の配置が当初見込みより下回ったため
H28	24,714	17,634	△7,080	非常勤講師の配置が当初見込みより下回ったため
H29	32,545	13,715	△18,830	非常勤講師の配置が当初見込みより下回ったため
H30	9,541	9,180	△361	職場研修の実施が当初見込みより下回ったため
R1	9,654	—	—	—

(3) 事業費の内訳 (H30)

(単位: 千円)

費目(節)	決算額	主な内容
報酬	6,533	教職員健康管理専門員の報酬
共済費	1,952	雇用保険等

費目(節)	決算額	主な内容
報償費	631	職場研修の講師謝礼金
旅費	4	講師の旅費
需用費	60	印刷消耗品費

(4) 事業費の財源

(単位:千円)

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
国庫	—		
市(一般財源)	9,180	100%	
市債	—		
その他	—		
合計	9,180	100%	

(5) 事業効果とその推移

【効果指標の種類】

指標	指標の説明	指標の目標値
活動指標	<ul style="list-style-type: none"> ・新任教頭メンタルヘルス研修会受講率 ・校長・園長メンタルヘルス研修会受講率(教頭等の代理出席を除く校長・園長の受講率) 	100%
成果指標	教職員の精神疾患による病気休職者数の割合	0.59%

【指標の推移】

	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	0.59%	0.49%	△0.10%	教職員の精神疾患による病気休職者数の減によるもの
H28	0.59%	0.47%	△0.12%	教職員の精神疾患による病気休職者数の減によるもの
H29	0.59%	0.70%	0.11%	教職員の精神疾患による病気休職者数の増によるもの
H30	0.59%	0.86%	0.27%	教職員の精神疾患による病気休職者数の増によるもの
R1	0.45%	—	—	—

(実施した手続)

a 活動指標について

【意見Ⅳ-1-(1)-26】研修受講率について

当該事業の活動指標として、「新任教頭メンタルヘルス研修会受講率」と「校長・園長メンタルヘルス研修会受講率(教頭等の代理出席を除く校長・園長の受講率)」が挙げられているが、目標 100%に対して、実績を把握したところ、以下のとおりであった。

	新任教頭メンタルヘルス研修		校長・園長メンタルヘルス研修	
	目標値	実績	目標値	実績
27 年度	100%	100%	100%	92.4%
28 年度	100%	100%	100%	94.6%
29 年度	100%	98.4%	100%	95.6%
30 年度	100%	99.1%	100%	94.4%

(改善提案)

教職員メンタルヘルスマネジメント事業にとって、新任教頭メンタルヘルス研修会と校長・園長メンタルヘルス研修会は重要な研修であるので、100%の受講に努められたい。

b 成果指標について

【意見Ⅳ-1-(1)-27】教職員の精神疾患による病気休職者数の増加について

教職員メンタルヘルスマネジメント事業の成果指標は「教職員の精神疾患による病気休職者数の割合」であるが、平成 29 年度から教職員の精神疾患による病気休職者数が増加している。教職員の精神疾患による病気休職者数と復職者数を質問したところ、以下のとおりであった。

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
教職員の精神疾患による病気休職者数	37 人	36 人	55 人	69 人
復職者数	10 人	13 人	17 人	30 人

教職員の精神疾患による病気休職者数を減らすために、教育委員会としては、「令和元年 6 月に第3次福岡市立学校教職員心の健康づくり計画を策定し、これまでの取組みを着実に

実施するとともに、予防的対策の充実や経験年数が短い若年層に対する取組みなど、その内容の充実を図ることとしている。

具体的には、初任者(採用5年以内)へのセルフケアの推進や、管理監督者による復職者への面接を実施することとしている。」とのことであった。

(改善提案)

教育委員会において教職員の働き方改革への取組みを進めている中で、当事業の成果指標は重要な指標である。

事業としても、平成 30 年から開始された「共同学校事務室運営事業」により教職員の負担は軽減していると思われるが、さらに「学校問題解決支援事業」や「部活動支援事業」などを拡充し、教職員がオーバーワークとならないように努められたい。

また「スクールカウンセラー活用事業」では、スクールカウンセラーの配置が増加している。スクールカウンセラーのカウンセリングは児童生徒のみを対象としたものではなく、教職員も対象としたものであり、教職員にもカウンセリングを受けることを推奨していくことが望ましい。

今後も教職員の負担を減らすための事業を推進し、児童生徒に向き合う時間を確保し、教職員の教育におけるやりがい確保して、精神疾患による病気休職者数の減少に努められたい。

④-3-3 多様な人材の確保

(1) 事業の概要

事業名	多様な人材の確保		
事業目的	本市の求める教員像に沿った教員の確保のため、採用試験を実施し、選考を行う。		
事業内容	教員として十分な力量を備えた人材の確保を図るため、人物重視の採用選考を行うとともに、採用試験の内容の一層の工夫・改善を図る。		
担当部署	教職員第1課		
事業の根拠 (法令, 条例, 規則, 要領等)	—		
「あたらしい福岡の教育計画」における位置づけ	基本的考え方3 信頼に応え得る教員の養成(重点施策3-①~②)		
事業開始年度	—	事業終了年度	—
事業実施方法	直営	委託内容	—

(2) 事業費の推移

(単位: 千円)

	予算額	決算額	増減額	増減理由
H27	26,938	28,271	1,333	H28 に九州統一日程から離脱することに伴い、新たに本市独自の問題を作成する費用が必要となったため。
H28	41,267	33,015	△8,252	受験者数が見込みを下回ったため。
H29	37,026	27,723	△9,303	H30 に九州統一日程に戻すことに伴い、本市独自の問題作成が不要となったため。
H30	31,173	17,515	△13,658	九州統一日程に戻したことに伴い、受験者数が減少したため。
R1	23,410	—	—	—

(3) 事業費の内訳 (H30)

(単位: 千円)

費目(節)	決算額	主な内容
報償費	3,856	面接評定員等の謝礼等
普通旅費	635	大学説明会等の旅費等
印刷消耗品費	5,021	実施要項, 筆記試験問題冊子印刷費等
役務費	4,766	適性検査判定料等
委託料	1,994	教員採用試験募集案内作成業務委託等

費目(節)	決算額	主な内容
借損料	1,243	1次試験会場借上料等

(4) 事業費の財源

(単位:千円)

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
国庫	0	0	
市(一般財源)	17,515	100	
市債	0	0	
その他	0	0	
合計	17,515	100	

(5) 事業効果とその推移

【効果指標の種類】

指標	指標の説明	指標の目標値
活動指標	—	—
成果指標	教員採用試験の競争率 (受験者数÷合格者数)	6.5倍

【指標の推移】※年度は実施年度

	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	6.5倍	5.3倍	△1.2倍	—
H28	6.5倍	5.1倍	△1.4倍	—
H29	6.5倍	3.4倍	△3.1倍	—
H30	6.5倍	6.2倍	△0.3倍	—
R1	6.5倍	—	—	—

(実施した手続)

面接評定員として臨床心理士を起用している。監査対象年度における起用者数は49名である。報酬金額、時間、起用の方法等について質問を実施したが、特に指摘すべき事項はなかった。

④-3-4 調査研究

(1) 事業の概要

事業名	調査研究		
事業目的	教職員の指導力向上を図るとともに、本市喫緊の教育課題解決に資するため、組織体として取り組む学校の校内研究の活性化を図るとともに、教職員一人ひとりの実践的な研究について指導・支援する。		
事業内容	(1) 校内研究推進事業 (2) 教育センター研究協力事業 (3) 長期研修員による調査研究 (4) 非常勤研修員による調査研究		
担当部署	教育センター研修・研究課		
事業の根拠 (法令, 条例, 規則, 要領等)			
「あたらしい福岡の教育計画」おける位置づけ	基本的考え方3 信頼に応え得る教員の養成(重点施策3-①~②)		
事業開始年度		事業終了年度	
事業実施方法	直営	委託内容	

(2) 事業費の推移

(単位: 千円)

	予算額	決算額	増減額	増減理由
H27	16,226	15,806	△ 420	予定より報償費, 旅費の執行が少なかったもの
H28	15,954	15,434	△ 520	予定より報償費, 印消費の執行が少なかったもの
H29	15,247	13,761	△1,486	予定より報償費, 印消費, 研修費交付金の執行が少なかったもの
H30	13,466	12,995	△ 471	予定より報償費, 印消費の執行が少なかったもの
R1	9,869	—	—	—

(3) 事業費の内訳 (H30)

(単位: 千円)

費目(節)	決算額	主な内容
報酬	3,864	指導員報酬
報償費	1,346	非常勤研修員指導講師謝礼
旅費	63	担当者会議参加旅費
印消費	1,221	事務用品, コピー代等
役務費	8	郵送費用

費目(節)	決算額	主な内容
研修費交付金	6,493	研究校研修費交付金

(4) 事業費の財源

(単位:千円)

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
国庫	—	—	
市(一般財源)	12,995	—	
市債	—	—	
その他	—	—	
合計	12,995	—	

(5) 事業効果とその推移

【効果指標の種類】

指標	指標の説明	指標の目標値
活動指標	① 長期研修員による調査研究担当指導主事との定期的な打ち合わせを行う	① 45 (打ち合わせ回数)
	② 非常勤研修員 研修日の出席率を上げ, 充実した研修を行う	② 96%(出席率)
成果指標	① 研究発表会における参観者の満足度の向上	① 95%
	② 「研修員の成長」の項目 本人アンケートによる満足度	② 94%

【指標の推移】

	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	①研究発表会における参観者の満足度の向上	① 96%	① 1%	—
	②本人アンケート満足度	② 97%	② 3%	—
H28	①研究発表会における参観者の満足度の向上	① 96%	① 1%	—
	②本人アンケート満足度	② 90%	② △4%	—
H29	①研究発表会における参観者の満足度の向上	① 97%	① 2%	—
	②本人アンケート満足度	② 96%	② 2%	—

H30	①研究発表会における参観者の満足度の向上	① 97%	① 2%	—
	②本人アンケート満足度	② 98%	② 4%	—
R1	—	—	—	—

(実施した手続)

研究校研修費交付金について交付要綱を入手し、交付対象、交付金額、交付理由、交付件数を把握した。また校内研究推進校、研究協力校それぞれの役割と、研究の方法、研修結果についての報告書の作成及び公表について把握したが、特に指摘すべき事項はなかった。

a 研究結果の報告及び公表について

校内研究推進事業・教育センター研究協力事業の研究結果は、各校内研究推進校・各研究協力校が研究紀要等に取りまとめ、授業公開時に参会の教員に示している。また、研究紀要等は教育センター内の授業力向上支援センターに配架されている。長期研修員と非常勤研修員の研究結果は、年度末の教育センター研究発表会において研究報告書の配布を行うとともに、教育センターのホームページに掲載している。さらに長期研修員の研究結果はデジタルコンテンツ化し、学校イントラネットであるスクールFネットで配信している。

b 活動指標の実績

- H27 ○定期的な打ち合わせ回数 46回
 - 非常勤研修員研修日の出席率 95%
- H28 ○定期的な打ち合わせ回数 54回
 - 非常勤研修員研修日の出席率 96%
- H29 ○定期的な打ち合わせ回数 59回
 - 非常勤研修員研修日の出席率 95%
- H30 ○定期的な打ち合わせ回数 52回
 - 非常勤研修員研修日の出席率 95%

④-3-5 派遣研修

(1) 事業の概要

事業名	派遣研修		
事業目的	教職員の指導力向上を図るとともに、本市の教育課題の解決に資するため、国の研修機関などへ教職員を派遣し、先進的な取組を視察させる。		
事業内容	1) 国立特別支援教育総合研究所派遣研修 2) 独立行政法人教職員支援機構派遣研修		
担当部署	教育センター研修・研究課		
事業の根拠 (法令, 条例, 規則, 要領等)	教育公務員特例法 第 22 条		
「あたらしい福岡の教育計画」おける位置づけ	基本的考え方3 信頼に応え得る教員の養成(重点施策3-①~②)		
事業開始年度		事業終了年度	
事業実施方法	直営	委託内容	

(2) 事業費の推移

(単位: 千円)

	予算額	決算額	増減額	増減理由
H27	4,544	3,759	△785	予定より研修代替職員の報酬, 共済費の執行が少なかったもの
H28	1,066	1,003	△63	予定より研修費交付金の執行が少なかったもの
H29	3,288	3,154	△ 134	研修代替職員の報酬, 共済費の執行が少なかったもの
H30	2,092	1,043	△1,049	同上
R1	1,994	—	—	—

(3) 事業費の内訳 (H30)

(単位: 千円)

費目(節)	決算額	主な内容
旅費	850	教職員等中央研修旅費
研修費交付金	193	特別支援教育専門研修費交付金

(4) 事業費の財源

(単位: 千円)

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
国庫			
市(一般財源)	1,043		
市債			

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
その他			
合計	1,043		

(5) 事業効果とその推移

【効果指標の種類】

指標	指標の説明	指標の目標値		
活動指標	①国立特別支援教育総合研究所への派遣	H27 2名	H28 2名	H29~ 1名
	②独立行政法人教職員支援機構への派遣	19名	6名	6名
成果指標	研修成果については、教育センター発表会での発表、研修講座講師を担当するなどして還元を図っており、成果指標は特に設定していない。			

【指標の推移】

	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	①総合研究所派遣	① 2名	① 0名	—
	②教職員支援機構派遣	② 19名	② 0名	—
H28	①総合研究所派遣	① 2名	① 0名	—
	②教職員支援機構派遣	② 6名	② 0名	—
H29	①総合研究所派遣	① 1名	① 0名	—
	②教職員支援機構派遣	② 6名	② 0名	—
H30	①総合研究所派遣	① 1名	① 0名	—
	②教職員支援機構派遣	② 6名	② 0名	—
R1	—	—	—	—

(実施した手続)

アンケートの回答を入手し公表情報との整合性を確認したが、特記すべき事項はなかった。

【基本的考え方4 社会全体での子どもたちの育成】

④-4-1 家庭教育支援事業

(1) 事業の概要

事業名	家庭教育支援事業		
事業目的	基本的な生活習慣や規範意識の定着のため、学校・家庭・地域等が連携して家庭教育の教育力向上に向けた総合的な事業を実施する。		
事業内容	(1) 入学説明会を活用した学習会への講師派遣 (2) パンフレット等啓発事業 (3) PTAとの連携事業 (4) 家庭教育推進員の配置		
担当部署	生涯学習課		
事業の根拠 (法令, 条例, 規則, 要領等)	社会教育法第10条		
「あたらしい福岡の教育計画」おける位置づけ	基本的考え方4 社会全体での子どもたちの育成(重点施策4-①~⑧)		
事業開始年度	平成19年度	事業終了年度	
事業実施方法	直営	委託内容	

(2) 事業費の推移

(単位:千円)

	予算額	決算額	増減額	増減理由
H27	6,785	6,712	△73	旅費残
H28	6,423	5,906	△517	報償費残
H29	6,202	5,479	△723	報償費残
H30	5,903	4,937	△966	報償費残
R1	5,571	—	—	—

(3) 事業費の内訳 (H30)

(単位:千円)

費目(節)	決算額	主な内容
報酬	3,291	嘱託員分(家庭教育推進員1人)
共済費	1,009	〃
報償費	429	講師謝礼金
普通旅費	80	家庭教育関係講演会等参加
印刷消耗品費	123	パンフレット印刷
役務費	4	講師宛て郵送代, 職員交通費

費目(節)	決算額	主な内容
自動車借上料	1	入学説明会等を活用した学習会用

(4) 事業費の財源

(単位:千円)

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
国庫	—	—	
市(一般財源)	4,440	—	
市債	—	—	
その他	497	—	
合計	4,937	—	

(5) 事業効果とその推移

【効果指標の種類】

指標	指標の説明	指標の目標値
活動指標	入学説明会等を活用した学習会実施数	H27~28 26件 H29~ 30件
成果指標	講師派遣先のアンケート結果より「大変良い」「良い」の割合	H27~29 90% H30~ 95%

【指標の推移】 ← 成果指標

	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	90%	97%	7%	
H28	90%	95.8%	5.8%	
H29	90%	100%	10%	
H30	95%	100%	5%	
R1	95%	—	—	

(実施した手続)

活動指標として「入学説明会等を活用した学習会実施数」が挙げられているため、指標に対する実績を入手した。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施校	28校	22校	23校	21校
参加人数	3015人	2198人	2238人	2128人

また、講師派遣にあたっての学校からの要望書、講師への依頼書、報酬の支払関係書類を入手し、報酬が適切に決定され、支払われているか検討したが、特に指摘すべき事項はなかった。

④-4-2 子どもの安全対策

(1) 事業の概要

事業名	子どもの安全対策		
事業目的	登下校時の安全確保や防犯意識の高揚を図る。		
事業内容	小学校1年生及び市外からの転校生に防犯ブザーを配付。		
担当部署	学務支援課		
事業の根拠 (法令, 条例, 規則, 要領等)			
「あたらしい福岡の教育計画」おける位置づけ	基本的考え方4 社会全体での子どもたちの育成(重点施策4-①)		
事業開始年度	平成17年度	事業終了年度	
事業実施方法	直営	委託内容	

(2) 事業費の推移

(単位: 千円)

	予算額	決算額	増減額	増減理由
H27	3,712	3,973	261	単価の増による
H28	5,568	4,807	△761	単価の減による
H29	5,936	4,436	△1,500	単価の減による
H30	4,564	4,680	116	単価の増による
R1	4,298	—	—	—

(3) 事業費の内訳 (H30)

(単位: 千円)

費目(節)	決算額	主な内容
印刷消耗品費	4,680	防犯ブザー(平成31年4月配付分 18,056個)

(4) 事業費の財源

(単位: 千円)

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
国庫	1,560	1/3	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金
市(一般財源)	3,120	—	
市債	—	—	

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
その他	—	—	
合計	4,680	—	

(5) 事業効果とその推移

【効果指標の種類】

指標	指標の説明	指標の目標値
活動指標	—	—
成果指標	配付個数	対象者全員

【指標の推移】

	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	※特になし	14,958	—	
H28	※特になし	18,870	—	※平成 29 年4月以降は市外からの転校生を対象に加えたため。
H29	※特になし	18,150	—	
H30	※特になし	18,094	—	※購入分 18,056 個に予備分 38 個を加えた個数。
R1	※特になし	—	—	

(実施した手続)

防犯ブザーの調達方法について、検討した。また近年、他の自治体で防犯ブザーの電池が破裂した事件が起きているため、福岡市で防犯ブザーの安全性について確認しているか質問した。

防犯ブザーの製造メーカーは株式会社西文館、使用電池のメーカーはマクセル株式会社であった。

福岡市では防犯ブザーの安全性についてどのような確認を行っているのか、平成 30 年度における対応を質問したところ、以下のとおりであった。

- 公益財団法人全国防犯協会連合会が推奨する「優良防犯ブザー」としている。
- 落下強度や防水テストの成績証明により安全性を確認している。
- 防犯ブザーのストラップが首から下げられるものの場合、強い負荷がかかった時にすぐ外れる仕様としている。
- 防犯ブザーの型式及び電池は、事故品とは異なることを販売元に確認し、その旨各学校に通知した。

④-4-3 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業

(1) 事業の概要

事業名	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業		
事業目的	学校の管理下における事件・事故が大きな問題となっていることから、子どもが安心して学校に通い、教育を受けられるようにするため		
事業内容	地域の関係機関・団体と連携して学校安全に取り組む体制を推進し、安全で安心できる学校の確立をめざした取り組みを行う。		
担当部署	生徒指導課		
事業の根拠 (法令, 条例, 規則, 要領等)	平成 13 年大阪池田小学校の事件をきっかけに、平成 14 年文部科学省が地域ぐるみの学校安全推進事業を開始。各都道府県に推進モデル校を設置し、全国への普及をめざした。		
「あたらしい福岡の教育計画」おける位置づけ	基本的考え方4 社会全体での子どもたちの育成(重点施策4-①)		
事業開始年度	平成 14 年	事業終了年度	
事業実施方法	直営	委託内容	

(2) 事業費の推移

(単位: 千円)

	予算額	決算額	増減額	増減理由
H27	2,947	2,668	△279	経費節減等
H28	2,896	2,685	△211	経費節減等
H29	2,868	2,706	△162	経費節減等
H30	1,534	1,446	△88	
R1	1,492	—	—	—

(3) 事業費の内訳 (H30)

(単位: 千円)

費目(節)	決算額	主な内容
報償費	1,427	スクールガード・リーダーの謝金等
印刷消耗品費	4	コピー用紙代等
食糧費	2	会議お茶代
役務費	13	スクールガード・リーダーの保険料

(4) 事業費の財源

(単位:千円)

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
国庫	471	1/3	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金
市(一般財源)	975	—	
市債	—	—	
その他	—	—	
合計	1,446	—	

(5) 事業効果とその推移

【効果指標の種類】

指標	指標の説明	指標の目標値
活動指標	スクールガード養成講習会の参加人数 (令和元年度年1回)	350 人
成果指標	スクールガードの登録人数	20,000 人

【指標の推移】

	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	25,000	23,907	△1,093	
	600	588	△12	
H28	25,000	20,884	△4,116	世帯数の減少や高齢化の進行など、子どもの見守り活動の推進が年々困難になっているところがある。
	650	655	5	
H29	650	674	24	各学校へ参加の呼びかけを実施
	25,000	18,067	△6,933	団体として参加している校区が増加している
H30	650	737	87	各学校へ参加の呼びかけを実施
	25,000	17,702	△7,298	団体として参加している校区が増加している
R1	350	—	—	

(実施した手続)

スクールガードはボランティアとして児童生徒の登下校時の見守り活動を行っているが、必要人数の規定や学校児童数当たり何名などの基準は特にないとのことであった。

また、学校巡回を実施したスクールガードリーダーには、巡回実施1回あたり 5,550 円支払われているので謝金支払いについての規定等がないかヒアリングしたところ、当該謝金の支払いのために定めている規定等は特にないが、総務企画局研修企画課が定めている講師謝礼

基準を参考に、1回あたりの巡回指導にかかる活動時間を勘案して決定しているとのことであった。

【意見Ⅳ-1-(1)-28】スクールガードの登録者について

監査対象年度におけるスクールガード登録目標は 25,000 人であるが、実際には 17,702 名の登録であり、目標値に達していない。

また、目標も監査対象年度における 25,000 人から令和元年度は 20,000 人に削減されている。これはスクールガードとして活動していただいている方々の高齢化や、PTA活動への参加意識の変化などを背景にスクールガードの人数が減少しており、現実的な目標人数として再設定したとのことであり、実際に学校で必要なスクールガード数を積み上げて算定したものはなかった。

(改善提案)

現在の目標は、現実的に集められる人数となっているが、それでは、本来必要な人数と実績との比較が出来なくなり、増員に向けての適切な対応が不可能となる。

必要なスクールガードの人数は、学校の場所や規模、通学路の配置などによって異なるはずであるから、学校でどの程度のスクールガードが必要かを想定し、その積み上げとして登録目標を設定されたい。

④-4-4 地域の教育力育成・支援事業

(1) 事業の概要

事業名	地域の教育力育成・支援事業		
事業目的	地域において、家庭教育の重要性などに関する学習やその成果を実践する活動に、自主的・主体的に取り組むグループを育成・支援し、社会全体で子どもをはぐくむ「共育」を推進する。		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭の教育力パワーアップ事業 ・共生する地域づくり事業 ・地域学び場応援事業 ・グループ訪問及び助言 		
担当部署	人権・同和教育課		
事業の根拠 (法令, 条例, 規則, 要領等)	福岡市地域の教育力育成・支援協議会規約		
「あたらしい福岡の教育計画」おける位置づけ	基本的考え方4 社会全体での子どもたちの育成(重点施策4-②)		
事業開始年度	平成19年度	事業終了年度	—
事業実施方法	直営	委託内容	—

(2) 事業費の推移

(単位: 千円)

	予算額	決算額	増減額	増減理由
H27	17,580	14,323	△3,257	当初見込みより申請グループ数が少なかったことやグループから助成金の返還があったため。
H28	18,400	12,065	△6,335	同上
H29	16,632	10,725	△5,907	同上
H30	14,623	8,701	△5,922	同上
R1	13,609	—	—	—

(3) 事業費の内訳 (H30)

(単位: 千円)

費目(節)	決算額	主な内容
負担金, 補助及び交付金	8,701	家庭の教育力パワーアップ事業: 4,797 共生する地域づくり事業: 1,920 地域学び場応援事業: 1,758 事務局経費: 226

(4) 事業費の財源

(単位:千円)

区分	金額	割合	詳細 (補助金名等)
国庫	—	—	
市 (一般財源)	8,701	—	
市債	—	—	
その他	—	—	
合計	8,701	—	

(5) 事業効果とその推移**【効果指標の種類】**

指標	指標の説明	指標の目標値
活動指標	助成グループ数	55
成果指標	「この取組をやってよかったと思う」と回答したグループ数	達成率 100%

【指標の推移】

	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	100%	100%	0	
H28	100%	100%	0	
H29	100%	100%	0	
H30	100%	100%	0	
R1	100%	—	—	

(実施した手続)

アンケートの回答を入手し公表情報との整合性を確認したが、特記すべき事項はなかった。

【基本的考え方5 教育環境づくりの推進】

④-5-1 アイランドシティ地区小学校整備

(1) 事業の概要

事業名	アイランドシティ地区小学校整備		
事業目的	アイランドシティにおける大規模な住宅開発に伴い、児童数の急激な増加が見込まれるため、照葉小学校を分離新設することにより、小学校の学校規模の適正化を図り、教育環境を改善するもの。		
事業内容	照葉小学校について、平成28年度から過大規模校となり、その後、過大規模の状態が継続することが見込まれたことから、「福岡市立小・中学校の学校規模適正化に関する実施方針」に基づき、照葉小学校の分離新設(小学校の新設)を行った。 また、新設小学校が開校するまでの間、既存校の教室不足等に対応するための施設整備を行った。		
担当部署	通学区域課, 教育環境課, 学務支援課, 給食運営課, 健康教育課		
事業の根拠 (法令, 条例, 規則, 要領等)	「福岡市立小・中学校の学校規模適正化に関する実施方針(平成21年3月策定)」		
「あたらしい福岡の教育計画」における位置づけ	基本的考え方5 教育環境づくりの推進(重点施策5-①)		
事業開始年度	平成26年度	事業終了年度	平成30年度
事業実施方法	直営・委託-	委託内容	-

(2) 事業費の推移

(単位:千円)

	予算額	決算額	増減額	増減理由
H27	69,534	89,787	20,253	仮設教室の借上経費が想定を上回ったため
H28	1,916,450	1,883,897	△32,553	契約落差等による
H29	6,757	5,903	△854	建築申請手数料が想定より下回った等による
H30	415,145	251,529	△163,616	契約落差等による
R1	-	-	-	-

(3) 事業費の内訳 (H30)

(単位:千円)

費目(節)	決算額	主な内容
印刷消耗品費	40,260	
被服費	329	
食糧費	4	
役務費	408	工事に伴う建築申請手数料等

費目(節)	決算額	主な内容
委託料	237	機械警備業務委託等
土地家屋借上料	22,972	仮設教室の借上料
借損料	41	
工事請負費	109,416	工事費
備品購入費	74,578	
工事費負担金	3,284	電気工事負担金等

(4) 事業費の財源

(単位: 千円)

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
国庫	21,788	1/3, 45%	学校施設環境改善交付金等
市(一般財源)	169,841		
市債	59,900	75%, 90%	学校建設債
その他	0		
合計	251,529		

(5) 事業効果とその推移

【効果指標の種類】

ハード事業のため非該当

(実施した手続)

アンケートの回答を入手し公表情報との整合性を確認したが、特記すべき事項はなかった。

④-5-2 学校規模適正化事業

(1) 事業の概要

事業名	学校規模適正化事業		
事業目的	小規模校や大規模校が抱えている人間関係, 教育活動, 教員配置等の学校規模に起因する教育課題を解決し, 教育効果の向上を図る。		
事業内容	小規模校や過大規模校について, 「福岡市立小・中学校の学校規模適正化に関する実施方針(平成 21 年3月策定)」に基づき, 対象校区への説明・協議, 新設校舎の整備推進など, 教育環境の課題解決に向けた取組を推進する。		
担当部署	通学区域課, 教育環境課		
事業の根拠 (法令, 条例, 規則, 要領等)	「福岡市立小・中学校の学校規模適正化に関する実施方針(平成 21 年3月策定)」		
「あたらしい福岡の教育計画」おける位置づけ	基本的考え方5 教育環境づくりの推進(重点施策5-①)		
事業開始年度	平成 20 年度	事業終了年度	—
事業実施方法	直営・委託	委託内容	—

(2) 事業費の推移

(単位: 千円)

	予算額	決算額	増減額	増減理由
H27	2,357,180	2,233,184	△123,996	減額補正等による
H28	341,039	248,107	△92,932	減額補正等による
H29	138,188	190,536	52,348	繰越予算があることによる
H30	530,214	372,991	△157,223	工事の契約落差等による
R1	860,456	—	—	—

(3) 事業費の内訳 (H30)

(単位: 千円)

費目(節)	決算額	主な内容
共済費	16	
賃金	850	
報酬費	105	跡地活用検討委員会の委員報償
旅費	66	
印刷消耗品費	6,305	工事中の親子給食にかかる経費等
役務費	8,013	工事に伴う建築申請手数料等
委託料	31,523	実施設計等
土地家屋借上料	19,221	土地の賃貸借経費等

費目(節)	決算額	主な内容
自動車借上料	18	タクシー代等
借損料	22	
工事請負費	193,801	工事費
備品購入費	10,928	工事中の親子給食にかかる経費等
補償補填及び賠償金	102,123	支障物件の除却費用にかかる補償金

(4) 事業費の財源

(単位: 千円)

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
国庫	0		
市(一般財源)	241,382		
市債	131,600	75%, 90%	学校建設債
その他	9		雇用保険料等
合計	372,991		

(5) 事業効果とその推移

【効果指標の種類】

ハード事業のため非該当

(実施した手続)

アンケートの回答を入手し公表情報との整合性を確認したが、特記すべき事項はなかった。

④-5-3 学校給食センター再整備事業

(1) 事業の概要

事業名	学校給食センター再整備事業		
事業目的	市内に4か所あった給食センターは給食開始後 40 年ほど経過し、施設の老朽化、新たな衛生基準への適合、アレルギーへの対応などの課題があった。 このため、センター給食の提供環境を抜本的に改善するため、平成 22 年に「福岡市学校給食センター再整備基本構想」を策定し、新しい3つの給食センターへ再整備を行い、安全・安心で栄養バランスのとれたおいしい給食を安定して供給することを目的としている。		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・第1及び第2給食センターの維持管理・運営 ・第3給食センターの整備 ・給食献立発注システムの保守管理 ・学校給食センター有田・箱崎支所が閉鎖されるため、建物解体に向けた準備業務を行う。 		
担当部署	給食運営課		
事業の根拠 (法令、条例、規則、要領等)	学校給食法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、福岡市立学校給食センター条例、福岡市学校給食センター再整備基本構想		
「あたらしい福岡の教育計画」おける位置づけ	基本的考え方5 教育環境づくりの推進(重点施策5-①～②)		
事業開始年度	平成 19 年度	事業終了年度	令和2年度
事業実施方法	委託	委託内容	給食センターの設計・建設・維持管理・運営・配送業務

(2) 事業費の推移

(単位:千円)

	予算額	決算額	増減額	増減理由
H27	905,157	873,027	△32,130	サービス購入費支払いに係る物価及び食数変動が見込みを下回ったため
H28	1,944,773	1,474,591	△470,182	国庫支出金の交付を見込んでいたが交付が認められなかったため
H29	1,430,713	1,993,159	562,446	第3給食センター事業用地の購入を行ったため
H30	1,427,127	1,429,704	2,577	サービス購入費支払いに係る物価及び食数変動が見込みを上回ったため
R1	1,680,860	—	—	—

(3) 事業費の内訳 (H30)**(単位: 千円)**

費目(節)	決算額	主な内容
報償費	244	第3給食センター事業者検討委員会委員への報償費
旅費	140	川崎市学校給食センター視察
需用費	29	第2給食センター配膳盆購入
委託料	1,001,553	第1, 2給食センター整備運営事業に係るサービス購入費(維持管理, 運営), 第3給食センター整備に係るアドバイザー業務費, 給食献立発注システム保守委託業務費
公有財産購入費	427,738	第1, 2給食センター整備運営事業に係るサービス購入費(設計, 建設)

(4) 事業費の財源 (H30)**(単位: 千円)**

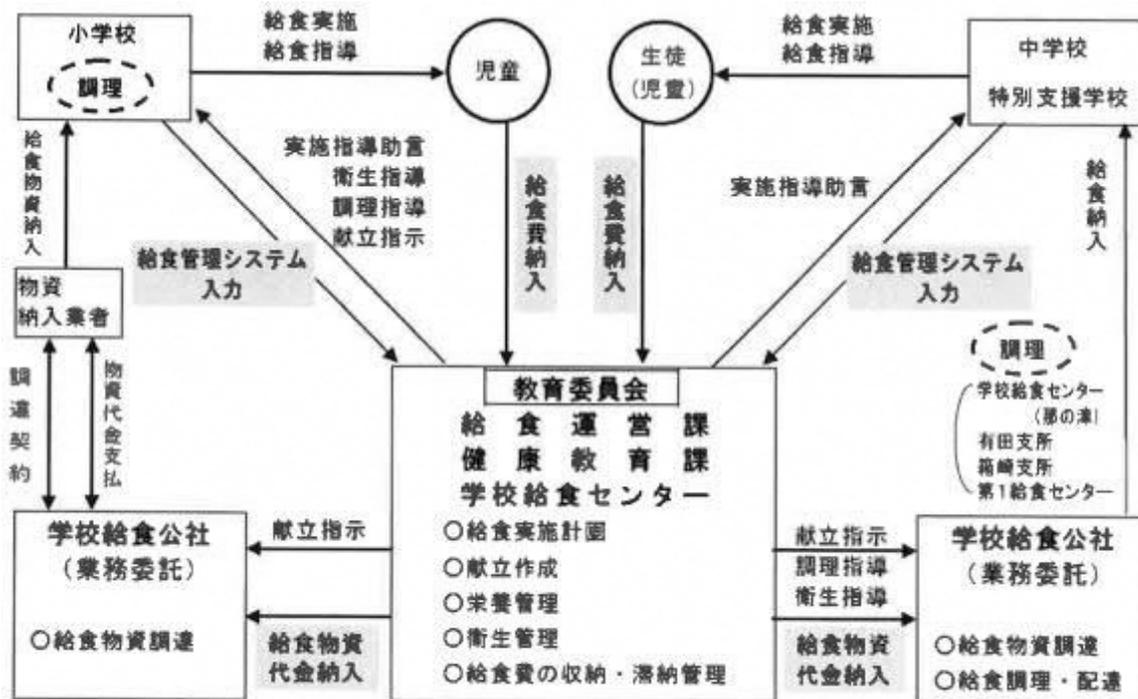
区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
国庫	0	—	
市(一般財源)	1,429,704	100%	
市債	0	—	
その他	0	—	
合計	0	—	

(実施した手続)**a 福岡市における給食提供プロセスの概要**

福岡市では、中学校は昭和 48 年から、特別支援学校は昭和 50 年から、共同調理方式(センター方式)により、全校で完全給食を実施している(小中連携校など、一部自校方式の学校もある)。

給食を提供する福岡市立学校給食センターには、「有田支所」と「箱崎支所」、新たに平成 26 年9月から稼働を開始した「第1給食センター」、平成 28 年8月から稼働を開始した「第2給食センター」の4カ所で中学校・特別支援学校に給食を提供している。献立作成や衛生管理などの業務は教育委員会が行い、物資調達業務は公益財団法人福岡市学校給食公社に、調理・配送などの業務は公益財団法人福岡市学校給食公社と(株)福岡市第1学校給食サービス、(株)福岡市第2学校給食サービスに委託し実施している。現在、第3給食センターの整備が進められており、令和2年度より、第3給食センターの稼働に伴い、学校給食センター「有田支所」と「箱崎支所」は閉鎖される。

なお、小学校の給食は自校調理方式(学校に給食室を設置して校内で給食を調理する方式)を採用している。



※ 第1給食センターからの給食配送については、御福岡市第1学校給食サービスへの業務委託により実施。

(出典:教育委員会提供資料より抜粋)

学校給食センター再整備事業は、第1給食センター、第2給食センター、及び第3給食センターの各整備運営に係る委託料や公有財産購入費がメインの事業費となる事業である。

第1給食センター再整備運営事業と第2給食センター再整備運営事業はPFI事業であり、SPC(特別目的会社)が設立され、それぞれの給食センターを整備し、維持管理・運営している。

現在整備中の第3給食センターも同様のスキームで運用される予定である。

※PFI(Private Finance Initiative)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法

※SPC(Special Purpose Company)

特定目的会社 特定事業を実施することを目的として設立された会社

b PFIによるメリット・デメリット

PFI(Private Finance Initiative:プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して

行う手法をいう。近年、給食センター事業などをPFIによって行う自治体は増えている。PFIによるメリットとデメリットは事業方式等により異なることがあるが、一般的に言われているメリットとデメリットを簡単にまとめると以下のとおりとなる。

(自治体側)

メリット

- ⇒これまで直営で行ってきた事業に関わるリスク管理を徹底することにより、リスクの顕在化に伴う損失の発生を抑制できる。
- ⇒財政支出の削減効果が期待できる。
- ⇒民間活力の導入により、より質の高い行政サービスの提供が期待できる。

デメリット

- ⇒独立採算型のPFIにおいては、実施できる事業は限られる。
- ⇒準備や手続きが煩雑なため、計画よりも行政コストが膨らむ場合がある。
- ⇒契約後に競争原理が働かない場合、提供する行政サービスの質が低下する可能性がある。

(民間事業者側)

メリット

- ⇒新たな投資機会を獲得し、新規分野を開拓できる。
- ⇒長期的に安定した収入が見込める。

デメリット

- ⇒自治体を実施してきた新規分野の事業であり、その準備に時間と費用が掛かる。
- ⇒独立採算型のPFIなど、PFIの事業類型によってはリスクが大きい場合もある。

(利用者側)

メリット

- ⇒民間活力の導入により、より品質の高い行政サービスを受けられる。

デメリット

- ⇒契約後に競争原理が働かない場合、行政サービスの質が低下する可能性がある。
- ⇒事業者の倒産などにより行政サービスを受容できなくなる可能性がある。

PFI方式の特徴	PFI方式導入の動機	メリットの例 [VFM発現の源泉]	デメリットの例 [懸念される事態]
◇複数年に及ぶ契約期間	《民間部門》 ・長期安定的経営 《公共部門》 ・財政負担の平準化	◇ライフサイクルコストの縮減 ◇事業の早期供用	◆契約後に競争原理が働かない場合、公共サービスの質の低下が懸念
◇同一の事業者に包括的に性能発注	《民間部門》 ・新技術やノウハウの活用等による業務改善余地の拡大 《公共部門》 ・適切な対価やペナルティ賦課による質の高い公共サービスの提供	◇ライフサイクルコストの縮減	◆監督牽制効果が薄れ、個別業務工事間の責任の所在が不明確になる懸念
◇公共と民間とでリスクを事前に分担	《民間部門》 ・担務するリスクに見合った収益(リターン)の確保 《公共部門》 ・民間ノウハウの活用による、リスク対応の効率化	◇リスク管理の徹底 (リスクの顕在化に伴い事業に与える損失の発生を抑制)	◆事業の進捗や収支に大きな損失が発生する懸念 ◆公共サービスの利用者や住民が不利益を被る懸念
◇民間部門が資金調達	《民間部門》 ・ - 《公共部門》 ・追加的な財政支出の抑制 ・財政負担の平準化(割賦払)	◇コスト管理の徹底 (事業費増大の抑制) ◇早期事業着手 (特に、独立採算型では公共部門からの支払いが生じない)	◆事業の途中で破綻する懸念 ◆将来世代への過度の負担、財政の硬直化等の懸念

(出典:「国土交通省のPPP/PFI への取組みと案件形成の推進」より抜粋)

c 包括外部監査における視点

以上のメリット・デメリットを考慮し、今回の包括外部監査においては以下のような視点で監査を実施した。

- ・ SPCの業績が悪化した場合、事業が停止されるリスクに対して、どのような対応がとられているか。
- ・ モニタリング(監視)は適切に行われているか。

モニタリングは各給食センターがPFI方式で行われているため、SPCが過度に利益を追求し、給食の調理・提供の質が低下していないかをチェックするのはもちろんであるが、給食センターによる給食の提供は小学校が採用する自校調理方式とは異なる注意点がある。

例えば、給食センターから給食を配送するため、配送中・配送先での衛生管理が必要である。また食材そのものや調理過程の衛生管理を徹底しなければ、食中毒が起きた場合、提供食数が多いため被害が広範囲に広がる可能性がある。

よってモニタリングの毎月の報告書を平成 27 年度より入手し、細菌検査等に問題がないか、異物混入が増えていないか、閲覧した。

- ・ SPCの損益計算書を入手し、当初の計画と大きな乖離がないか、貸借対照表を閲覧し、債務超過となっていないか、もしくは過度な利益剰余金が計上されていないか検討

した。

- ・ 自治体側の支出削減効果は計画どおりか

PFIの対象となった事業を、自治体が自ら実施する場合の財政負担よりも、PFIで事業を実施した場合の財政負担が軽減されることを想定してPFI事業は行われる。想定とおりにコストカット効果が表れているか、自治体は検証していく必要がある。その資料を入手して、コストカット効果が予定とおりであるか検討した。

d 運營業務報告書について

(株)福岡市第1学校給食サービスと(株)福岡市第2学校給食サービスの平成27年度から平成30年度までの運營業務報告書を入手した。監査対象として閲覧したのは平成30年度のみであるが、監査上、必要な部分については平成27年度と平成28年度の報告書についても閲覧している。

【意見Ⅳ-1-(1)-29】細菌検査の結果と対応の記載について

細菌検査は毎月2回実施されることとなっている。検査項目は赤痢、サルモネラ、チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌である。

監査対象年度における細菌検査の結果を閲覧したところ、(株)福岡市第1学校給食サービスでは6月24日2名、8月6日1名(再検査でも陽性であったため、さらに再検査され、9月4日に陰性)、8月22日1名、10月15日1名、11月21日(疑陽性でこちらは休みなどを報告書に鉛筆書きしていた)、(株)福岡市第2学校給食サービスでは8月7日に2名が陽性となっており、いずれも再検査により陰性となっていた。

検査により陽性となった場合、医療機関に受診させ、陰性となったことが確認されるまで本業務に従事させないこととなっているが、報告書には、数日後の再検査結果が記載されているのみで、陽性となった従業員に再検査の結果、陰性となるまで業務に従事させなかったかどうかの記載がなかった。

迅速に対応するため、検査結果や対応は随時、センター常駐の市職員が口頭で報告を受けて陽性者を調理に従事させない体制をとっていることはヒアリングにより確認したが、検査結果で陽性が判明した後どのような対応を行ったか、再検査まで本業務には従事させなかったか等報告書にも記載する必要がある。

(改善提案)

給食の提供を給食センター方式で行う場合、小学校が採用する自校調理方式に比べて、食材そのものや調理過程の衛生管理を徹底しなければ、食中毒が起きた場合、被害が広範囲に広がる可能性がある。

教育委員会による徹底したモニタリングのために、細菌検査の結果に問題があった場合には、その対応についても具体的に報告書に記載するよう依頼されたい。

e PFIの経済的効果について

自治体がある事業についてPFIを導入する場合、経済的効果について算定しておく必要がある。

そこで経済的効果を算定した資料を入手したところ、以下のとおりであった。

VFM (コストカット効果) の算定		第1給食センター		第2給食センター		
		事業者決定時		事業者決定時		
PSC金額内訳 (福岡市の負担額)	(単位:千円)		維持管理・運営期間14.7年		維持管理・運営期間14.7年	
	項目		実施金額	現在価値	実施金額	現在価値
	収入	受取消費税	41,120	35,443	76,696	65,614
		交付金	189,530	176,408	226,390	210,467
		起債	2,920,335	2,718,134	2,773,670	2,578,584
	小計(A)		3,150,985	2,929,984	3,076,757	2,854,665
	支出	初期整備費	4,241,810	3,949,536	4,222,757	3,929,173
		維持管理費	1,392,084	1,137,082	1,307,088	1,062,364
		給食運営費	6,617,007	5,436,594	6,673,329	5,451,206
		開業準備費	69,854	65,388	109,591	102,541
支払消費税		411,200	360,843	721,847	628,906	
起債償還(元本分)		2,920,335	2,113,637	2,773,670	1,999,021	
起債(利息分)		1,013,974	761,477	845,375	627,720	
その他		0	0			
小計(B)		16,666,263	13,824,555	16,653,656	13,800,930	
合計(B)-(A)		13,515,278	10,894,571	13,576,900	10,946,265	
		↑①		↑①		
PFIのLCC金額内訳 (福岡市の負担額)	(単位:千円)		維持管理・運営期間14.7年		維持管理・運営期間14.7年	
	項目		削減率=15%		削減率=15%	
			実施金額	現在価値	実施金額	現在価値
	収入	法人税等の受取	106,176	86,680	96,130	77,566
		交付金	189,530	176,408	226,390	210,467
		起債	0	0	0	0
	小計(A)		295,706	263,088	322,521	288,033
	支出	サービス対価	3,361,867	7,787,170	3,827,348	8,970,883
		施設整備に関する対価	6,093,573		7,095,269	
		アドバイザー費用、モニタリング費用	37,500	35,118	37,500	35,082
		配膳室改修費	0	0	0	0
		食器調達・更新費	159,000	137,221	189,988	162,552
		運営人件費、光熱水費等	0	0	0	0
		廃棄物処理費	145,565	119,685	73,922	60,311
		起債償還(元本分)	0	0	0	0
起債(利息分)		0	0	0	0	
消費税(5%)※第2センター特定事業選定以降8%		471,992	388,713	867,831	712,716	
サービス対価に係る消費税 上記以外	454,888 17,103	374,112 14,601	843,718 24,113	693,438 19,279		
小計(B)		10,269,497	8,467,907	12,091,859	9,941,544	
合計(B)-(A)		9,973,791	8,204,819	11,769,338	9,653,511	
		↑②		↑②		
VFM (①-②) 財政負担削減額		2,689,752		1,292,754		
VFM (%) コストカット効果		24.69%		11.81%		

(出典:教育委員会提供資料)

一般的にPFI事業による経済的効果は、VFMとして表される。VFMとはバリュー・フォー・マネー(Value for Money)の略であり、上記の表ではVFM(コストカット効果)とされている。VFMはPSCとPFI事業によるLCCとの比較により表される。

PSCとはパブリック・セクター・コンパレーター(Public Sector Comparator)の略であり、自治体がPFIの対象となった事業を、自ら実施する場合の事業期間全体を通じた財政負担の見込額を現在価値に算定しなおしたものである。

LCCとはライフサイクル・コスト(Life Cycle Cost)の略である。プロジェクトにおいて、計画から、施設の設計、建設、維持管理、運営、修繕、事業終了までの事業全体にわたり必要なコストのことである。PSCと比較する場合、こちらも現在価値を算定する必要がある。

要するに自治体が直接実施した場合のコスト(PSC)とPFIで事業を実施した場合のコスト(LCC)を比較して、PSCよりLCCのほうが少額であれば、コストカット効果があるのでVFMとして評価するのである。

ちなみに、VFMはコストカット効果のみではない。例えば、まったくコストカット効果がない場合であってもPFIで事業を実施することで行政サービスの質が向上する場合には、その行政サービスの質の向上がVFMとして評価される。

【意見Ⅳ-1-(1)-30】PFI事業開始時に算定されたLCCの検証について

PFI事業である第1給食センター整備運営事業及び第2給食センター整備運営事業の運営期間は 14.7 年であり、自治体を実施した場合のPSCとPFI事業によるLCCがPFI事業計画時に試算されている。

第1給食センター整備運営事業のPSCの現在価値は 10,894 百万円でLCCの現在価値は 8,204 百万円であるから、差額の 2,689 百万円がコストカット効果であり、VFMとなる。第2給食センター整備運営事業のPSCの現在価値は 10,946 百万円でLCCの現在価値は 9,653 百万円であるから、差額の 1,292 百万円がコストカット効果であり、VFMとなる。

このVFMは、PFI事業の計画時に算定されたもので重要なのは、事業開始後、実際にLCCが計画どおりであったかどうかの検証である。

福岡市では、LCCのうち、支出の「サービス対価」とされる部分について、SPCである株式会社福岡市第1学校給食サービスと株式会社福岡市第2学校給食サービスの財務書類等を毎年度モニタリングしている。

しかし、LCCのうち、収入と「サービス対価」以外の支出については、これまでモニタリングされておらず、現状では実施予定もないとのことであった。

サービス対価以外にもアドバイザー費用やモニタリング費用、食器調達・更新費、廃棄物処理費がかかっており、VFMの把握に影響がある事業所税や法人税などの収入項目も可能な範囲で把握し、LCC全体として計画通りであったか、事業期間終了に際しては検証することが望ましい。

(改善提案)

給食センターの整備運営をPFI事業としたことによるVFMはPSCとLCCの比較によって算定されている。PSCは予測数値であることから、実際の数値を算定することは出来ないが、PF

I事業のLCCについては、実際に設備投資にかかった費用やその後の運営費用から算定することは可能である。給食センターはPFI事業終了後も継続していくことから、終了に際しては事業期間全体のLCCが計画どおりであったかを検討し、次期事業のために対策を取ることが望ましい。

その際、LCCの検証については一部のみではなく、収入と支出を含めて検証が必要であり、PFI事業開始時のVFMが実現できたかどうかの視点で検証を行われたい。

f SPC損益計算書のモニタリングについて

福岡市では、SPCである株式会社福岡市第1学校給食サービスと株式会社福岡市第2学校給食サービスの財務諸表等をモニタリングしている。

そこでモニタリング資料を入手した。当該資料はそれぞれ事業計画期間(株式会社福岡市第1学校給食サービスは2029年度まで、株式会社福岡市第2学校給食サービスは2031年度まで)について作成されている。福岡市第2給食センターの整備・運営事業を行っているSPCである、株式会社福岡市第2学校給食サービスでは、開業以来赤字が続いており、監査対象年度における累積当期純利益は計画値が3,188千円の黒字に対して、実績値は14,693千円の赤字である。

福岡市の支出は株式会社福岡市第2学校給食サービスの売上高に計上され、2016年度を除き、ほぼ計画どおりに支出されているが、SPC側の売上原価や販管費が計画よりも多額となった結果、赤字となっている。

SPCの赤字が拡大し、SPCが事業停止となるリスクがないか赤字の原因をヒアリングしたところ、赤字の主な要因は「当初計画に見込んでいなかった経費を2018年度に、過年度分に遡って支払いを行ったため、販管費が増加し、一時的に損失がでたもの。その後の計画値についてはSPCで見直しが行われており、見直し後の計画から問題ないものと考えている。」とのことであった。

なお、モニタリング資料には年度計画値等SPC各社の経営ノウハウに該当する情報が含まれていることから、福岡市の非公開情報に関する規定(福岡市情報公開条例第7条第2号ア該当)に基づき、詳細な記載を省略している。

g 生徒に対するアンケートの実施

PFI事業におけるVFMはコストカット効果のみではない。行政サービスの品質向上なども含まれる。

特に給食センター事業は、生徒の食事や衛生に関連する事業であり、給食の品質について生徒にアンケート調査を行い、問題や課題がないか把握し、給食センターの運営改善に活用することは重要である。

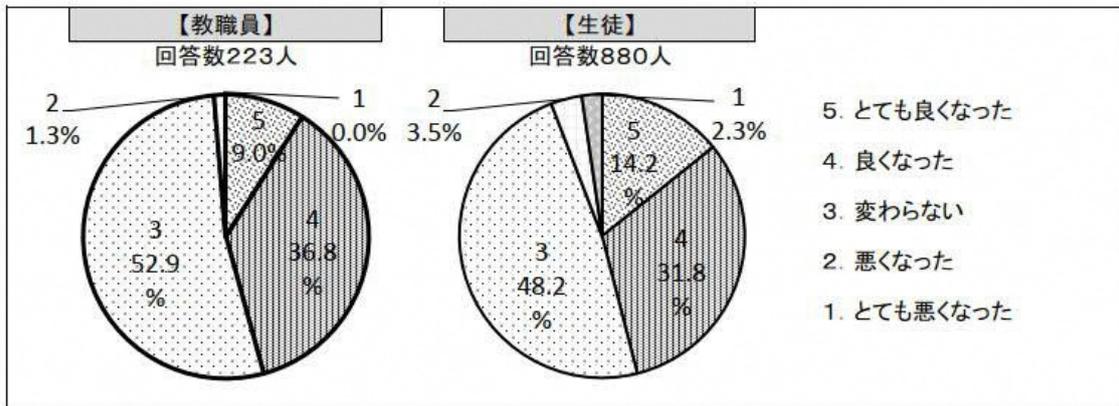
福岡市では平成28年12月に、平成28年度2学期から新たに第1・第2給食センター

からの給食提供を開始した学校について、教職員や生徒に対しアンケート調査を実施している。調査対象は、教職員 223 人(第1給食センターが4校, 第2給食センターが16校), 生徒 880 人(第1給食センターが2校, 第2給食センターが7校)である。

アンケート結果を一部抽出すると、以下のとおりであった。

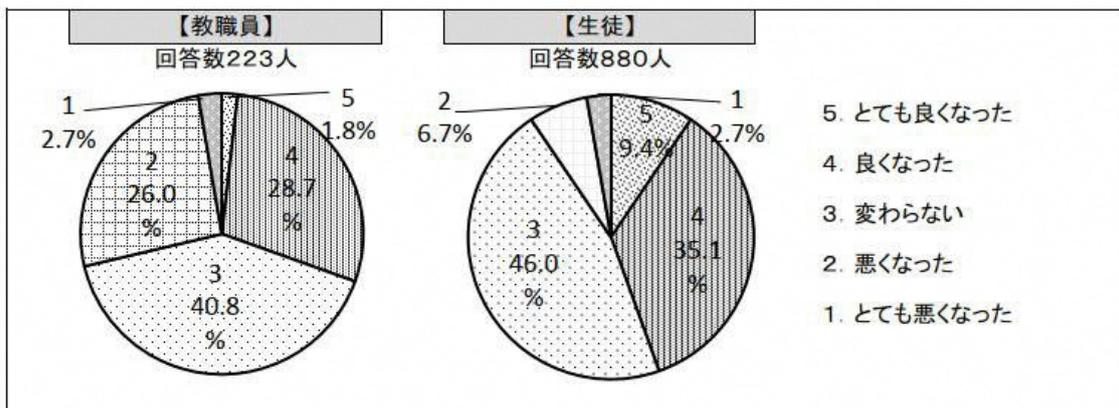
問 おかずの味付け(アンケート対象:教職員/生徒)

「とても良くなった」、「良くなった」と答えた割合の合計が、教職員、生徒ともに約46%となり、「変わらない」と答えた割合も含めた合計では、教職員で約99%、生徒で約94%となった。



問 おかずの量(アンケート対象:教職員/生徒)

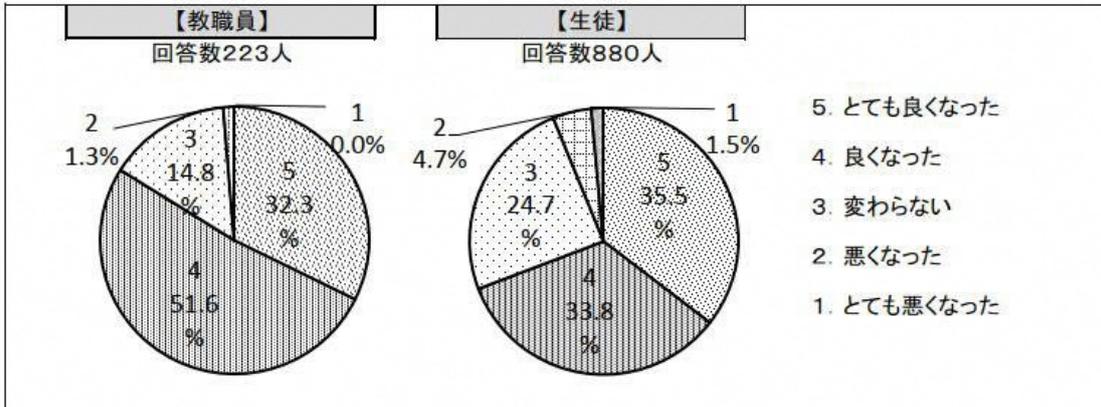
教職員では「とても良くなった」「良くなった」と答えた割合の合計が約31%、「変わらない」と答えた割合も含めた合計は約71%となった。一方、生徒では「とても良くなった」、「良くなった」と答えた割合の合計が約45%で、「変わらない」と答えた割合も含めた合計では約91%となった。



(出典:教育委員会提供資料)

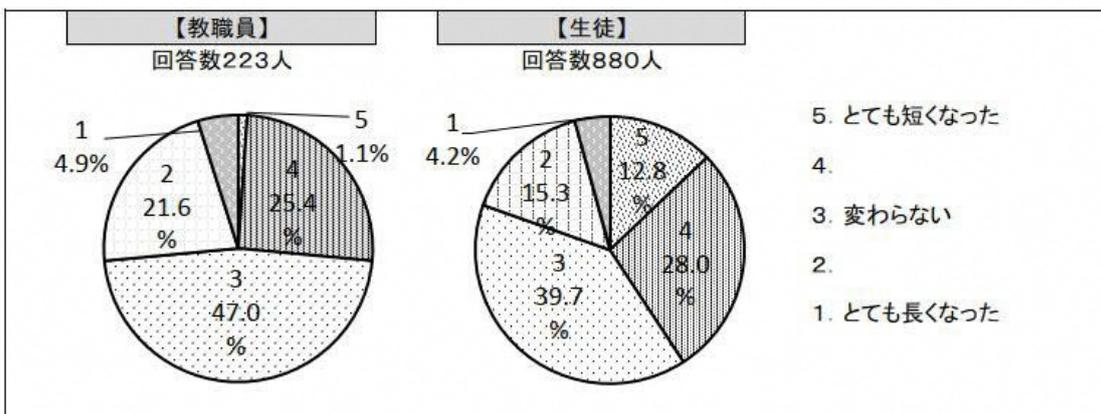
問 おかずの温かさ(アンケート対象:教職員/生徒)

「とても良くなった」、「良くなった」と答えた割合の合計が、教職員では約84%、生徒では約69%となった。



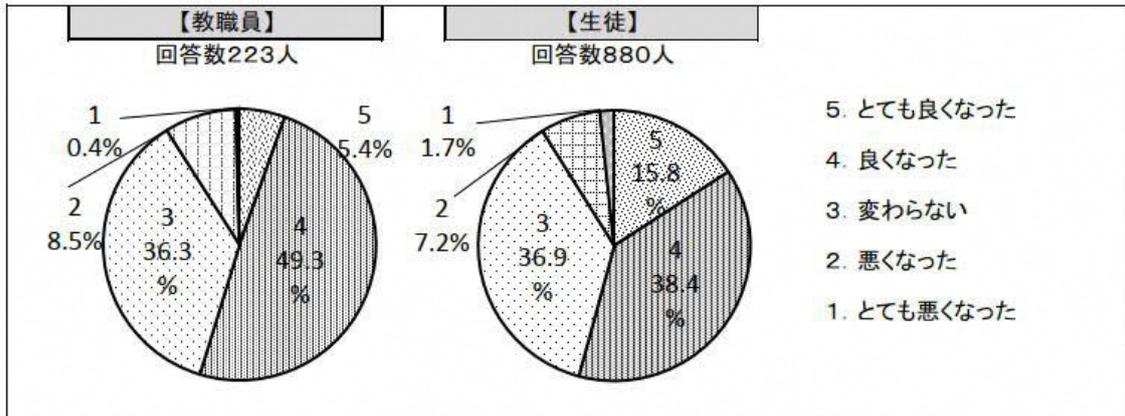
問 配膳時間(アンケート対象:教職員/生徒)

「変わらない」～「とても短くなった」と答えた割合の合計が、教職員では約74%、生徒では約81%となった。



問 総合満足度(アンケート対象:教職員)

「とても良くなった」、「良くなった」と答えた割合の合計が教職員では約55%、生徒では約54%となり、「変わらない」と答えた割合も含めた合計は教職員、生徒ともに約91%となった。



(出典:教育委員会提供資料)

【意見Ⅳ-1-(1)-31】生徒に対する給食アンケートの実施について

中学校生徒の給食については、PFI方式により運営されている給食センターより提供されている。

PFI方式のVFMには給食の提供という品質面も含まれるので、給食が提供される生徒に対するアンケートを行い、問題や課題がないか把握し、給食センターの運営改善に活用することは重要である。

福岡市では事業開始後の平成28年度にアンケートが実施されていたが、その後、アンケートは実施されていなかった。

(改善提案)

生徒に対するアンケートについては、継続的に実施し、給食に問題や課題がないか把握されたい。すべての中学校と生徒に毎年度アンケートを実施することは困難であるから、抽出や持ち回りで実施するなど、工夫されたい。

④-5-4 学校施設空調整備事業

(1) 事業の概要

事業名	学校施設空調整備事業		
事業目的	児童生徒が健康で快適に学習できる環境を提供する。		
事業内容	普通教室の空調整備及びPFIで設置した空調の維持管理		
担当部署	施設課		
事業の根拠 (法令, 条例, 規則, 要領等)	なし		
「あたらしい福岡の 教育計画」における位 置づけ	基本的考え方 教育環境づくりの推進(重点施策5-①~②)		
事業開始年度	平成26年度	事業終了年度	—
事業実施方法	直営・委託—	委託内容	—

(2) 事業費の推移

(単位: 千円)

	予算額	決算額	増減額	増減理由
H27	3,534,815	3,351,632	△183,183	工事費の落差等による
H28	1,778,756	1,788,687	9,931	空調設置数が想定より増えたことによる
H29	232,395	240,511	8,116	空調設置数が想定より増えたことによる
H30	239,865	272,553	32,688	空調設置数が想定より増えたことによる
R1	255,593	—	—	—

(3) 事業費の内訳 (H30)

(単位: 千円)

費目(節)	決算額	主な内容
委託料	272,553	普通教室に設置した空調の維持管理等

(4) 事業費の財源

(単位: 千円)

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
国庫	0	—	
市(一般財源)	272,553	—	
市債	0	—	
その他	0	—	
合計	272,553	—	

(5) 事業効果とその推移

【効果指標の種類】

指標	指標の説明	指標の目標値
活動指標	なし	なし
成果指標	なし	なし

(実施した手続)

工事請負契約関連の資料を入手し、入札手続、業者の選定、契約手続、完了検査、工事代金の支払手続等について検討を行った。

また空調機器の更新工事については、更新対象となった空調機器の導入時期をヒアリングし、経済的耐用年数を考慮して更新されているか検討した。また空調機器の更新についてアセットマネジメント資料を作成しているか検討したが、特に指摘すべき事項はなかった。

④-5-5 学校事務センター（共同学校事務室）設置事業

(1) 事業の概要

事業名	共同学校事務室運営事業		
事業目的	学校事務の一部を集約処理する「共同学校事務室」設置により、学校事務を効率化。それにより、一部の事務を教員から事務職員へ移管し、学校における働き方改革を推進する他、組織化による人材育成、チェック機能の強化を推進。		
事業内容	各小・中・特別支援学校の学校事務について、その一部を共同学校事務室で集約処理して、各学校の事務職員の業務を軽減することに伴い、これまで教員が行ってきた業務の中の事務的な部分について、新たに各学校の事務職員が教員と協力の上で行う。 平成30年度の中央区での先行実施を踏まえ、令和元年度に、共同学校事務室を東部(東区, 博多区), 中部(中央区, 南区, 城南区), 西部(早良区, 西区)に設置し、全市展開した。		
担当部署	教職員第1課		
事業の根拠 (法令, 条例, 規則, 要領等)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5		
「あたらしい福岡の教育計画」おける位置づけ	基本的考え方5 教育環境づくりの推進(重点施策5-①~②)		
事業開始年度	平成30年度	事業終了年度	—
事業実施方法	直営	委託内容	—

(2) 事業費の推移

(単位: 千円)

	予算額	決算額	増減額	増減理由
H27	—	—	—	—
H28	—	—	—	—
H29	—	—	—	—
H30	12,345	11,585	△760	財務会計システム改修の契約落差による
R1	7,464	—	—	—

(3) 事業費の内訳 (H30)

(単位: 千円)

費目(節)	決算額	主な内容
印刷消耗品費	1,229	複合機整備費, 室運営費等
光熱水費	20	電気代等

費目(節)	決算額	主な内容
役務費	107	電話回線整備費, 通話料, ニモカチャージ代等
委託料	7,470	LAN 整備, 財務会計システム改修費等
借損料	6	複合機整備費等
備品購入費	2,753	新規共同学校事務室備品整備費等

(4) 事業費の財源

(単位: 千円)

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
国庫	0	0	
市(一般財源)	11,585	100	
市債	0	0	
その他	0	0	
合計	11,585	0	

(5) 事業効果とその推移

【効果指標の種類】

指標	指標の説明	指標の目標値
活動指標	—	—
成果指標	教員が子どもと向き合う時間の確保の状況(教育意識調査)	65%

【指標の推移】

	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	—	—	—	—
H28	—	—	—	—
H29	—	—	—	—
H30	60%	—	—	—
R1	65%	—	—	—

※教育意識調査は隔年実施のため、H30 は実績値なし。

(実施した手続)

共同学校事務室の運営は、学校事務の効率化により、一部の事務を教員から事務職員へ移管し、教員が児童生徒と向き合う時間を作ることが目的の一つである。

そこで成果指標として、「教員が子どもと向き合う時間の確保の状況」が挙げられているが、これは隔年で実施される教育意識調査によって把握されるデータである。

監査対象年度の目標が 60%であるのに対し、教育意識調査は平成 29 年度、令和元年度で行われるため、実績がない。参考までに事業実施前の平成 29 年度においては、54.1%のことであった。

なお、「共同学校事務室」を対象とした監査については、別途「IV-1-(2)共同学校事務室の運用について」において実施している。

④-5-6 校舎及び附帯施設等整備

(1) 事業の概要

事業名	校舎及び附帯施設等整備		
事業目的	校舎や講堂兼体育館などにおける、老朽化等に伴う危険個所の解消・予防等を目的としている。		
事業内容	校舎や講堂兼体育館などに付属する施設の改修を実施する。		
担当部署	施設課		
事業の根拠 (法令, 条例, 規則, 要領等)	なし		
「あたらしい福岡の教育計画」における位置づけ	基本的考え方5 教育環境づくりの推進(重点施策5-①~②)		
事業開始年度	不明	事業終了年度	—
事業実施方法	直営・委託—	委託内容	—

(2) 事業費の推移

(単位: 千円)

	予算額	決算額	増減額	増減理由
H27	3,980,517	4,474,262	493,745	繰越予算があること, 増額補正等による
H28	1,820,257	3,176,182	1,355,925	繰越予算があること, 増額補正等による
H29	803,116	4,948,313	4,145,197	繰越予算があること, 増額補正等による
H30	1,530,595	2,749,390	1,218,795	繰越予算があること, 増額補正等による
R1	3,161,883	—	—	—

(3) 事業費の内訳 (H30)

(単位: 千円)

費目(節)	決算額	主な内容
印刷消耗品費	1,977	グラウンドの維持整備に係る肥料等
光熱水費	31	グラウンドの維持整備に係る備品の燃料費等
役務費	4,828	工事に伴う建築申請手数料等
委託料	206,387	実施設計等
土地家屋借上料	33,651	仮設トイレの借上料等
工事請負費	2,498,737	工事費
備品購入費	3,576	グラウンドの維持整備に係る備品の購入費
工事費負担金	203	電気工事負担金等

(4) 事業費の財源

(単位:千円)

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
国庫	695,181	1/3	学校施設環境改善交付金等
市(一般財源)	563,009		
市債	1,491,200	75%, 90%	学校建設債
その他	0		
合計	2,749,390		

(5) 事業効果とその推移**【効果指標の種類】**

指標	指標の説明	指標の目標値
活動指標	なし	なし
成果指標	なし	なし

(実施した手続)

任意に抽出した以下の契約について工事請負契約関連の資料を入手し、入札手続、業者の選定、契約手続、完了検査、工事代金の支払手続等について検討を行ったが、特に指摘すべき事項はなかった。

事業区分	契約金額	契約件名	費目
校舎及び附帯施設等整備	123,638,400	博多工業高等学校校舎外壁改修工事	工事請負費
校舎及び附帯施設等整備	112,829,760	席田中学校校舎外壁改修その他工事【1期(外壁)】	工事請負費
校舎及び附帯施設等整備	103,391,640	百道中学校校舎その他外壁改修工事	工事請負費
校舎及び附帯施設等整備	8,102,160	警固中学校外構改良工事	工事請負費
校舎及び附帯施設等整備	7,716,600	日佐中学校外構改良工事	工事請負費
校舎及び附帯施設等整備	2,160,000	西陵中学校災害復旧体育用具室解体工事	工事請負費
校舎及び附帯施設等整備	21,693,960	板付中学校便所改造衛生設備工事	工事請負費
校舎及び附帯施設等整備	31,079,700	片江中学校便所改造衛生設備工事	工事請

事業区分	契約金額	契約件名	費目
施設等整備			負費
校舎及び附帯施設等整備	16,018,560	横手中学校便所改造衛生設備工事	工事請負費
校舎及び附帯施設等整備	14,838,552	田隈中学校便所改造衛生設備工事	工事請負費
校舎及び附帯施設等整備	8,670,240	香住丘小学校空調設備更新工事	工事請負費
校舎及び附帯施設等整備	10,187,532	宮竹小学校空調設備更新工事	工事請負費
校舎及び附帯施設等整備	9,416,736	内浜小学校空調設備更新工事	工事請負費
校舎及び附帯施設等整備	12,945,096	東住吉中学校空調設備更新工事	工事請負費
校舎及び附帯施設等整備	2,039,762	福岡市立教育施設アスベスト調査業務委託(H30-2)	委託料
校舎及び附帯施設等整備	181,131	福岡市立教育施設アスベスト調査業務委託(H30-2)	委託料
校舎及び附帯施設等整備	42,120	堅粕小学校外7校 機械警備施解錠業務等委託	委託料
校舎及び附帯施設等整備	16,200	堅粕小学校外7校 機械警備施解錠業務等委託	委託料
校舎及び附帯施設等整備	761,400	西陵中学校巡回警備業務委託	委託料
校舎及び附帯施設等整備	77,760	月隈小学校 警備機器移設業務等委託	委託料
校舎及び附帯施設等整備	142,560	東光小学校 警備機器移設業務等委託	委託料
校舎及び附帯施設等整備	2,507,760	博多工業高等学校校舎その他外壁改修工事外1件実施設計業務委託	委託料
校舎及び附帯施設等整備	1,480,316	福岡女子高等学校校舎その他外壁改修工事外1件実施設計業務委託	委託料
校舎及び附帯施設等整備	1,488,604	福岡女子高等学校校舎その他外壁改修工事外1件実施設計業務委託	委託料

事業区分	契約金額	契約件名	費目
校舎及び附帯施設等整備	979,535	福岡市立教育施設アスベスト調査業務委託(H30-10)その1	委託料
校舎及び附帯施設等整備	1,657,675	福岡市立教育施設アスベスト調査業務委託(H30-10)その1	委託料
校舎及び附帯施設等整備	602,790	福岡市立教育施設アスベスト調査業務委託(H30-10)その1	委託料
校舎及び附帯施設等整備	2,658,893	福岡市立教育施設アスベスト調査業務委託(H30-10)その2	委託料
校舎及び附帯施設等整備	827,347	福岡市立教育施設アスベスト調査業務委託(H30-10)その2	委託料
校舎及び附帯施設等整備	1,209,600	福岡市立教育施設アスベスト調査業務委託(H30-10)その3	委託料
校舎及び附帯施設等整備	680,400	福岡市立教育施設アスベスト調査業務委託(H30-10)その3	委託料

④-5-7 校舎増築

(1) 事業の概要

事業名	校舎増築		
事業目的	教室不足に対応する。		
事業内容	教室不足が見込まれる学校について、増築等を実施する。		
担当部署	施設課		
事業の根拠 (法令, 条例, 規則, 要領等)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法(小学校等の設置義務) ・公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(1学級あたりの児童数の上限) 		
「あたらしい福岡の教育計画」おける位置づけ	基本的考え方5 教育環境づくりの推進(重点施策5-①~②)		
事業開始年度	不明	事業終了年度	—
事業実施方法	直営・委託—	委託内容	—

(2) 事業費の推移

(単位: 千円)

	予算額	決算額	増減額	増減理由
H27	668,791	1,300,033	631,242	繰越予算があること, 増額補正等による
H28	2,575,758	9,181,985	6,606,227	増額補正等による
H29	3,049,070	3,269,331	220,261	増額補正等による
H30	4,306,155	4,566,089	259,934	増額補正等による
R1	3,557,795	—	—	—

(3) 事業費の内訳 (H30)

(単位: 千円)

費目(節)	決算額	主な内容
印刷消耗品費	345	工事に伴うカーテン等購入
役務費	9,133	工事に伴う建築申請手数料等
委託料	66,892	実施設計等
土地家屋借上料	384,635	仮設教室の借上料等
工事請負費	1,278,635	工事費
公有財産購入費	2,822,418	福岡市施設整備公社に建設依頼した学校施設の取得
備品購入費	3,811	工事に伴う物置購入
工事費負担金	220	電気工事負担金等

(4) 事業費の財源

(単位:千円)

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
国庫	180,828	1/2, 1/3	学校建設費負担金等
市(一般財源)	476,161		
市債	2,559,100	75%, 90%	学校建設債
その他	1,350,000		土地建物売払収入
合計	4,566,089		

(5) 事業効果とその推移**【効果指標の種類】**

指標	指標の説明	指標の目標値
活動指標	なし	なし
成果指標	なし	なし

(実施した手続)

任意に抽出した以下の工事について、工事請負契約関連の資料を入手し、入札手続、業者の選定、契約手続、完了検査、工事代金の支払手続等について検討を行った。

事業区分	契約金額(円)	契約件名	費目
校舎増築	167,216,400	玄洋中学校校舎増築その他工事	工事請負費
校舎増築	282,999,960	照葉中学校校舎増築その他工事	工事請負費
校舎増築	129,096,506	能古小学校・能古中学校校舎増築その他工事(北工区)	工事請負費
校舎増築	143,316,463	能古小学校・能古中学校校舎増築その他工事(北工区)	工事請負費
校舎増築	12,920,836	能古小学校・能古中学校校舎増築その他空調設備工事	工事請負費
校舎増築	14,344,063	能古小学校・能古中学校校舎増築その他空調設備工事	工事請負費
校舎増築	971,686	福岡市立教育施設アスベスト調査業務委託(H30-4)	委託料
校舎増築	747,449	福岡市立教育施設アスベスト調査業務委託(H3	委託料

事業区分	契約金額(円)	契約件名	費目
		0-4)	
校舎増築	6,480	内浜小学校外11校 機械警備施錠業務等委託	委託料
校舎増築	12,960	内浜小学校外11校 機械警備施錠業務等委託	委託料
校舎増築	1,220,031	能古小学校・能古中学校校舎増築その他液化石油ガス設備工事委託(能古小学校)	委託料
校舎増築	1,354,417	能古小学校・能古中学校校舎増築その他液化石油ガス設備工事委託(能古中学校)	委託料
校舎増築	6,480	愛宕小学校外9校 機械警備施錠業務等委託	委託料
校舎増築	16,200	愛宕小学校外9校 機械警備施錠業務等委託	委託料
校舎増築	3,240	愛宕小学校外9校 機械警備施錠業務等委託	委託料
校舎増築	3,240	愛宕小学校外9校 機械警備施錠業務等委託	委託料
校舎増築	84,098	福岡市立教育施設化学物質分析・調査業務委託	委託料
校舎増築	32,364	福岡市立教育施設化学物質分析・調査業務委託	委託料
校舎増築	49,609	福岡市立教育施設化学物質分析・調査業務委託	委託料
校舎増築	49,609	福岡市立教育施設化学物質分析・調査業務委託	委託料
校舎増築	73,876	福岡市立教育施設化学物質分析・調査業務委託	委託料

【指摘事項Ⅳ-1-(1)-4】特記仕様書の記載誤りについて

能古小学校・能古中学校校舎増築その他空調設備工事の特記仕様書では、福岡市契約事務規則に定める中間技術検査を実施することとなっているが、実施されていなかった。

理由について質問したところ、設計当初は中間技術検査が必要となる設計金額1億円以上の工事になると想定して設計しており、特記仕様書では中間技術検査を実施することとしていたが、再積算の結果1億円未満となったため、中間技術検査は実施していないとのことであった。

(是正の方向性)

設計金額が1億円未満となった時点において、特記仕様書を「中間技術検査を実施しない」ものとすべきであった。特記仕様書は正確に記載されたい。

④-5-8 校務情報化推進事業

(1) 事業の概要

事業名	校務情報化推進事業		
事業目的	教員が子どもたちと向き合う時間を確保するとともに、教育活動の質の向上に資する。		
事業内容	全教員へのパソコン整備を行うとともに、校務の効率化及び情報化等をはかるための情報システム導入を推進する。		
担当部署	教育政策課		
事業の根拠 (法令, 条例, 規則, 要領等)			
「あたらしい福岡の教育計画」における位置づけ	基本的考え方5 教育環境づくりの推進(重点施策5-①~②)		
事業開始年度	平成 20 年度	事業終了年度	—
事業実施方法	直営	委託内容	—

(2) 事業費の推移

(単位: 千円)

	予算額	決算額	増減額	増減理由
H27	562,446	489,596	△72,850	契約落差のため
H28	539,513	534,416	△5,097	契約落差のため
H29	591,814	553,910	△37,904	契約落差のため
H30	764,196	716,416	△47,780	契約落差のため
R1	837,692	—	—	—

(3) 事業費の内訳 (H30)

(単位: 千円)

費目(節)	決算額	主な内容
印刷消耗費	1,018	IC カードリーダー等の購入
修繕費	104	LAN 等の修繕
委託料	65,649	LAN の配線, ヘルプデスク業務委託,
借損料	648,214	校務用パソコン等の賃貸借
備品購入費	1,431	マグネットスクリーン等の購入費用

(4) 事業費の財源

(単位:千円)

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
国庫	0		
市(一般財源)	716,416		
市債	0		
その他	0		
合計	716,416		

(5) 事業効果とその推移**【効果指標の種類】**

指標	指標の説明	指標の目標値
活動指標	—	—
成果指標	校務用パソコンの整備率	100%

【指標の推移】

	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	100%	100%	—	校務用パソコンの整備率
H28	100%	100%	—	校務用パソコンの整備率
H29	100%	100%	—	校務用パソコンの整備率
H30	100%	100%	—	校務用パソコンの整備率
R1	100%	100%	—	校務用パソコンの整備率

(6) 職員等の配置実績

	職員等数	備考
H27	5名	課長1名, 係長1名, 係員3名
H28	4名	課長1名, 係長1名, 係員2名
H29	4名	課長1名, 係長1名, 係員2名
H30	4名	課長1名, 係長1名, 係員2名
R1	4名	課長1名, 係長1名, 係員2名

(実施した手続)

福岡市においては、全ての教職員に対して校務用にパソコンを貸与している。そこで、校務情報化推進事業について以下の契約関連書類を入手し、入札の方法、契約の手続、業務完了検査の手続、支払手続等について検討した。

No	契約名
1	校務用パソコン等(定数増対応)賃貸借(2701)
2	校務用パソコン等(中学校定数増対応)賃貸借(2706)
3	校務用パソコン等賃貸借(2715)
4	校務用パソコン等賃貸借(2716)
5	校務用パソコン等賃貸借(2717)
6	校務用パソコン等(定数増対応)賃貸借(2801)
7	校務用パソコン等(定数増対応)賃貸借(2806)
8	西都小校務用パソコン等賃貸借(2904)
9	校務用パソコン等(定数増対応)賃貸借(2908)
10	校務用パソコン等(インターネット閲覧用)賃貸借(2909)
11	校務用パソコン等(定数増対応)賃貸借(2910)
12	校務用パソコン等賃貸借A(2922)
13	校務用パソコン等賃貸借B(2923)
14	校務用パソコン等賃貸借C(2924)
15	校務用パソコン等(定数増対応)賃貸借(2931)
16	校務用パソコン等(定数増対応)賃貸借(3001)
17	校務用パソコン等(定数増対応)賃貸借(3007)
18	校務用パソコン等賃貸借A(3020)
19	校務用パソコン等賃貸借B(3021)
20	校務用パソコン等賃貸借C(3022)

(出典:教育委員会提供資料)

また教職員に貸与するパソコンは原則としてノートパソコンとのことであったため、その管理方法、使用方法についてヒアリングを実施した。

貸与するパソコンについては、情報管理などの観点から学校外への持ち出しは禁止されていた。持ち出しが出来ないように、セキュリティワイヤーで机等に固定することとなっている。持ち出しについて例外はなく、持ち出しを許可する手続などはなかった。

貸与するパソコンには個体識別ナンバー(機器管理ナンバー)が添付されており、また校外への持ち出し禁止のシールが貼付されていた。

なお、ノートパソコンについて、紛失事件などの事案がないかヒアリングしたところ、紛失の事案はないとの回答であった。

【意見Ⅳ-1-(1)-32】教職員が使用するパソコン等情報機器のたな卸しについて

貸与するパソコンについては、現物のたな卸しを実施していない。貸与期間終了時にはパソコンを返却することになるため、紛失していれば返却の際に発覚するが、パソコンを紛失した場合には、保存されている個人情報や校務情報などが悪用されないよう、直ちに対応を取るべきであり、現物があるかどうかを定期的に確認することは必要な手続である。

(改善提案)

パソコンのみでなく、複合機などもハードウェアに個人情報や校務データなどが残っている。個人情報や校務データを取り扱う情報機器類については、个体番号識別リストを作成し、年1回など定期的に一斉たな卸しを行うことについて検討されたい。

効率的に現物確認する方法として、パソコンについては貸与された使用者が个体識別番号をたな卸し実施担当者へメールすることが考えられる。特定の貸与者がいない複合機などは、たな卸し担当者が現物確認を実施することになる。

また、紛失した際の被害を最小限に食い止めるためには、パソコンや複合機などについて、そのハードに保存されている情報データを定期的に削除することが望ましい。

【意見Ⅳ-1-(1)-33】教職員個人所有のパソコン持ち込みについて

教職員個人が所有するパソコンを校内に持ち込むこと及び校外活動で使用することは原則として禁止されているが、業務上必要な場合に限り、「個人所有のパソコン持ち込み・持ち出し申請書兼許可証」により、機密文書取扱責任者(校長)の許可を得て持ち込むことが出来るとのことであった。

そこで教職員個人が所有するパソコンを校内に持ち込むこと及び校外活動で使用する事が許可された事例とその件数についてヒアリングしたところ、「機密文書取扱責任者(校長)の許可を得て持ち込むこととしているため、教育委員会事務局では許可事例及び件数を把握しておりません。」とのことであった。

(改善提案)

例外的に個人が所有するパソコンの持ち込みが許可されているが、その場合、持ち込まれたパソコンの使用状況を常に第三者が監視していない限り、校内の個人情報や校務情報などの持ち出しリスクをゼロにすることが出来ない。個人が所有するパソコンやその他のデバイスの持ち込みは全面的に禁止し、必要な機器は学校もしくは教育委員会で購入し、貸与するように改められたい。

④-5-9 大規模改造

(1) 事業の概要

事業名	大規模改造		
事業目的	一定の年数が経過することにより通常発生する学校建物の損耗, 機能低下の解消		
事業内容	老朽化した校舎・講堂兼体育館の大規模な改造を行う。		
担当部署	施設課		
事業の根拠 (法令, 条例, 規則, 要領等)	なし		
「あたらしい福岡の教育計画」おける位置づけ	基本的考え方5 教育環境づくりの推進(重点施策5-①~②)		
事業開始年度	昭和 63 年	事業終了年度	—
事業実施方法	直営・委託—	委託内容	—

(2) 事業費の推移

(単位: 千円)

	予算額	決算額	増減額	増減理由
H27	3,712,532	2,537,665	△1,174,867	減額補正等による
H28	951,562	1,736,706	785,144	繰越予算があること, 増額補正等による
H29	64,405	2,652,993	2,588,588	繰越予算があることによる
H30	2,973,804	1,956,605	△1,017,199	減額補正等による
R1	3,207,495	—	—	—

(3) 事業費の内訳 (H30)

(単位: 千円)

費目(節)	決算額	主な内容
印刷消耗品費	1,702	工事に伴うカーテン等購入
役務費	20,098	工事に伴う建築申請手数料等
委託料	131,782	実施設計等
土地家屋借上料	7,172	仮設教室の借上料等
工事請負費	1,793,179	工事費
備品購入費	2,373	工事に伴う暗幕購入
工事費負担金	299	電気工事負担金等

(4) 事業費の財源

(単位:千円)

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
国庫	310,788	1/3	学校施設環境改善交付金
市(一般財源)	517,417		
市債	1,128,400	75%, 90%	学校建設債
その他	0		
合計	1,956,605		

(5) 事業効果とその推移

【効果指標の種類】

指標	指標の説明	指標の目標値
活動指標	なし	なし
成果指標	なし	なし

(実施した手続)

任意に以下の契約を抽出し、工事請負契約関連の資料を入手し、入札手続、業者の選定、契約手続、完了検査、工事代金の支払手続等について検討を行った。

事業区分	契約金額(円)	契約件名	費目
大規模改造	105,831,360	和白丘中学校校舎外壁改修その他工事	工事請負費
大規模改造	107,355,973	能古小学校・能古中学校校舎増築その他工事(南工区)	工事請負費
大規模改造	119,181,213	能古小学校・能古中学校校舎増築その他工事(南工区)	工事請負費
大規模改造	75,378,600	周船寺小学校校舎外壁改修その他工事	工事請負費
大規模改造	21,691,800	周船寺小学校校舎屋上防水改良工事	工事請負費
大規模改造	32,558,112	今津小学校校舎内部改造電気工事	工事請負費
大規模改造	1,352,160	内浜中学校校舎内部改造都市ガス設備工事委託	委託料
大規模改造	1,870,560	飯原小学校校舎内部改造都市ガス設備工事委託	委託料

事業区分	契約金額(円)	契約件名	費目
大規模改造	1,092,960	青葉小学校校舎内部改造都市ガス設備工事委託	委託料
大規模改造	2,423,520	福岡市立教育施設アスベスト調査業務委託(H30-9)その1	委託料
大規模改造	1,707,014	福岡市立教育施設アスベスト調査業務委託(H30-9)その3	委託料
大規模改造	313,815	福岡市立教育施設アスベスト調査業務委託(H30-9)その3	委託料
大規模改造	3,498,364	能古小学校・能古中学校校舎増築その他液化石油ガス設備工事委託(能古小学校)	委託料
大規模改造	3,883,708	能古小学校・能古中学校校舎増築その他液化石油ガス設備工事委託(能古中学校)	委託料

④-5-10 部活動支援

(1) 事業の概要

事業名	部活動支援		
事業目的	福岡市立中学校及び高等学校における部活動の指導体制の充実を推進し、部活動を担当する教員の支援を行うとともに、部活動の質的な向上を図る。		
事業内容	主に部活動指導員、及び部活動補助指導者の配置		
担当部署	生徒指導課		
事業の根拠 (法令, 条例, 規則, 要領等)	学校教育法施行規則第78条の2「部活動指導員」		
「あたらしい福岡の教育計画」における位置づけ	基本的考え方5 教育環境づくりの推進(重点施策5-②)		
事業開始年度	昭和 57 年	事業終了年度	
事業実施方法	直営	委託内容	

(2) 事業費の推移

(単位: 千円)

	予算額	決算額	増減額	増減理由
H27	72,009	59,842	△12,167	部活動補助指導者の登録人数及び活動日数が当初見込みを下回ったため
H28	63,920	59,602	△4,318	部活動補助指導者の登録人数及び活動日数が当初見込みを下回ったため
H29	92,871	67,540	△25,331	部活動補助指導者の登録人数及び活動日数が当初見込みを下回ったため
H30	85,348	82,249	△3,099	部活動補助指導者の活動日数が当初見込みを下回ったため
R1	102,230	—	—	—

(3) 事業費の内訳 (H30)

(単位: 千円)

費目(節)	決算額	主な内容
報酬	24,149	部活動指導員の報酬
報償費	53,776	部活動補助指導者の謝金
費用弁償	451	部活動指導員の旅費
印刷消耗品費	2,288	部活動の用具購入代
役務費	491	部活動指導員の保険料

費目(節)	決算額	主な内容
備品購入費	614	部活動の備品購入代
部活動振興負担金	172	部活動振興委員会への負担金
部活動振興補助金	308	高校文化部・運動部の九州・全国大会出場経費の補助

(4) 事業費の財源

(単位:千円)

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
国庫	6,851	1/3	教育支援体制整備事業費補助金
市(一般財源)	75,398	—	
市債	—	—	
その他	—	—	
合計	82,249	—	

(5) 事業効果とその推移

【効果指標の種類】

指標	指標の説明	指標の目標値
活動指標	①部活動補助指導者・部活動指導員の配置	302名
	②中学校・高等学校 部活動意見交換会の開催	5回

【指標の推移】

活動指標①

	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	339	302	△ 37	部活動補助指導者の登録人数が当初見込みを下回ったため
H28	302	301	△ 1	部活動補助指導者の登録人数が当初見込みを下回ったため
H29	393	344	△ 49	部活動補助指導者の登録人数が当初見込みを下回ったため
H30	302	302	0	
R1	302	297	△ 5	

活動指標②

	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	3	3	0	
H28	3	2	△1	日程調整ができなかったため
H29	5	5	0	
R1	5	3	△2	日程調整ができなかったため

	目標値	実績値	増減値	増減理由
R1	5	-	-	

(実施した手続)

a 部活動指導員制度

中学校と高校の部活動については、顧問の教員に競技経験がなく、専門的な技術指導が困難であることや、部活動の顧問となっている教員の負担が大きく、勤務時間増加の要因となってきた。

そこで文部科学省では、中学校、高等学校等において、校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とする「部活動指導員」を学校教育法施行規則に新たに規定し、平成 29 年4月1日より部活動指導員の制度化を行っている。

部活動指導員の任用には、顧問である教員と共に生徒を指導・引率する方法と、部活動指導員が単独で生徒を指導・引率し、教員はその支援を行う方法があるが、福岡市では後者の方法を採用しており、教員の負担軽減を図っている。

b 部活動指導員と部活動補助指導者

福岡市では、部活動支援事業として部活動指導員と部活動補助指導者を配置している。両者の職務内容、待遇の違いなどをまとめると以下のとおりである。

【職務内容】

・部活動指導員

中高等学校の部活動顧問として、部活動全般の指導、試合への引率などを行う。

・部活動補助指導者

中高等学校の部活動顧問(教員)の補助として、主に生徒への技術指導を行う。

【待遇の違い】

部活動指導員は、単独で練習や試合の引率が可能な制度であるが、部活動補助指導者は単独で指導ができず、指導については教員と一緒にいる必要がある。職務内容及び伴う責任が異なるため、両者の待遇は異なる。

【制度設定】

学校の実態から、部活動補助指導者を必要とする学校と、部活動指導員を必要とする学校がある。

また部活動指導員は非常勤の嘱託職員であり、部活動補助指導者は有償ボランティアである。なお、部活動補助指導者は有償ボランティアではあるが、報償費などについては「中・高等学校の部活動補助指導者に対する報償費支給要綱」に定められていた。

c 部活動指導員と部活動補助指導者の配置について

	部活動顧問となっている教員数※	部活動指導員	部活動補助指導者
平成 27 年度	1,879 人		302 人
平成 28 年度	1,890 人		301 人
平成 29 年度	1,966 人		344 人
平成 30 年度	1,948 人	68 人	302 人
令和元年度	2,075 人	73 人	297 人

※中学校のみ的人数であり、高校は把握されていない。

【意見Ⅳ-1-(1)-34】部活動指導員の活用について

中学校と高校の部活動については、顧問の教員に競技経験がなく、専門的な技術指導が困難であることや、部活動の顧問となっている教員の負担が大きく、勤務時間増加の要因となってきた。

そこで文部科学省では、中学校、高等学校等において、校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とする「部活動指導員」制度を導入した。

福岡市においても監査対象年度より部活動指導員を中学校と高校に配置しているが、68人に留まっている。部活動顧問となっている教員数は中学校のみで 1,948 人、部活動の数は 1,252 となっている(高校は集計されていない)。

(改善提案)

部活動指導員は、部活動顧問として単独で、部活動全般の指導、試合への引率などを行うことが出来るため、その配置を促進することは、それまで競技等の経験の有無にかかわらず、指導や試合への引率を行ってきた教員の負担軽減に繋がる。

配置の増加は、学校からの希望と予算も考慮すべき問題であるが、部活動補助指導者の部活動指導員への転換も含めて、部活動指導員の配置増員について検討されたい。

【全般・その他】

④-6-1 「新しいふくおかの教育計画」の推進

(1) 事業の概要

事業名	「新しいふくおかの教育計画」の推進 (令和元年度から:教育振興基本計画の推進)		
事業目的	教育計画の進行管理		
事業内容	【例年】教育計画に記載の評価指標のデータ収集 【29,30,31年度】例年+第2次教育振興基本計画の策定作業		
担当部署	教育政策課		
事業の根拠 (法令, 条例, 規則, 要領等)	教育基本法第17条第2項		
「あたらしい福岡の教育計画」おける位置づけ	計画の枠組みにおいて, 計画の進行管理を行う旨記載		
事業開始年度	平成19年度	事業終了年度	—
事業実施方法	直営	委託内容	—

(2) 事業費の推移

(単位: 千円)

	予算額	決算額	増減額	増減理由
H27	940	831	△109	契約落差
H28	473	121	△352	臨時職員を雇用しなかったため
H29	1,369	831	△538	有識者会議をH30年度開始としたため
H30	3,637	2,372	△1,265	有識者会議開催回数減や契約落差
R1	8,171	—	—	—

(3) 事業費の内訳 (H30)

(単位: 千円)

費目(節)	決算額	主な内容
賃金	860	臨職賃金
報償費	490	有識者会議謝礼
印刷消耗品費	66	紙代等
食糧費	7	有識者会議お茶代
役務費	383	会議議事録作成
委託料	566	第2次計画冊子等デザイン作成業務委託

(4) 事業費の財源

(単位:千円)

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
国庫	—	—	
市(一般財源)	2,372	—	
市債	—	—	
その他	—	—	
合計	2,372	—	

(5) 事業効果とその推移**【効果指標の種類】**

指標	指標の説明	指標の目標値
活動指標	評価指標データの収集, 2次計画の策定	なし
成果指標	評価指標データの収集, 2次計画の策定	なし

【指標の推移】

	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	なし	なし		評価指標データの収集
H28	なし	なし		評価指標データの収集
H29	なし	なし		評価指標データの収集, 2次計画策定作業
H30	なし	なし		評価指標データの収集, 2次計画策定作業
R1	なし	なし		評価指標データの収集, 2次計画策定

(実施した手続)

アンケートの回答を入手し公表情報との整合性を確認したが、特記すべき事項はなかった。

④-6-2 人権啓発地域推進組織育成

(1) 事業の概要

事業名	人権啓発地域推進組織育成		
事業目的	同和問題など様々な人権問題の解決を目指す学習・啓発活動を地域ぐるみで行う人権啓発地域推進組織を育成・支援し、人権尊重のまちづくりの実現を目指す。		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育推進事業補助金の交付 ・人権啓発地域推進組織への指導・助言 ・全市交流会の開催 		
担当部署	人権・同和教育課		
事業の根拠 (法令, 条例, 規則, 要領等)	人権啓発地域推進事業補助金交付要綱		
「あたらしい福岡の教育計画」おける位置づけ			
事業開始年度	昭和 56 年度	事業終了年度	—
事業実施方法	直営	委託内容	—

(2) 事業費の推移

(単位: 千円)

	予算額	決算額	増減額	増減理由
H27	40,710	39,686	△1,024	新規交付・結成組織のための予算執行がなく、指導者謝礼金の執行が当初見込みより少なかったため
H28	40,306	39,685	△621	新規交付・結成組織のための予算執行がなかったため
H29	40,109	39,446	△663	新規交付のための予算執行がなかったため
H30	40,307	39,105	△1,202	新規交付・結成組織のための予算執行がなく、指導者謝礼金の執行が当初見込みより少なかったため
R1	40,227	—	—	—

(3) 事業費の内訳 (H30)

(単位: 千円)

費目(節)	決算額	主な内容
報償費	2,474	公民館長・主事に対する指導者謝礼金
印消費	57	用品, 資料作成

費目(節)	決算額	主な内容
食糧費	1	講師お茶代
役務費	14	郵便料
委託料	270	音響委託
補助金	36,289	人権教育推進事業補助金

(4) 事業費の財源

(単位:千円)

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
国庫	—	—	
市(一般財源)	39,105	—	
市債	—	—	
その他	—	—	
合計	39,105	—	

(5) 事業効果とその推移

【効果指標の種類】

指標	指標の説明	指標の目標値
活動指標	全市交流会の開催	1回
成果指標	全ての校区における人尊協の結成	全校区

【指標の推移】

	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	147	144	△3	校区の事情による
H28	147	144	△3	校区の事情による
H29	148	145	△3	校区の事情による
H30	148	145	△3	校区の事情による
R1	149	—	—	

(実施した手続)

アンケートの回答を入手し公表情報との整合性を確認したが、特記すべき事項はなかった。

④-6-3 図書館資料収集等

(1) 事業の概要

事業名	図書館資料収集等		
事業目的	市民の教育, 学術及び文化の発展に寄与するため		
事業内容	図書資料, 文書資料及び映像資料を収集し, その整理を行う		
担当部署	総合図書館 図書サービス課, 文学・文書課, 映像資料課		
事業の根拠 (法令, 条例, 規則, 要領等)	図書館法, 福岡市総合図書館条例		
「あたらしい福岡の教育計画」おける位置づけ	—		
事業開始年度	平成8年	事業終了年度	予定なし
事業実施方法	直営・委託	委託内容	図書整理

(2) 事業費の推移

(単位: 千円)

	予算額	決算額	増減額	増減理由
H27	161,170	160,707	△463	当初購入予定額との契約落差等により, 見込みを下回ったもの
H28	150,984	151,713	729	
H29	140,542	135,915	△4,627	当初購入予定額との契約落差等により, 見込みを下回ったもの
H30	163,952	158,520	△5,432	当初購入予定額との契約落差等により, 見込みを下回ったもの
R1	186,551	—	—	—

(3) 事業費の内訳 (H30)

(単位: 千円)

費目(節)	決算額	主な内容
報酬	22,238	人件費(嘱託員報酬等)
共済費	6,744	人件費(嘱託員報酬等)
賃金	4,874	人件費(事務補助員報酬等)
報償費	1,113	謝礼等
費用弁償(旅費)	229	嘱託員旅費
普通(旅費)	445	職員旅費
印刷消耗品費	82,706	図書購入, 機関誌発行経費等
食糧費	1	

費目(節)	決算額	主な内容
修繕費	495	古文書資料補修
役務費	113	資料輸送費等
委託料	31,363	図書整理業務, 逐次刊行物整理等, マイクロフィルム撮影等
借損料	1,269	PC 使用料等
備品購入費	6,656	図書, 古文書, 文学資料等購入
諸会議費負担金	274	各種協議会等年会費

(4) 事業費の財源

(単位: 千円)

区分	金額	割合	詳細(補助金名等)
国庫	—	—	
市(一般財源)	158,520	—	
市債	—	—	
その他	—	—	
合計	158,520	—	

(5) 事業効果とその推移

【効果指標の種類】

指標	指標の説明	指標の目標値
活動指標	—	—
成果指標	—	—

【指標の推移】

	目標値	実績値	増減値	増減理由
H27	—	図書資料 40,324 冊 (雑誌 1,228 種, 新聞 79 種) 文書資料 3,653 冊 (公文書資料 517 冊, 行政資料 984 点, 古文書資料 2,152 点) 映像資料 674 点 (映画 60 点, DVD 等 24 点, CD 等 590 点)	—	
H28	—	図書資料 41,219 冊 (雑誌 1,822 種, 新聞 214 種)	—	

	目標値	実績値	増減値	増減理由
		文書資料 3,479 冊 (公文書資料 431 冊, 行政資料 1,029 点, 古文書資料 2,019 点) 映像資料 676 点 (映画 445 点, DVD 等 25 点, CD 等 206 点)		
H29	—	図書資料 33,158 冊 (雑誌 1,785 種, 新聞 207 種) 文書資料 3,454 冊 (公文書資料 429 冊, 行政資料 881 点, 古文書資料 2,144 点) 映像資料 308 点 (映画 41 点, DVD 等 1 点, CD 等 266 点)	—	
H30	—	図書資料 40,879 冊 (雑誌 1785 種, 新聞 207 種) 文書資料 4,035 冊 (公文書資料 525 冊, 行政資料 1,104 点, 古文書資料 2,406 点) 映像資料 525 点 (映画 5 点, CD 等 520 点)	—	
R1	—	—	—	

(実施した手続)

当該事業は、学校図書館の事業ではなく、市立図書館の事業であるため、監査対象外とする。

⑤ 学校予算の執行について

a 学校における学校予算の概要

学校予算とは、学校長の裁量により学校で執行される予算である。以下の事業がある。教育委員会が予算化し、執行管理している教職員の人件費及び福利厚生経費等は学校予算の範囲に含まれない。

学校予算の編成は、校内での予算編成会議により取り纏められた編成案を学校長が教育委員会に提出し、予算配分を受ける。

また、学校予算の執行は、各学校事務室において予算執行関連書類を作成し、契約の手続きを行う。30万円を超える物品購入の契約は契約課を通じて実施され、それ以外の契約は各学校で実施される。

各学校において適切な学校予算の編成、執行がなされているかどうかを確かめることには意義があると考えた。

b 対象となる学校予算

対象となる学校予算は以下のとおりである。

No.	事業名	予算編成	担当課
1	学校運営費	必要	学務支援課
2	教職員旅費	不要	学務支援課
3	教材整備費	必要	学務支援課
4	図書整備費	必要	
5	特別支援学級運営費 ※小・中のみ	必要	
6	給食運営費	必要	
7	保険管理基数	必要	健康教育課
8	手洗い用石鹼液等整備経費	必要	
9	そ族・衛生害虫駆除経費	必要	
10	結核健診経費	必要	
11	就学時健康診断経費 ※小のみ	必要	
12	体育施設維持補修費	必要	学務支援課
13	校舎校地等維持補修費	不要	教育環境課
14	学校施設開放用経費	不要	
15	いじめ対策費 ※小のみ	必要	学務支援課
16	いじめ・非行防止対策費 ※中のみ	必要	
17	特色ある教育推進費	必要	
18	学校研修費	必要	
19	学校サポーター会議推進事業	必要	教育支援課

No.	事業名	予算編成	担当課
20	自然教室 ※小・中のみ	必要	教育センター管理課

(出典:平成 31 年度 学校予算編成説明資料より一部監査人が加工)

「2 教職員旅費」については、学務支援課において予算編成が行われ、各学校に配分される仕組みとなっている。

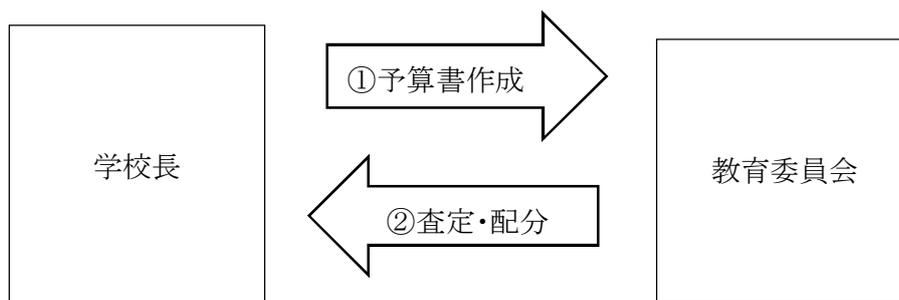
また、以下の経費については、教育委員会で事業・予算化し、整備・執行・管理を行っている経費として学校予算には含まれない。

- ・教育委員会で整備基準を定めている物品の整備費経費
(校務用・教育用情報機器その他資産)
- ・用地, 施設の維持補修費
- ・教職員の人件費および福利厚生経費
- ・教職員の研修に要する経費(学校研修費は除く)
- ・教科研修会等に要する経費
- ・共同印刷物
- ・電気・水道・ガス・中水道, 下水道使用料及び電話料金
- ・所管課で年次的に整備を計画しているもの
- ・不要薬品等の処理経費

c 学校予算の責任体系

学校予算に係る教育委員会と学校長の役割分担は以下のとおりである。

(責任体系イメージ)



	教育委員会の職務	校長の職務
予算関係	・学校の予算の配分(査定)	・予算書の作成, 備品購入計画の作成 ・旅費, 設備費その他の運営経費の執行

(出典:市 HP 教育委員会と校長の主な職務の比較の概要 より抜粋)

d 監査手続と結果

事前に市立学校全校に対して、学校予算管理の状況を把握するためのアンケートを実施し、学校における管理状況の概要把握とともに、往査を実施する学校選定の参考とした。

また、往査した学校では、物品管理者及び出納責任者たる学校長(高等学校については事務長)を対象に、管理概要についてヒアリングを実施し、かつ、関連資料を査閲しながら具体的な内容について学校事務職員へのヒアリング及び一部資料と管理実態の整合性を確認した。

(手続きの結果)

学校予算の管理状況に関するアンケート結果は以下のとおりである。

No.	質問事項		Yes	No	その他
1-1	学校配分予算につき、校内で予算編成会議は開催されていますか。	小	142	1	1
		中	69	0	0
		特支	8	0	0
		高	4	0	0
			223	1	1
1-2	予算編成会議の議事録は作成されていますか。	小	39	95	9
		中	31	37	0
		特支	5	2	1
		高	2	2	0
			77	136	10
1-3	予算編成会議の構成メンバーは、校長、教頭、事務職員、各教科主任、関係分掌主任の他に、どなたかいらっしゃいますか。	小	45	94	5
		中	24	43	2
		特支	1	7	0
		高	4	0	0
			74	144	7

【意見Ⅳ-1-(1)-35】学校における予算編成事務手続きについて

アンケートの結果、予算編成に係る議事録を作成している学校は少なく、また、往査した学校においてそれぞれの方法で予算編成作業が行われていた。

学校予算書の作成権限は学校長にあり一定の自律性が認められるところである。しかし、学校予算の中には、学校運営費における備品購入費、図書整備費等中長期的な調達計画に基づくことで、効果的な予算執行が期待できる性格のものもある。

その場合、過去の予算検討結果を将来に確実に引き継ぐことが肝要となり、各学校がそれぞれの方法により予算編成をしている状況では、学校長や担当職員の異動等により、適切な引継ぎが行われないリスクが高まることになる。

(改善提案)

学校予算の効果的な執行を目的として、予算編成事務手続きの整備について検討されたい。

(2) 共同学校事務室の運用について

① 共同学校事務室の概要

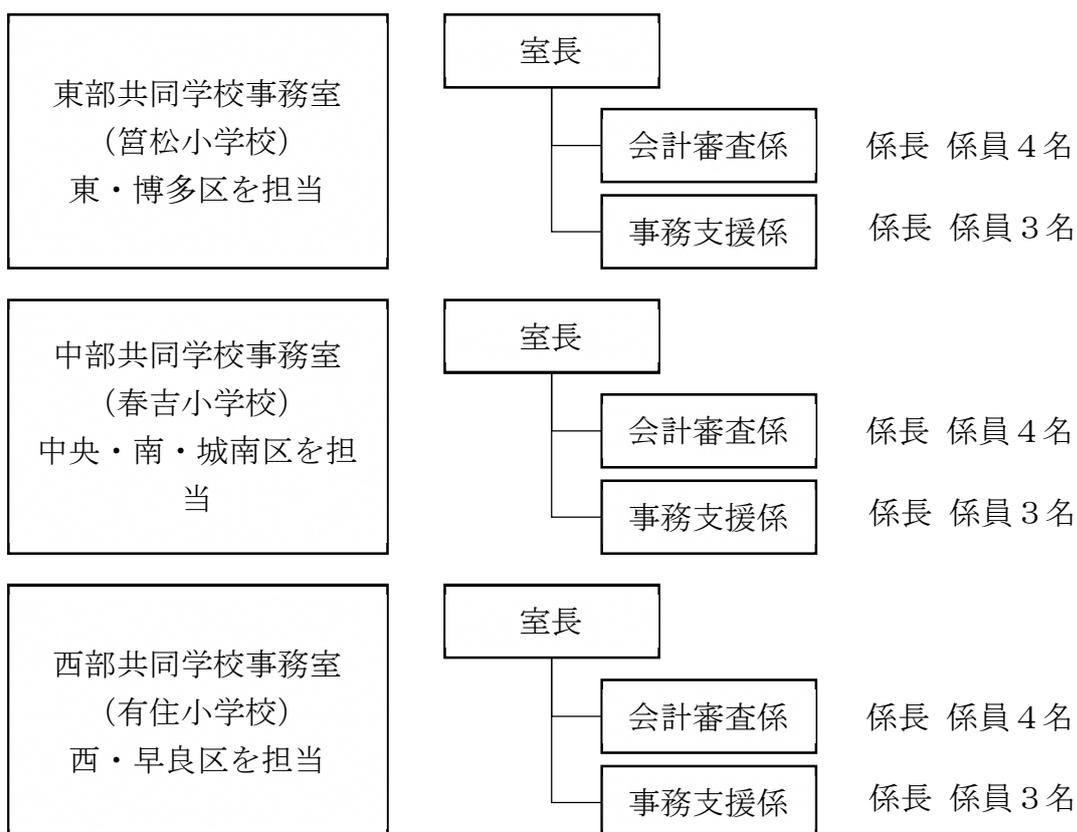
共同学校事務室は、教員が担っている事務の一部を事務職員が担うことで、教員が子どもと向き合うことができる時間を確保する、学校における働き方改革の一環として令和元年度に設置されたものである。

学校事務の効率化、組織化による人材育成、チェック機能の強化等のため、学校事務の一部を集約して処理する機能を、東部(東区、博多区)、中部(中央区、南区、城南区)、西部(早良区、西区)毎に設置し、新たな学校事務の執行体制が令和元年度から開始した。

この事務体制が効率的に行われ、意図した効果を上げているか確かめることは意義があることと考えた。

a 学校事務執行体制

3拠点 合計 30名



b 実施事務

共同学校事務室が担当する事務の一覧は以下のとおりである。

○共同学校事務室業務一覧

担当	業務名	関係者	業務内容	
会計 審査 係	1	物品一括契約事務	学校事務職員	用品以外に学校で共通して購入する物品について希望を集約。一括して購入し学校へ納品するもの。(消音キャップ整備含む)
	2	用務員拠点校共同購入備品の整備	学校事務職員	支出担当校から予算を引き上げて希望備品を購入し、保管転換を行うもの。
	3	学校会計事務指導	学務支援課 学校事務職員	・毎月1回程度の学校訪問による指導・支援及び企画 ※ただし、学校主査関係校と特別支援学校除く ※少なくとも年1回必要な時期に、USBメモリ等の管理についての確認も合わせて実施 ・事務点検研修の全校実施(学期1回程度)
	4	学校徴収金事務の指導	学務支援課 学校事務職員	・学校徴収金事務の適正化及び改善(学校主査関係校と特別支援学校除く) ・学校徴収金に関する効率的な事務処理を目指した情報を集約・精査及び学務支援課等との連絡調整 ・学校徴収金に関する質問対応
	5	監査等実施にあたっての連絡調整	総務課 学務支援課 審査課 学校事務職員	監査該当校の事務処理事前点検の立案・実施、総務課等との連絡調整、監査立会
	6	契約課契約の書類作成支援	学務支援課 学校事務職員	契約課への契約依頼書類の作成支援
	7	特別教室備品の整備	学務支援課 学校用務員 学校事務職員	学務支援課整備備品申請書の対象となる特別教室備品の更新・修理の契約と執行
	8	中体連・中文連市大会生徒旅費申請書作成支援	教員	中体連・中文連市大会の生徒出場旅費についての申請書一部作成
	9	大規模改修に伴う暗幕・ステージ幕の整備	学務支援課 学校事務職員	大規模改修に伴う体育館暗幕・ステージ幕、理科室暗幕の整備
	10	学校予算分配及び決算集計	学務支援課 学校事務職員	学校への予算分配、決算集計、予算執行助言、予算流用集計、市教委への学校の予算執行状況報告
	11	支出関係書類審査	学務支援課 学校事務職員	学校で契約した会計書類の審査及び指導
	12	共同学校事務室の庶務		

担当	業務名	関係者	業務内容	
事務支援係	1	市外旅行命令書作成	学校事務職員	公共交通機関を利用した市外旅行の旅行命令書作成(経路決定, 鉄道賃等の積算) * 近距離旅行を除く
	2	学校司書勤務日数報告書作成	学校指導課 教育支援課 学校事務職員	複数の学校を兼務する学校司書の勤務日数を集計し報告するもの
	3	学校運営の効率化に関する資料提供	教職員	学校運営の効率化に関する資料を作成し, 学校へ提供するもの。 (H30 年度の例) ・パソコンソフト制作...封筒印刷, 学校徴収金督促支援, 文書ラベル作成 ・職員・保護者向け資料作成 ・職員ポータル宛先台帳の登録方法配信 ・「学校事務補助の業務サポートマニュアル」の作成 ・校務支援システムによる教科書名簿作成方法配信
	4	学校事務に関するサポート	教職員	業務依頼書に基づいた実務的支援。また, 電話やメールによる学校事務全般のサポートを行うもの。 (H30 年度の例) ・学校基本調査ダウンロード, 回答送信 ・教員の年休等調査書作成 ・文書分類校内とりまとめ支援 ・市奨学金受付書類等の確認 ・文部科学省調査「教材整備状況調査」回答資料作成支援
	5	事務改善窓口	学校事務職員	・学校現場から効率的な事務処理を目指した情報を集約・精査し, 所管課等との連絡調整を行うもの。
	6	教科書無償給与事務	教育支援課 教職員	書類確認, 教科書無償給与システムへヘータ入力, 転学児童生徒の教科書給与書類の確認及び一部書類作成(特別支援学校を除く)
	7	学校会計事務指導	学務支援課 学校事務職員	・毎月1回程度の学校訪問による指導・支援 ※ただし, 学校主査関係校と特別支援学校除く ・事務点検研修の全校実施(学期1回程度) ※上記, 会計審査係の同項目と同じ
	8	年末調整事務	給与課 学校事務職員	書類確認, 集計表作成(特別支援学校除く)※会計審査係と協力し行うもの
	9	新体カテストデータ入力	教員	生徒の新体カテスト結果を校務支援システムへ入力。当面中学校のみ対象 ※会計審査係と協力し行うもの。
	10	県奨学金事務	教育支援課 教職員	書類確認, 県財団への書類提出
	11	旅費支給事務	給与課 学校事務職員	提出用旅費データ集計, 旅費明細書・旅行命令書の内容審査・支出

※学校に高校は含まない。

※ここでの関係者とは, 各業務に関連がある職員・所属のこと。

共同学校事務室では上記の業務を行うほか、各共同学校事務室では以下の担当業務を決め、事務処理の専門性を高め、たうえで各学校へ展開する仕組みを構築している。

- ・東部共同学校事務室 会計審査担当
- ・中部共同学校事務室 旅費と年末調整担当
- ・西部共同学校事務室 旅費と年末調整を除く事務支援業務担当

また、各共同学校事務室の室長と係長を構成員とする、共同学校事務室合同会議が毎月開催され、情報共有が図られている。

② 共同学校事務室の成果について

共同学校事務室は、令和元年度から設置され、導入初年度であることから今後の発展的な活動を期待する視点から監査を行った。往査した共同学校事務室の作業スペースがその人員と比較して狭いなどの状況がみられるが、以下の改善を要する事項があり、今後の対応が求められる。

③ 監査手続と結果

3つの共同学校事務室のうち中部共同学校事務室について往査し、室長及び係長へのヒアリングを行い、各種資料を閲覧した。

(閲覧した主な資料)

- ・一括購入手続関連資料
- ・各共同学校事務室が作成した各学校への通知文書
- ・共同学校事務室指導状況報告書
- ・USBメモリ等外部記録媒体に関するチェックリスト
- ・契約依頼書類

【意見Ⅳ-1-(2)-1】共同学校事務室指導のフォローアップについて

「共同学校事務室指導状況報告書」もしくは「USBメモリ等外部記録媒体に関するチェックリスト」に付されたコメントについてフォローアップがなされていない。

そのため、共同学校事務室が実施した指導日から、指導に基づく改善、事実確認等が実施されたか明らかでない。

No	学校名	コメント概要	訪問日/確認日
1	若久小学校	A-Locky(No.1)の所在不明	令和元年8月20日
2	小笹小学校	USBメモリ管理簿の未整備	令和元年9月18日
3	片江小学校	USBメモリ(片江30)の所在不明	令和元年8月8日

No	学校名	コメント概要	訪問日/確認日
4	東若久小学校	管理簿に記載されているが(USB メモリ)現物がない	令和元年9月 13 日
5	高木小学校	記録媒体管理簿と USB メモリ現物の数量不一致	令和元年8月 20 日
6	柏原小学校	外付け HDD の管理簿への未搭載	令和元年9月 17 日
7	筑紫丘中学校	廃棄済み USB メモリが貸し出されていた	令和元年9月9日
8	老司中学校	管理台帳と現物の数が合わない	令和元年8月 20 日

※なお、監査を実施した後、教育委員会の追加調査により USB メモリ紛失等との事実がなく、実態に合った管理記録に修正が図られている。

これは、共同学校事務室による学校指導の実施ルールが明確ではないことが原因であると考えられる。

(改善提案)

共同学校事務室による学校指導の実施ルールの整備を検討されたい。

【意見Ⅳ-1-(2)-2】共同学校事務室へのさらなる移管について

教員が担っている業務の一部を事務職員が担うことで、教員が子どもと向き合うことができる時間を確保する、学校における働き方改革の一環として令和元年度に設置された共同学校事務室は、同時に学校事務の効率化、組織化による人材育成にも資することとなる。

現状は共同化できるものから、移管を始めているものの子どもの教育に関する記録について電子データ化するための入力など、教員の事務と事務職員の事務が明確に区分できていないものも多々あることから、手探りで進めている状況にある。

(改善提案)

教員の事務と事務職員の事務区分を明確化することで更なる共同化が推進できると考えられることからさらなる検討を行い、経済性も考慮しながら可能な限り共同学校事務室に移管を検討されたい。

2 財産管理の状況についての視点に関する監査結果

監査人は、以下の監査要点について監査を行った。

- ・ 施設管理, 財産管理は適切に行われているか
- ・ 債権管理(未収金), 学校徴収金等の管理は適切に行われているか

(1) 施設管理, 財産管理について

① 学校における財産管理の概要

備品とは、物品のうち、「その性質又は形状を変じることなく相当長期間にわたり使用できるもの及びその性質が消耗性のものであっても標本(教材として使用するものを除く。), 陳列品又はこれらに類するものとして保管するもの並びに動物(消耗品に属するものを除く。)」である(「福岡市会計規則」第95条1項1号より)。

学校においては机や椅子, 機器類に加え, 学校用教材や図書等の備品があるほか, 理科教材用の薬品等の多様な物品が存在する。これらは公費で整備されたものであるが, 現物は市内各所に点在する各学校に所在するため, 実態を把握できる各学校それぞれにおいて適切に管理しておく必要がある。

同様に, 学校には学校徴収金以外でも, 資金前渡金により保有する現金及び預金通帳, 並びに IC カードや切手等の現金同等物(以下, 合わせて「現金等」)があるため, 金銭的価値がある当該現金等も適切な管理が必要である。

このため, 各学校において適切な財産管理がなされているかどうかを確かめることには意義があると考えた。

② 対象となる財産

学校事務提要 第5類 財務 市費会計編 第3章物品会計では, 福岡市会計規則第95条に基づき以下のように, 学校における管理対象の財産を分類している。

1. 一般分類

(1) 備品

その性質又は形状を変じることなく相当長期間にわたり使用できるもの

ア 職員が日常的に使用する事務机, 椅子類, 10,000 円以上の図書(法規台本も含む。)

イ 前期のもののほか, 耐用年数がおおむね 2 年以上で, 取得価格が 10,000 円以上のもの

ただし, 地図, 掛図, 指導書等のように価格にかかわらず消耗品としているものがあるので注意すること。

(2) 消耗品

1回の使用でその効力を失うもの及び備品の程度に至らないもの, 又は実験用の材料とし

て使用するもの
(3) 原材料 工事又は作業の用に供せられるもの及び建造物、製作品、加工品等の構造部分となるもの
(4) 雑品 前各号以外のもの
2. 重要物品 会計規則別表第5に掲げる物品で、その取得価格が1件 100 万円以上のもの

(出典:学校事務提要 第5類 財務 市費会計編 第3章物品会計より抜粋)

なお、上記「1. 一般分類」については、その性質にあった適切な管理が行えるよう各種マニュアルが整備されている。主なマニュアル等は以下のとおりである。

内容	マニュアル等の名称	所管課
USB	機密文書の保護に関するガイドライン (USB メモリ等外部記録媒体の取り扱いについて)	
IC カード	IC カード使用マニュアル IC カード(ガソリンカード)の使用について	職員課
タクシー乗車券	処理フロー	健康教育課
薬品	学校の危険物・ごみ等取扱いマニュアルブック	教育支援課

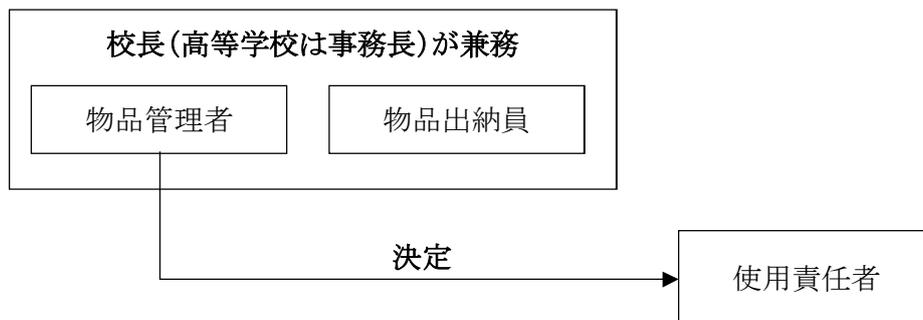
(監査人作成)

上記のルールにより、学校が管理すべき物品のうち備品については、取得価額が10,000円以上のものが出納簿管理の対象になる。それに加え、一部の消耗品についても出納簿による管理が必要となるため、各学校で管理すべき物品は多数となる。

③ 物品の管理責任体系

学校事務提要 第5類 財務 市費会計編 第3章物品会計では、福岡市会計規則に基づき以下のように、学校における管理対象財産の管理責任を規定している。

(責任体系イメージ)



※各所属の実情に応じ定める

各責任者の主な職務

物品管理者

- (1) 物品の取得, 処分等に伴う出納(受入, 払出)の命令
- (2) 物品の交付, 返納, 修理等の命令
- (3) 保管転換の命令
- (4) 使用責任者の決定
- (5) 物品の使用及び保管の指導監督

物品出納員

- (1) 物品の出納命令に基づく受入及び払出
- (2) 物品処理書による備品の登録及び物品出納簿(消耗品)の記載整理
- (3) 物品の補完(使用中の物品は除く。)
- (4) 備品整理票の貼付
- (5) 亡失・き損報告書の提出

(出典:学校事務提要 第5類 財務 市費会計編 第3章物品会計より抜粋)

④ 物品管理に関する具体的な事務手続き

学校事務提要 第5類 財務 市費会計編 第3章物品会計では, 福岡市会計規則に基づき以下のように, 管理事務を規定している。

<帳簿の記録>

物品出納員は, 備品は「備品出納簿」により, その他の物品については「物品出納簿」によりその出納(受入及び払出)を整理する。

<物品の受入>

物品の購入, 用品の受入, 保管転換が発生した場合には, 納品完了届兼検査調書等の各種関連帳票に基づき, 財務システム上で「物品処理票(受入)」の決裁処理を行う。

<備品の整理>

物品出納員は, 簿との対照が容易にできるよう備品整理票(備品現物に資産名称, 番号を貼付するシール等)を備品に貼付しなければならない。

また, 福岡市会計規則第 127 条では, 年に2回備品出納記録に基づく現物の確認を行う旨が規定されており, 学校における物品出納員は, 財務会計システムに登録されている備品の確認を行わなければならないとしている。

(備品現在高一覧表)

第 127 条 会計管理者は, 備品の出納記録により, 9月 30 日及び3月 31 日現在における備品現在高一覧表を作成し, その一部を当該備品に係る物品出納員又は区物品出納員に送付しなければならない。

2 前項により送付を受けた物品出納員又は区物品出納員は, その確認を行

わなければならない。

- 3 会計管理者は、第1項の備品現在高一覧表をその作成日の属する月の翌月の末日までに市長に提出しなければならない。

(出典:「福岡市会計規則」より抜粋)

<物品の払出>

使用責任者からの返納、不用品の処分等が発生した場合には、財務システム上で「物品処理票(払出)」の決裁処理を行うとともに、払出方法に応じた手続きと現物処理を行う。

ア 廃棄と決定されたものについては棄却する。

イ 売却と決定されたものについては、不用品売却依頼を財政局財政部契約課長に送付する。

ウ 返納と決定されたもの(「貯蔵品」という。)については、会計管理者または区会計管理者に返納する。

エ 亡失、毀損したとき

- ① 物品亡失、毀損報告書、②物品亡失・き損調査調書、③盗難被害顛末書、④遺失、盗難届出願を物品管理者が教職員第2課または職員課へ提出する。

(出典:「学校事務提要 第5類 財務 市費会計編 第3章物品会計より」抜粋)

⑤ 監査手続と結果

事前に市立学校全校に対して、物品管理の状況を把握するためのアンケートを実施し、学校における管理状況の概要把握とともに、全般的な傾向を識別し、各校個別の実情を把握したうえで往査を実施する学校選定の参考とした。

○学校に対して実施したアンケートの概要は下記のとおりである。

実施時期	令和元年8月下旬～9月上旬
実施対象	全市立学校 225 校
実施方法	項目ごとに「Yes」「No」「その他」を選択し、「その他」の場合には欄外に内容を記載する形式を基本とした。配布には各学校から閲覧可能なイントラネットを利用し、回答は監査人が各学校から直接電子メールにて受領した。なお、回答は学校長によることとし、責任ある回答をするよう促した。

また、往査した学校では、物品管理者及び物品出納員たる学校長(高等学校については事務長)を対象にした管理に関する概要をヒアリングし、かつ関連資料を査閲しながら具体的な内容について学校事務職員へのヒアリング及び一部資料と管理実態の整合性を確認した。

○学校の往査先の選定

<対象校の選定>

往査対象校の選定にあたっては、回収したアンケート結果および市内各区に所在する学校数のバランスを考慮し選定を行った。

<実施スケジュール>

年 月 日	学校名
2019年10月29日(火)	舞鶴中学校
11月1日(金)	照葉小学校
11月5日(火)	有住小学校
11月6日(水)	三宅小学校
11月7日(木)	宮松小学校
11月8日(金)	生の松原特別支援学校
11月12日(火)	下山門中学校
11月13日(水)	城西中学校
11月14日(木)	那珂小学校
11月15日(金)	博多工業高校
2020年1月15日(水)	中部共同学校事務室

<往査時における閲覧資料>

学校現場において、作成し保管されている以下の資料を閲覧し、必要に応じて証憑との照合や関連する資料間の整合性の確認を行った。

○備品管理資料

- ・ 備品出納簿，物品出納簿，現在残高一覧表，重要物品現在高一覧表
- ・ 物品亡失，毀損報告書
- ・ 薬品・毒劇物等の管理簿
- ・ 新規購入備品に関する資料(予算執行伺，見積書，随意契約伺，請書，納品書完了届兼検査調書，支出命令等)
- ・ 現金出納帳，通帳
- ・ 図書購入に関する資料一式(伺書，請求書，納品書等)
- ・ 蔵書の棚卸に関する資料一式

a アンケート結果

物品の点検・管理・出納の状況に関するアンケート結果は以下のとおりである。

No.	質問事項		Yes	No	その他			
3-1	備品点検の手順書(マニュアル)を作成していますか。	小	195	128	21	13	9	3
		中		59		8		2
		特支		7		0		1
		高		1		0		3
3-2	備品点検担当者は決まっていますか。	小	223	143	0	0	2	1
		中		69		0		0
		特支		8		0		0
		高		3		0		1
3-3	学校金庫に、現金または切手、ICカードなどの金券類(以下「現金等」といいます。)はありますか。	小	223	144	1	0	1	0
		中		68		1		0
		特支		8		0		0
		高		3		0		1
3-4	現金等の保管、出納、記録等に関する出納簿は作成されていますか。	小	222	142	3	2	0	0
		中		68		1		0
		特支		8		0		0
		高		4		0		0
3-5	学校金庫の開閉については、複数(立会い)のもと開閉していますか。	小	202	132	21	11	2	1
		中		61		7		1
		特支		6		2		0
		高		3		1		0
3-6	現金等の現物については、取扱担当者以外による現物の検査を受けていますか。	小	218	140	6	3	1	1
		中		67		2		0
		特支		7		1		0
		高		4		0		0
3-7	物品の管理、出納、記録等に関する手順は、福岡市会計規則に従って行われていますか。	小	225	144	0	0	0	0
		中		69		0		0
		特支		8		0		0
		高		4		0		0
3-8	定期的に備品現在高一覧表と照合を行い、破損の有無その他の状況について確認されていますか。	小	219	141	5	3	1	0
		中		67		2		0
		特支		8		0		0
		高		3		0		1
3-9		小	222	143	0	0	3	1
		中		69		0		0

No.	質問事項		Yes	No	その他
	理科教材等としての薬品や毒劇物は、管理簿等を用いて適切に管理されていますか。	特支	6	0	2
		高	4	0	0
3-10	図書の購入に際しては、都度、購入図書の内容(図書名、価格)が明確にされていますか。	小	144	0	0
		中	69	0	0
		特支	8	0	0
		高	4	0	0
3-11	図書の購入先について特定書店に偏らないような工夫をされていますか。	小	127	16	1
		中	67	2	0
		特支	5	3	0
		高	4	0	0
3-12	学校図書館司書は配置されていますか。	小	137	2	4
		中	62	4	3
		特支	1	7	0
		高	4	0	0
3-13	蔵書の棚卸し(蔵書点検)は定期的実施されていますか。	小	138	5	1
		中	67	2	0
		特支	6	2	0
		高	3	1	0
3-14	寄贈を受けた図書が、図書管理システムに適切に登録されていますか。	小	142	0	2
		中	69	0	0
		特支	7	1	0
		高	4	0	0

アンケート実施の結果、これらの質問項目については、適切な管理を実施する観点からは「Yes」であるべきであるが、一部の学校において「No」もしくは「その他」の回答が散見された。

「Yes」以外の回答が高い以下の設問については、教育委員会への照会もしくは往査対象学校での手続きの結果、以下のような状況が確認された。

No.	設問	YES以外の回答率	確認された状況
3-1	備品点検の手順書(マニュアル)を作成していますか。	13.3% (30/225)	備品点検に係る「学校事務提要 第5類 財務 市費会計編 第3章物

No.	設問	YES 以外の の回答率	確認された状況
			品会計」に明確な規定がなく、各学校で管理上必要な手続きが整理できていない。
3-5	学校金庫の開閉については、複数(立会い)のもと開閉していますか。	10.2% (23/225)	学校金庫内の通帳や金券類についての日常的な管理は、学校に配置された事務職員が担当している。事務職員の配置は1名である学校もあり、複数による金庫開閉が困難な場合がある。
3-11	図書の購入先について特定書店に偏らないような工夫をされていますか。	9.8% (22/225)	学校図書を専門に取り扱う業者が少なく、また、購入するタイミングが年に数回と少ない場合には、品ぞろえ、利便性を考慮した結果、特定書店で調達せざるを得ない。

上記設問の他、その他「No」回答があった設問については、往査した学校において、実際の管理状況と管理上の課題についてヒアリング及び関連資料の閲覧により確認を行った。

b 学校往査先での手続

実施した具体的な手続は以下のとおり

- ・ 備品の整理(点検)の実施方法の確認
- ・ 備品点検結果の通査及び、一部任意サンプリングによる現物の確認
- ・ 物品処理書の通査
- ・ 記録媒体管理簿、記録媒体利用台帳の通査
- ・ 図書の購入、点検方法についてのヒアリング

c 備品の現物確認について

【意見Ⅳ-2-(1)-1】備品の現物確認(点検)方法について

学校で統一した備品の現物確認(点検)方法が定められていない。そのため、各学校で実施している現物確認が不十分であり、備品出納簿(財務会計システム)と備品現物の整合性が確保できない状況にある。

ヒアリングの結果、備品の現物確認の実施状況は以下のとおりである。

- ・ 年に1回夏休み期間に実施される。
- ・ 事務職員は、教科、各種係の担当教職員に財務会計システムから出力された「備品データ」を出力して配付する。
- ・ 教科、各種係担当の教職員は、「備品データ」をもとに、備品現物に貼付された「備品整理票」との一致を確認する。
- ・ 「備品データ」に記載された備品現物がない、修理が必要な状況がある、使用可能性がない、備品現物があるが「備品データ」に記載されていない等の「備品出納簿」の更新が必要な状況があれば、その状況を事務職員に報告する。
- ・ 事務職員は、教職員からの報告に従い、財務システム上で「物品処理票(払出)」の決裁処理等を行うとともに、それぞれに応じた手続きと現物処理を行う。

備品現物確認の際、上記のような現物確認の方法を文書で担当教職員に指示している学校もある。しかし、その記載内容は統一されておらず、現物確認に必要な事項が網羅されていない。

備品の現物確認方法が統一されていないために生じている懸念事項には以下のことが考えられる。

- ・ 市会計規則では年に2回備品出納記録に基づく現物の確認を行う旨が規定されている。そのため、各学校がそれぞれで、年に1回夏休み期間にしか現物確認ができていない現状を整理しなければならない。
- ・ 現物確認に使用する調査様式等が統一されていないため、調査結果の効率的な集計ができない、また、調査の実施責任が明らかにならない。
- ・ 調査の結果、備品出納簿と備品に不整合が生じた場合、その備品出納簿の修正更新処理期限が明確になっておらず、適切な時期での「備品出納簿」の更新が行われない。(例えば、教職員による現物確認期限は夏休み最終日となっても、現物の所在が確認できないときは、直ちに不明品として廃棄処理をするのではなく、所在不明備品を探す間、処理の猶予がされる場合がある。この場合、探す期間が明確にされていなければ、夏休みが終わり、教職員は通常授業が始まるため所在不明品の調査があと回しになる。その結果、「備品出納簿」の更新が行われないまま、次回の現物確認が行われ、より一層現物所在の調査が困難になる。)

「備品出納簿」が適時適切に更新されないことにより、学校における教育・指導に必要な備品の整備状況が明らかにならず、適切な教育・指導が実施できない可能性が生じるとともに、同じ用途の備品への重複購入により効果的な予算執行ができなくなる可能性が生じる。

(改善提案)

教育委員会は、市会計規則に定める手続との整合性を考慮の上で、学校備品の特性と事務負担を考慮した現物確認方法について、各学校で統一した方法による現物確認が実施できるような方策を検討し、周知徹底することを検討されたい。

d 実験等で使用する薬品の管理について

学校では、以下に示す「学校の危険物・ごみ等取扱いマニュアルブック」において例示されている薬品の管理に関する台帳様式を用いて、管理を行っている。

②薬品管理台帳について

薬品の購入・保管・使用・廃棄については薬品管理台帳に記載することが大切である。万一、事件・事故が生じた場合には関係機関から提示が求められるので正確に記録する必要がある。

薬品1個につき1ページ当てたものを綴じて台帳とし、教科主任、養護学校等担当者が適切に保管する。各担当者は(少なくとも各学期に1回)現物との照合を行うとともに、校長の検閲を受けるものとする。

薬品管理台帳

薬品名	等級	数量	ロット 番号	購入年月日		メーカー名	
	品位					納入業者	
検査年月日	///	///	///	///	///	///	///
校長印							
担当印							
使用者名	使用年月日	使用目的	使用数量	残量			
				備考			
廃棄者氏名			印	廃棄年月日	年 月 日		
廃棄方法							

(出典:学校の危険物・ごみ等取扱いマニュアルブック)

【指摘事項Ⅳ-2-(1)-1】薬品管理台帳による管理について

薬品管理台帳において管理すべき薬品は劇薬なども含まれており、入庫、出庫、残高を常に把握することで薬品による事故防止や盗難防止などに資するものであるが、記録方法の不備が2校で確認された。その結果、実際の薬品の入出庫について確認が台帳上で出来ない状況が確認された。

(不備の状況)

- ・ 「使用目的」欄に「実験」、「使用数量」欄に「0」、「備考欄」に「未開封」と記載されており、薬品使用の経過記録なのか薬品の現物確認の記録なのか把握することができない。
- ・ 「使用数量」欄に薬品の使用数量ではなく残量が記載されている。

(是正の方向性)

薬品の適切な管理のため、ルールに従った「薬品管理台帳」の記載方法遵守を徹底されたい。

【意見Ⅳ-2-(1)-2】長期間使用されていない薬品について

学校においては、理科の実験等で使用する薬品について管理を行っているが、長期間使用されていない薬品があった。

学校名	薬品名	摘要
菅松小学校	硫酸カリウムアルミニウム	平成29年3月17日以降の使用実績なし
三宅小学校	ほう砂四ホウ酸ナトリウム+水和物	平成26年7月30日以降の使用実績なし
舞鶴中学校	酸化銅	平成28年1月以降使用実績なし

(改善提案)

薬品による事故防止、薬品そのものの盗難、劣化・揮発等による減耗を予防するとともに、学校における管理事務負担を低減させることを目的として、学校保管の薬品の種類、数量を低減させるため薬品保管ルール、もしくは、市立学校の一元的な薬品在庫の把握と学校間融通等を検討されたい。

【意見Ⅳ-2-(1)-3】薬品の管理方法について

現行の薬品管理ルールでは、学校が保管する薬品種類、数量が一覧できる様式が準備されておらず、記載内容は各学校が自校の実態に合わせて作成している。

そのため、現在用意されている様式である「薬品管理台帳」と薬品現物の両方を同時に盗難、紛失した場合には、その事実を把握することが困難な状況になる。

(改善提案)

現行の「薬品管理台帳」だけではなく、学校が保管する薬品種類、数量が一覧できる様式を準備することを検討されたい。

e USBメモリ等の記録媒体の管理について

【意見Ⅳ-2-(1)-4】記録媒体の利用について

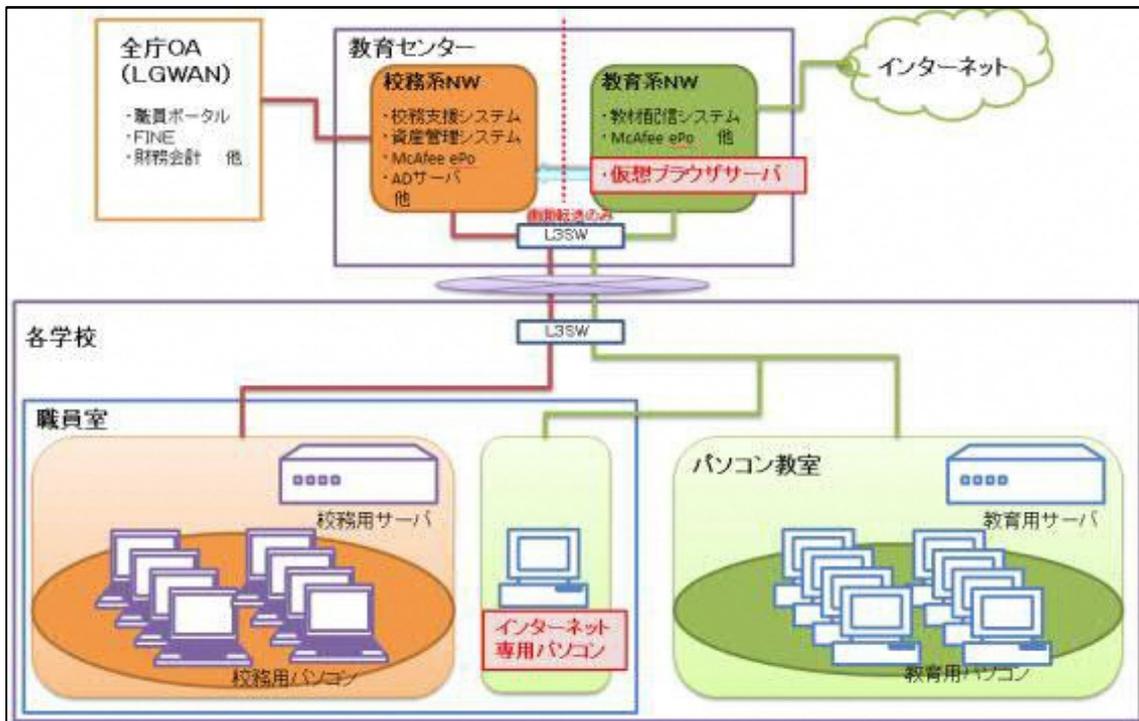
学校においては、教育委員会が賃貸借契約により管理している USB メモリ(A-Locky 対応) 3,433 個と、学校が独自に購入した「A-Locky 対応」以外の USB メモリを多数保有している。

往査したすべての学校において「記録媒体(USB)利用台帳」は作成され、USBメモリが教職員によって利用されている事実が確認された。

しかし、USB メモリは紛失リスクがあり、教育情報を含む個人情報を取り扱う学校においては USB メモリを可能な限り使用しないよう USB メモリの利用頻度を低減させるような更なる取り組みが必要である。

ア 情報ネットワークの現状

(教育情報ネットワークの概要図)



(出典:教育委員会提供資料より抜粋)

学校に敷設しているネットワークは、職員室等で教員等が校務のために利用する校務系ネットワークと、各教室やパソコン教室で児童生徒の教育に利用する教育系ネットワークとに分かれている。

教職員による USB メモリの用途には以下のようなケースがある。

＜ケース1:インターネット専用パソコンから校務用パソコンへのデータ移動＞

教職員が校務用パソコンを用いて教材等を作成する際、インターネット上にあるデータ参考に使用が効果的な場合がある。その場合、校務用パソコンはインターネットに接続できないため、インターネット専用パソコンを用いてインターネット上にあるデータを保存し、その保存したデータを USB メモリにコピーして校務用パソコンに移動させることになる。

＜ケース2:校務用パソコンから教育用パソコンへのデータ移動＞

教職員が校務用パソコンを用いて作成した教材等を使って授業を行う場合がある。その場合、パソコン教室にある教育用パソコンに直接データ転送ができないため、校務用パソコンの教材等のデータを USB メモリにコピーして教育用パソコンに移動させることになる。

＜ケース3:校務用パソコンから教職員個人所有パソコン等へのデータ移動＞

教職員がその校務を自宅に持ち帰り実施する場合がある。その場合、校務用パソコンを用いて作成したデータを、教職員個人所有のパソコン等でも利用できるよう校務用パソコンの教材等のデータを USB メモリにコピーして教職員個人所有のパソコンに移動させる、又は、自宅作業後のデータを教職員個人所有のパソコンの教材等のデータを USB メモリにコピーして校務用パソコンに移動させることになる。

イ USB メモリの管理ルール

教育委員会では、保有する機密文書を保護するため、USB メモリの取り扱いについてルールを設けている。

第10 USB メモリ等外部記録媒体の取扱いについて

私物の USB メモリ等外部記録媒体を業務用パソコン等本市の情報資産を取扱う機器に接続又は挿入し、利用してはならない。

教育委員会、学校で使用する USB メモリ等外部記録媒体は、各所属において「記録媒体()管理簿(別記様式4)」に記録し、USB メモリ等外部記録媒体を使用する場合には、個人情報の有無や使用場所が職場の内外などに関わらず、必ず「記録媒体()利用台帳(別記様式5)」にて機密文書取扱責任者の承認を受けることとする。

また、USB メモリ等により情報資産を外部に持ち出し及び持ち込みを行う場合は「情報資産外部持ち出し等チェックシート(別記様式6)」により機密文書取扱責任者が確認しておかなければならない。

学校・園において、特に個人情報等を含む機密情報を外部に持ち出す際には、原則と

して、強固なセキュリティ対策となる「USB キーによるファイル暗号化システム(A-LOCKY)」を活用することとする。

機密文書取扱責任者は最長 1 か月まで持ち出しを認めることができる。

なお、情報資産を外部に持ち出す場合にあつて、以下のすべての条件を満たす場合は、情報資産外部持ち出し等チェックシートの記入を省略することができる。

- ① 重要度 A の情報資産(※)の持ち出し、持ち込みをしない
- ② 外部でパソコン等に接続しない

※「重要度 A の情報資産」とは、非公開とすべき情報資産(秘文書、取扱い文書等の機密文書)や改ざん、滅失等により市民の権利が侵害される又は行政事務の遂行に重大な支障を来す恐れがある情報資産を指します。

(出典:「機密文書の保護に関するガイドライン」より抜粋)

ウ USB メモリの管理責任

上記ルールにおける機密文書取扱責任者は学校長(高等学校については事務職員及び学校用務員が取り扱う機密文書は事務長, その他の機密文書は学校長が指名する副校長または教頭)となり, USB メモリの管理責任を負うことになる。

なお, 往査した学校においては, USB メモリの日常の現物管理は教頭以下の管理職教職員が行っていた。

エ USB メモリの管理ルールに関するリスク

上記 USB メモリの管理ルールに関する懸念事項には以下のことが考えられる。

- ・ USB メモリの定期的な現物確認について規定されておらず, 紛失等により所在が不明となった場合に適時にその事実を把握できない。
- ・ USB メモリに保存されるデータは教職員の自己申告である。そのため, USB メモリの紛失等した場合, その中に機密文書等が存在しないことを立証するのが非常に困難である
- ・ USB メモリの持出しは最長 1 か月と制限がかかっているが, 1 か月使用後にいったん返却し, すぐに持出許可をうける連続使用は禁止されていない。そのため実質的に使用者保管の状況が継続することになり紛失リスクの高まりが懸念される。
- ・ 往査した学校にて「記録媒体(USB)利用台帳」を通査したところ, 連続して持出しを受けているケース, 「記録媒体(USB)利用台帳」に使用者や用途等があらかじめ印刷され連続使用することが前提となった管理が行われているケースが確認され, 連続利用が常態化している状況が確認された。
- ・ セキュリティ対策が十分ではない USB メモリの使用が認容され, 紛失等による情報流出リスクが高まる。
- ・ USB メモリには強固なセキュリティ対策が施された A-LOCKY 対応 USB メモリが導

入されているが、一方でセキュリティ対策が十分ではない学校が過去購入した USB メモリの使用が認容されている。教育委員会では A-LOCKY 対応 USB メモリの数量については把握しているが、学校が過去購入した USB メモリの数量は把握しておらず、一元的な管理ができていない。

- ・ また、往査した学校で「記録媒体(USB)利用台帳」を通査したところ、その使用方法が容易な学校が過去購入した USB メモリの使用頻度が A-LOCKY 対応 USB メモリよりも高い。
- ・ USB メモリの厳密な管理の必要があり、管理担当職員(管理職教職員)の事務負担が大きくなる。

(改善提案)

情報漏洩リスクと教職員の USB メモリ管理事務負担軽減のため、USB メモリの利用頻度を低減させるような教育情報ネットワークを構築することを検討されたい。

現状の教育ネットワークにおいて、教職員が必要な校務を行うにあたっての USB メモリ等の記録媒体には、高い利便性が認められている状況である。そのため、現状での単純な USB メモリ等記録媒体の管理強化は、教職員の校務負担増加につながることを懸念される。情報漏洩リスクと教職員負担を勘案し、教職員の働き方や業務内容を調査、分析に基づく慎重な検討が望まれる。

【指摘事項Ⅳ-2-(1)-2】記録媒体の管理について

学校が管理する記録媒体のうち USB メモリについて、学校監査時点で所在が不明なもの 1 件があった。なお、監査期間中に当該 USB メモリは発見された。

学校名	識別番号
三宅小学校	35-AI

当該 USB は平成 23 年 10 月 22 日に購入されたものであるが、令和元年度の「記録媒体(USB)利用台帳」には利用記録がなく、所在について現状の確認ができなかった。

(是正の方向性)

USB メモリ等外部記録媒体については、紛失による情報漏洩リスクを低減させるため、規定に基づく厳密な受払管理と定期的な現物確認を行い、所在不明となる可能性を低減させる必要がある。

【指摘事項Ⅳ-2-(1)-3】記録媒体の処分方法について

学校が物品として管理使用していたハードディスクについて財務会計システム上で「物品処理票(払出)」の決裁処理がなされているが、その処分方法、記録媒体のデータ消去履歴等の記録は確認ができなかった。なお、その後の教育委員会と学校の調査により、データ消去ソフト使用后、破碎処理されたことが確認されている。

学校名	備品 No.	備品名
三宅小学校	41908348	無線 LAN 接続ハードディスク TS-H1.0

平成 30 年度に学校が実施した備品現物確認の際、上記の現物が確認できず処分処理が行われていた。物品処理票(払出)の「理由」欄には「廃棄処理漏れ」とのみ記載がされていた。記録媒体を廃棄する場合には、その中に保存されている情報資産が復元され情報漏洩が生じないよう物理的な破壊を行うことが規定されている。

(12)情報資産の返却又は廃棄

～中略～

イ 機器及び記録媒体等の情報資産を廃棄する場合、データ消去用ソフトを使用又は物理的破壊を行う。

(情報セキュリティ共通手順書 より抜粋)

また、教育委員会は、「機密文書の保護に関するガイドライン」において、「USB メモリ等外部記録媒体」の範囲を明確にしておらず、どのような電子機器を管理対象とすべきかを整理の上、明確にする必要がある。

(是正の方向性)

情報漏洩を防止するため、記録媒体の廃棄に関するルールを徹底されたい。

また、情報漏洩リスクの観点から管理すべき電磁記録媒体を明確にし、学校への周知徹底を図られたい。

f 金庫内物品の管理について

(金庫管理についての手続)

金庫内物品の管理状況について、実施した具体的な監査手続は以下のとおりである。

- ・ 金庫の鍵管理担当者の確認
- ・ 学校長及び事務職員に対する金庫管理状況についてのヒアリング
- ・ 金庫による保管物の確認
- ・ 通帳現物及び銀行届出印の保管状況の確認

(金庫管理の状況)

各学校には預金通帳、交通系 IC カード、切手等の金品を保管するための金庫が設置されている。

往査した学校における金庫の種類には、鍵式、ダイヤル式、指紋認証式があり、開錠施錠については、学校長と学校事務職員が連携して実施していた。また、金庫の内容物については、不定期に学校長が確認している。

学校金庫に現金が保管されるケースは限定的であり、現金が保管された際は、学校事務職員により、適時に精算が行われている。

(学校金庫に現金が保管される主なケース)

- ・ 保護者による学校徴収金の直接納付があった場合
- ・ 交通費等の資金前渡がある場合
- ・ 定期徴収できなかった学校徴収金に係る業者に少額支払を行う場合

学校金庫に保管されている預金通帳は複数あり、その全ての口座名義は学校長である。なお、往査した学校においては、その全てにおいて銀行届出印の管理は学校長が行っており、学校事務職員単独で支払いを行うことはできない。

学校往査により確認した預金口座の用途は以下のとおりである。

用途	公費/私費	学校事務職員による管理
教育扶助費	公費	あり
就学援助費	公費	あり
就学奨励費	公費	あり
資金前渡	公費	あり
研究費	公費	あり
学校徴収金	私費	あり
親睦会費	私費	なし※
生徒会費	私費	あり
同窓会費	私費	なし
PTA 会費	私費	なし

※としている親睦会費については、学校事務職員が親睦会に加入しており親睦会員として管理を行っている実態がある。

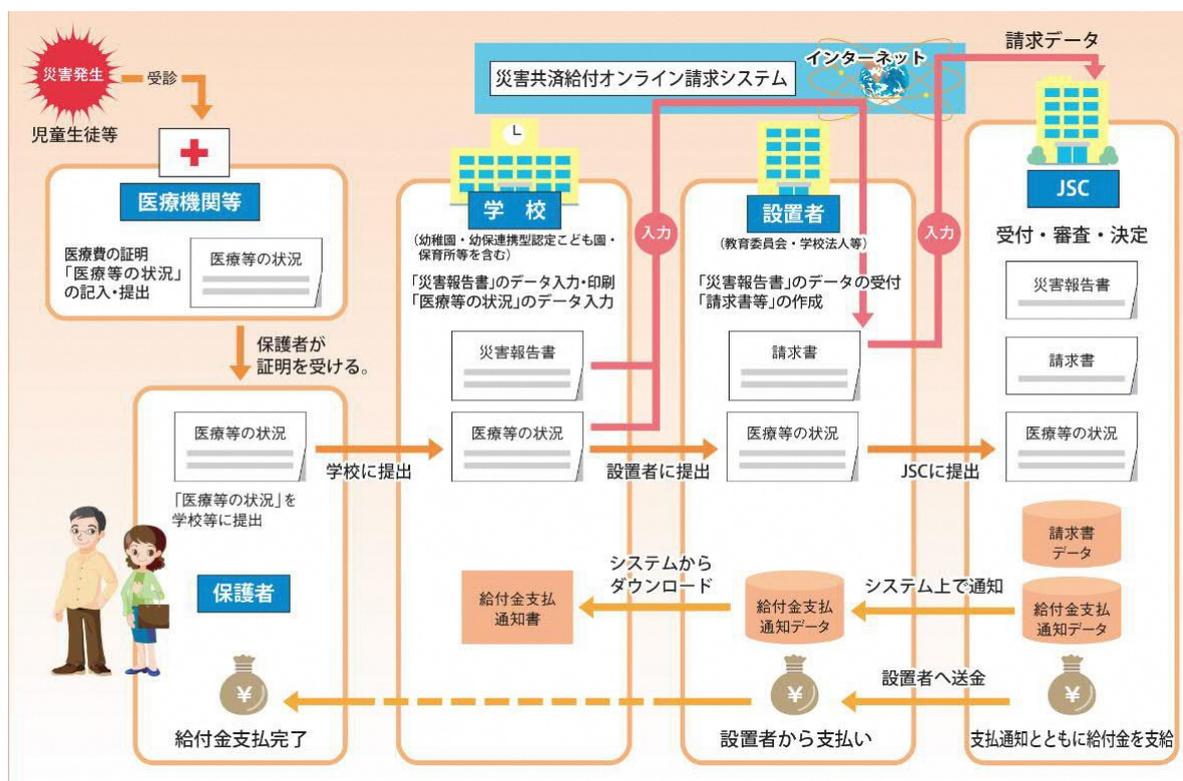
小中学校及び支援学校の PTA 会費については、PTA からの依頼を受けて通帳のみを金庫保管しているケースがある。正規雇用の学校事務職員が PTA 会費に関する管理を行うことはない。高等学校についてはその会計を事務長が担当している。

学校往査時点では、教育委員会から入金される預金口座のうち学校事務職員が管理していない預金口座にかかる通帳が存在した。

(学校事務職員が管理していない預金通帳の状況)

- ・ 預金口座の用途 教育委員会が受領した日本スポーツ振興センターから災害共済給付金の受入と保護者への支払
- ・ 預金通帳の管理 養護教諭

(災害共済給付の概要)



(出典:独立行政法人日本スポーツ振興センター HP)

市においては、教育委員会(設置者)が保護者に直接支払うのではなく、いったん学校管理の預金口座に振込み、学校が保護者に支払を行っている。

なお、往査した学校においては、教育委員会からの入金後直ちに精算されていた(長くても5日以内)。

令和元年度からは、当該給付金について教育委員会が保護者に直接支払われることになっている。

【意見Ⅳ-2-(1)-5】親睦会費の管理について

各親睦会の規約等に基づき管理されるものとして、親睦会費の管理について教育委員会の関与は行われていない。

親睦会とは学校等の拠点単位で、そこに属する教職員等により構成される任意団体である。教職員間での慶弔や福利厚生のための経費等が親睦会費により賄われており、構成する教職員の給料から天引きされて、所属する親睦会の預金口座に振り込まれる。

親睦会費は、準公金に準じて取り扱うものと整理されており、横領等が生じた場合には処分の対象となることとされている。

(7) 公金公物処理不適正

自己保管中の公金の流用等公金又は公物の不適切な処理をした職員は、停職、減給又は戒告とする。準公金、準公物についてもこれに準ずるものとする。

※準公金とは、福岡市準公金等取扱事務処理要領(平成 19 年9月1日)に定めるもののほか、学校徴収金、職務上取り扱う任意団体(PTA 等)の金員、行事費等の積立金等をいう。

(出典:福岡市教育委員会職員懲戒処分の指針 より抜粋)

平成 27 年度における監査委員監査では、「準公金の取扱いについて」として意見が提出され、教育委員会は管理体制の強化を図る旨の対応を行っている。

監査の結果	市の見解
<p>1 準公金団体のチェック体制の整備</p> <p>準公金の適切な取扱いを確保するためには、事務に従事する係長の承認を経て、経理責任者である課長が決裁を行う過程で、事務処理のチェックを適切に行うことが大切である。このため、準公金の取扱いに関するルールを所管する総務企画局におかれては、現行の要領の見直しを行い、係長の行うべき事務について明確に規定するとともに、各団体がチェック体制を整備する上で参考となるモデル例を作成されたい。</p> <p>また、要領で示されている標準様式の中で、事務処理をチェックする観点から改善が望ましいものが見受けられたことから、標準様式の見直しを検討されるとともに、改めて要領について関係部署への周知徹底を図られたい。</p> <p>(行政マネジメント課)</p>	<p>準公金の事務処理のチェック体制の整備については、「福岡市準公金等取扱事務処理要領」(以下「要領」という。)及び「モデル経理規程」を改正し、これまで、経理責任者(課長)と事務取扱者(担当者)のみの規定であったものを、経理主任者(係長)に関する規定を加えるとともに、点検チェックリスト及び点検結果報告書や帳簿の点検の実施方法についての参考例を追加するなどチェック体制の強化を図り、平成 28 年6月 21 日付で各所属長へ通知した。</p>

(出典:市通知 29 監査公表第4号 より抜粋)

(改善提案)

教育委員会は、親睦会費は準公金に準ずるものとして、学校での管理水準の向上に向けたマニュアル等の整備について検討されたい。

【意見Ⅳ-2-(1)-6】交通系 IC カードについて

各学校で保管を行っている長期間使用されていない交通系 IC カードが確認された。

(長期未使用の状況)

平成 24 年度に公共交通機関を利用する調理員が在籍したため、平成 25 年に交通系 IC カードの1枚に金額チャージしていた。それ以降、利用頻度は減少し平成 30 年度及び令和元年度往査日までは使用された実績がない。

(交通系 IC カード内訳)

学校名	No.	残高
照葉小学校	1	7円
	2	11,113 円
	3	189 円
	合計	11,309 円

(監査人が作成)

現在、交通系 IC カードは公共交通機関の利用のみならず、電子マネーの一形態として多くの商店等で買い物利用することができ、現金と同様の資産価値と決済利便性を有している。したがって、交通系 IC カードには横領等のリスクが存在するとともに、現金と同様の管理水準が求められることによる事務負担が発生する。

そのため、教育委員会では、不要なカードについては返納ケースを想定し、マニュアルに返納手順を記載している。

5 不要な IC カード

第2の2の使用可能者が在籍していないなど、IC カードが不要となり、返納する場合には、学校では手続きを行わず、職員課へ事前連絡のうえ、返却(保管転換)をしてください。

(出典:「IC カード使用マニュアル」から抜粋)

(改善提案)

交通系 IC カードの横領等の事故及び事務職員の事務負担を軽減させるため、各学校に対して、利用実績のない交通系 IC カードは積極的に返納促進を実施されたい。

(2) 債権管理(未収金), 学校徴収金等の管理について

① 学校徴収金

a 学校徴収金の概要

学校徴収金とは, 学校の教育活動に要する経費で公費以外の経費として, 学校が保護者から徴収する生徒会費, 教材費, 修学旅行費及びその他の金員である(「福岡市立学校徴収金等取扱要綱」第3条より)。

また, 市の作成している「学校徴収金事務処理マニュアル」においては, 児童生徒に直接還元される性格の経費(引率に係る教師分経費を含む)であり, 概ね下記の条件にすべて該当するものとしている。

- ・ 校長の明確な決裁を受けていること
- ・ 学校が学校教育活動のために徴収するものであること
- ・ 学校全体又は学級全体等の教育活動集団を単位として徴収するものであること
- ・ 真に必要な最小限度の額を徴収するものであること

この学校徴収金は私費であり, 児童生徒・保護者の信託に基づいて校長が執行する。このため, 各学校において適切な学校徴収金管理がなされているかどうかを確かめることには意義があると考えた。

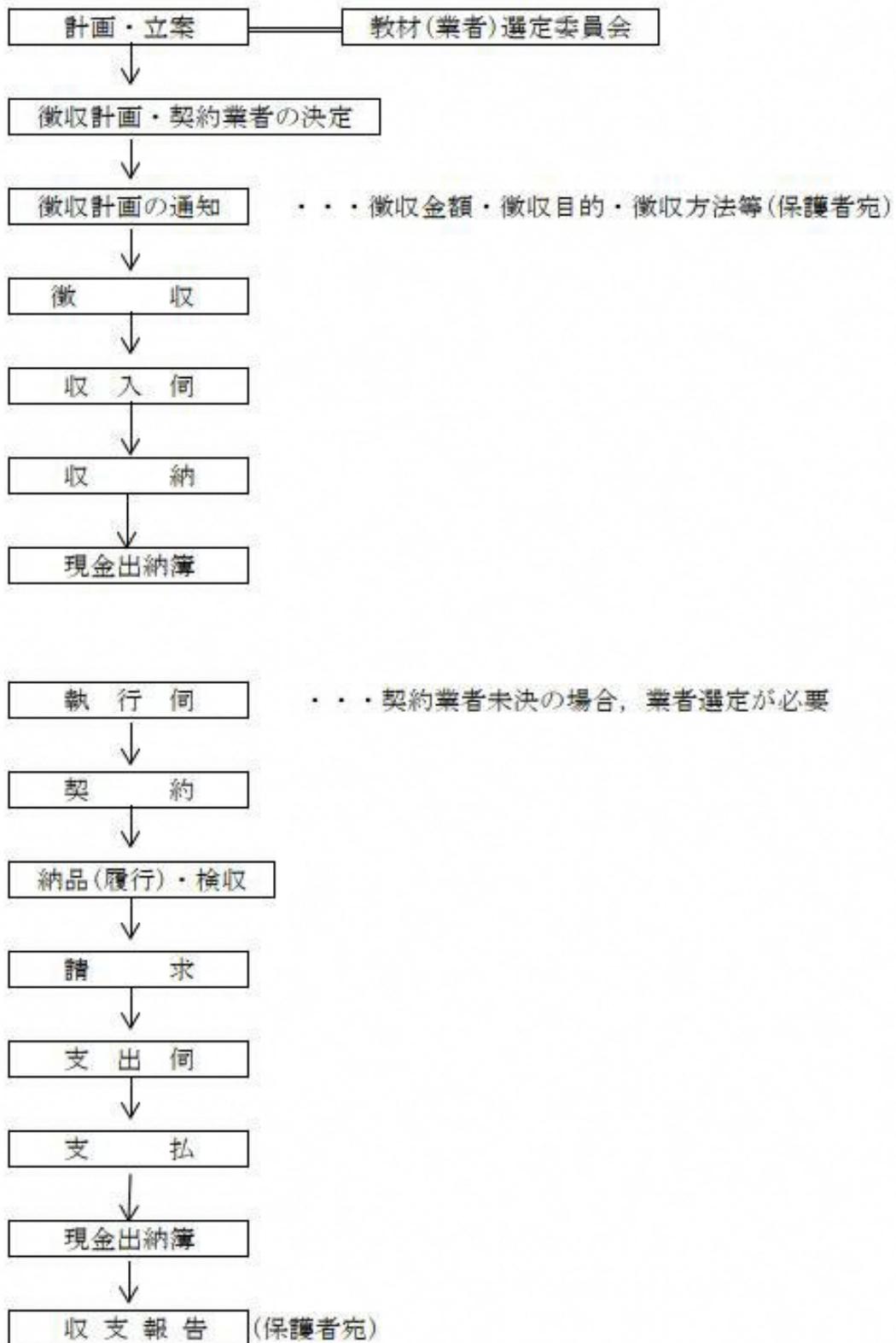


(出典:学校徴収金事務処理マニュアル 平成 31 年1月改訂)

b 学校徴収金管理の概要

学校徴収金に関する事務処理に関して, 教育委員会では, 各学校で電子閲覧可能な状態を整えている。以下では, この徴収金要綱及び徴収金マニュアルに沿って事務処理の概略を述べる。なお, 市の学校徴収金は学校ごとに処理が行われており, 以下の記載はすべて各学校において行われるものである。

(5) 立案から報告までの流れ(フローチャート)



(出典:学校徴収金事務処理マニュアル 平成31年1月改訂)

<職務分担>

徴収金要綱において、以下のとおり職務が規定されている。校長を責任者とした体制がとられている。

(校長の職務)

第5条 校長は、徴収金の事務処理に当たり、次の各号に定める事項を所掌する。

- (1) 徴収金に係る計画の決定に関すること。
- (2) 徴収金に係る予算及び徴収金額を決定し、保護者等に通知すること。
- (3) 徴収金に係る決算を決定し、保護者等に通知すること。
- (4) 徴収金に係る執行管理にあたり、関係教職員に必要な指示及び監督を行うこと。
- (5) 徴収金の収支状況及び現金出納簿を照合し、内容を確認すること。
- (6) 教材選定委員会及び業者選定委員会の運営に必要な指示をすること。
- (7) 特に定める場合を除いて、徴収金契約に係る代表権限者の責務等に関すること。

(副校長・教頭の職務)

第6条 副校長・教頭は、徴収金の事務処理に当たり、校長を補佐し前条の1号から6号に定める事項を所掌する。

(事務職員の職務)

第7条 事務職員は、徴収金の事務処理に当たり、次の各号に定める事項を所掌する。

- (1) 徴収金に係る計画に関する資料収集・作成に関すること。
- (2) 徴収金に係る予算及び徴収金額に関する資料収集・作成に関すること。
- (3) 徴収金に係る決算を調製し、保護者等への通知作成に関すること。
- (4) 徴収金に係る執行管理及び保護者等への周知に関すること。
- (5) 徴収金の収支状況及び現金出納簿の調製に関すること。
- (6) 業者選定委員会に必要な資料の作成及び分析に関すること。

<年間徴収計画の作成・通知>

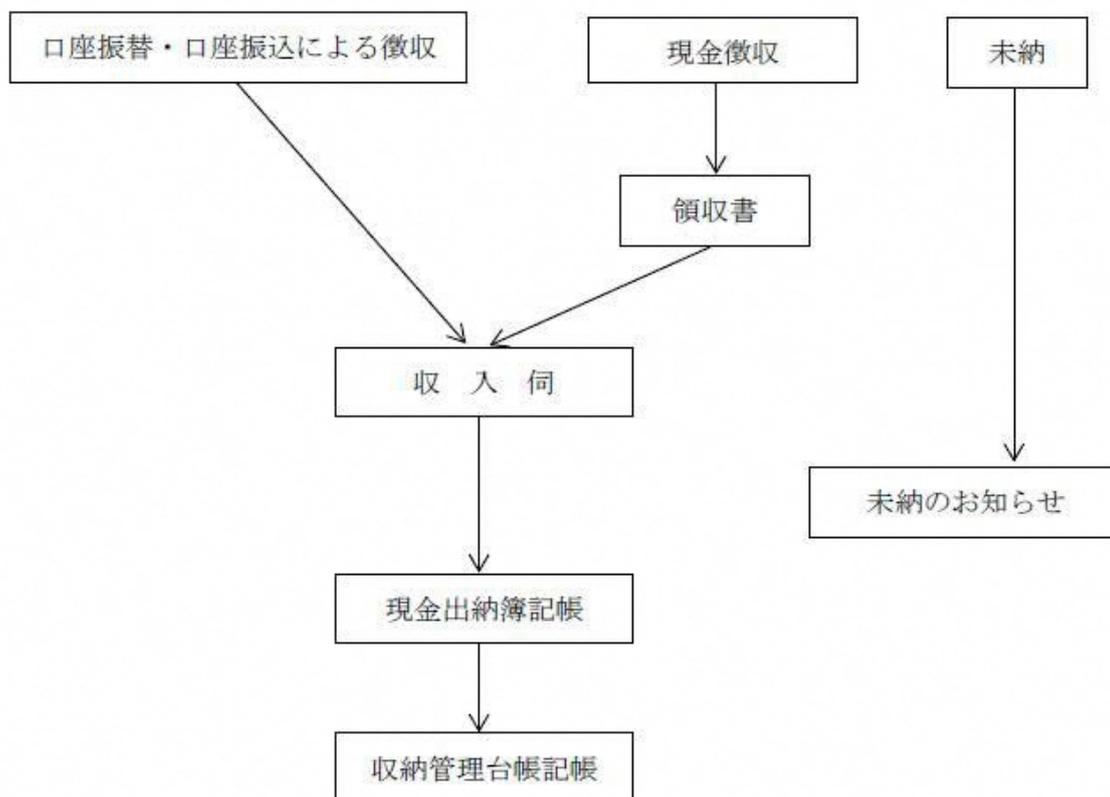
校長は年度当初に年間の徴収計画を策定し、保護者へ通知する。徴収計画の策定に当たっては複数社からの見積を徴収したうえで決定する必要があるほか、教材の購入については教材選定委員会を設置して使用教材及び購入業者を決定し、決裁を受ける。

<徴収事務>

学校徴収金は、システムを使用した口座振替による徴収を基本とするが、現金による徴収も行われる。いずれの方法においても徴収後速やかに収入何書を作成し決裁をうけることとされており、現金による徴収の場合には加えて校長名で複写式の領収書を発行し交付する。

収納状況は個人ごとの収納状況を整理する収納管理台帳(様式任意)を作成して管理する。未納者については事務職員のみではなく学級担任や管理職が協力することとされており、年度をまたぐ場合には未納者・未払業者リストを作成し、業者と学年ごとに未払状況の確認を行う。過年度分の入金があった場合にはその都度業者へ支払うと共にリストで収納・支出管理を行う。

(徴収事務の流れ)



(出典:学校徴収金事務処理マニュアル 平成31年1月改訂)

< 契約事務・支出事務 >

発注にあたり、年間執行計画に基づいて執行伺書及び購入依頼書の決裁を受け、発注の相手方と契約書を交わすか請書を徴収する。年間執行計画にない支出の場合、複数社からの見積徴収が必要となる。

納品確認の後、納品書・請求書を受領し、未納者を除いた支出伺書を作成し決裁を受け、振込、現金、納付書等の方法で相手方へ支払う。支払後、領収書又は振込控を校長が確認する。

未納者分の入金があった際には、その都度支出伺書を作成し、同様に処理を行う。

< 出納管理 >

すべての出納は証拠書類を基に行い、現金出納簿を作成して校長が月ごとに当該現金出納簿と通帳・保管現金を含めた関係書類を確認し、確認印を押印する。年度の繰り越しは原則として認められないが、単年度で完結せず年度末に残金がある場合には繰越処理を行う。

また、現金は必要以上保有せず、保管は必ず金庫や施錠できる保管庫で行い、できる限り速やかに支払いを済ませるか金融機関の校長名義の口座へ預ける措置をとる。預金通帳と届出印は同一金庫内に保管しない。

< 収支報告 >

年度末に収支報告書を作成し、保護者へ報告する。

< 修学旅行費・卒業アルバム代 >

修学旅行、卒業アルバム等の高額となる契約については、校長が業者選定委員会設置要綱を定め、委員会を設置することとされている。学校で詳細な仕様書を作成したうえで複数(3社以上)の業者に対して企画見積書の提出を求め、企画見積書等比較書を作成し、それを基に委員会で業者を決定する。業者との間では契約書を2通作成し、それぞれ1通を保有する。

c 監査手続と結果

事前に市立学校全校に対して、学校徴収金に関するアンケートを実施し、学校における管理状況の概要把握とともに、往査を実施する学校選定の参考とした。

また、往査した学校では、責任者である学校長(高等学校については事務長)を対象にした管理概要ヒアリングし、かつ、関連資料を査閲しながら具体的な内容について学校事務職員へのヒアリング及び一部資料と管理実態の整合性を確認した。

○学校徴収金関係資料

- ・ 年間徴収計画及び保護者への通知文書
- ・ 収支報告及び保護者への報告文書
- ・ 収入伺書
- ・ 通帳
- ・ 現金徴収の際に発行した領収書(控)
- ・ 収納管理台帳
- ・ 未納者・未払業者リスト
- ・ 年間執行計画
- ・ 執行伺書

- ・ 購入依頼書
- ・ 業者選定委員会要綱, 議事録
- ・ 契約書, 請書
- ・ 支出伺書

(アンケート結果)

学校徴収金の状況に関するアンケート結果は以下のとおりである。

No.	質問事項		Yes	No	その他	
2-1	生徒会費, 教材費, 修学旅行費以外の学校徴収金がありますか。	小	115	50	19	9
		中	41		26	1
		特支	4		4	0
		高	3		1	0
2-2	福岡市学校徴収金等取扱要綱に第5条から第7条に規定されている職務分担につき, 担当者は明確に定められていますか。	小	141	2	2	0
		中	68		0	0
		特支	8		0	0
		高	4		0	0
2-3	年間徴収計画を1学期当初に作成し, 速やかに保護者へ通知していますか。	小	142	1	1	0
		中	68		0	0
		特支	8		0	0
		高	3		0	1
2-4	学校徴収金の徴収は, 口座振替による徴収を基本とし, 現金により徴収する方法は振替不能等限られたものだけとしていますか。	小	122	27	19	2
		中	59		6	3
		特支	5		2	1
		高	4		0	0
2-5	徴収金の収支を明確にするため, 収支を全て現金出納簿に記録していますか。	小	143	0	0	0
		中	68		0	0
		特支	8		0	0
		高	3		0	1
2-6	校長は月ごとに, 現金出納簿と通帳・保管現金を含めた関係書類を確認し, 現金出納簿に確認印を押印していますか。	小	142	2	1	0
		中	68		0	0
		特支	8		0	0
		高	0		1	3
2-7	預金名義人は校長となっていますか。	小	142	2	1	0
		中	68		0	0
		特支	7		1	0
		高	4		0	0

No.	質問事項		Yes	No	その他			
2-8	預金通帳と銀行登録印は別々に保管していますか。	小	222	142	1	1	0	0
		中		68		0		0
		特支		8		0		0
		高		4		0		0
2-9	徴収した現金は長く金庫等に保管せず、速やかに支払を済ませるか、金融機関へ預けていますか。	小	222	142	0	0	0	0
		中		68		0		0
		特支		8		0		0
		高		4		0		0
2-11	一時的に教職員が未納分を立て替えたことはありますか。	小	5	2	218	141	0	0
		中		3		65		0
		特支		0		8		0
		高		0		4		0
2-12	転出入生に対する精算を確実にし、保護者へ通知していますか。	小	221	142	1	1	1	0
		中		67		0		1
		特支		8		0		0
		高		4		0		0
2-15	すべての収支は、関係証拠書類に基づいて行い、現金出納簿に記載するとともに、証拠書類等は5年間保存していますか。	小	222	143	1	0	0	0
		中		68		0		0
		特支		7		1		0
		高		4		0		0
2-16	校長は、修学旅行、卒業アルバムなどの高額となる契約の場合、業者選定委員会要綱を定め、当該委員会を設置していますか。	小	223	143	0	0	0	0
		中		68		0		0
		特支		8		0		0
		高		4		0		0
2-17	修学旅行業者の決定に際し、学校が必要とする条件を詳細に提示した仕様書を作成していますか。	小	218	138	2	2	3	3
		中		68		0		0
		特支		8		0		0
		高		4		0		0
2-18	修学旅行、卒業アルバムなどの高額となる契約の場合、複数の者から見積書を徴し、契約を締結するにあたっては、契約書を作成していますか。	小	221	141	1	1	1	1
		中		68		0		0
		特支		8		0		0
		高		4		0		0
2-19	検収は、校長が指定した検査員が実施していますか。	小	219	140	4	3	0	0
		中		67		1		0

No.	質問事項		Yes	No	その他
		特支	8	0	0
		高	4	0	0
2-20	業者への支払いを現金で行う場合がある。	小	105	36	2
		中	56	12	0
		特支	8	0	0
		高	4	0	0
2-21	業者への支払いを現金で行う場合には、業者からもれなく領収書を受領している。	小	119	6	13
		中	63	1	4
		特支	8	0	0
		高	4	0	0
2-22	収支報告を年度末に策定し、速やかに保護者へ通知していますか。	小	143	0	0
		中	68	0	0
		特支	8	0	0
		高	2	0	2

No.	質問事項		(1)	(2)	(3)	(4)	その他					
2-10	徴収月以降も納付されない状況が続く場合、どのような対応をすることにより納付を促していますか。※複数回答可 (1)督促状等の文書の送付 (2)電話連絡 (3)家庭訪問 (4)その他(具体的内容をご記入ください)	小		139	139	5	18	20				
		中		68	63	2	8	11				
		特支	219	8	214	8	86	5	28	0	33	0
		高		4	4	3	2	2				

No.	質問事項		Yes	No	該当なし	その他		
2-13	年度末に残額が生じた場合、その残額を次年度に繰越している、または他会計への組替えを行っていますか。	小		30	10	103	0	
		中		16	3	48	1	
		特支	52	2	15	2	4	0
		高		4	0	0	0	
2-14	年度末に残額が生じ、その残額を次年度に繰越している、または他会計への組替えを行っている場合は、保護者に報告をしていますか。	小		18	15	109	1	
		中		10	6	51	1	
		特支	31	2	21	0	6	0
		高		1	0	0	0	3

上記の結果、管理上課題があるとの回答があった設問について、往査した学校において、実際の管理状況と管理上の課題を、ヒアリング及び関連資料の閲覧により確認した。

(学校往査において実施した手続)

- ・学校徴収金以外で学校事務職員が管理している私費範囲の確認
- ・現金出納簿の記帳、通常残高との整合性の確認
- ・預金通帳名義の確認
- ・学校徴収金の口座の振替状況の確認
- ・保護者に対する学校徴収金の回収事務の状況の確認
- ・修学旅行、卒業アルバムの業者選定の状況の確認

【意見Ⅳ-2-(2)-1】学校徴収金の管理について

保護者等から徴する学校徴収金と給食費は、給食管理システムによって合わせて口座振替ができる仕組みが構築されている。

そのうち、給食費は平成21年9月から公会計化し、収納分については市の歳入に計上することから、学校事務職員の業務の負担軽減につながっている。

一方で、同じ徴収の仕組みが設けられているにもかかわらず、学校徴収金については公会計化が行われていない。

学校徴収金と給食費は、学校がその直接の受益者から徴収しているという点で同じ性格を有するものである。

しかし、学校徴収金と給食費では、保護者等から徴収する金額決定プロセスにおいて相違がある。

給食費の保護者負担額は、食材料費相当額のみを徴するものとして徴収されるもので、小学校、中学校及び特別支援学校の各部で一律の金額が設定されている。

それに対し学校徴収金は、各学校において担任教職員等が学校教育に必要な教材、学外学習の交通費等を選定するため、各学校、学年ごとに異なる金額を徴収する必要がある。

したがって、学校徴収金を公会計化するためには、各学校、学年ごとに異なる費目の積算、集計処理が可能となるシステムの機能追加が必要になることが想定される。また、学校徴収金の公会計化と同様、一般会計への歳入歳出予算への編入や私会計時の債権継承、条例・規則の整備等の準備が必要となるなど、公会計化に向けた事務負担は大きい。

しかし、学校徴収金の管理業務は各学校における事務において大きな負担である。特に、学校徴収金に滞納が生じた場合の事務は、学校と保護者との信頼関係にも影響を与えるため慎重な対応が求められ、事務職員、教員、特に校長・教頭等管理職の業務負担が非常に大きい業務である。

その一方で、業務負担に対して僅少な滞納金額にもかかわらず回収を徹底することは、購入した学用品等の代金を受益者に負担させることは当然のこととして、納付を済ませている保護者との不公平な取扱いを発生させないために重要であると考えられているからである。

また、学校徴収金を財源に学用品等を購入する場合、児童等に一齐に引き渡すため、取引業者は発注数量全てを支払に先立って納品することになる。

滞納が生じた場合、取引業者へは請求額に対して未納者分を除いた額で支払うこととされているため、滞留によって生じる不利益(入金が遅れることによる経済的不利益、及び、一部未納金の回収管理事務が生じる不利益)は取引業者が負担することになる。

業者様

次の事項を承諾しご契約可能な場合は、下段の請書に必要事項を記入のうえ提出(FAX可)をお願いします。ご契約いただけない場合は、至急担当者までご連絡ください。

- ・納品書は購入内訳の品名で作成ください。
- ・転出入等に伴い、履行期間内に若干数量の増減がある可能性がありますので、履行期間完了後の納品総額を確定額とさせていただきますようお願いいたします。
- ・お支払いは、納品日の属する学期末(7・12・3月)までに行いますので、各学期納品分の請求書を学期末までにご提出ください。
- ・未納等の状況により一部支払いが遅延する場合がありますが、ご了承いただきますようお願いいたします。

(出典:「学校徴収金事務処理マニュアル(平成31年1月改訂) 様式4号より抜粋」)

さらに、学校徴収金は遠足等校外活動に必要な交通機関運賃を徴収することになるが、未納が生じている保護者の児童が出席した際に、未納を理由に参加させないとの判断を、引率担当の教職員に求めるのは、教職員による未納額の立替を誘引することになる。

(関連アンケート結果 再掲)

No.	質問事項		Yes		No		その他	
2-11	一時的に教職員が未納分を立て替えたことはありますか。	小	5	2	218	141	0	0
		中		3		65		0
		特支		0		8		0
		高		0		4		0

今回のアンケートにおいても学校から以下のような回答も行われている。

・自由記述による回答

本校では該当ないが、当日交通費が現金で必要なときに、未納の場合連れて行かないわけにはいかないので立て替えると思う。

なお、国は学校給食費以外の教材費、修学旅行費等の学校徴収金についても、公会計化等による、学校負担軽減の取組みを推奨している。

～中略～

さらに、学校給食費以外の教材費、修学旅行費等の学校徴収金についても、答申を踏まえ、未納者への督促等を含め、徴収・管理を地方公共団体の業務とすることや学校を経由せずに保護者と業者等の間で支払いや徴収等を行う方法など、学校の負担軽減を図る取組の推進について、引き続き適切な対応をお願いします。

(出典:文部科学省 学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進について(通知)より抜粋)

(改善提案)

学校負担の軽減を目的として、学校徴収金となっている事案自体の可否や代替方策の有無の精査等を更に進められたい。

また、学校を経由せずに保護者と業者間との支払い、徴収方法や、徴収金管理システムの構築、児童手当からの充当、公会計化等あらゆる角度から検討されたい。

なお、公会計化に関しては、教師の士気や教育内容の充実強化の支障とならないように配慮しつつ、法的根拠など憲法や地方自治法との関係整理も含めて検討を進められたい。

【指摘事項Ⅳ-2-(2)-1】修学旅行に関する旅行業者選定について

修学旅行に関する旅行業者選定に際し、見積依頼業者からの企画見積書の記載水準に大きな差があり、選定委員による詳細な比較検討が困難な状況で選定評定表による選定が行われていた。(照葉小学校)

旅行業者決定までの流れは以下のとおりであり、学校は業者選定ルールに従った手続きを行っている。

旅行業者決定までの流れ

- ① 修学旅行業者選定委員会を設置し、審議事項等を要綱で定める。
- ② 学校が必要とする条件を詳細に提示した仕様書を作成し、業者に送付する。
- ③ 仕様書に基づき、複数(3社以上)の業者から、企画見積書の提出を求める。
- ④ 業者選定委員会で検討する資料として、企画見積書等比較書を作成する。
- ⑤ 業者選定委員会を開き業者を決定し、議事録を作成する。
- ⑥ 決定した業者との間に、契約書を2通作成し、それぞれ1通を保有する。

(出典:「学校徴収金事務処理マニュアル」より抜粋)

～中略～

経費の決定においては、教育的効果や児童生徒の安全・衛生確保などの面からも十分に検討のうえ、総合的に判断し適切な経費の決定を行うとともに

～中略～

(出典:「学校徴収金事務処理マニュアル」より抜粋)

上記⑤における業者選定委員会では以下のような評点となった。

旅行業者	評点	見積金額 児童1人当たり
A社	419点	18,704円
B社	186点	19,842円
C社	178点	19,310円

このような結果となったのは、上記③について、3社の旅行業者から企画見積書が提出されたが、そのうち1社(A社)は仕様書の項目それぞれについて説明が記載されたものであり、残りの2社(B社及びC社)は、仕様書の項目に対する説明が明らかではなく、行程表と見積金額の簡単なものであった。

選定されたA社は、評点が一番高く、見積金額も最低金額となっている。

しかし、「教育的効果や児童生徒の安全・衛生確保などの面からも十分検討」という視点からは、複数業者からの企画内容の十分な比較検討ができていない。なお、選定委員の一人は「見積もりとして持ってくるのには雑すぎる」として B 社 C 社ともに 0 点として評価している。

(是正の方向性)

修学旅行の業者選定については、経費負担、教育的効果や児童生徒の安全・衛生確保の双方から十分な検討を行うことができるよう、仕様書の各項目について記載された企画見積書が提出されたうえで行うよう、学校へ指導されたい。

② 学校給食費

a 事業の概要

学校給食は、未来を担う児童生徒の健全な発育・発達のために、また望ましい食習慣の形成や食文化などの涵養、醸成を目的とした食育の観点からも極めて重要な教育活動の一環として位置づけられる。そのため市では、学校給食法第4条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律第3条に基づき、市立の小学校、中学校又は特別支援学校に在学するすべての児童又は生徒を対象に、学校給食を実施しており、平成 30 年 5 月 1 日現在では、小学校 144 校、中学校 69 校、特別支援学校 7 校の児童生徒数 118,013 人にも及ぶ。

また学校給食の運営に要する経費は、施設設備費、人件費、修繕費、光熱水費相当額を市が負担し、残りの食材料費相当額を保護者負担の給食費として徴収している。

平成 21 年 9 月から学校給食費は公会計化されている。平成 30 年度は保護者負担の給食費は小学校では月額 4,200 円、中学校では月額 5,000 円であり、給食費収納額は 6,001,487 千円となる。また食材購入コストは 5,906,959 千円と給食費により賄われている。

保護者等から徴収した給食費の適切な管理運営が行われているか確かめることは意義があることと考えた。

b 福岡市における給食事業のスキーム

福岡市では平成 21 年 9 月から学校給食費を公会計化しており、教育委員会において収納管理が行なわれている。

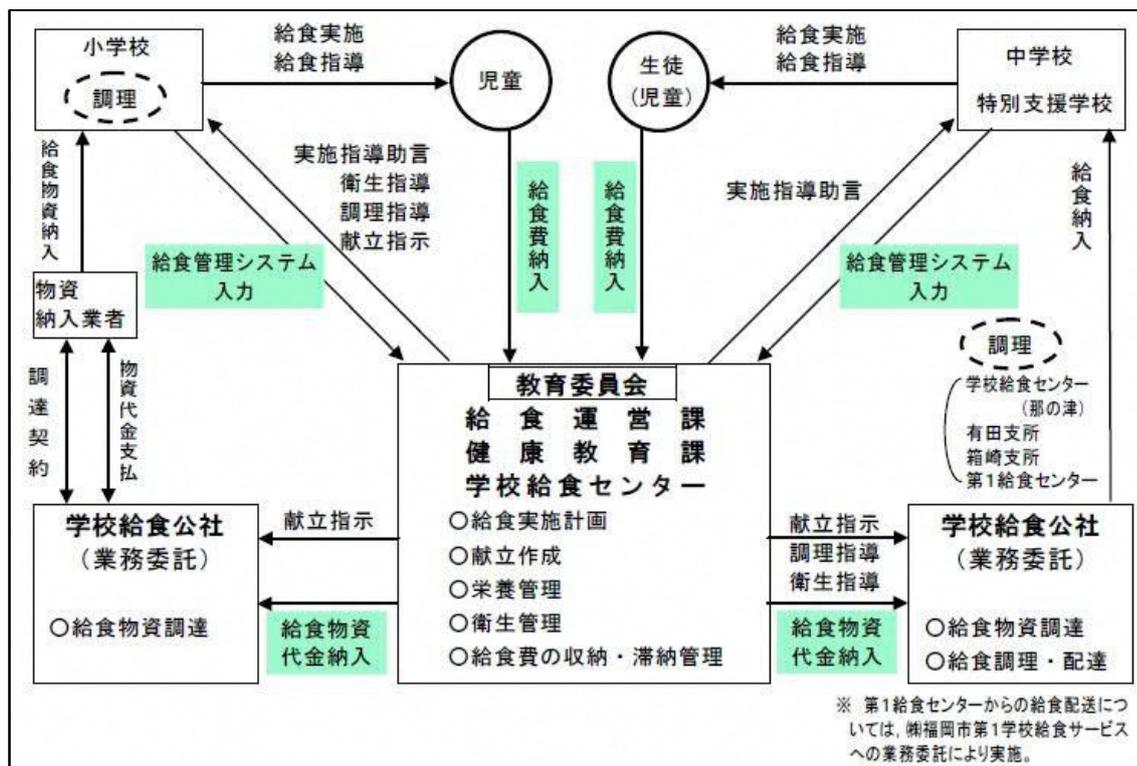
学校給食の運営にかかる経費は、学校給食法により、学校の設置者の負担は、施設整備費、人件費、修繕費、保護者の負担は、食材料費、光熱水費等とされている。

市では、食材料費相当額のみを学校給食費としている。

現在の給食費負担額(月額)は以下のとおり。

小学校、特別支援学校小学部・……………4,200 円(1食あたり 243.15 円)

中学校、特別支援学校中学部・高等部・……………5,000 円(1食あたり 289.47 円)



(出典:福岡市 HP より抜粋)

※給食施設についての検討は、個別事業について「④-5-3 学校給食センター再整備事業」を参照

c 学校給食費の決算

過去5年度の給食費に係る決算状況は以下のとおりである。

各年度未納額は給食費徴収額の1%程度となっている。また、不納欠損に関してはすべて時効の完成によるものである。なお、給食費収納額は食材購入コストを上回っており、食材に関して公費による補填は行われていない。

平成30年度

食材購入コスト (円)	給食費収納額 (円)	未納額 (円)	未納者数 (人)	不納欠損額 (円)
5,906,959,915	6,001,487,005	56,709,817	2,937	14,445,841

平成29年度

食材購入コスト (円)	給食費収納額 (円)	未納額 (円)	未納者数 (人)	不納欠損額 (円)
5,933,682,714	5,986,408,310	64,224,035	2,950	10,416,972

平成28年度

食材購入コスト (円)	給食費収納額 (円)	未納額 (円)	未納者数 (人)	不納欠損額 (円)
5,774,131,330	5,836,523,496	60,630,416	2,702	13,010,451

平成27年度

食材購入コスト (円)	給食費収納額 (円)	未納額 (円)	未納者数 (人)	不納欠損額 (円)
5,627,822,989	5,682,592,262	58,732,257	2,646	18,343,474

平成26年度

食材購入コスト (円)	給食費収納額 (円)	未納額 (円)	未納者数 (人)	不納欠損額 (円)
5,395,338,896	5,240,662,964	57,933,993	2,767	35,431,912

(出典:教育委員会提供資料を監査人が加工)

d 学校給食における学校と教育委員会の役割分担

給食費に係る事務は、給食実施に係る事務は学校、給食費の収納管理に係る事務は教育委員会が担っている。

学校の事務	教育委員会事務局の事務
<ul style="list-style-type: none"> ●児童生徒管理～児童生徒管理システムの運用 <ul style="list-style-type: none"> ・基本情報（氏名・住所・保護者等）の管理 ・入学・転入・転出処理，クラス登録 	<ul style="list-style-type: none"> ●給食費額・関係様式の決定・改定
<ul style="list-style-type: none"> ●給食管理～給食管理システムの運用 <ul style="list-style-type: none"> ・給食開始・終了処理，一部停止認定・廃止，長期欠席による給食停止・解除 ・教職員等の登録・異動処理 ・給食実施日管理（給食中止，特別食等） ・試食入力 	<ul style="list-style-type: none"> ●給食費収納管理～給食費システムの運用 <ul style="list-style-type: none"> ・給食費の賦課，収納 ・給食費の年間調整（随時・3月） ・給食費の還付・充当 ・給食費にかかる保護者通知の発送 ・教育扶助・就学援助に係る給食費請求
<ul style="list-style-type: none"> ●給食費制度の周知，納付啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者への制度説明，納付啓発 ・教育扶助，就学援助制度の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ●給食費滞納整理～給食費システムの運用 <ul style="list-style-type: none"> ・未納給食費の督促・催告 ・給食費滞納者への法的措置
<ul style="list-style-type: none"> ●給食物資関係～食材発注システムの運用 <ul style="list-style-type: none"> ・食数の調整，食材の量の調整 ・食材残量の入力（自校調理校） 	<ul style="list-style-type: none"> ●システムの維持管理 <ul style="list-style-type: none"> ・給食に関するシステムの運用管理 ・学校給食公社へ食材発注

（出典：給食費事務の手引き より抜粋）

e 公益財団法人福岡市学校給食公社の運営

公益財団法人福岡市学校給食公社は、市から給食用物資調達業務を継続して委託を受けており、安全・安心かつ安定的な給食提供を担保するために、給食用物資の検査業務の強化、地産地消の充実、児童・生徒並びに保護者のニーズに対応した食材の企画・提案をしている。

f 監査手続と結果

往査した学校において給食費に関する各種資料を閲覧した。

公益財団法人福岡市学校給食公社については、担当者へのヒアリング及び各種資料の閲覧を実施した。その結果指摘すべき事項はなかった。

（閲覧した主な資料）

- ・児童生徒管理システム，給食管理システム，食材発注システムの操作資格者一覧
- ・福岡市学校給食定期衛生検査点検表
（公益財団法人福岡市学校給食公社）
- ・物資事故報告書
- ・事故報告書
- ・学校給食用物資納入前検査票
- ・平成 30 年度給食物資購入額

(その他)

- ・業務委託契約書類

3 教職員の労務管理を踏まえた財務事務の執行状況についての視点に関する監査結果

(1) 学校における労務管理の状況

① 学校における労務管理の概要

福岡市における学校教育に従事する人件費決算額は平成 30 年度において 639 億円であり、教育費予算 1,185 億円の 53.9%を占める。そのため、学校教育に投下したコストとその成果を図るといふ財務監査の視点では人件費及びその前提となる労務管理は重要な項目となる。

現在、国においては、教職員の長時間勤務の実態は「看過できない状況」であり、「学校教育の根幹が揺らぎつつある現実」として非常に重要な課題として認識されており、「学校における働き方改革」を推進している。

教育委員会においては、国の「学校における働き方改革」を踏まえ、学校教育に携わる教職員、事務職員の負担を軽減し教員が子どもと向き合うことができる時間を確保するため、「福岡市立学校 教職員の業務改善プログラム(平成 30 年3月)」の公表、令和元年度からは3か所の「共同学校事務室」を設置等の様々な施策に取り組んでいる。

このため、各学校において国の施策に基づく労働環境の改善への取組み、及び適切な労務管理がなされているか確かめることには意義があると考えた。

‘子供のためであればどんな長時間勤務も良しとする’という働き方は、教師という職の崇高な使命感から生まれるものであるが、その中で教師が疲弊していくのであれば、それは‘子供のため’にはならないものである。教師のこれまでの働き方を見直し、教師が日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになるという、今回の働き方改革の目指す理念を関係者全員が共有しながら、それぞれがそれぞれの立場でできる取組を直ちに実行することを強く期待する。

(出典:中央教育審議会「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)(以下、「答申」という。)はじめに より抜粋)

② 教職員の人件費と労務管理

公立学校の教職員の給与及び勤務条件については、一部の規定を除き、労働基準法が適用される。労働基準法が適用されていない部分は、公立学校の教職員の職務と勤務態様の特殊性を鑑みた給与その他の勤務条件とするために、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法により規定されている。

(趣旨)

第一条 この法律は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、その給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。

(出典:公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法)

a 勤務時間（労働時間）

勤務時間の定義について、労働基準法には明確に規定されていない。平成 29 年 11 月 6 日学校における働き方改革特別部会における資料によれば、勤務時間は「職員が上司の指揮監督を受けて、原則としてその職務のみに従事しなければならない時間」と考えられている。

民間企業等と同様に公立学校教職員の勤務時間は、労働基準法第 32 条により教職員は制約を受ける。

労働基準法の3つのポイント

1. 労働時間

1日 **8** 時間、1週間 **40** 時間以内

2. 休憩時間

6 時間を超える場合、**45分** 以上
8 時間を超える場合、**1時間** 以上

3. 休日

毎週 **1** 日以上

11

～公立学校の校長先生のための～
「やさしい！ 勤務時間管理講座」

(出典:文部科学省 HP 「公立学校の校長先生のためのやさしい！ 勤務時間管理講座」)より抜粋)

(労働時間)

第三十二条 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。

2 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。

(休憩)

第三十四条 使用者は、労働時間が六時間を超える場合においては少なくとも四十五分、八時間を超える場合においては少なくとも一時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。

2 前項の休憩時間は、一斉に与えなければならない。ただし、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定があるときは、この限りでない。

3 使用者は、第一項の休憩時間を自由に利用させなければならない。

(休日)

第三十五条 使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも一回の休日を与えなければならない。

2 前項の規定は、四週間を通じ四日以上以上の休日を与える使用者については適用しない。

(出典:労働基準法より抜粋)

b 時間外勤務

公立学校の教職員に対しては、原則として時間外勤務を命じないものとしており、正規の勤務時間を超えて勤務させる場合は、「政令で定める基準に従い条例で定める場合に限るものとする」とされている。

正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令で定められている業務(いわゆる「超勤4項目」とは以下のとおりである。

- ①校外実習その他生徒の実習に関する業務
- ②修学旅行その他学校の行事に関する業務
- ③職員会議(設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。)
- ④非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合
- ⑤その他やむを得ない場合に必要な業務

公立学校教育職員の時間外勤務 3つのポイント

公立学校の教育職員に時間外勤務を命じるには、

公務のために**臨時**の必要がある場合

※労働基準法第33条第3項

! ※その場合、36協定は不要

健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない

「**超勤4項目**」に該当する場合のみ

※臨時又は緊急のやむを得ない場合

～公立学校の校長先生のための～
「やさしい! 勤務時間管理講座」

(出典:文部科学省 HP 「公立学校の校長先生のためのやさしい! 勤務時間管理講座」より抜粋)

(参考) 給特法第5条の規定による労働基準法第33条第3項の読み替え

○給特法第5条（教育職員に関する読み替え）

教育職員については、地方公務員法第58条第3項本文中「第2条、」とあるのは「第33条第3項中「官公署の事業（別表第一に掲げる事業を除く。）」とあるのは「別表第1第12号に掲げる事業」と、「労働させることができる」とあるのは「労働させることができる。この場合において、公務員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない」と読み替えて同項の規定を適用するものとし、同法第2条、」（中略）と読み替えて同条第3項及び第4項の規定を適用するものとする。



○地方公務員法第58条第3項

給特法第5条による読み替え後	読み替前
労働基準法第33条第3項中「 <u>官公署の事業（別表第1に掲げる事業を除く。）</u> 」とあるのは「 <u>別表第1第12号に掲げる事業</u> 」と、「 <u>労働させることができる</u> 」とあるのは「 <u>労働させることができる。この場合において、公務員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない</u> 」と読み替えて同項の規定を適用するものとし、同法第2条、 <u>・・・の規定は、職員に関して適用しない。</u>	労働基準法第2条、 <u>・・・の規定は、職員に関して適用しない。</u>



○労働基準法第33条第3項

<給特法第5条により読み替えた地公法第58条第3項による読み替え後>	読み替前
公務のために臨時の必要がある場合においては、 <u>・・・、別表第1第12号に掲げる事業に従事する国家公務員及び地方公務員については、第32条から前条まで若しくは第40条の労働時間を延長し、又は第35条の休日に労働させることができる。この場合において、公務員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。</u>	公務のために臨時の必要がある場合においては、 <u>・・・、官公署の事業（別表第1に掲げる事業を除く。）に従事する国家公務員及び地方公務員については、第32条から前条まで若しくは第40条の労働時間を延長し、又は第35条の休日に労働させることができる。</u>
別表第1 12 教育、研究又は調査の事業	別表第1 12 教育、研究又は調査の事業

(出典:平成29年11月6日学校における働き方改革特別部会 資料5-1「公立学校の教育公務員の勤務時間等について」より抜粋)

内閣は、国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十五年法律第百十七号)の施行に伴い、及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)第六条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、この政令を制定する。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(以下「法」という。)第六条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 教育職員(法第六条第一項に規定する教育職員をいう。次号において同じ。)については、正規の勤務時間(同項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務(正規の勤務時間を超えて勤務することをいい、同条第三項各号に掲げる日において正規の勤務時間中に勤務することを含む。次号において同じ。)を命じないものとする。

二 教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であつて臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。

イ 校外実習その他生徒の実習に関する業務

ロ 修学旅行その他学校の行事に関する業務

ハ 職員会議(設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。)に関する業務

ニ 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務

(出典:公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令)

c 時間外手当

これに応じて、公立学校の教職員に対しては、時間外勤務手当及び休日給を支給せず、勤務時間の内外を問わず包括的に評価して教職調整額が支給されている。

このような取扱いは、「教育が特に教員の自発性、創造性に基づく勤務に期待する面が大きいことおよび夏休みのように長期の学校休業期間等があること等を考慮すると、その勤務のすべてにわたって一般の行政事務に従事する職員と同様な時間的管理を行うことは必ずしも適当ではない」という教員の職務の特殊性によるものである。

(教育職員の教職調整額の支給等)

第三条 教育職員(校長、副校長及び教頭を除く。以下この条において同じ。)には、その者の給料月額百分の四に相当する額を基準として、条例で定めるところにより、教職調整額を支給しなければならない。

2 教育職員については、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない。

(出典:公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令)

d 勤務時間の実態

前述のとおり教職員の基本的な勤務時間の枠組みは1日8時間、週40時間と労働基準法に基づき、時間外勤務を命ずることは校務のための臨時の場合に限られている。

しかし、学校現場では教職員の長時間勤務の深刻な実態となっており、上記から乖離した状況となっている。文部科学省が実施した教員勤務実態調査(平成28年度)によると、一日当たりの学内勤務時間は小学校平均11時間15分、中学校11時間32分となり、8時間を大きく上回っている。

(教員の平均的な勤務の状況)

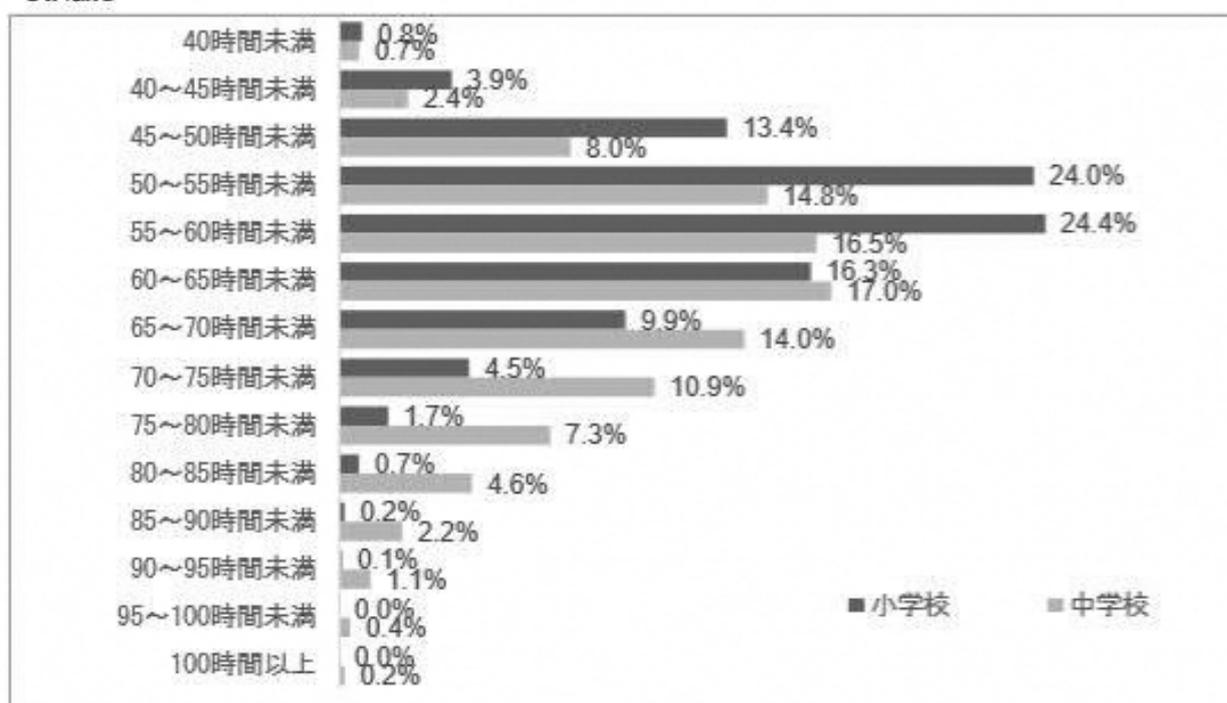
		小学校	中学校
定められている勤務開始・終了時刻		8:15~16:45	
出勤・退勤時刻の平均	(平均年齢 41.1歳)	7:30~19:01	7:27~19:19
1日当たりの学内勤務時間		11時間15分	11時間32分
教員 [※] の1年間当たりの有給休暇の平均取得日数		11.6日	8.8日

◇ 通勤時間は教員[※]の約7割が30分以内

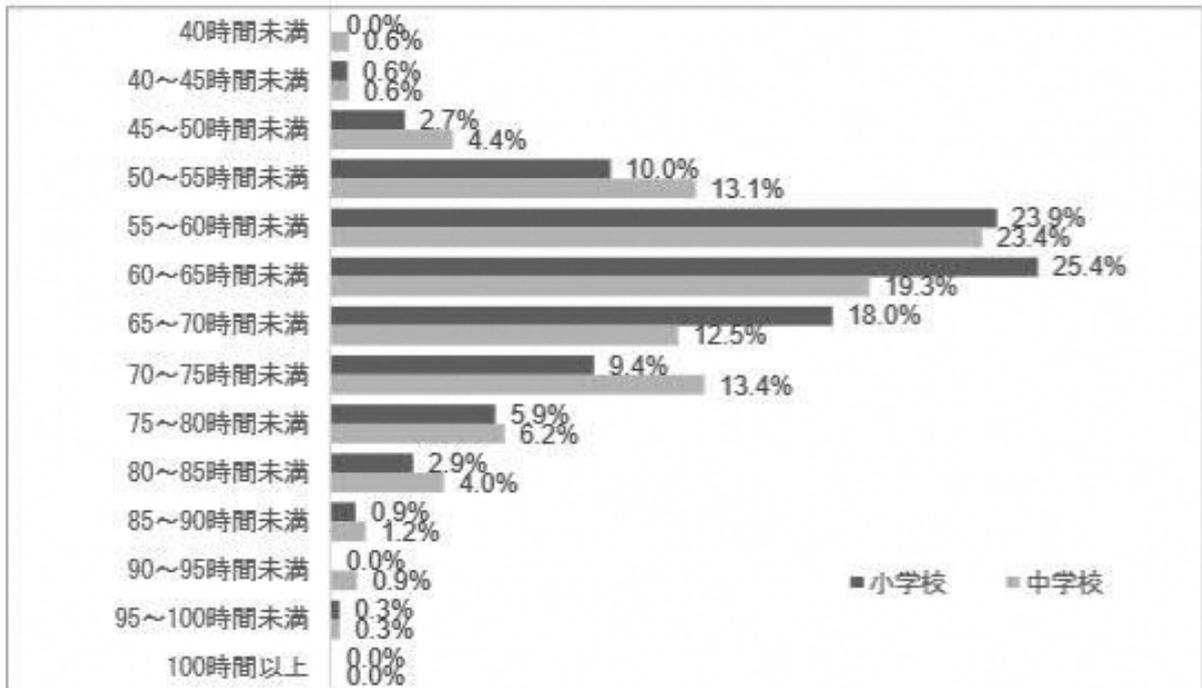
※ここでの「教員」には、校長や副校長・教頭等を含む。

また、週の勤務時間は、小学校/中学校、教諭/副校長・教頭関係なく、40時間未満は1%に満たない割合となっている。

【教諭】



【副校長・教頭】



(出典:文部科学省「教員勤務実態調査(平成28年度)の分析結果及び確定値の公表について(概要)」より抜粋)

e 教職員の長時間勤務改善に向けた取り組み

文部科学省では、「教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることを目的」として「学校における働き方改革」を推進している。

(主な取り組み事項)

日付	取組
平成 30 年9月 27 日	公立小中学校の教師の勤務の実態調査結果公表
平成 29 年6月 22 日	中央教育審議会への文部科学大臣から諮問 「新しい時代の教育に向けた接続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(諮問)」
平成 29 年7月 11 日	中央教育審議会「学校における働き方改革特別部会」第 1 回開催 (平成 31 年1月 11 日開催の第 21 回が最終回)
平成 29 年8月 29 日	学校における働き方改革特別部会で示された「緊急提言」
平成 29 年 12 月 22 日	中央教育審議会の議論をまとめた「中間まとめ」 「新しい時代の教育に向けた接続可能な学校指導・運営体制の構築

日付	取組
	のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について (中間まとめ)」
平成 29 年 12 月 26 日	「中間まとめ」を踏まえ、文部科学省が実施する取組をまとめた「緊急 対策」
平成 31 年1月 25 日	中央教育審議会 答申 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築 のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について (答申)」
平成 31 年1月 25 日	公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン
平成 31 年1月 25 日	学校における働き方改革推進本部の設置
平成 31 年3月 18 日	教育委員会や学校等において取り組むべき方策等をまとめた通知 学校における働き方改革に関する取組の徹底について(通知)
令和元年6月 28 日	夏季等の長期休業期間における業務の適正化等に関する通知

(出典:文部科学省 HP より監査人が作成)

ア 勤務長時間化の要因

答申では、教職員勤務の長時間化の現状と要因がまとめられている。その内容を要約・整理すると以下ようになる。

- ・小学校は学級担任制のもと、授業、給食、休み時間に児童と一緒に活動していることが多いことから、休憩時間、児童在校中は校務分掌業務や授業準備を行う時間の確保が難しい状況
- ・中学校、高等学校は、生徒指導や進路指導に関わる業務の負担が大きく、補習指導や部活動に関わる時間が長く、授業準備等の時間の確保が難しい状況
- ・教師は、授業以外にも、保護者・PTA や地域との連携、通学路の安全確保や夜間の見回り指導など様々な業務を担当している状況
 - ・本来は家庭や地域でなすべきことが、学校に委ねられ学校及び教師の担う業務範囲が拡大している。
 - ・学校行事について、特に小学校において重点化・精選が進められてきたとはいえない。
- ・心理や福祉など教育以外の高い専門性が求められるような事案も増えてきており、教師だけで対応することが、質的な面でも量的な面でも難しくなっている状況

- ・学校運営への多様な専門人材の参画や地域との連携が十分にできておらず、「チームとしての学校」運営が十分にできていない。
- ・勤務実態を前提とした業務改善や健康管理ができにくい状況
 - ・文部科学省や教育委員会の施策が分野ごとに縦割りで展開されており、学校の業務全体を俯瞰(ふかん)した上で業務の優先順位を付けていくという視点が欠けていた。
 - ・管理職自身の多忙や学校の組織運営体制の未整備から、学校が組織としての力を発揮するために必要な管理職のマネジメントが十分に働いていない。
 - ・学校が様々な業務を担うようになる中で、一人の教師が、学級担任や教科担任、部活動顧問のほか、非常に細分化した校務分掌を多数担う状況になっているなど、学校内の組織体制が整理されていない。
- ・勤務時間を意識した働き方が一人一人の教師に浸透しているとは言えない状況
 - ・授業教材等は教師が固有のものを全て自作してこそ一人前との認識により、共有化が進みにくく、経験の蓄積が広がりにくい。
 - ・給特法の存在も相まって、教師の勤務時間を管理するという意識が、各学校の管理職や教師の服務監督を行う市区町村教育委員会等において希薄だった。
 - ・‘子供のために’という強い使命感と責任感から、自校の児童生徒や自身が担任となった児童生徒に関わるあらゆる業務を自らの業務とみなして、結果的に業務の範囲を拡大し続ける状況に陥っている。

また、平成 18 年度の教員勤務実態調査と平成 28 年度の教員勤務実態調査を比較では、すべての職種において勤務時間が増加しており、その要因は以下の事項が認識されている。

- ・若手の教師の増加
- ・総授業時数の増加
- ・中学校における部活動の指導時間の増加

イ 長時間勤務の是正に向けた施策

答申では、前述の要因等を踏まえ5つの施策を推進するものとしている。

- ①勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の促進
・「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」の実効

○対象者

給特法第2条に規定する公立の義務教育諸学校等の教育職員

※義務教育諸学校等：小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園
教育職員：校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、
助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員
※事務職員等については、「36協定」の中で働き方改革推進法に定める時間外労働の規制が適用される。

○本ガイドラインにおける「勤務時間」の考え方

**「超勤4項目」以外の自主的・自発的な勤務も含め、外形的に把握することができる
在校時間を対象とすることを基本とする**（所定の勤務時間外に自発的に行う自己研鑽の
時間その他業務外の時間については、自己申告に基づき除く）。

**校外での勤務についても、職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事し
ている時間について外形的に把握し、これらを合わせて「在校等時間」として、本ガイドラ
インにおける「勤務時間」とする**（休憩時間を除く）。

○上限の目安時間

①**1か月の在校等時間について、超過勤務45時間以内**

②**1年間の在校等時間について、超過勤務360時間以内**

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合は、
1か月の超過勤務100時間未満、1年間の超過勤務720時間以内
（連続する複数月の平均超過勤務80時間以内、
かつ、超過勤務45時間超の月は年間6カ月まで）

（出典：公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン【概要】）

- ・学校現場における勤務時間管理の徹底
- ・労働衛生管理の必要性
- ・教職員一人一人の働き方に関する意識改革

②学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

- ・業務の役割分担・適正化を確実に実施するための仕組みの構築

文部科学省	教育委員会等	学校
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校における働き方改革の趣旨等をわかりやすくまとめた明確で力強いメッセージの発出 ・ 関係機関や社会全体に対して何が学校や教師の役割か明確にメッセージを発出するなど、社会と学校との連携の起点・つなぎ役としての役割を前面に立って果たすことを徹底 ・ 業務改善状況調査を見直し、在校等時間の可視化などを把握の上、市区町村別に公表 ・ 今後学校へ新たな業務を付加するような制度改正等の際にはスクラップ・アンド・ビルドの原則を徹底 ・ 業務の役割分担・適正化を実施するための条件整備 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務改善方針の策定及びフォローアップ、ICTの活用推進等の取組を学校や地域の実情に応じて推進 ・ 学校や地域で発生した業務について、仕分けを実施し、他の主体に対応の要請、教師以外の担い手の確保、スクラップ・アンド・ビルドによる負担軽減 ・ 学校が保護者や地域住民と教育目標を共有し、理解・協力を得ながら学校運営を行える体制の構築 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員間で削減する業務を洗い出す機会を設定 ・ 校長は校内の分担を見直すとともに、自らの権限と責任で学校の伝統として続いているが、必ずしも適切といえない又は本来は家庭や地域社会が担うべき業務を大胆に削減 <p>(例) 夏休み期間のプール指導、勝利至上主義の早朝練習の指導、内発的な研究意欲がない形式的な研究指定校としての業務、運動会等の過剰な準備</p> <p style="text-align: right;">等</p>

③学校の組織運営体制の在り方

- ・ 校長や副校長・教頭に加え、主幹教諭、指導教諭、事務職員等のミドルリーダーがリーダーシップを発揮できる組織運営
- ・ ミドルリーダーが若手の教師を支援・指導できるような環境整備
- ・ 事務職員やサポートスタッフ等との役割分担や、事務職員の質の向上、学校事務の適正化と事務処理の効率化

④教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度の改革

- ・ 給特法や教育公務員特例法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律といった法的な枠組みを含め、必要に応じて中長期的に検討

⑤学校における働き方改革の実現に向けた環境整備

- ・ 教職員及び専門スタッフ等、学校指導・運営体制の効果的な強化
- ・ 充実・勤務時間管理の適正化や業務改善・効率化への支援

③ 教育委員会における人件費及び労務管理の状況

教育委員会は、平成 21 年度から平成 30 年度を計画期間とする「新しいふくおかの教育計画」において教員の業務負荷を課題認識し、その改善に向けた取り組みが行われた。また、令和元年度からの「第2次福岡市教育振興基本計画」においても、引き続き同様の課題認識がなされ、今後の取り組みが計画されているところである。

(該当施策「教員が子どもと向き合う環境づくり」に関する計画の対比)

	新しいふくおかの教育計画	第2次福岡市教育振興基本計画
期間	平成 21 年度～平成 30 年度	令和元年度～令和 10 年度
今後の課題	<p>子どもの状況の変化や、保護者、地域からの要請が多様化する中で、教員の仕事はこれまで以上に多岐にわたっています。</p> <p>また、社会全体の価値観の多様化を受け、子どもの教育や学校の指導のあり方について、説明を求められる場面も多くなり、教員が相当のエネルギーを傾けています。</p> <p>さらに、教員の事務的業務も大幅に増加しており、これらの要素が相まって「子どもと向き合う時間」をなかなか確保できないという深刻な状況になっています。そこで、教員の事務負担をさらに軽減することが急務となっています。</p>	<p>全国的に教員の長時間勤務が問題となる中、本市においても教員の在校時間は増加しており、教員の負担感も高まっています。長時間勤務の要因としては、生徒指導、部活動、保護者や地域との連携など、学校や教員に対する多様な期待があるほか、文部科学省や教育委員会が行う調査への回答や、学校運営に関わる書類の作成、各種事業を実施する際の書類作成等が考えられ、学校や教員だけでは解決できない抜本的な方策や取り組みによる働き方改革、教職員の負担軽減が喫緊の課題となっています。</p>
今後の方向性	<p>今後、学校事務の情報化を行い、事務の効率化を推進するとともに、給食費の公会計化、学校の事務や学校で発生する諸問題の分析、支援のあり方などを調査検討し、教員の事務負担の軽減に努めます。また、教員のサポートにつながるシステム構築に努め、教材等の電子化・共有化によ</p>	<p>教員が子どもと向き合う時間を確保するため、学校事務の一部を集約化する「共同学校事務室」を全市に展開するとともに、校務の情報化による事務の効率化や、学校で発生する諸問題の早期解決に向けた支援を引き続き実施します。</p>

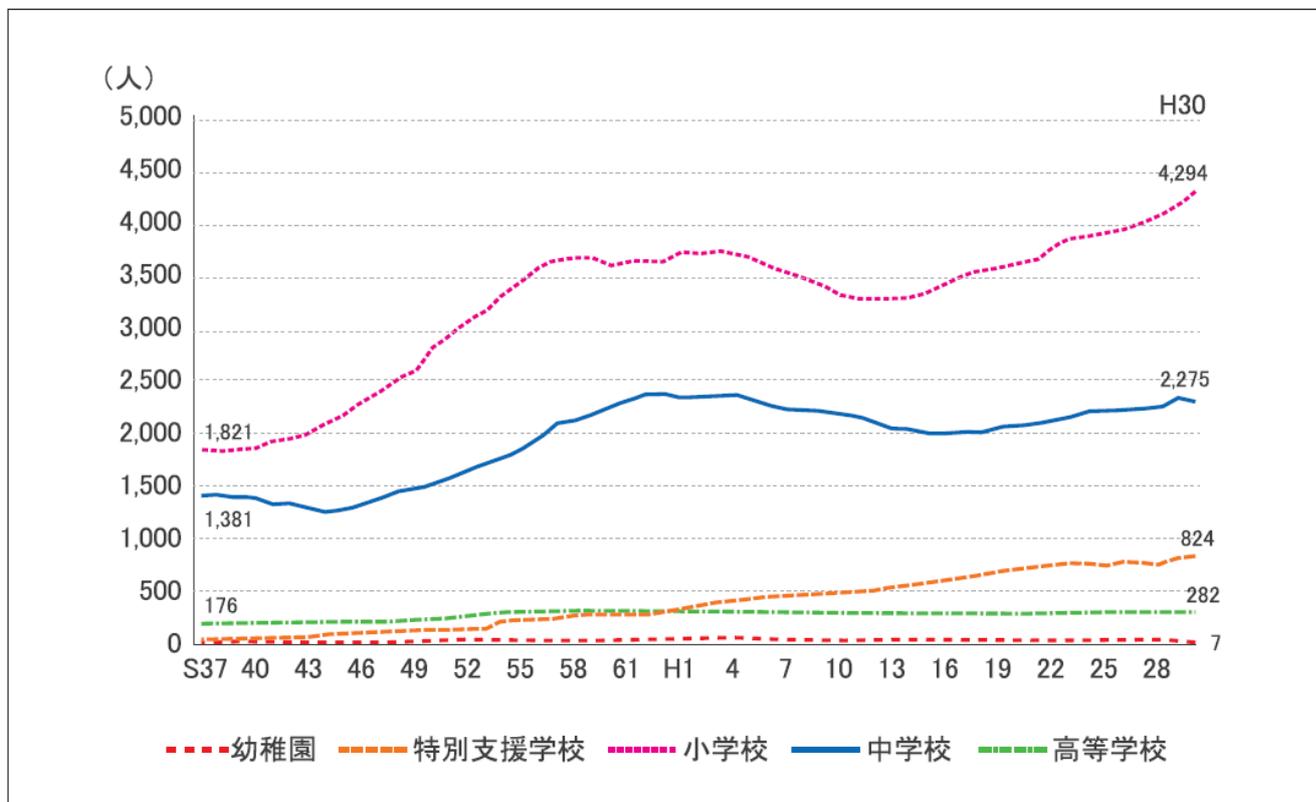
	新しいふくおかの教育計画	第2次福岡市教育振興基本計画
期間	平成 21 年度～平成 30 年度	令和元年度～令和 10 年度
	<p>る授業の充実, さらに, 小学校から中学校までの継続的な児童生徒の情報を共育することにより, きめ細かな対応を行っていきます。</p>	<p>また, 部活動指導員やスクールカウンセラー, スクールソーシャルワーカーなど専門スタッフの配置により, 教員の支援体制を継続していきます。</p> <p>さらに, 「福岡市立学校教職員の業務改善のための実施プログラム」に掲げる具体的な業務廃止や軽減を図るなど, 教員が子どもたちに深くかかわり, 指導に専念できる環境づくりを推進していきます</p>
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・校務情報化推進事業 ・学校問題解決支援事業 ・学校における事務改善の推進 ・学校事務支援 ・学校給食費の公会計化 ・学校施設の地域開放事業に係る事業運営体制等の見直し ・福岡市教育白書(仮称)の作成事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務効率化に係る取り組み ・専門スタッフによる支援

(出典:「新しいふくおかの教育計画」及び「第2次福岡市教育振興基本計画」から抜粋し
監査人が取りまとめ)

a 教職員の状況

市における各学校における教職員数は平成 30 年5月 1 日現在で合計 8,429 人であり、その内訳は以下のとおりである。

○ 教員数の推移



出典：福岡市教育委員会調査

(出典：第2次福岡市教育振興基本計画 資料編より抜粋)

(小学校)

平成30.5.1現在、単位：人)

学校番号	学校名	教 員 数													職 員 数							教職員数計			学校医等				
		合計			校長	副校長	教頭	主幹教諭	指導教諭	教諭	助教諭	養護教諭	養護助教諭	栄養教諭	講師	合計			事務職員		栄養職員	給食職員	用務員	計	男	女	学校医	歯科医	薬剤師
		計	男	女												計	男	女	県費	市費									
合計		4294	1544	2750	145	2	160	111	23	3234	-	164	13	70	372	491	166	325	177	-	1	221	92	4785	1710	3075	489	163	144

(中学校)

(30.5.1現在、単位：人)

学校番号	学校名	教 員 数													職 員 数							教職員数計			学校医等				
		合計			校長	副校長	教頭	主幹教諭	指導教諭	教諭	助教諭	養護教諭	養護助教諭	栄養教諭	講師	合計			事務職員		栄養職員	給食職員	用務員	計	男	女	学校医	歯科医	薬剤師
		計	男	女												計	男	女	県費	市費									
合計		2275	1258	1017	64	3	76	87	18	1789	-	81	9	16	132	188	116	72	107	-	2	-	79	2463	1374	1089	219	73	69

(高等学校)

学校名	教 員 数												職 員 数					教職員数合計			学校医等					
	合 計			校 長	副 校 長	教 頭	主 幹 教 諭	指 導 教 諭	教 諭	助 教 諭	養 護 教 諭	養 護 助 教 諭	栄 養 教 諭	講 師	合 計			事 務 職 員	実 習 助 手	用 務 員	計	男	女	学 校 医	歯 科 医	薬 剂 師
	計	男	女												計	男	女									
福 翔	(22)	(20)	(2)						(6)					(16)						(22)	(20)	(2)				
	74	43	31	1	1	1	1	1	59	-	1	-	-	9	13	11	2	4	1	8	87	54	33	6	2	1
博多工業	(22)	(19)	(3)											(22)						(22)	(19)	(3)				
	82	64	18	1	1	1	1	-	69	-	1	-	-	8	3	2	1	3	-	-	85	66	19	3	1	1
福岡女子	(29)	(6)	(23)											(29)						(29)	(6)	(23)				
	63	26	37	1	1	1	3	-	52	-	1	-	-	4	14	10	4	3	2	9	77	36	41	6	2	1
福岡西陵	(14)	(8)	(6)											(14)						(14)	(8)	(6)				
	63	43	20	1	1	1	2	-	53	-	1	-	-	4	4	2	2	3	1	-	67	45	22	6	2	1

(注) () は兼務者で外数

(支援学校)

(30.5.1現在、単位：人)

学校名	教 員 数												職 員 数							教職員数合計			学校医等					
	合 計			校 長	副 校 長	教 頭	主 幹 教 諭	指 導 教 諭	教 諭	助 教 諭	養 護 教 諭	養 護 助 教 諭	栄 養 教 諭	講 師	合 計			事 務 職 員	実 習 助 手	栄 養 職 員	給 食 職 員	用 務 員	計	男	女	学 校 医	歯 科 医	薬 剂 師
	計	男	女												計	男	女											
福岡中央	(2)	(2)							(1)					(1)							(2)	(2)						
	113	33	80	1	1	1	2	2	80	-	2	-	2	22	4	2	2	4	-	-	-	-	-	117	35	82	3	1
若 久	(3)	(3)												(3)							(3)	(3)						
	89	27	62	1	-	2	2	-	69	-	2	-	1	12	5	1	4	5	-	-	-	-	-	94	28	66	3	1
屋 形 原	(1)	(1)												(1)							(1)	(1)						
	114	42	72	1	1	1	1	-	85	-	2	-	2	21	7	3	4	5	-	2	-	-	-	121	45	76	3	1
南 福 岡	(2)	(2)							(1)					(1)							(2)	(2)						
	118	48	70	1	-	2	2	-	80	-	2	-	1	30	7	1	6	5	-	2	-	-	-	125	49	76	4	1
東 福 岡	(1)	(1)												(1)							(1)	(1)						
	130	47	83	1	-	2	2	-	89	-	2	-	2	32	5	4	1	5	-	-	-	-	-	135	51	84	3	1
生の松原	(4)	(4)							(1)					(3)							(4)	(4)						
	138	40	98	1	-	2	1	-	94	-	2	-	2	36	6	2	4	5	-	1	-	-	-	144	42	102	3	1
今 津	(1)	(1)												(1)							(1)	(1)						
	81	33	48	1	-	2	1	-	59	-	2	1	1	14	5	2	3	5	-	-	-	-	-	86	35	51	4	1
博多高等学園	(1)	(1)												(1)							(1)	(1)						
	41	18	23	1	-	1	-	1	25	-	1	-	-	12	2	-	2	2	-	-	-	-	-	43	18	25	3	1

(注) () は兼務者で外数

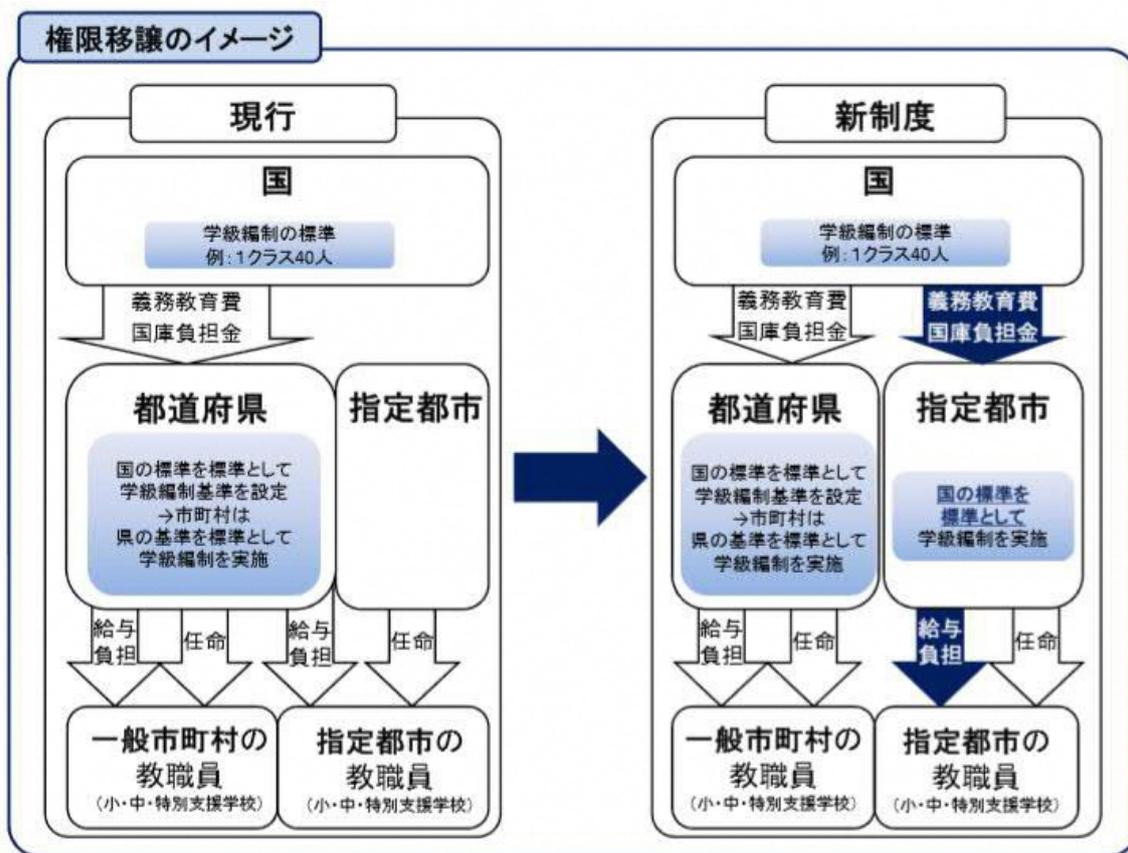
(教職員の人件費)

平成 30 年度における教職員の人件費は 63,926 百万円であり、教育費の 53.9%を占める。平成 29 年度から県費負担教職員の給与負担等の移譲が行われ、教職員の定数は 133 人増加した。なお、学級編制基準(小1～小4:35 人学級, 小5・小6:40 人学級, 中1:35 人学級(選択制), 中2・中3:40 人学級)については、変更していない。

(単位:百万円)

内訳		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
小学校	報酬	625	592	544	521	504
	給料	1,405	1,273	1,147	17,728	18,118
	職員手当等	802	734	674	10,830	11,135
	共済費	477	424	373	6,655	6,825
中学校	報酬	101	100	101	105	123
	給料	286	315	354	10,038	9,899
	職員手当等	185	201	226	6,506	6,479
	共済費	98	107	118	3,817	3,790
特別支援校	報酬	130	98	101	103	104
	給料	54	43	34	3,434	3,485
	職員手当等	28	22	18	2,050	2,092
	共済費	58	41	39	1,339	1,367
	合計	4,254	3,954	3,735	63,131	63,926
教育費		51,137	54,644	59,814	119,408	118,527
教育費に対する人件費割合		8.3%	7.2%	6.2%	52.9%	53.9%

(出典:福岡市 決算資料より監査人が集計)



(出典:文部科学省「県費負担教職員の給与負担等の移譲について」より抜粋)

なお、市の教育職平均給与月額、平成30年度において、小中学校408,623円、高等学校445,589円となっている。小中学校については、行政職員と比べて平均年齢は高く、平均給与月額は低い状況となっている。また、おおよそ政令市平均と近似した水準となっている。

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の諸手当の額を合計したもの

(単位:円)

内訳		平成29年度		平成30年度	
		平均給与月額 (円)	平均年齢	平均給与月額 (円)	平均年齢
福岡市	小・中学校	418,217	42.3	408,623	41.2
	高等学校	453,596	45.6	445,589	44.9
	行政職員	417,067	39.8	413,220	39.8
北九州市	小・中学校	408,730	44.2	402,093	44.0
	高等学校	437,289	47.9	435,081	49.6
	行政職員	434,709	44.6	432,494	45.3

(単位:円)

内訳		平成 29 年度		平成 30 年度	
		平均給与月額 (円)	平均年齢	平均給与月額 (円)	平均年齢
熊本市	小・中学校	420,132	47.0	416,684	46.8
	高等学校	433,344	47.0	430,120	47.0
	行政職員	410,045	42.3	401,172	42.3
横浜市	小・中学校	420,729	40.4	421,680	38.4
	高等学校	463,674	44.5	458,199	44.3
	行政職員	423,122	40.6	421,922	40.5
政令市平均	小・中学校	419,848	41.7	419,001	41.5
	高等学校	460,616	45.3	459,127	45.2
	行政職員	430,038	41.8	427,624	41.8
福岡県	小・中学校	419,401	44.9	413,075	43.9
	高等学校	451,358	47.9	448,102	47.0
	行政職員	418,698	43.1	414,482	42.9

(出典:各政令市等が公表する「給与・定員管理等について」を監査人が集計)

(教職員の勤務実態)

教育委員会による教職員等の勤務実態調査の結果、小・中学校教諭については11時間を
 超えており、概ね全国における長時間勤務と同じ状況があることが推測される。

・勤務実態 小, 中, 特別支援学校 平成26年調査(前回調査は平成16年)

(勤務時間)

ア 出勤・退勤時刻(1週間の平均時刻)

出勤・退勤時刻をみると、いずれの学校種・職種においても、概ね8時前後に出勤し、19時過ぎまでには退校しており、全体の在校時間は10時間58分となっている。

前回調査と比較すると、出勤時間はいずれの学校種・職種においても早く、退勤時間は事務職員以外において遅くなっている。

		全体	小学校教諭	中学校教諭	特別支援学校教諭	教諭計	養護教諭	事務職員
出勤時刻	今回調査	7:47	7:49	7:36	7:54	7:45	7:55	8:10
	前回調査		8:10	7:52	8:07	8:04	8:04	8:13
退勤時刻	今回調査	18:45	19:02	18:37	18:15	18:50	18:04	17:29
	前回調査		18:25	18:14	17:58	18:19	17:35	17:45
在校時間	今回調査	10:58	11:13	11:01	10:21	11:05	10:09	9:19
	前回調査		10:15	10:22	9:51	10:15	9:31	9:32

・教諭等の時間外活動(1日5時間以上活動した小, 中, 特別支援学校教諭の活動内容)

	小学校教諭		中学校教諭		特別支援学校教諭	
	活動内容	時間	活動内容	時間	活動内容	時間
第1位	授業関連	2:15	部活動関係	2:34	授業関連	2:49
第2位	その他学校運営関連	0:55	授業関連	1:02	研究・研修関連	1:35
第3位	学級経営関連	0:35	その他学校運営関連	0:34	児童・生徒指導、進路指導関連	0:24
第4位	研究・研修関連	0:34	児童・生徒指導、進路指導関連	0:27	会議・打ち合せ関連	0:22
第5位	会議・打ち合せ関連	0:15	学級経営関連	0:21	他職員との相談、会話	0:12
第6位	児童・生徒指導、進路指導関連	0:13	研究・研修関連	各0:11	学級経営関連	0:05
第7位	渉外関連	0:12	他職員との相談、会話		その他学校運営関連	0:04
第8位	部活動関連	各0:07	会議・打ち合せ関連	0:09	-	-
第9位	他職員との相談、会話		渉外関連	0:06	-	-
その他		0:26		0:14		-
時間外全体		5:44		5:54		5:34

(出典:「教職員のための業務改善のための実施プログラム 資料編」より抜粋)

・勤務実態 -高等学校

内訳	校長・副校長 教頭	教諭等	養護教諭	実習助手	事務職員
出勤時刻	7:41	7:55	7:59	7:38	8:19
退勤時刻	18:01	18:19	18:09	19:20	16:57
在校時間	10:20	10:24	10:10	11:42	8:38
1日当たり平均活動時間	9:49	9:50	9:45	10:34	7:53

(出典:「教職員のための業務改善のための実施プログラム 資料編」を監査人が集計)

・教諭等の時間外活動(1日5時間以上活動した小, 中, 特別支援学校教諭の活動内容)

	教諭等 (n=28)	
	活動内容	時間
第1位	部活動関係	3:07
第2位	授業関連	1:18
第3位	生徒指導、進路指導関連	0:22
第4位	その他学校運営関連	0:17
第5位	研究・研修関連	0:14
第6位	他職員との相談、会話	0:12
第7位	学級関連経営	0:04
第8位	渉外関連	0:03
第9位	会議・打ち合せ関連	0:02
その他		0:07
時間外全体		5:51

(長時間勤務の改善に向けた取り組み)

教育委員会は、教員が子どもと向き合う時間を確保し、教育活動を充実することを目指すものとして、長期間勤務の解消を含む実施プログラムを「福岡市立学校教職員の業務改善のための実施プログラム(平成 30 年3月)を策定している。その中で、今後の業務改善の取組みの方向性を示すとともに、その取り組みを担う各主体の役割を明示している。

・具体的な業務改善の取組

(1) 長時間勤務の解消に向けた取組み

項目	取組方針
教職員の年休等の休暇取得促進について	夏季休業期間中に3日程度の学校閉庁日を全校で設定する。
夜間の電話対応の負担軽減について	夜間時における学校への不急な電話連絡を控えてもらうよう、保護者・地域団体に協力を依頼する。
定時退校日の拡充について	小・中・特別支援学校、幼稚園で現在取り組んでいる「定時退校(園)日」を、原則として全校種で週1回に設定するなど拡充する。
勤務時間外や休日の地域行事、運営委員会等への参加要請の軽減について	保護者・地域団体へ依頼文書を発出し、協力を依頼する。

(2) 業務改善と環境整備に向けた取組み

① 文書事務・調査照会の見直し

項目	取組方針
文書事務・調査照会全般の見直しについて	<p>平成 29 年度末までに、他調査との統合や、時期、回数の見直しの検討について、教育委員会内へ徹底するよう周知していく。</p> <p>また、全児童生徒へ通知文等を配布する必要がある場合は、学校の仕分け作業の負担を軽減するため、30枚ごとに区切るよう関係団体等に対し、適宜要請する。</p> <p>教育委員会専用掲示板についても、回答が必要な「照会回答専用掲示板」と周知のみを行う「通知専用掲示板」に分割するなど、わかりやすいものとなるよう検討する。</p> <p>回答文書への公印の押印は、真に必要なものとするよう年度末までに改めて周知徹底を図っていく。</p>

項目	取組方針
	平成 29 年度末までに、文書全般の取り扱いを整理し、「該当がない場合は回答不要」とする形式をできるだけ増やすよう、教育委員会内へ周知を図る。
出産予定者調べの廃止について	各学校に対して、年 4 回実施している出産予定者の調査を平成 29 年 7 月 28 日付で廃止し、必要に応じて実施するよう変更した。
在籍児童生徒名簿の統一形式化について	それぞれの所管課から照会をしていた在籍児童生徒名簿について、平成 29 年 10 月 1 日より、同一形式になるよう変更した。
年休取得調査の時期の変更について	年休取得調査の照会は、繁忙期を避け、5 月頃をめどに実施する。
自家用車の特例的公務使用に関する協議の縮減について	自家用車による市外出張の制限を緩和し、県内出張に係る服務担当課への協議を廃止する。
テレビ台現況調査の廃止について	テレビ台の台数調査を廃止する。
月別エネルギー使用状況調査票の作成の見直しについて	環境局に提出するエネルギー使用状況調査票の大半について、教育委員会の保有データを活用することで回答項目数の縮減を行う。
医療援助の提出書類の見直しについて	学校から健康教育課への提出書類について見直しを行い、平成 30 年度から一部様式を変更する。

② 業務の削減・簡素化

項目	取組方針
出張の精選について	説明会の精選について教育委員会内に周知を図る。
e 本メールサービスの開始について	学校に居ながらにして本や DVD を借りることができるシステムを設けた。
教育委員会主催事業の文書の印刷と集約（いじめゼロサミット、留学体験インモモチ）について	いじめゼロサミット、留学体験インモモチなどの配布文書の印刷・集約については、簡素化を図っていく。

項目	取組方針
給食管理システムの 新年度処理（4月）に ついて	4月の給食実施状況画面（カレンダー）の入力について、学校側で遡及変更を行える仕様にする事について、平成29年度中にシステム改修が終了し、平成30年度から運用開始する。
教育実習費の徴収の廃 止について	教育実習生の受入費用（主に用紙やコピー代）の徴収を廃止する方向で、平成30年度に学校への実態調査等を行う。
教育指導計画の内容の 精選と簡略化について	教育指導計画について、必要かつ十分な内容となるよう、付随的な項目を削除するなど、随時検討する。
一日6時間授業の日の 削減について	次期学習指導要領実施を踏まえ、校長会と連携協力し、学校行事全体の実施内容や方法等の見直しを行い、授業時数の確保を図る。
各種研修の縮小につい て	平成30年度以降の教育センター主催の研修について、研修内容の精選及び実施回数の削減を図る。
校内研究推進事業（A 事業）の見直しについ て	教育センター実施の研究事業について、精選及び研修方法の工夫改善について検討する。事業目的について周知を図るとともに、学習指導案集の簡素化をより具体的に示していく。
不登校対応教員連絡会 の出席者の削減につい て	管理職の出席を削減し、担当者のみに変更する。
経験年数研修の見直し について	経験年数研修について、研修内容の精選及び実施回数の削減を図る。11年次研修について、中堅教諭等資質向上研修として再編し、研修期間の弾力化、教員免許状更新講習対象者等に対する内容の一部免除等、負担軽減を図る。
勤務時間外の教育セン ターの研修会の廃止に ついて	受講者のニーズ、満足度が高い研修について、若手教員等が学ぶ機会として、継続して開設する。受講者のニーズが低い研修について、講座を閉鎖し、夜間講座のスリム化を図る。 現場の教員への講師依頼に当たっては、引き受けるかどうかは任意であるとの説明を徹底する。
教育課程説明会（研修・ 研究課主催）の廃止に ついて	原則として教育課程が移行する際に周知と徹底のために説明会を実施する。平成30年度は全国主事説明会が11月7～14日に実施されるため、平成30年度は開催しないことも含めて検討する。説明会の開催方法についても今後検討する。

項目	取組方針
校長、教頭の研修会の削減について	管理職の研修について、研修内容の精選及び実施回数の削減を図る。教頭研修について、一部デジタルコンテンツによる研修方法を検討する。

(3) 業務改善に向けた学校マネジメントの推進

項目	取組方針
学校事務執行体制の見直しについて	<p>学校事務センター設置により学校事務を効率化し、これまで教員が行っていた学校事務のうち、学校事務職員が担い得る下記の事務について移管を行う。(平成 30 年度は中央区で先行実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教科書無償給与事務(納入指示, 給与, 返付, 報告等) ・奨学金事務(説明会出席, 保護者通知, 書類集約) ・営繕申請(書類作成・提出, 業者対応) ・交付金事務(金銭処理) ・児童生徒名簿管理(システム入力)
新規採用教員の同一校配置について	本市講師経験のある新採の配置について、同一校配置を含め、全市的な視野に立って行う。(平成 30 年 4 月の配置から実施)

(4) 部活動指導に関わる負担の軽減

項目	取組方針
部活動指導員制度の導入について	顧問及び引率業務を行うことができる、部活動指導員制度を導入する。
部活動休養日の拡充について	部活動休養日の設定を週 2 日とし、徹底する。

なお、これまでの取組みは以下のとおり。

① 長時間勤務の解消に向けた取組み

取組事項	取組みの概要
定時退校日の設定	職員の時間外勤務に関する意識改革を図ること等を目的として、学校（高等学校を除く。）ごとに原則として毎月2回の定時退校(園)日を設定している。
夏季休業期間中の事業調整	夏季休業期間中に、主催する研修や行事を設定しない期間を2週間程度設けることにより、教職員が年休や夏季休暇を取得しやすい機会の確保に努めている。

② 業務改善と環境整備に向けた取組み

取組事項	取組みの概要
給食費の公会計化	学校給食費管理システムを構築し、調定・収納・督促事務を市で一括して行っている。(平成21年度～)
人的配置の充実（SC・SSW・特別支援教育支援員の配置）	<p>○SC（スクールカウンセラー） 小呂小・中学校，玄界小・中学校を除く小・中学校，高等学校及び特別支援学校に配置している。(小学校142校，中学校67校，高等学校4校，特別支援学校8校) ※平成30年度から，小学校の配置日数を拡充。</p> <p>○SSW（スクールソーシャルワーカー） 22名を拠点となる小学校に配置し，その中学校区の支援を行うとともに，配置校以外の学校の相談に対応するため教育相談課に3名を配置した。 ※平成30年度から，全中学校区（69校）へ拡充。</p> <p>○特別支援教育支援員 支援の必要な幼児・児童・生徒に対して，教育活動上のサポートを目的として配置している。</p>
小学校の学校徴収金口座振替制度導入	平成21年9月から実施。
教職員の出張を伴う行事等の精選	<p>毎年度，次年度の教育委員会主催行事等について，関係課で協議して，日程や内容の調整を行っている。</p> <p>特に，平成27年度は，教育課程の見直しに伴い，</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どうしても必要な行事 ・いくつかを統合できる行事

取組事項	取組みの概要
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通知文書等に対応できる行事の3点から、より精選を図っている。
システム構築	<p>教職員 1 人 1 台のパソコン導入を実施。</p> <p>校務の効率化を推進していくため、小・中・特別支援学校に校務支援システムを導入。</p>
携帯メール配信システムの導入	<p>学校から保護者等への不審者情報その他の緊急連絡など速やかに情報伝達できるよう、民間による携帯メール配信システムの導入・普及を図っている。</p>
小学校へのインターホンの導入	<p>各普通教室と職員室間の緊急連絡等を円滑に行えるようにするため、小学校の電話設備賃貸借契約の更新の際に、インターホンを引き続き導入している。</p>
学校用携帯電話の配置	<p>生徒指導用、不登校対応、校外活動、学校外での重大事件・事故等発生時対応のため、各校に学校用携帯電話を配置している。</p>
卒業証書の印影印刷	<p>卒業証書の印は手押ししていたが、印影印刷を認めるよう、公印規則の改正を行い、事務負担を軽減する。</p>
就学援助の医療援助申請事務の合理化	<p>就学援助の申請・認定状況の確認に係る事務フローを見直し、養護教諭と教諭の間での事務連絡を軽減する。</p>
学力向上の取組に係る、教材の提供	<p>各学校において、学力向上のための取組み、特に、補充的な学習・発展的な学習を行っていくための、良質な教材をデータベースとして提供できるように整備し、教員が独自に教材を作成する負担を軽減する。</p>

③ 業務改善に向けた学校マネジメントの推進

取組事項	取組みの概要
教員免許状更新講習の実施	<p>平成 25 年度から、教育センターで教員免許状更新講習（選択領域 18 時間）を開設している。</p> <p>通常、教員免許状更新講習は、大学まで行き、受講料（合計 30,000 円）を支払って受講する必要がある。福岡市立学校教員は、教育センターが指定した研修講座を受講した後、認定試験に合格すれば、更新講習の単位履修ができる（無料）。</p> <p>平成 28 年度から、必修領域 12 時間も含め、履修認定に必要な全ての更新講習（30 時間）を開設している。</p>

取組事項	取組みの概要
学校問題解決支援事業	<p>学校だけでは対応が困難なトラブルの解決支援を行い、学校で発生する諸問題の早期解決を図る。</p> <p>①学校保護者相談室の運営（平成 17 年度～） →2名の相談員が学校及び保護者からの相談に対応。</p> <p>②学校問題法律相談の実施（平成 17 年度～） →委託した弁護士2名から助言等を得る。</p> <p>③学校の保護者対応力向上のための研修支援</p>
「照会・通知文書の取扱に関するガイドライン」の見直しと周知・徹底	<p>文書収受が円滑にできるよう、学校宛文書の集約化など、必要に応じてガイドラインの見直しを行っている。</p> <p>ガイドラインの周知・徹底を図るため、毎年度当初に全部署・学校に対して通知している。</p>
照会・報告文書の簡素化及び重複文書の統合等	<p>ガイドラインに通知・照会文書の簡素化について定めており、公印の省略化や類似する学校向け調査・照会文書の統合・廃止を促している。</p>
関係部署等のポスター・チラシ類の制限等	<p>大量に配布する文書については、「巡回文書連絡利用の手引き」で、受領時の処理を軽減する梱包方法等を指定するとともに、発送の2週間前までに総務課で依頼を受けることとし、一度に配布する文書量を調整している。</p>

④ 部活動指導に関わる負担の軽減

取組事項	取組みの概要
部活動休養日の設定	<p>平成 28 年 3 月に作成した「福岡市部活動ガイドライン」において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校行事や部活動の試合日程に応じて、週 1 日以上完全休養日を設定すること ・土、日、祝日等に活動した場合は、他の曜日を休養日にするなどの配慮を行うこと <p>など、部活動における負担軽減の取組みを示している。</p>
部活動補助指導員	<p>顧問である教員が行うべき、専門的な技術指導の補助を行うため、補助指導者制度を導入し、教員の負担を軽減している。</p>

(出典:福岡市立学校 教職員の業務改善のための実施プログラム(平成 30 年3月)より)

④ 監査手続と結果

事前に市立学校全校に対して、労務管理の状況を把握するためのアンケートを実施し、学校における管理状況の概要把握とともに、往査を実施する学校選定の参考とした。

また、往査した学校では、学校長(高等学校については事務長)を対象にした管理概要についてヒアリングし、かつ、関連資料を査閲しながら具体的な内容について学校事務職員へのヒアリング及び一部資料と管理実態の整合性を確認した。

a アンケート結果

労務管理の状況に関するアンケート結果は以下のとおりである。

No.	質問事項		Yes	No	その他		
4-1	教職員の出退勤状況の記録はありますか	小	121	41	21	3	2
		中	52		16		1
		特支	5		3		0
		高	3		1		0
4-2	教職員の年休等の休暇取得状況を把握していますか	小	144	0	0	0	0
		中	69		0		0
		特支	8		0		0
		高	4		0		0
4-3	夏季休業期間中に学校閉庁日を設定していますか	小	144	0	0	0	0
		中	69		0		0
		特支	8		0		0
		高	4		0		0
4-4	学校閉庁日における教職員の勤務状況を把握していますか	小	143	1	1	0	0
		中	69		0		0
		特支	8		0		0
		高	4		0		0
4-5	定時退校日を週に1日以上設定していますか	小	138	9	5	0	0
		中	66		3		0
		特支	7		1		0
		高	4		0		0
4-6	保護者や地域団体等から、休日もしくは勤務時間外に行事等への参加依頼がありますか	小	134	12	7	3	3
		中	67		2		0
		特支	5		3		0
		高	4		0		0
4-7	(中学校、高校)部活動指導員制度を導入していますか	小	0	15	0	0	0
		中	54		15		0

No.	質問事項		Yes	No	その他
		特支	0	0	0
		高	4	0	0
4-8	(中学校, 高校) 部活動休養日を設定していますか	小	0	0	0
		中	62	5	2
		特支	0	0	0
		高	4	0	0

アンケート実施の結果、すべての設問について「YES」の回答割合が高い状況であった。

「Yes」以外の回答が高い以下の設問については、教育委員会への照会もしくは往査対象学校での手続きの結果、以下のような状況が想定されている。

No.	設問	YES 以外の回答率	想定された状況
4-1	教職員の出退勤状況の記録はありますか	19.6% (44/225)	フリーソフトを利用した出退勤時間記録が令和元年度に順次導入がされているため、アンケート実施時点で未導入校がある
4-7	(中学校, 高校) 部活動指導員制度を導入していますか	20.5% (15/73)	部活動指導員制度が部活動の実態に合わない可能性がある。

上記設問の他、その他「No」回答があった設問について、往査した学校において、実際の管理状況と管理上の課題を、ヒアリング及び関連資料の通査により確認した。

b 学校往査の結果

実施した具体的な手続きは以下のとおり

- ・教職員の勤務実態, 勤務管理方法の確認
- ・勤務管理簿の通査

【意見Ⅳ-3-(1)-1】学校外の勤務状況について

教育委員会では、学校外での教職員の勤務状況について調査を行っていない。また、令和元年度に市立学校において順次導入されているフリーソフトを利用した出退勤時間記録システムは、在校時間(勤務校に出勤してから退勤するまでの時間)に基づいて勤務時間を把握するものであり、学校外の勤務状況について把握することを想定した運用となっていない。

「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」においては、「校外での勤務時間を外形的に把握」したうえで教職員の「在校等時間」を把握することとしている。

本ガイドラインにおける「勤務時間」の考え方は、「超勤4項目」以外の業務が長時間化している実態も踏まえ、「超勤4項目」に該当するものとして超過勤務を命じられた業務以外も含めて、教師が校内に在籍している時間及び校外での勤務の時間を 外形的に把握した上で合算し、そこから休憩時間及び業務外の時間を除いたものを「在籍等時間」とした上で、上限の目安を導入しようとするものであり、労働基準法上の「労働時間」とは異なるものです。

(出典:公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの運用に係るQ&Aより抜粋)

これは、特給法が定める所定の勤務時間外に行われる「超勤4項目」以外でもあっても、校務として行うものについては、学校教育に必要な業務として必要な業務として勤務していることに変わりないため、その勤務場所を問わず勤務管理を行うことが、学校における働き方改革に不可欠であるとの認識に基づくのである。

なお、市立学校においても部活動の練習、競技大会出場等による学外活動が行われており学外での校務が行われている実態は確認された。

(改善提案)

教育委員会は、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」に基づき、例えば、部活動の活動記録や出張の行程表などをもって、学校外での勤務実態を把握できる仕組みの構築に努められたい。

それに際しては、関係する教職員に「給特法の仕組みにより、所定の勤務時間外に行われる「超勤4項目」以外の業務は教師が自らの判断で自発的に勤務しているものと整理され、この時間については勤務時間管理の対象にはならないという誤解」を生じさせること、もしくはその継続をさせることのないようにしなければならない。

「在籍等時間」として勤務時間管理の対象とする業務の明確化とその教職員への周知を行うことが必要である。

【意見Ⅳ-3-(1)-2】自宅持ち帰り業務について

教育委員会では、学校外での教職員の勤務状況について調査が行われていない。そのため、教職員が自宅に持ち帰って行う業務の実態について把握できていない。

「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」では、「持ち帰り業務」については「在校等時間」に含まれず勤務管理の対象外となっている。

問11 自宅等に持ち帰って業務を行った場合、その時間は「在校等時間」に含まれるのか。

- いわゆる「持ち帰り」の時間については「在校等時間」には含まれません。ただし、自宅等で行う業務であっても、各地方公共団体で定める方法によるテレワーク等によるものについては、「在校等時間」に含まれます。

一方で、国が実施した教員勤務実態調査(平成 28 年度)においても、「学内勤務時間」「持ち帰り業務時間」がそれぞれ把握されており、一定程度、持ち帰り業務の勤務実態が認識されている。

教諭の1日当たりの勤務時間・持ち帰り業務時間

時間:分

	平日						土日					
	合計 (持ち帰り含む)		学内勤務時間 (持ち帰り含まない)		持ち帰り時間		合計 (持ち帰り含む)		学内勤務時間 (持ち帰り含まない)		持ち帰り時間	
	18年度	28年度	18年度	28年度	18年度	28年度	18年度	28年度	18年度	28年度	18年度	28年度
小学校	11:10	11:45	10:32	11:15	0:38	0:29	1:45	2:15	0:18	1:07	1:26	1:08
中学校	11:23	11:52	11:00	11:32	0:22	0:20	3:12	4:33	1:33	3:22	1:39	1:10

※ 持ち帰り時間:出勤時刻よりも前, 退勤時刻よりも後に記録された業務に要した時間
(出典:教育勤務実態調査(平成 28 年度)から抜粋)

また、往査した学校における「情報資産外部持ち出し等チェックシート」の通査の結果、自宅での持ち帰り業務が行われている実態は確認された。

「持ち帰り業務」という勤務実態がある中で、その内容や時間規模が認識されない状況では、以下のリスクが発生すると考えられる。

- ・ 「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が示す勤務の上限目安時間を守るためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加する。
- ・ 上記の目的で持ち帰り業務を行う場合には、本来校内において行うべき機密性の高い

業務が行われる蓋然性が高くなる。それに伴い、正当な理由に基づく情報資産の外部持ち出しが困難となり、ルールに基づく決裁、情報資産の外部持ち出し方法がなされず、情報漏洩リスクが高まる。

- ・ 持ち帰り業務をせざるを得ない介護や育児などの事情がある教職員への対応等に向けた基礎データが得られず、教職員のテレワークの在り方等勤務環境についての改善が適時適切に図られない。

(改善提案)

持ち帰り業務に関するリスクに対応するため、その勤務実態について把握することを検討されたい。

【意見Ⅳ-3-(1)-3】地域等との関わり方について

往査した学校全てにおいて夏祭り、運動会等の地域行事や PTA 活動に対し学校長、管理職教員等が参加している実態があった。

当該行事へは過去から継続して学校からの参加者を出しているが、学校からどの立場で参加しているのかという明確な整理が行われていない。

「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」においては、地域住民等の立場として地域活動に参加している時間は「在校等時間」からは除かれるものとして示されている。

問10 「在校等時間」から自己申告により除かれる「その他業務外の時間」とは、具体的に何を指すのか。

- ここでいう「その他業務外の時間」とは、所定の勤務時間の前後における時間のうち、業務とはみなされない活動を行った時間のことを指しています。
- 例えば、問9で示した時間のほか、朝早めに出勤して新聞を読んだり読書をしたりする時間や、所定の勤務時間終了後の夕食の時間、学校内で実施されるPTA活動に校務としてではなく参加している時間、地域住民等としての立場で学校で行われる地域活動に参加している時間等が考えられます。

(出典:「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」から抜粋)

一方で、教育委員会が平成 28 年度に実施した「業務改善アンケート」によれば、校長、教頭等管理職の終業時刻後の主な従事業務の上位に「地域との調整」「PTA 関係」が入り、かつ、負担に感じている業務として「保護者・地域からの要望等への対応」が挙げられている。

ウ 終業時刻後の主な従事業務

	第1位		第2位		第3位	
	従事業務	%	従事業務	%	従事業務	%
校長	地域との調整	15.6	保護者対応	14.2	PTA 関係	14.2
教頭等	教育委員会報告等	17.4	地域との調整	15.5	保護者対応	14.3
教諭	授業準備	18.8	採点・補助簿記録	15.8	会議・打ち合わせ	10.7
養護教諭	会議・打ち合わせ	21.3	保護者対応	14.9	児童・生徒指導等	6.4
栄養教諭	授業準備	35.3	学校経営事務	11.8	教育委員会報告等	5.9
事務職員	学校経営事務	29.6	教育委員会報告等	20.1	保護者対応	17.2

(出典:「福岡市立学校 教職員の業務改善のための実施プログラム 資料編」より抜粋)

※それを受け、「福岡市立学校 教職員の業務改善のための実施プログラム」には、教職員の負担軽減のため、保護者・地域団体に対し、教職員の勤務時間外や休日地域行事、運営委員会等への参加要請の軽減を求めている。

国は、学校における働き方改革の一環として学校業務の役割分担・適正化を行うことを求めている。その中に今まで学校が担ってきた業務のうち「基本的には学校以外が担うべき業務」については、学校からそれ以外に業務分担することを求めている。

その現場対応を担うのが学校長等の管理職であり、単に各種行事に地域住民としての立場で参加するのではなく、学校と保護者・地域団体との役割分担を理解・推進していくための学校渉外担当としての立場・役割として参加するのであれば、学校教育に必要な業務として認識するべきである。

(改善提案)

教育委員会は、学校長等管理職が担うことのできる業務範囲、業務量及び責任を明らかにする一環として、地域等との関わりに係る学校長等の立場を整理することを検討されたい。

【意見Ⅳ-3-(1)-4】業務改善の取組みの徹底について

監査手続として実施したアンケートの結果、学校閉庁日における勤務状況確認、定時退校日の設定、部活動休養日の設定について、実施されていない旨の回答があった。

(改善提案)

長期間勤務解消に向けた取組を推進するため、各学校に周知徹底を行い、100%の実施に努められたい。

V市の学校教育全般に関する意見【総合意見】

1 教育委員会の学校現場サポートの強化について

(1) 学校と教育委員会の関係

学校は、生徒・保護者のニーズや地域の状況に応じた教育を主体的に行い、保護者や地域住民に対して直接に説明責任を果たす役割を担うことが求められると考える。

教育委員会は、域内における教育の基本方針を定め、それに沿って各学校の自主的な教育活動を支援していくこと、各学校間や学校地域間の連携を図り、また、教員の意欲を高める役割を担うことが求められると考える。

(教育委員会と校長の主な職務の比較の概要)

区分	教育委員会の職務	校長の職務
組織編制教育課程関係	<ul style="list-style-type: none"> ・教育指導計画の承認 ・休業日, 学年及び学期の期間の決定 ・伝染病予防上必要な臨時休業 ・学校評議員の委嘱 ・その他学校の組織編制, 教育課程, 学習指導等に関すること 	・教育指導計画の編成(教育課程の編成)
		・授業始業時刻の決定
		・時間割の決定
		・非常変災等による臨時休業の決定, 報告
		・修学旅行, 対外試合等の学校行事の実施
		・副読本, 学習帳等の選定
		・校務分掌の決定
		・学級担任, 教科担任の決定
児童生徒関係	<ul style="list-style-type: none"> ・就学事務(学齢簿の編成, 区域外就学に関する協議, 入学期日の通知, 学校の指定, 就学義務の猶予・免除・履行督促, 就学援助) ・児童生徒の出席停止 	・入学, 転学の許可, 退学, 休学の許可
		・指導要録の作成
		・出席簿の作成, 出席状況の把握
		・課程修了及び卒業の認定
		・卒業証書の授与
		・児童生徒の懲戒
		・高校進学に際しての調査書等の送付
		・伝染病感染防止のための出席停止
教職員関係	・学校の職員の任免その他の人事	・所属職員の監督
	・研修の実施	・教職員の人事に関する意見の具申

区分	教育委員会の職務	校長の職務
		<ul style="list-style-type: none"> ・非常勤講師の人選 ・職員の休暇の承認 ・職員の出張命令 ・勤務場所を離れての研修の許可
学校施設関係	・校舎及び教具その他の設備の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・施設, 設備の管理 ・学校施設の目的外使用の許可
予算関係	・学校の予算の配分(査定)	<ul style="list-style-type: none"> ・予算書の作成, 備品購入計画の作成 ・旅費, 設備費その他の運営経費の執行

(出典:国 教育改革国民会議 第2分科会(第5回)資料より抜粋)

(2) 学校現場単独では対応が難しい事象

上述の「校長の職務」に記載されたとおり、学校長は学校経営において大きな職務権限を有する反面、それに関する管理責任が大きい。

今回の監査では、大量に保有している学校備品や USB メモリの管理等、現時点でその全てを学校現場が詳細に把握し、台帳との整合性を学校現場のみで確認することは、多忙な学校現場では対応が難しい状況であると考えられる事象が認識された。

「IV 2 (1) 施設管理, 財産管理について」より抜粋

【意見IV-2-(1)-1】備品の現物確認(点検)方法について

学校で統一した備品の現物確認(点検)方法が定められていない。そのため、各学校で実施している現物確認が不十分であり、備品出納簿(財務会計システム)と備品現物の整合性が確保できない状況にある。

(改善提案)

教育委員会は、学校備品の特性と事務負担を考慮した現物確認方法について、各学校で統一した方法による現物確認が実施できるような方策を検討し、周知徹底することを検討されたい。

【意見IV-2-(1)-4】記録媒体の利用について

学校においては、教育委員会が賃貸借契約により管理している USB メモリ(A-Locky) 3,433 個と、教育委員会が管理していない学校が独自に購入した「A-Locky」以外の USB メモリを多数保有している。

往査したすべての学校において「記録媒体(USB)利用台帳」は作成され、USB メモリが教職

員によって利用されている事実が確認された。USBメモリの利用頻度を低減させるような教育情報ネットワークを構築すべきである。

(改善提案)

情報漏洩リスクと教職員のUSBメモリ管理事務負担軽減のため、USBメモリの利用頻度を低減させるような教育情報ネットワークを構築することを検討されたい。

(3) 職場としての学校の評価

我が国において、教員不足が課題となっている。国が平成29年度始業日時時点で11の都道府県・指定都市において調査したところ、小学校においてはすべての自治体において教員が不足しているという結果となっている。

教員の確保の状況に関するアンケート結果①

以下11の都道府県・指定都市の協力を得て、アンケートを実施した。

<都道府県> 北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、愛知県、福岡県、大分県、鹿児島県
<政令指定都市> 大阪市、北九州市、福岡市

「教員の不足数」



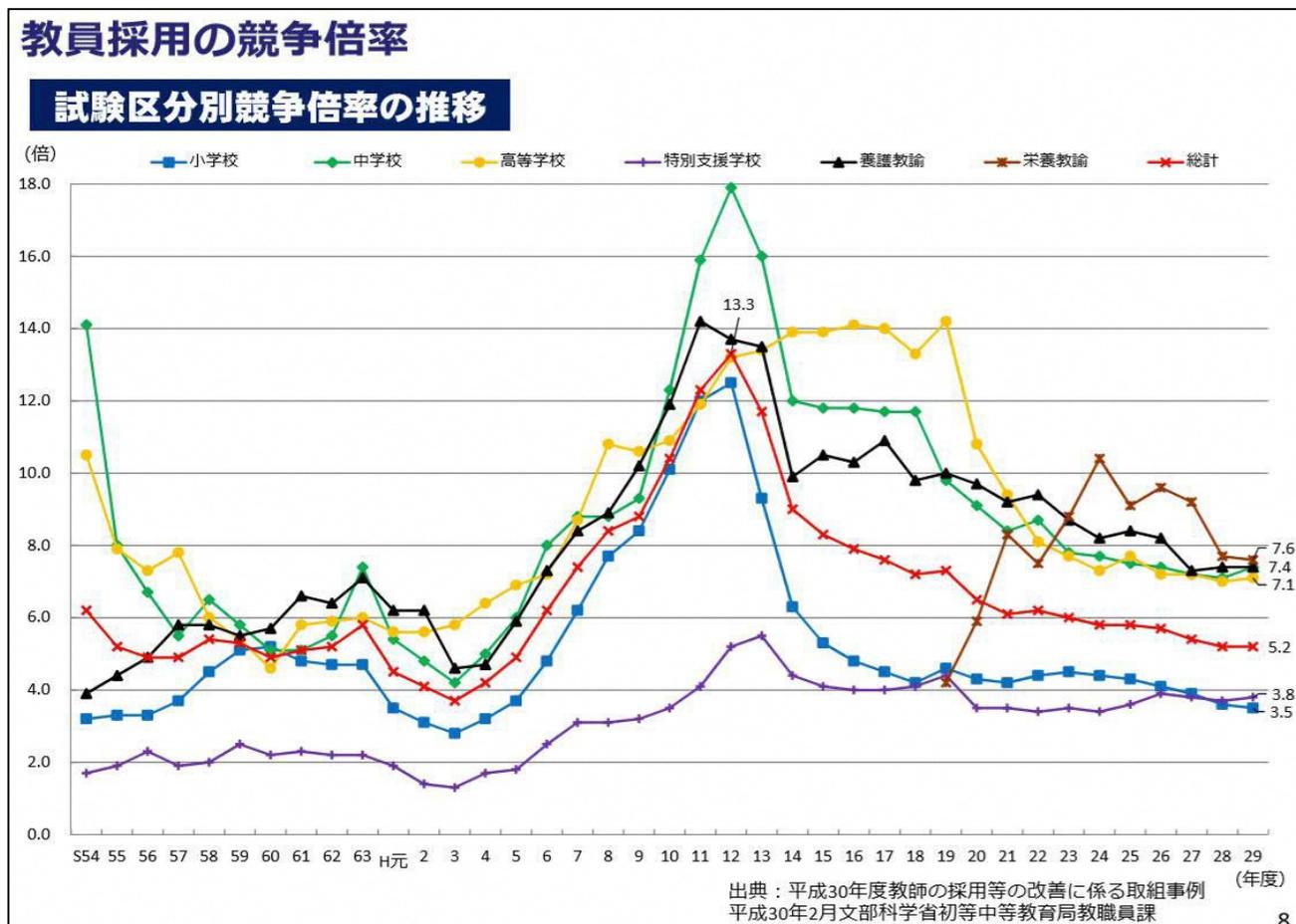
※「教員の不足」とは、学校に配置されている教員の数が、各自治体において学校に配置することとしている教員の数を満たしていない状態を指す。

※「小学校の学級担任の不足」及び「中学校の教科担任の不足」とは、少人数教育等のための教員が確保できない場合等と異なり、当該教員がいないことで必要な授業が行えない又は授業時間を確保できない場合を指す。

※小学校には義務教育学校の前期課程、中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。

(出典:文部科学省 いわゆる「教員不足」について より抜粋)

また、教員採用の競争倍率も平成12年度をピークに各教員試験区分ともに減少傾向にある。

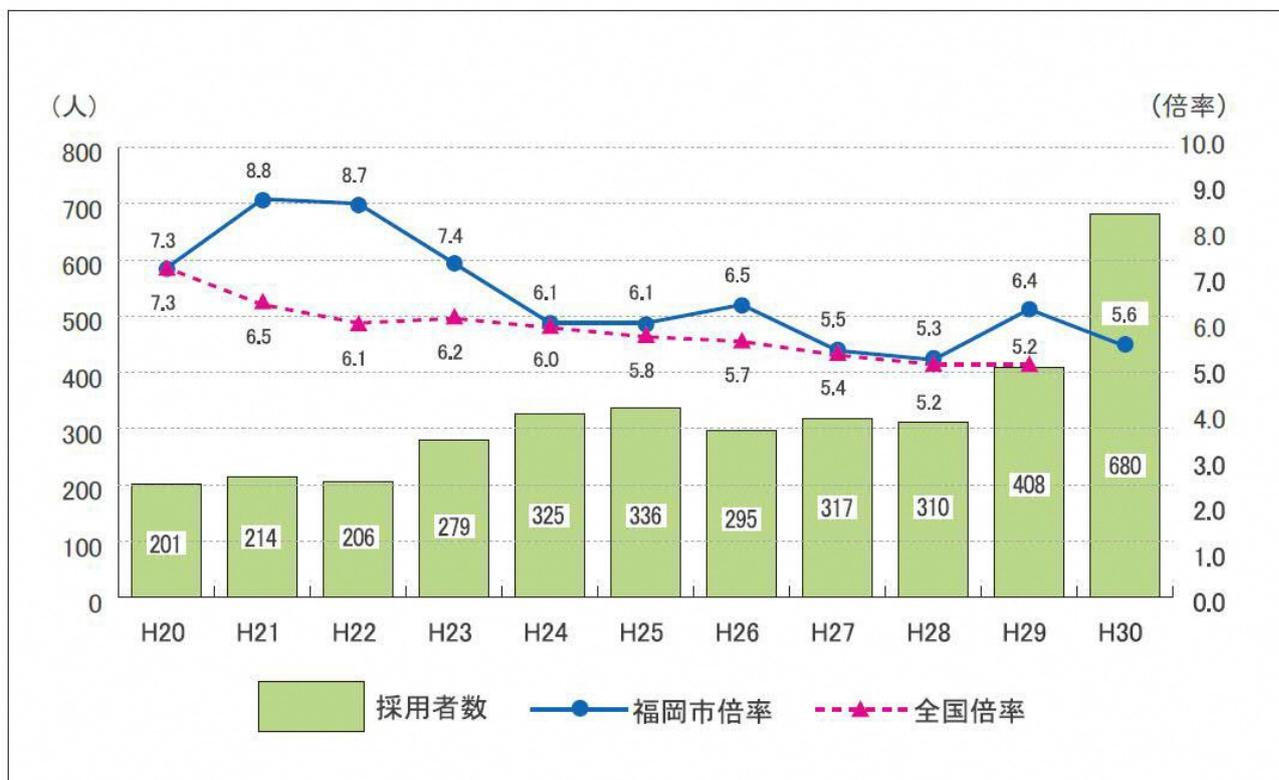


(出典: 文部科学省 いわゆる「教員不足」について より抜粋)

市の教員採用の受験倍率の推移も同様に下降傾向にある。

(出典:第2次福岡市教育振興基本計画 基礎データより抜粋)

○ 新規採用教員数と受験倍率



出典:福岡市教育委員会調査

教員不足、及び教員採用の受験倍率の低下の主な要因としては、教職員の長時間勤務や保護者対応等の業務負荷等がテレビ・新聞、インターネットによって報道され、他の職種と比較して相対的に魅力が低下したことも一因として考えられる。

【総合意見】

教育委員会は、学校における働き方改革の推進に向けて、国の推進に先んじて学校給食費の公会計化、「共同事務執行体制」、「教職員の業務改善のための実施プログラム」等を行ってきた。

その一方で、わが国で一般的に認識されている重要な課題である学校外の勤務状況を把握するための調査が未実施であり教職員の負担全容解明に踏み込んでいない。

また、市の教育現場単独では対応が困難な学校備品管理等の課題について、教育委員会は現行ルールに基づく指導等の支援は実施しているが、教職員の業務負荷を踏まえた抜本的な課題解決に向けた対応がなされているとはいえない。

(改善提案)

学校教育の充実は、都市としての魅力の大きな要素であると考えます。それを担う教職員の勤務状況を改善し再び魅力ある職場として認識されるようになるため、教育委員会は、学校現場における課題認識を積極的に行い、学校における働き方改革を強力的に推進することを検討されたい。

以上